

令和 3 年

七ヶ浜町議会会議録

3月会議 3月1日 開会
 3月15日 閉会

七ヶ浜町議会

令和 3 年 3 月 1 日（月曜日）

七ヶ浜町議会定例会 3 月会議会議録

（第 1 日目）

令和3年七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録第1号

令和3年3月1日（月曜日）

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
10番	渡邊淳君	11番	佐藤梶信君
12番	歌川渡君	13番	遠藤久和君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
復興推進課長	小野賢一君
財政課長	安達正彦君
税務課長	小野勝洋君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小玉寿君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君

健康福祉課長	渡辺文昭君
長寿社会課長	遠藤裕一君
防災対策室長	石井直紀君
会計管理者	斎藤重俊君
教育長	武田光彦君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	鈴木雅浩君

事務局職員出席者

議会事務局長	庄子克也君
同書記	米本哲也君

議事日程 第1号

令和3年3月1日(月曜日) 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 施政方針及び提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 4号 七ヶ浜町議会議員及び七ヶ浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 日程第 5 議案第 5号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6号 七ヶ浜町東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例について
- 日程第 7 議案第 7号 仙塩広域都市計画事業花渚浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例及び仙塩広域都市計画事業代ヶ崎浜A地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第 8号 七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金条例について

- 日程第 9 議案第 9 号 七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 10 号 七ヶ浜町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者とうに対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 11 号 高額療養費貸付条例を廃止する条例について
- 日程第 12 議案第 12 号 七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 13 号 七ヶ浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 14 号 七ヶ浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 15 号 七ヶ浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 16 号 七ヶ浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 17 号 字の区域を新たに画することについて
- 日程第 18 議案第 18 号 字の区域を変更することについて
- 日程第 19 議案第 19 号 町道路線の廃止について
- 日程第 20 議案第 20 号 町道路線の変更について
- 日程第 21 議案第 21 号 町道路線の認定について
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 2 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 23 議案第 23 号 令和 2 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 24 号 令和 2 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 25 議案第 25 号 令和 2 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 26 号 令和 2 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

- 日程第 27 議案第 27 号 令和 2 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 28 議案第 28 号 令和 2 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 29 議案第 29 号 令和 3 年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第 30 議案第 30 号 令和 3 年度七ヶ浜町水道事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 31 号 令和 3 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 32 号 令和 3 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 33 号 令和 3 年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 34 議案第 34 号 令和 3 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 35 議案第 35 号 令和 3 年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第 36 議員提出議案第 3 号 七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 施政方針及び提案理由の説明
- 日程第 4 議案第 4 号 七ヶ浜町議会議員及び七ヶ浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 日程第 5 議案第 5 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6 号 七ヶ浜町東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例について
- 日程第 7 議案第 7 号 仙塩広域都市計画事業花湊浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例及び仙塩広域都市計画事業代ヶ崎浜 A 地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第 8 号 七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金条例について

- 日程第 9 議案第 9 号 七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 10 号 七ヶ浜町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者とうに対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 11 号 高額療養費貸付条例を廃止する条例について
- 日程第 12 議案第 12 号 七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 13 号 七ヶ浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 14 号 七ヶ浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 15 号 七ヶ浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 16 号 七ヶ浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 17 号 字の区域を新たに画することについて
- 日程第 18 議案第 18 号 字の区域を変更することについて
- 日程第 19 議案第 19 号 町道路線の廃止について
- 日程第 20 議案第 20 号 町道路線の変更について
- 日程第 21 議案第 21 号 町道路線の認定について
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 2 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 10 号）
- 日程第 23 議案第 23 号 令和 2 年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 24 号 令和 2 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 25 議案第 25 号 令和 2 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 26 号 令和 2 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

- 日程第 27 議案第 27 号 令和 2 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 28 議案第 28 号 令和 2 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 29 議案第 29 号 令和 3 年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第 30 議案第 30 号 令和 3 年度七ヶ浜町水道事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 31 号 令和 3 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 32 号 令和 3 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 33 号 令和 3 年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第 34 議案第 34 号 令和 3 年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 35 議案第 35 号 令和 3 年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第 36 議員提出議案第 3 号 七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日3月1日は休会の日ですが、議事の都合により令和3年七ヶ浜町議会定例会を再開し、3月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により3番仁田秀和議員、4番木村 稔議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和3年七ヶ浜町議会定例会3月会議の日程は、本日から15までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの15日間と決しました。

諸般の報告

ここで、議長より諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、2月17日、宮城県町村議会議長会定期総会並びに宮城黒川地方町村議会議長会定期総会が開催され、私が出席をし令和3年度事業計画などにつきまして審議をしてきております。

次に、2月26日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますのでお目通しを願います。

また、今定例会に説明のため出席している職員はお手元に配付しているとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（岡崎正憲君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） 改めまして、おはようございます。

初めに、七ヶ浜町議会前副議長佐藤 衛氏が2月6日、逝去されました。佐藤前副議長は町役場職員を経て平成27年8月の七ヶ浜町議会議員選挙に当選、令和元年9月からは副議長として議会の活性化や町勢発展に尽力されました。復興事業の完遂を目前に、また、新型コロナウイルス感染症対策に町を挙げて取り組むさなか、佐藤前副議長を失いましたことは返す返すも残念でなりません。佐藤前副議長の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

さて、3月11日東日本大震災の発生から10年を迎えます。改めまして震災で犠牲になられた皆様に深く哀悼の意を表するとともに、御遺族の皆様・被災された皆様に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、令和3年七ヶ浜町議会定例会3月会議の開会に当たり令和2年定例会12月会議以後における行政報告を申し上げます。

1月6日、宮城県漁業協同組合塩釜総合支所において第73回鹽竈神社奉獻干しノリ品評会が開催されました。今回は102点の出品があり、ノリの色つやや形、手触りなど厳正な審査が行われ代々崎浜の相澤栄喜さんが見事最高賞を取り、受賞したノリは2月に皇室に献上されました。このことは町にとりましても大変栄誉なことであり、同業者の励みともなります。なお、町内生産者のノリが皇室に献上されるのは2年ぶりとなります。

1月10日、七ヶ浜国際村ホールにおいて成人式が行われ、新成人160名が出席しました。今年には新型コロナウイルスの影響により出席者を限定した形での開催となりました。新成人代表の誓いの言葉ではこれまでの20年間でお世話になった家族や友人、全ての人たちへの感謝の言葉とともに小学校4年生のときに見舞われた東日本大震災での経験と思い出が自分たちの成長につながっていること、震災で培った強い気持ちときずなで新型コロナウイルスという未知の困難に立ち向かいこれまで育んできた互いのきずなを糧に社会を支え社会に貢献していきたいとの決意が述べられました。

1月15日、宮城海上保安部との包括連携に関する協定締結式が行われ、宮城海上保安部からキシタトシカズ部長と関係者が出席いたしました。宮城海上保安部には災害時の対応や海上で

の人命救助、航行する船舶の安全確保に大きな役割を果たしていただいております、この協定では宮城海上保安部と本町が持つ人材、知識、情報を活用し地域の安全や人材育成、地域活性化などに連携して取り組むことがうたわれております。協定締結により今後は町でも花渚灯台を独自に利活用できるようにもなり、また、小中学生や町民を対象とした巡視船の見学や着衣水泳訓練、海洋環境教育の実施など様々な分野での連携が期待されるところであります。

1月21日、松島町石田沢防災センターにおいてふるさとの魅力てんこ盛りセットの出発式が行われ、塩釜地区二市三町の市長、町長や生産者など約30名が出席し、初回発送分の200セットが購入者の元へ送り出されました。ふるさとの魅力てんこ盛りセットは塩釜地域の各市町で取り組んでいる地域活性化策のさらなる加速化と新型コロナウイルスの影響を受けた地域経済の再生を応援するため、塩釜地区広域行政連絡協議会が企画したものです。各市町自慢の食材がセットになり、1,000セットの数量限定で販売されましたが、1万円相当の品が5,000円で購入できることもあり1月12日の予約開始から2日で完売いたしました。

1月26日、東北復興宇宙ミッション七ヶ浜宇宙ルバーブ出発式が町役場にて行われました。震災から10年の節目に被災地の植物や農作物の種を宇宙に打ち上げ、帰還した種を地域の活性化につなげるプロジェクトの一環で、出発式にはこのプロジェクトを企画した一般財団法人ワンアースの長谷川代表理事や町関係者が出席いたしました。本町からはルバーブの種が宇宙に打ち上げられることになり、打ち上げられた種は7月に地球に帰還し、その後、育苗、栽培を経て七ヶ浜宇宙ルバーブとして新たなブランド展開を始めてまいります。

2月6日、七ヶ浜町スポーツ協会設立45周年記念式典が行われました。七ヶ浜町スポーツ協会（旧七ヶ浜町体育協会）は昭和50年の協会設立以来本町におけるスポーツの振興や地域の融和に大きく貢献いただいております、現在12団体が加盟しております。記念式典では45年記念顕彰としてスポーツ振興に功績があった方々への表彰のほか、六華亭遊花さんによるスポーツはチームワーク、笑ってなまってるコミュニケーションと題した記念講演が行われました。新型コロナウイルスの影響は協会運営にも及び、各種大会をはじめとした事業がほぼ実施できない状況にあり固いきずなが揺らぐのではないかと心配されます。コロナ禍が収束した折には協会とこれまで以上に連携を図り、スポーツの振興とスポーツを通じた町民の健康づくりを推進してまいります。

次に、復興事業の進捗について報告いたします。

建設事業の最後となります長須賀多目的広場整備工事につきましては2月末時点で工事進捗率が98%となっており、3月中旬の完了に向け大詰めを迎えております。本事業の完了をもつ

て復興のハード事業は終了となりますが、被災された方々の心のケアや見守り、子供たちへの支援など心の復興事業についてはまだ終わりがありません。今後とも、丁寧な対応ときめ細かな施策を展開してまいります。

また、3月11日の東日本大震災七ヶ浜町追悼式は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町から案内状を送付した御遺族、御来賓に参列者を限定し行います。案内状をお持ちでない方については、別にエントランス広場に献花台、記帳所を設け追悼式の様子はY o u T u b eで配信する予定にしております。

次に、新型コロナウイルス感染症関連について報告いたします。

昨年暮れからの全国的な感染拡大を受け、政府は1月7日、感染拡大が著しい1都3県に対し緊急事態宣言を発出し、1月14日には宣言が11都府県に拡大され、2月2日には栃木県を除く10都府県に対し3月7日までの延長が発表されたところであり、本町における感染者の状況は2月末日までに26名の感染者が確認されております。また、1月13日には生涯学習センター職員の感染が確認され、1月13日17時から1月15日まで生涯学習センターを臨時休館いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方々の支援制度への申込み状況につきましては、中小企業者に対する国の融資制度では融資申込みのために必要な認定書の発行件数は2月25日現在、4つの制度合わせて120件となっております。町社会福祉協議会が窓口となっている失業や休業等により収入が減少した世帯への緊急小口資金特例貸付けにつきましては、2月25日現在相談件数が118件、申請件数が89件となっており、総合支援資金特例貸付けにつきましては同日時点で相談件数が37件、申請件数が34件となっており、まだまだ大変な状況が続いております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の個々の進捗状況につきましては、12月会議と同様、別紙に掲載しておりますのでお目通し願います。

新型コロナウイルスワクチン接種については、2月14日国内でワクチンが承認され2月17日より医療従事者への先行接種が開始されております。本町では4月からの高齢者を対象とした接種開始を見据え、2月1日に新型コロナウイルスワクチン接種チーム七ヶ浜を設置し、スケジュール調整や人員体制の構築等の検討を行っております。現在のところ、ワクチンの入荷時期など国から具体的なスケジュールは示されていないところですが、町民の皆様へ適切な情報提供を行い迅速にワクチン接種が実施できるよう体制を整えてまいります。

東日本大震災から間もなく10年となります。ここに至るまでには町民の皆様の深い御理解、御協力と延べ8万人を超えるボランティアや100名を超える支援職員をはじめとした多くの温かい御支援、お力添えがありました。そして、3月で活動を終了する特定非営利活動法人レス

キューストックヤードの皆様には震災直後から本町に拠点を構え10年にわたり被災された方々に寄り添い、支援活動を行っていただきました。この場をお借りし、改めて御礼を申し上げます。復興は1つの区切りを迎えますが、新型コロナウイルスという新たな困難が立ちはだかっております。町といたしましては新型コロナウイルス対策に町を挙げて取り組み、町民の皆様にも少しでも安心を届けられるよう努めてまいりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます、行政報告といたします。ありがとうございました。

日程第3 施政方針及び提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、施政方針及び提案理由の説明について、寺澤 薫町長へ説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 初めに、私からも2月6日逝去された前副議長佐藤 衛氏の御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

それではこれより令和3年度の施政方針と今定例会に提出いたしました議案の提案理由について御説明を申し上げます。

東日本大震災の発生から10年が経過し、町民の皆様とともに総力を挙げて取り組んでまいりました復興事業はおかげさまで順調に進展を遂げ、10年を機に復興は新たなステージを迎えることとなります。一方、心の復興には今後も時間をかけて向き合う必要があり、町民の皆様への心のケアに加え、本年度は新たな施策として東日本大震災の経験と教訓を後世に伝え震災の記憶を風化させない取組にも力を入れてまいります。

防災・減災対策につきましては大規模自然災害に備えるべく本町の国土強靱化に取り組み、さらなる強化をしてまいります。

さて、世界中で蔓延している新型コロナウイルス感染症は町民の皆様のご生活をはじめ大きな影響を及ぼしております。難局とも言える状況の中、医療の最前線で日々全力を尽くされている医療関係者の皆様へ心から敬意を表し、感謝申し上げます。

本年度は一刻も早い収束と平穏な日常が取り戻せるよう新型コロナウイルスワクチンの早期接種と感染拡大防止を最優先に取り組んでまいります。私たちを取り巻く環境が激変し、刻々と変化を続けるコロナ禍であってもまちづくりの歩みを止めるわけにはまいりません。

本年度はコロナ後の未来を見据えるため策定を1年延期しておりました七ヶ浜町長期総合計画及び七ヶ浜町総合戦略を策定し、復興の新たなステージの指針をお示しいたします。

政府においては本年9月にデジタル庁が設置され、社会全体でのデジタル化の加速が予測されます。本町においてもデジタル化における行政運営の効率化、住民福祉の向上を積極的に進めてまいります。

本年度におきましては心通う健康のまちづくりをより一層推進するため、まちづくり戦略ステップアップ2021と題し、次の6つの政策軸の元にまちづくりを進めてまいります。6つの政策軸を進めるに当たっては見える化をキーワードに町民の皆様に分かりやすく、かつ効率的効果的な施策となるよう鋭意取り組んでまいります。

6つの政策軸において、次の新規事業等にも取り組んでまいります。

1つ目は安全安心の充実であります。全国各地で大規模自然災害が発生し、災害が年々激甚化している中、人命を守ることが最優先であります。町民の皆様への災害防災情報の提供とともに避難行動を促し、来るべく自然災害に対応できるよう強化してまいります。主な事業としては東北大学指定国立大災害科学トップレベル研究拠点によるフィールド連携研究を本町との共催事業として企画し、行政と学術の連携による安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。また、今後災害が発生した際の避難所の設営、運営には新型コロナウイルス感染症対策が不可欠であることから、迅速かつ円滑に避難所を設営運営できるよう体制を整えてまいります。

2つ目は人材の育成であります。平成28年度から七ヶ浜町グローバル人材育成プログラムのさらなる充実を図るため、町内小中学校では七ヶ浜グローバルプロジェクトに取り組み、英語教育では小中学校の英語コミュニケーション力の育成として自分で考え自分の言葉で意見や考えを伝え合えるコミュニケーション力の育成に取り組んでおります。本年度からは世界のグローバル化やICT化の大きな社会変化に対応できる人材育成も視野に入れ、小中学校の英語コミュニケーション力の育成とGIGAスクール構想によるICT教育の推進の2つの施策を柱として展開してまいります。ICT教育においては教師と児童生徒が一緒になって知恵と工夫を凝らし、発見する喜びや主体的で対話を通した学びを深め、学習活動の一層の充実を図ってまいります。不登校等の児童生徒への対応や小学校地区民合同大運動会についても関係機関との連携協力体制を強化し、質の高い教育の実現に向けて取り組んでまいります。

3つ目は攻めの福祉へであります。新型コロナウイルスの影響により社会的・経済的に不安定な状況が続く中、妊娠出産育児への不安や悩みを抱える妊産婦等の増加が懸念されます。児童福祉につきましては妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目的として、本年度子育て世代包括支援センターを立ち上げ専門職が中心となり個別の実情、ニーズの把握や支援内

容の調整など妊婦、乳幼児等への包括的な支援に取り組んでまいります。また、専門的な相談対応を必要とする子供やその家庭等に対し継続的な支援を行うため子供家庭総合支援拠点を立ち上げ、妊娠出産育児に関する個別相談や情報提供を行うほか、要保護・要支援児童等や虐待への対応についても関係機関と連携し取り組んでまいります。これらの一体的な運営管理を推進するため、引き続き宮城県から児童福祉を専門とする職員を派遣いただき業務の統括及び関係機関との連携強化を図ってまいります。高齢者福祉につきましては個々の事情に応じ適切な福祉サービスが提供できるよう、顔が見える福祉に取り組んでまいります。その1つとして、新たに地域の見守り支援員を配置し地区や町社会福祉協議会と連携しながら避難行動要支援者名簿に基づく見守りのルールを定め、より地域の見守りと介護予防の関連を強化して対応してまいります。また、これまでも取り組んできたドライビングシミュレーターに加え、新たに本年度はスポーツダーツなど年代を問わず気軽にできるレクリエーションも取り入れ、健康寿命の延伸と介護予防につなげてまいります。幅広い年代の健康維持のため、人に優しく歩きやすい逍遙の道づくりを模索しつつウォーキングを推奨してまいります。町民の健康寿命の延伸につながる健康づくり講演会の開催などに加え、本年度は子供からお年寄りまで各世代にわたり誰もが健康で生きがいを持って暮らしていただけるよう、新たな企画を検討するための横断的な組織を庁内に立ち上げます。

4つ目は地域の再構築であります。コロナ禍の新しい生活様式の中でのコミュニティー活動も変化しております。本年度は新たに町民の皆様の健康と世代間交流、コミュニティーの活性化を目的にスポーツダーツを活用した七ヶ浜アロープログラム事業を展開します。また、津波注意報や警報が発令された際、視覚的に伝達する手段として沿岸部の自主防災会に津波の発生を知らせる津波フラッグを整備するほか、冒頭でも触れましたが震災の記憶を風化させないよう震災の経験や教訓を後世に伝える活動や今後起こり得る災害に備え地域における災害発生時の避難行動に生かすための取組など、防災対策の充実を図ってまいります。

5つ目は地域公共交通の継続と充実であります。町民バスぐるりんこは通勤通学や買い物など町民の皆様にとって必要不可欠な交通手段であり、本年度も利用者のニーズを把握しきめ細やかな地域交通ネットワークの在り方を探りながら路線の継続を図ってまいります。町民バスの利用促進策としましてはスマートフォン等による時刻表検索機能及び英語版時刻表を導入するとともに、好評をいただいている定期券をよりPRし、65歳以上の運転経歴証明書提示者への1年間運賃無料や中学校卒業記念無料乗車券配付などに取り組んでまいります。

6つ目は地場産業の新たな展開の模索であります。本年度はアワビ増殖事業に加え新たな特

産として期待されるトリガイの採苗試験や生育調査に継続してチャレンジしてまいります。また、明治から本町に伝わる西洋野菜ルバーブにつきましても新たなブランド展開として東北復興宇宙ミッションにより国際宇宙ステーションから帰還した七ヶ浜宇宙ルバーブの普及を目指してまいります。その他、町民の健康寿命延伸に向けた施策の1つとして昨年各家庭に配付したレシピ本を活用し地元食材やほかの食材を組み合わせることで食べることで健康になるメニューなどを紹介してまいります。本年度も本町の地域資源を活用した取組を進めてまいります。

次に、一般会計予算案について御説明を申し上げます。

令和3年度の歳入歳出予算額は65億円で、前年度と比較すると8億5,000万円の減で編成しております。新型コロナウイルス感染症対策関連経費を計上しておりますが、ハード面での復興関連事業が終息したことにより大きく減額となりました。

歳入については主要な自主財源である町税が19億7,194万9,000円で、対前年度比5.1%減で計上しております。要因としては固定資産税の評価替えによる減のほか、個人住民税の所得割及び法人町民税の減によるものであります。また、税制改正により固定資産税及び都市計画税が減少する場合の減収額の補填として新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を計上しております。繰入金は東日本大震災復興基金繰入金を2,693万2,000円、子供医療費助成事業の財源として地域福祉基金繰入金を2,000万円、公債費元利償還金の財源として減債基金繰入金を2,000万円、さらに歳入不足を補うために財政調整基金からの繰入れを4億1,000万円を計上しております。地方交付税は国の地方財政対策において地方交付税の微増が示されております。前年度の決算見込み額を基に算出した結果、普通交付税は対前年度比8.3%増の13億円、特別交付税1億円を計上しております。また、東日本大震災復興交付金事業の完了などにより町負担分を補う震災復興特別交付税は対前年度比77.4%減の7,624万3,000円を計上しております。国庫支出金は災害公営住宅等家賃低廉化及び特別家賃低減対策費補助金が東日本大震災復興交付金基金の廃止により国庫支出金に計上したこと、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金及び補助金の計上により対前年度比54.1%増の8億8,076万4,000円を計上しております。県支出金は認定子ども園幼稚園施設型給付費負担金、幼稚園施設型給付費補助金の減額はあったものの衆議院選挙及び宮城県知事選挙並びに宮城県議会議員選挙の執行経費の増額により対前年度比0.6%増の4億6,931万3,000円を計上しております。町債は地方交付税の財源不足振替相当分としての臨時財政対策債2億5,000万円、七ヶ浜国際村レストラン等エアコン改修事業の財源として七ヶ浜国際村改修事業債920万円、急傾斜地崩壊対策事業の財源として急傾斜地崩壊対策事業債1,380万円などの借入れを予定しております。

歳出については人件費が衆議院議員選挙、宮城県知事選挙、宮城県議会議員選挙に係る経費の計上により増となっているものの、退職手当組合負担金負担率の減等により対前年度比1.9%減の13億3,167万9,000円を計上しております。公債費は東日本大震災後に借り入れた災害援護資金臨時財政対策債の元金償還の増により対前年度比5.9%増の4億4,469万6,000円となるほか、扶助費が対前年度比0.8%減の10億2,744万1,000円を計上しております。人件費、公債費及び扶助費による義務的経費は27億8,381万6,000円となり、予算全体の42.8%を占めております。

普通建設事業費は七ヶ浜健康スポーツセンター機械設備改修事業、町道整備工事、国際村レストラン等エアコン改修事業など1億8,413万9,000円となり、復興事業の完了に伴い予算全体で2.8%、前年度より8億2,376万1,000円の減で計上しております。

物件費は復興関連事業、姉妹都市プリマス400周年記念事業費で減となっているものの、衆議院議員選挙及び宮城県知事選挙並びに宮城県議会議員選挙に係る経費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、公園管理に要する経費等の増により前年度比8.3%増の13億5,899万6,000円となり、予算全体の20.9%を占めております。

補助費等は宮城東部衛生事務組合負担金の減などにより前年度比13.2%減の7億8,249万8,000円となり、予算全体の12.1%を占めております。

操出金は国民健康保険事業特別会計への操出金が2,792万2,000円減の1億3,224万円を計上したものの、介護保険特別会計への操出金が3,746万8,000円増の2億9,363万円、下水道事業特別会計への操出金が1,601万5,000円増の2億5,571万5,000円となったことにより、前年度比4%増の9億3,050万8,000円となり予算全体の14.3%を占めております。

次に、下水道事業特別会計予算案について御説明を申し上げます。

令和3年度の歳入歳出予算額は6億6,200万円で、前年度と比較すると1,000万円の減で編成しております。

歳入については分担金及び負担金が下水道事業受益者負担金の減少により対前年度比17.9%減の32万1,000円、使用料及び手数料は現年度分下水道使用料の微増により対前年度比0.1%増の2億1,786万3,000円、国庫支出金は社会資本整備総合交付金事業の減少により対前年度比12.5%減の3,500万円を計上しております。また、繰入金は流域下水道維持管理負担金などの増加により対前年度比6.7%増の2億5,571万5,000円、町債は資本費平準化債などの減少により対前年度比13.4%減の1億4,810万円を計上しております。

歳出については総務費が下水道事業地方公営企業会計移行業務委託料の増加により対前年度

比7.7%増の1億6,625万7,000円、事業費は下水道管路施設ストックマネジメント作成業務委託料の増加により対前年度比5.6%増の1億1,151万3,000円を計上しております。工事請負費の主な内容としましては、社会資本整備総合交付金事業による人工内面構成工事や汚水ポンプ場改築工事などを予定しております。また、公債費は平成2年度借換分などが完済したことや利子の減少により対前年度比6.1%減の3億8,096万7,000円を計上しております。今後も社会資本整備総合交付金事業などによる下水道整備を進め、下水道を使用する方が衛生的で快適に生活できるよう施設の計画的な維持管理と効率的な事業運営に努めるとともに令和6年4月を予定している下水道事業の地方公営企業会計移行に向けて本年度より準備に取り組んでおります。

次に、国民健康保険事業特別会計予算案について御説明を申し上げます。

令和3年度の歳入歳出予算額は21億8,300万円で、前年度より5,400万円の減で編成しております。

歳入については国民健康保険税が3億3,752万4,000円と前年度より2,230万8,000円の減で計上しております。また、歳出の保険給付費分として交付される保険給付費等交付金が大半を占める県支出金については歳出の保険給付費に合わせて15億9,882万円と前年度より2,289万円の減で計上しております。

歳出については保険給付費を前年度からの推計値により15億7,982万7,000円と前年度より2,222万9,000円の減で計上しております。また、国民健康保険事業費納付金を県の産出額に基づき5億1,997万2,000円と前年度より599万9,000円の減で計上しております。保険事業については前年度同様令和2年度で中間評価を行った第2期国民健康保険事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画に基づき保険事業を実施することとしております。特定保険事業については前年度と同様に業務委託し、糖尿病性腎症重症化予防事業を継続して実施するとともに、引き続き健康増進を図るための生活習慣病予防事業も進めてまいります。今後も貴重な財政基盤となる国民健康保険税についての御理解をいただき、国民健康保険事業の運営に取り組んでまいります。

次に、公園墓地事業特別会計予算案について御説明を申し上げます。

令和3年度の公園墓地事業特別会計歳入歳出予算額は1,758万2,000円で、前年度と比較すると72万9,000円の増で編成しております。

歳入については使用料及び手数料1,058万円を計上しております。公園墓地使用料に係る墓地の区画数は18区画分を計上しております。繰入金については60万1,000円の増となり、歳出

の一般管理費に係る経費分を繰入れするものであります。繰越金については40万円を計上しております。

歳出については総務費が840万2,000円を計上しております。このうち、公園墓地管理基金への積立では180万円を計上しております。諸支出金については一般会計への繰出しで878万円を計上しております。今後も本事業の周知を図るとともに、公園墓地運営につきましても万全を期してまいります。

次に、介護保険特別会計予算案について御説明を申し上げます。

保険事業勘定の歳入歳出予算額は18億1,900万円で、前年度と比較すると9,500万円の増で編成しております。

歳入については基本的に給付費の23%を65歳以上の第1号被保険者、27%を40歳から64歳までの第2号被保険者が負担し、残りの50%を国県町が負担する仕組みになっております。公費負担分のうち、原則として居宅給付費については国が25%、県が12.5%、残りの12.5%を町が、また施設等給付費については国が20%、県が17.5%、残りの12.5%を町が負担することになっております。

歳出については保険給付費16億8,251万9,000円、地域支援事業費7,464万6,000円、その他の諸費6,183万5,000円を計上しております。前年度予算と比較すると保険給付費が6,954万2,000円の増であります。これは要介護認定者数の増加によるサービスの利用の増加分を見込んだことによるものであります。

サービス事業勘定の歳入歳出予算額は547万円で、前年度と比較すると4万9,000円の増であります。

歳入については介護予防サービス及び総合事業に伴うケアプラン計画作成収入で、歳出についても介護予防サービス及び総合事業に伴うケアプラン計画作成委託料が主なものであります。令和3年度は第8期介護保険事業計画の初年度であり、事業内容及び保険料の見直しを行いました。介護保険事業の健全な財政運営を図るとともに高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるように取り組んでまいります。今後も地域包括支援センターが中心となり、地域や関係機関と協働した介護予防、日常生活支援総合事業等の充実を図り介護保険サービスが適切かつ有効に利用され、介護する方もされる方も生きがいのある活動をともに支え合うことのできる暮らしが実現できるよう努めてまいります。

次に、後期高齢者利用特別会計予算案について御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、加入している全て

の市町村において保険料の徴収及び被保険者の便益に寄与するものとして窓口事務を行っております。特別会計ではこれら市町村事務に関する所要の予算を措置するものとしております。

令和3年度の歳入歳出予算額は1億9,960万5,000円で、前年度より712万2,000円の増で編成しております。

歳入については被保険者の増が見込まれることから後期高齢者医療保険料が1億5,247万円と前年度より564万7,000円の増を見込んでおります。低所得者等の保険料軽減分として国県市町村が公費で負担する保険基盤安定繰入金を4,338万3,000円と前年度より122万1,000円の増で計上しております。

歳出については後期高齢者医療広域連合納付金1億9,585万4,000円と前年度より686万8,000円の増を計上しており、その他は主に事務費となる総務費に323万6,000円を計上しております。今後は団塊の世代を控え、被保険者数の増加及び高齢者に伴う疾病の重症化により医療費が増加していく中、現役世代と高齢者の方々がそれぞれの能力に応じ公平に負担し合うことが制度を安定的に持続させることとして重要であります。保険料を徴収する市町村としては引き続き後期高齢者医療制度全体の周知に努めてまいります。

次に、水道事業会計予算案について御説明を申し上げます。

本町の水需要は人口減少や節水型社会への移行に伴い、今後も減少傾向が見込まれますが、ノリ養殖業の状況によっては減少幅が抑制されるものと考えられます。施設面では水道ビジョン及び施設更新計画に基づく施設整備を行う予定であります。

令和3年度の収益的収入は4億6,898万7,000円で、前年度と比較すると720万9,000円の増で計上しております。主な要因は建設改良工事費の増加に伴い消費税及び地方消費税の還付が見込まれることによるものであります。収益的支出は4億6,676万5,000円で、前年度と比較すると243万9,000円の増で計上しております。主な要因は仙台分水の責任水量変更に伴う受水費の増加や管路情報管理システム更新費用によるものであります。資本的収入は前年度と同額の33万円、資本的支出は3億2,565万1,000円で、前年度と比較すると1億9,705万3,000円の増で計上しております。主な要因は君ヶ丘配水池更新工事等によるものであります。資本的収支における不足額の3億2,532万1,000円は過年度分及び当年度分損益勘定留保資金をもって補填いたします。なお、災害復旧復興事業に国庫補助金等を活用したことに伴い一時的に増加した留保資金により前年度から3年間の予定で実施している水道料金の軽減を本年度も継続いたします。今後も小さな町に大きな安心を、暮らしを支える水道を基本理念とし、安全で安心な水の安定供給に努めてまいります。

以上、施政方針を述べましたが、令和3年度においてはコロナ禍であっても心通う健康のまちづくりのために果敢に取り組んでまいります。

最後に震災から10年という節目を迎え、今日に至るまでには国内外からの多くの温かい御支援、延べ8万人を超えるボランティアの皆様、愛知県内をはじめとした自治体からの支援職員の皆様の御尽力、そして町民の皆様の深い御理解と御協力を賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。今後とも時代の変化や新たな課題に柔軟かつ適切に対応し、町民のニーズにスピード感を持って対処するなど職員一丸となって取り組み、本町の子供たちの未来のため、より一層活力のあるまちづくりを進めてまいりますので、新年度におきましても議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、議案提案理由の説明を申し上げます。

一般会計をはじめ各種会計の令和3年度予算案の具体的内容につきましては、設置が予定されております予算審査特別委員会におきまして担当課長等から詳細に御説明を申し上げますので私からは省略させていただき、各種会計の当初予算以外の議案について説明申し上げます。

今定例会に提出いたしました議案は議案第4号から議案第35号までの32議案であります。

初めに議案第4号七ヶ浜町議会議員及び七ヶ浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の対象範囲が拡大されたことにより、本町においても資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を保持するため、本条例を提案するものであります。

次に議案第5号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、非常勤特別職の報酬について見直しを行い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第6号七ヶ浜町東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例については、東日本大震災復興交付金制度要綱第8の1の規定に基づき復興交付金制度が終了となることから、当該復興交付金基金条例を廃止するものであります。

次に議案第7号仙塩広域都市計画事業花渚浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例及び仙塩広域都市計画事業代ヶ崎浜A地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例については、花渚浜地区及び代ヶ崎浜A地区における被災市街地復興土地区画整理事業の完了に伴い、当該事業の施行に関する条例を廃止するものであります。

次に議案第8号七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金条例については、石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則に基づく石油貯蔵施設立地対策等交付金を七ヶ浜町武

道館耐震化工事及び大規模改修工事等の事業の資金として積み立てるため、七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金を設置するものであります。

次に議案第9号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例については、課税区域の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

次に議案第10号七ヶ浜町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律により同法附則第1条の2第1項が削られたため、同条を引用して新型コロナウイルス感染症の定義をしている条例について定義規定を改めるものであります。

次に議案第11号高額療養費貸付条例を廃止する条例については、高額療養費の現物給付化に伴い当該貸付条例を廃止するものであります。

次に議案第12号七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例については、3年を1期とする介護保険事業について次期事業の開始に伴い所要の改正を行うものであります。

次に議案第13号七ヶ浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

次に議案第14号七ヶ浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

次に議案第15号七ヶ浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

次に議案第16号七ヶ浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものであります。

次に議案第17号の字の区域を新たに画することについては、地方自治法第260条第1項の規

定により県営七ヶ浜地区土地改良事業の施行に伴い、字の区域及び名称を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

次に議案第18号字の区域を変更することについては、地方自治法第260条第1項の規定により県営七ヶ浜地区土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

次に議案第19号町道路線の廃止については、土地区画整理事業整備に伴い路線番号1157番、1170番の2路線を廃止することについて議会の議決を求めるものであります。

次に議案第20号町道路線の変更については、町道路線の起終点及び認定延長を変更するため路線番号1066番、1072番の2路線を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

次に議案第21号町道路線の認定については、地域住民の福祉の増進を図るため路線番号1291番から1328番までの38路線を町道路線として認定することについて議会の議決を求めるものであります。

次に議案第22号から議案第28号までは補正予算であります。詳細につきましては後ほど担当課長から御説明申し上げますので、私からは要点のみを説明申し上げます。

議案第22号は令和2年度一般会計補正予算であります。補正の額は4億8,584万1,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ118億6,944万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、東日本大震災復興交付金、国土交通省事業費の国への返還金、町民バス路線確保対策負担金、各種基金への積立金などへの追加及び震災復興推進事業費や補助事業費等がほぼ確定したことによります予算の整理、職員人件費の整理などであります。また、繰越明許費補正を5件、債務負担行為補正1件、地方債補正を8件計上しております。

議案第23号は令和2年度下水道事業特別会計補正予算であります。補正の額は2,123万3,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ6億5,034万9,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、仙塩流域下水道維持管理負担金へ追加と公債費利子等の事業費の整理による減額等であります。また、地方債補正を2件計上しております。

議案第24号は令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算であります。補正の額は508万1,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ22億3,441万4,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、保険事業等の事業費の整理による減額と国民健康保険税の減に伴う国民健康保険事業費納付金の財源の組み替え等であります。

議案第25号は令和2年度公園墓地事業特別会計補正予算であります。補正の額は294万8,000

円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1,458万7,000円とするものであります。主な内容としましては、公園墓地使用料の減額に伴う予算の整理であります。

議案第26号は令和2年度介護保険特別会計補正予算であります。保険事業勘定における補正の額は1,391万8,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ17億9,977万6,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、保険給付費への追加と事業費の整理などあります。

議案第27号は令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算であります。補正の額は118万7,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億9,652万9,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加と事業費の整理等あります。

議案第28号は令和2年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算であります。初めに3条予算の収益的収入営業収益に68万1,000円を追加、営業外収益68万1,000円を減額、収益的支出営業費用に20万9,000円を追加するものと、4条予算の資本的収入他会計補助金に9万3,000円を追加、資本的支出建設改良費250万円を減額するものであります。

補正の主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料基本料金減免分の精算による整理と東日本大震災の災害復旧費に対する補助金の追加、LED照明やインターネットパソコンの整備費追加及び量水器更新費用について整理するものであります。

以上、今定例会に提案いたしました32議案のうち令和3年度一般会計当初予算及び各種会計当初予算案以外の議案について御説明を申し上げます。提案申し上げました議案等につきましては慎重に御審議をいただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時20分再開いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第4 議案第4号 七ヶ浜町議会議員及び七ヶ浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、議案第4号七ヶ浜町議会議員及び七ヶ浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） それでは、議案第4号七ヶ浜町議会議員及び七ヶ浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

提案理由は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の対象範囲が拡大され、本町においても資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を保持するため本条例を提案するものでございます。

本条例では、選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成における公費負担について定めるものです。

それでは条例の概要を御説明いたします。2ページをお開きください。

第1条は趣旨規定です。第2条は選挙運動用自動車の使用の交付負担について規定しています。候補者は6万4,500円に立候補の届出があった日から選挙の前日までの日数を掛けた金額の範囲内で無料で使用できる旨を規定しています。ただし、公費負担の対象となるのは立候補者が供託金没収点を上回る場合に限られます。なお、ビラの作成、ポスターの作成においても同じでございます。

第3条は選挙運動用自動車の使用の契約締結と届出について規定しています。候補者がタクシーまたはハイヤー等の借上げの契約をする一般常用旅客自動車運送事業者とその他のものと有償契約を締結した場合、町選挙管理委員会に届けなければならない旨を規定しています。なお、3条3行目のその他のものの次の括弧書きですが、次条第2号のレンタカー燃料、運転手について候補者と生計を一つにする親族のうちこれらの業務をなりわいとしているもの以外のものは除かれます。

第4条は選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続について規定しています。第1号はハイヤー事業者と運送契約の場合で、ハイヤーとは自動車の借入れ、燃料代、運転手の雇用を一括契約するハイヤー方式のことです。ハイヤーの場合の公費負担額は使用日数掛ける1日の上限額が6万4,500円となります。なお、第1号2行目の当該選挙運動用自動車の次の括弧書きについて、選挙運動用自動車は1台のみ使用するものですが故障などで車を乗り替え、同一の日に2台以上使用することとなった場合、いずれか1台とするものでございます。

第2号はハイヤー以外の契約の場合です。アのレンタカーの契約の場合の公費負担額は使用

日数掛ける1日の上限額1万5,800円となります。レンタカーについても同一日に2台以上使用した場合はいずれか1台です。イの燃料の契約の場合はハイヤー以外の選挙運動自動車に燃料を入れた日数掛ける7,560円の合計額を上限として公費負担するものです。ウの運転手の雇用契約の場合は1日1人の運転手につき隔日の上限額1万2,500円の合計額を公費負担するものです。同じ日に2人以上の運転手を雇用した場合はいずれか1人です。

第5条は選挙運動用自動車について、同一日にハイヤーとレンタカーなどの個別契約をしている場合は候補者が指定するいずれかの1台を適用するものです。

第6条は選挙運動用ビラの公費負担について規定しています。

第7条は選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結した場合、選挙管理委員会に届けなければならない旨を規定しています。

第8条は選挙運動用ビラの1枚当たりの上限の作成単価を7円51銭とし、作成単価に作成枚数を掛けた金額を公費負担する旨を規定しています。

第9条は選挙運動用ポスターの公費負担について規定しています。

第10条は選挙運動用ポスターの作成に関し印刷業者と有償契約を締結した場合、選挙管理委員会に届けなければならない旨を規定しています。

第11条は選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続について規定しています。選挙運動用ポスター作成の公費負担額はポスター掲示場数掛ける上限作成単価となります。上限作成単価の計算は1枚当たりの上限の作成単価525円6銭掛けるポスター掲示場数、本町の場合は54でございますが、プラス7万5,000円割る掲示場数54イコール1,913.95となりまして、繰り上げて1,914円となります。ポスター作成費用の上限額はポスター掲示場数54掛ける1,914円となりますので、合計額は10万3,356円となります。

第12条は委任規定です。

次に附則の第1項、この条例の施行は公布の日からとするものです。

第2項では条例の施行日以後の選挙に適用するもので、本町の場合、現時点では令和5年9月の選挙からの適用となります。

以上、御説明を申し上げます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）賛成ないようですので、これにて討論を終了いたしま

す。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、議案第5号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） それでは、議案第5号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

提案理由は、非常勤特別職の報酬について見直しを行い所要の改正を行うものでございます。併せて、別冊の議案参考資料1ページをお開き願います。

この改正条例は関連がありますので第1条として議案書8ページの特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、第2条として10ページの特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは議案参考資料により説明いたします。

第1条特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表を御覧ください。

改正内容としましては、非常勤特別職の報酬額の見直しになります。そのほか、文言の整理を行うものでございます。

第1条については、根拠となる自治法の第203条の2について該当する項である第2項及び第5項を明記するなど、文言を整理するものでございます。

第2条については、第2項において報酬決定の基準を明記した文言を整理しております。

第3条については、第3項で任期満了し同じ月に再任されたときの支給は引き続き在職したものと見なすことを新たに規定するなど、現行の規定をより具体的に明記しております。

第4条と第6条についても文言を整理するものです。

別表から費用弁償、旅費の欄を削り、第6条において教育委員会、監査委員、農業委員会及び選挙管理委員会の職員については常勤の特別職の例に、その他の職員については一般職の職員の例により支給すると規定するものでございます。別表については見直した報酬額を規定しております。教育委員会、監査委員、農業委員会について近隣または類似する自治体との報酬額とのケンコウを踏まえ報酬額を見直しております。なお、備考の第1号及び第2号については、別表の旅費の欄を削ることに伴い削るものです。現行の第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第2号に新たに弁護士以外に弁護士の資格に準ずるものは日額3万円を超えない範囲内で定めた額を支給するよう規定するものです。

次に、6ページの第2条の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表を御覧ください。

この条例は町長、副町長、教育長の旅費の支給について規定していますが、第6条第3項に規定する行政職給料表6級の職員の旅費について職務の級にかかわらず職員の旅費は同一であるため、文言を整理し旅費の支給については職員の例によることとするものでございます。

議案書の11ページをご覧ください。

この条例は令和3年4月1日から施行するものです。

以上、御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、共産党の歌川です。

議案第5号の9ページの先ほど総務課長が説明された特別職の非常勤のものの報酬及びの中で、教育委員会、監査委員、農業委員、選挙委員、これについて先ほど近隣の自治体を参考というような話でありました。そこで、今回の第1条の条例の中に第2条に報酬というのがあって、特別職の職員の報酬の額はトントンとあって、2に前項に掲げるもの以外、要するにと職務の内容並びその複雑、困難及び責任の度合いに基づき一般職の職員等々ということがあるんですけども、要するに特に監査、かなりの監査委員等にまたはその他の職と委員についても約1割以上の増額になっているということではありますが、1つはこの町の条例に規定してみても近隣自治体との整合性をしたということでは理解していいのか。であれば、これまでこの金額の差がなぜ気づかなかったのかということかそういうのが今なぜ今の時期にということでは伺いた

い。その2点。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 第1点目についてはそのとおりでございます。それから第2点目については平成17年に1度別表改正してございますが、それ以降改正しておりませんで、このたび事務事業の精査といいたるところでこのたびの改正になったものでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そういう事務事業というの、要するに当然近隣市町とのいろいろな集まりとかいろいろな予算決算の話し合うという状況についてのコミュニケーション作っていると思うんですけども、そういう時点で随時こういうものはチェックできなかったのかどうか。その点だけ。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 残念ながら、おっしゃるようなことではございますが、なお今後につきましてアンテナを高くしてそういったのは随時改正できるようにしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声、多数ありますので異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 七ヶ浜町東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例
について

○議長（岡崎正憲君） 日程第6、議案第6号七ヶ浜町東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（小野賢一君） 議案第6号七ヶ浜町東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例について説明いたします。

議案書12ページを御覧ください。

本条例は東日本大震災復興特別区域法の規定によります復興交付金事業に要する経費の財源に充てるため、平成24年3月15日条例第3号で設置したものでございます。

提案理由にありますとおり、東日本大震災復興交付金制度要綱第8の1の規定に基づき復興交付金制度が終了となることから、当該復興交付金基金条例を廃止するものでございます。なお、13ページの附則におきましてこの条例は令和3年4月1日から施行いたします。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川です。

1点のみ伺いたいと思います。要するに、私平成2年度の当初予算から直近までのこの東日本大震災復興交付金の積立て状況について把握していない下で伺います。新年度の当初事業に始まる時点でこの基金というのは残高がゼロということ、ゼロ円になっているということで理解してよろしいんですね。それだけです。

○議長（岡崎正憲君） 復興推進課長。

○復興推進課長（小野賢一君） そのとおりでございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 仙塩広域都市計画事業花刈浜地区被災市街地復興土地地区画整理事業の施行に関する条例及び仙塩広域都市計画事業代ヶ崎浜A地区被災市街地復興土地地区画整理事業の施行に関する条

例を廃止する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第7、議案第7号仙塩広域都市計画事業花渕浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例及び仙塩広域都市計画事業代ヶ崎浜A地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（小野賢一君） 議案第7号仙塩広域都市計画事業花渕浜地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例及び仙塩広域都市計画事業代ヶ崎浜A地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例について説明いたします。

議案書14ページを御覧ください。

本条例は平成25年9月9日条例第26号及び27号で設置したものでございます。

提案理由にございますとおり、花渕浜地区及び代ヶ崎浜A地区における被災市街地復興土地区画整理事業の完了に伴い、当該事業の施行に関する条例を廃止するものでございます。なお、15ページ附則におきましてこの条例は令和3年4月1日から施行いたします。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金 条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第8、議案第8号七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備基金条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第8号七ヶ浜町武道館耐震化工事及び大規模改修工事施設整備

基金条例について説明いたします。

議案書16ページを御覧ください。

提案理由にありますとおり、本条例につきましては石油貯蔵施設立地対策等交付金を原資に、七ヶ浜町武道館の耐震化工事及び大規模改修工事等に必要となる資金を毎年度積立てるべく、基金を設置するものであります。

17ページを御覧ください。

本条例につきましては全6条で構成されております。条文の朗読は割愛させていただきますが、内容につきましては七ヶ浜町武道館の耐震化工事及び大規模改修工事等の事業資金等に充てるための基金の設置について、必要な事項を定めるものであります。なお、附則として本条例につきましては公布の日から施行するものと定めております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） こちら、石油貯蔵のこれ交付金原資にするということなんですが、基金の達成金額または別の言い方すれば積立ての上限、これに対してはどのように考えているのかの回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 今現在、武道館のほうの改修工事、それから耐震化の工事のおおよその金額としまして工事費が大体9,600万円ほどになっております。ただ、まだ実施設計とかが行っておりませんのでそれらが出てきた段階でということ考えております。それから概算的なものなんですけれども、基金のほうでは令和5年度まで積み立てまして6,800万円ほどを予定しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） こちらの先の期間、これは分かりました。こちらの条例になる第2条で、こちら毎年度予算で定める金額ということでございますけれども、毎年こちらは石油貯蔵施設立地対策等交付金、全額を毎年入れるのか。それとも、他のものにも使うので一部ずつやっていくのか。これに対して回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 基金のほうの積立ての期間としましては5年間まで最大できるような形になっております。ただ、今回令和3年から令和5年度までという形で、予算において定めるような交付金自体毎年度大体2,800万円ぐらい来るんですけれども、そこは当然前後しま

すのでそれらを含めて、それからそれ以外に石油備蓄交付金関係で急遽必要なものがあればそれらを含めてという形でそれを差し引いてという形で考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 毎年度流動的なそういった予算になるというふうな認識でよろしいのでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） そのとおりでございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 今回条例化ということで、1点でございます。公共施設の保全計画や公共施設管理基金等々あると思いますけれども、そういったところとの兼ね合いと条例化ということで今回条例化に至った経緯の説明を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 資金のほうを手持ち資金ではなくできれば国県、それからこういった交付金を充てて行いたいということでいろいろ検討した結果、これが一番有効に活用できるということで今回条例を制定するものでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） るる前者が質問したので私の質問するのは初歩的な質問だけです。武道館の屋根の現状というのは大体3分の1ぐらい、半分かもう屋根がさびている状況ですよ。認識されていると思うんですけども、そういう点では改修事業をいつごろするのか。現状の、特に屋根の赤さび、その認識、どのような状況になっているのか説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 工事の予定としましては令和6年度を予定しております。ただ、その間、当然修繕とかというのが必要になってきますのでそれについては原状回復という形で適時対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私の質問したのは今のトタン屋根の現状の認識をどのようにしているのか。大規模工事が令和6年ですけれども、その間に必要な原状回復をやっていくということですけれども、認識をどのようにされていて、その事業の随時原状回復の事業に組み入れていくという状況なのか。令和6年からの大規模改修で間に合うという今の屋根の状態なのか。その

点、説明を求めたい。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 屋根の状況、議員さんおっしゃるとおり大分傷んでおりまして、急がなければならないのはあるんですけども、財源の計画とか見てしっかりしたものを改修したいということで積み立てるものでありまして、令和6年度にはしっかりしたものを改修しようというふうな計画で予定しております。以上であります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、3問。

○12番（歌川 渡君） 今財政課長が言われた必要なときには原状復帰で工事をやっていくという話でしたので、今の生涯学習課長の話ですと令和6年からの工事で十分だというような理解を得たんですけども、改めて回答を求めたい。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 大規模にやるのは令和6年度なんですけれども、その検討の段階で原状回復しなければならないものというのはあるという認識でございました。議員さん、おっしゃるとおりでございます。その部分も含めて来年度以降、適時対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） この武道館ですけれども、そのほかに公共施設基金、今現在多分令和元年ですと6億7,100万円ほどありますけれども、これとこの武道館の基金、私武道館も公共施設だと思うんですが、その関係を伺います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 公共施設管理基金につきましては、原資としましては当然一般財源でございます。今回条例で制定する基金につきましては石油備蓄交付金のほうを原資としております。町のほうの手出しとかそういった部分につきましては、この基金につきましては、今回制定する基金につきましては備蓄交付金という形で入ってくる部分なので一般財源が少なくて済むというんですか、最終的な工事につきましては。そういった形になっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いた

します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第9、議案第9号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小野雄洋君） それでは、議案第9号七ヶ浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書18ページを御覧ください。

提案理由のとおり、課税区域の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

議案書19ページを御覧ください。

今回の改正は、別表第2条関係の改正となります。条文等の読み上げは割愛し、要点のみを説明させていただきます。

続いて、別冊の議案参考資料7ページをお開き願います。

今回、別表から削除される地番は7ページ、現行の松ヶ浜字浜屋敷59の3から始まりまして、16ページになります。東宮浜字渡戸38の8まで計561筆が削除されます。また、新たに別表に記載される地番が参考資料8ページになります。8ページの菖蒲田浜字招又18の1から始まりまして16ページになります。16ページの代ヶ崎浜字西93まで288筆が加わります。今回の改正の主な理由は、土地区画整理事業による地番の増減等に伴うものでございます。なお、施行につきましては議案書21ページ附則のとおり、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上、要点のみの説明ですがよろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することになりました。

日程第10 議案第10号 七ヶ浜町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第10、議案第10号七ヶ浜町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは議案第10号七ヶ浜町国民健康保険条例及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書につきましては23ページをお開きください。

提案理由にありますとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律により同法附則第1条の2第1項が削られたため、同条を引用していた新型コロナウイルス感染症の定義をしている条例について定義規定を改める改正を行うものであります。

その改正内容につきましては別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。議案参考資料は17ページとなります。

提案理由で御説明したとおりになりますが、附則が廃止されたことにより新たに新型コロナウイルス感染症の定義を定め、それを条例に入れ込み改正するということとなります。

18ページも同様の改正内容となります。なお、制度内容自体には変更はございません。

議案書に戻りまして、24ページを御覧ください。

本条例の施行期日は、附則のとおり公布の日からということになります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 高額療養費貸付条例を廃止する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第11、議案第11号高額療養費貸付条例を廃止する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 議案第11号高額療養費貸付条例を廃止する条例について説明いたします。

議案書25ページを御覧ください。

提案理由であります。議案書にありますとおり高額療養費の現物給付化に伴い当該貸付条例を廃止するものであります。

26ページをお開きください。

附則として本条例の施行期日を令和3年4月1日としております。

以上で議案の説明を原案第11号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

午後1時再開いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第12 議案第12号 七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第12、議案第12号七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第12号七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書27ページを御覧ください。

本案は3年を1期とする介護保険事業について、次期事業の開始に伴い所要の改正を行うものです。

議案書28ページを御覧ください。

今回の改正につきましては保険料の改定が主なものです。国が示す算定基準等により令和3年度から令和5年度までの3年間における保険給付費等の所要額を推計し、第1号被保険者保険料を算出したものです。

内容につきましては、改正文の朗読を割愛し議案参考資料により説明いたします。議案参考資料19ページを御覧ください。

初めに、第2条第1項では平成30年度から令和2年度を令和3年度から令和5年度に改めるとともに各号において定める保険料を改めております。第1号から第10号で定める保険料については第5号の保険料7万4,400円を基準額としてそれぞれ第1号は0.5、第2号及び第3号は0.75、第4号は0.9、第6号は1.2、第7号は1.3、第8号は1.5、第9号は1.7、第10号は1.75の割合を乗じた額となっております。

第2項から第5項では平成30年度から令和2年度を令和3年度から令和5年度に改めるとともに各号において定める保険料を改めております。第6項から第8項は低所得者の消費税影響分の軽減措置に関する条文ですが、平成2年度を令和3年度から令和5年度に改めるとともに

各号において定める保険料率を改めております。

議案書に戻り、29ページを御覧ください。

附則として第1項では本条例の施行期日等を、第2項では保険料の適用に関する経過措置を定めております。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第12号七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論いたします。

先日の議会全員協議会での質疑で問題点を述べておりますので、今日は質問をハックしていただきます。まず、介護保険事業における保険給付事業がさらに後退されている現状について話をしたいと思います。みんなで支え合う制度として介護保険制度が開始されて20年が経過しました。介護が必要としたときに必要な介護が受けられる制度が現在はどのような状況になっているのでしょうか。新年度の国が定めた介護事業の改正状況の一部を述べてみたいと思います。

1つはこれまで介護保険給付として行われていた要支援1・2に対するホームヘルプやデイサービスが市町村が実施する総合事業の介護予防日常生活支援総合事業に置き換えられました。総合事業により支援は保険給付よりも単価が安く設定され、予算にも上限が設けられました。支援の内容や利用は自治体任せで国の責任が大きく後退しております。さらに、新年度からは要支援と認められた人についても本人が希望し市町村が認められれば総合事業の対象にできるような制度改正が行われました。

2つは施設利用者の食事費負担の引き上げであります。現在、世帯全員が住民税非課税で年金収入が80万円以上の施設利用者には不足給付が適用され、所得区分第3段階として初期負担額は月2万円までに抑えられています。新年度からはこの3段階を年金収入120万円までと120万円以上の2区分に分け、120万円以上の利用者の食費についてはさらに月2万2,000円を上乗せし4万2,000円となります。

3つは高額介護予防サービス費の自己負担限度額が見直しされ、現役並み所得年収約383万円以上は世帯の上限額4万4,400円でありましたが770万円未満に改正され1,160万円未満まで

は9万3,000円、1万1,160万円以上の方については14万1,000円の上限額に改正されました。利用者の負担がさらに増えることになるものであります。このような利用者、住民の負担が増える仕組みが進む中での第1号被保険者の今回の保険料の引き上げは到底賛成できるものであります。本町における介護料の状況を見ても明らかではないでしょうか。第1号被保険者の過大な負担状況と改善を求め、反対するものであります。

その1つは第1期の基準月額が2,740円で今回の第8期は6,200円と約2.3倍と引き上げになっており、介護保険給付に占める負担率も17%から23%となり6%も負担率が増えているではありませんか。2つは保険給付率を98.3%と設定され未収率となっている1.7%が第1号被保険者に上乗せ負担とされていることであります。未収納分は第1号被保険者からの徴集ではなく、積み立てた財政調整基金で補填することを求めるものであります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。安倍委員。

○7番（安倍敏彦君） 議案第12号七ヶ浜町介護保険条例の一部を改正するについて、賛成の立場から討論いたします。

国の制度に基づいてこの事業を行っていることから、適切に処理されていると思われまので、賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第13号 七ヶ浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第13、議案第13号七ヶ浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第13号七ヶ浜町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書30ページを御覧ください。

本案は指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。

議案書31ページを御覧ください。

今回の改正につきましては国基準の改正に伴う文言の整理などであり、町独自基準を新たに定めた項目はありません。

改正箇所が多岐にわたるため、改正文の朗読及び議案参考資料による説明を割愛し改正要旨を説明します。

今回の改正は大きく分けて12項目あり、1点目、利用者の人権擁護及び虐待防止のための従業員への研修の実施、2つ目として介護保険に関する関連情報の有効活用、3点目として人員確保のための職員兼務及び職員の員数緩和、4点目、就業環境の悪化防止に関する方針等の明確化、5点目、指定夜間対応型訪問介護の提供範囲の拡大、6点目、非常時における業務継続計画の策定及び訓練の実施、7点目、感染症予防及び蔓延防止の措置、8点目、入所者の重度化防止のための栄養管理及び口腔衛生管理の条文の追加、9点目、緊急時対応のための利用定員の緩和、10点目、認知症への対応力向上のための研修実施、11点目、重要事項の閲覧、最後ですが12項目目、テレビ会議利用及び電磁的記録等を可能とすることなどです。その他、文言の整理となっております。

議案書43ページを御覧ください。

附則として第1項では本条例の施行期日等を、第2項から第11項では経過措置を定めております。

以上、議案第13号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第14号 七ヶ浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第14、議案第14号七ヶ浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第14号七ヶ浜町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書46ページを御覧ください。

本案は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。

議案書47ページを御覧ください。

今回の改正につきましては第13号と同じく国の基準に改正に伴う文言の整理などであり、町独自基準を新たに定めた項目はございません。

改正箇所が多岐にわたるため、改正文の朗読及び議案参考資料による説明を割愛し改正要旨を説明いたします。

今回の改正は大きく分けて10項目であり、1点目、利用者の人権擁護及び虐待防止のための従業員への研修の実施、2点目、介護保険に関する関連情報の有効活用、3点目、人員確保のための職員兼務及び職員の員数緩和、4点目、認知症への対応力向上のための研修実施、5点目、就業環境の悪化防止に関する方針等の明確化、6点目、非常時における業務継続計画の策定及び訓練の実施、7点目、感染症予防及び蔓延防止の措置、8点目、緊急時対応のための利用定員の緩和、9点目、重要事項の閲覧、最後10点目、協議会のテレビ会議利用及び電磁的記録を可能とすることなどです。その他、文言の整理となっております。

議案書54ページを御覧ください。

附則として、第1項では本条例の施行期日等を、第2項から第5項までは経過措置を定めて

おります。

以上、議案第14号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第15号 七ヶ浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第15、議案第15号七ヶ浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第15号七ヶ浜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書56ページを御覧ください。

本案は指定介護予防支援等の事業の人員並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に対する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。

議案書57ページを御覧ください。

今回の改正につきましては国基準の改正に伴う文言の整理などであり、町独自基準を新たに定めた項目はありません。

改正箇所が多岐にわたるため、改正文の朗読及び議案参考資料による説明を割愛し改正要旨

を説明いたします。

今回の改正は大きく分けて7項目であり、1点目、利用者の人権擁護及び虐待防止のための従業員への研修の実施、2点目、介護保険に関する関連情報の有効活用、3点目、就業環境の悪化防止に関する方針等の明確化、4点目、非常時における業務継続計画の策定及び訓練の実施、5点目、感染症予防及び蔓延防止の措置、6点目、重要事項の閲覧、最後7点目、協議会のテレビ会議利用及び電磁的記録等を可能とすることなどです。その他、文言の整理となっております。

議案書59ページを御覧ください。

附則として、第1項では本条例の施行期日等を、第2項から第4項では経過措置を定めております。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第16号 七ヶ浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第16、議案第16号七ヶ浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第16号七ヶ浜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書61ページを御覧ください。

本案は指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正

を行うものです。

議案書62ページを御覧ください。

今回の改正につきましては国基準の改正に伴う文言の整理などであり、町独自基準を新たに定めた項目はありません。

改正箇所が多岐にわたるため、改正文の朗読及び議案参考資料による説明を割愛し改正要旨を説明します。

今回の改正は大きく分けて9項目あり、1つ目、利用者の人権擁護及び虐待防止のための従業員への研修の実施、2点目、介護保険に関する関連情報の有効活用、3点目、主任介護支援専門員に関する要件の緩和、4点目、居宅サービス計画に関する具体的な説明内容の記述の追加、5点目、就業環境の悪化防止に関する方針等の明確化、6点目、非常時における業務継続計画の策定及び訓練の実施、7点目、感染症予防及び蔓延防止の措置、8点目、重要事項の閲覧、最後ですが9点目、テレビ会議利用及び電磁的記録を可能とすることなどです。その他、文言の整理です。

議案書66ページをご覧ください。

附則として、第1項では本条例の施行期日等を、第2項から第5項までは経過措置を定めております。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第17号 字の区域を新たに画することについて

○議長（岡崎正憲君） 日程第17、議案第17号字の区域を新たに画することについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） それでは、議案第17号字の区域を新たに画することについてを御説明いたします。

議案書68ページになります。併せて、議案参考資料188ページから194ページまでに載せております地図にその地域を示しておりますので、御覧願います。

本議案は地方自治法第260号第1項の規定により本町の区域内の字の区域を次のとおり新たに画することについて議会の議決を求めるものであります。

提案理由は71ページにありますとおり、県営七ヶ浜地区土地改良事業の施行に伴い字の区域及び名称を変更するものであります。今回対象となりますのは全部で8か所になります。順を追って御説明いたします。ページは68ページになります。

初めに菖蒲田浜字阿川に変更しようとしているのは従来の字名が菖蒲田浜字新小塚及び菖蒲田浜中小塚の一部で、地番は表に記載しておりますとおりであります。

次ページをお開きください。

次に、松ヶ浜字新上納に変更しようとしているのは従来の字名が湊浜字入生田、松ヶ浜字木戸脇、松ヶ浜字上納、松ヶ浜字新林崎、松ヶ浜字中田、菖蒲田浜字新大谷地、遠山一丁目の一部で、同じく地番は表に記載しておりますとおりでございます。

次に、菖蒲田浜字新作田に変更しようとしているのは菖蒲田浜字作田の一部、次ページに移りまして菖蒲田浜字新和田に変更しようとしているのは菖蒲田浜字久保、菖蒲田浜字和田、菖蒲田浜字獅子前の一部で、地番及び範囲はそれぞれ表に記載されているとおりであります。

次に、松ヶ浜字新中田は菖蒲田浜字久保、松ヶ浜字中田の一部が、松ヶ浜字新西沢田は松ヶ浜字西沢田の一部が、菖蒲田浜字下田は菖蒲田浜字東原、菖蒲田浜字新東原、菖蒲田浜字新糠塚、次ページに移りまして東宮浜字新下田、菖蒲田浜字三百刈田の一部、花刈浜字新後田は花刈浜字新清水沢の一部、花刈浜新寺前は同じく花刈浜字新清水沢の一部のそれぞれ表中にある地番及び範囲を新たな字名に変更しようとするものであります。

説明は以上となります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま町民生活課長が体調不良で吐き気を催しておりますので、少し休憩させますので退席を認めさせていただきます。昼食の食べたものがちょっと具合が悪かったということで、今退席させております。

再開いたします。

日程第18 議案第18号 字の区域を変更することについて

○議長（岡崎正憲君） 議案第18号字の区域を変更することについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） それでは、議案第18号字の区域を変更することについてを御説明いたします。

議案書72ページになります。併せて、先ほどと同じく議案参考資料188ページから194ページまでを御覧願います。

本議案は地方自治法第260号第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものであります。

提案理由は、先ほどと同じく県営七ヶ浜地区土地改良事業の施行に伴い字の区域を変更するものであります。

次に変更内容を御説明いたします。従来の松ヶ浜字上納181番1、松ヶ浜字ナカエダ6番2の一部を菖蒲田浜字大谷地に、花淵浜字表浜一45番、46番1、46番2、47番、48番と花淵浜字小塚57番から60番を花淵浜字新五月田に、代ヶ崎浜字立花の代ヶ崎浜字新北町田28番に隣接する道路である公有地の全部を代ヶ崎浜字新北町田に変更するものです。

説明は以上となります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第19号 町道路線の廃止について

○議長（岡崎正憲君） 日程第19、議案第19号町道路線の廃止についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） それでは、議案第19号町道路線の廃止について説明いたします。

議案書73ページを御覧ください。

提案理由につきましては、土地区画整理事業整理に伴い町道の路線を廃止するものです。これは道路法第10条第1項の規定により町道路線を廃止することについて、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

廃止路線については別紙議案参考資料95ページの右肩10の地図を御覧ください。

それでは別紙議案参考資料196ページを御覧ください。

土地区画整理事業整理前の図面になります。廃止する町道は花渕浜地区の2路線、黒色実線部分です。路線番号1157、館下6号線、延長139.5メートルと路線番号1170、館下7号線、延長210.1メートルの2路線で、廃止延長は合計で349.6メートルになります。各町道の起点終点は議案書のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第20号 町道路線の変更について

○議長（岡崎正憲君） 日程第20、議案第20号町道路線の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） それでは議案第20号町道路線の変更について説明いたします。

議案書74ページを御覧ください。

提案理由につきましては路線の起終点及び認定延長を変更するものです。これは道路法第10条第2項の規定により町道路線を変更することについて、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

変更路線については別紙議案参考資料の197ページ、右肩の11番の位置図を併せて御覧ください。

それでは別紙議案の参考資料198ページを御覧ください。

路線番号1066、観音堂線は現在図面下の丸を起点に青色破線で示し、図面の右上の青色破線の三角矢印、それを終点にしております。変更部分については図面上部の赤実線に変更します。起点の位置は変わりませんが、住居表示の変更に伴い表記が変わります。変更となる終点と延長は議案書のとおりであり、延長は201.4メートルの増になります。

続いて、次ページの199ページ、路線番号1072、花瀧神社線は現在図面上部の青丸を起点に青色破線で示し、図面の下の青色三角矢印に終点にしております。変更部分については起点位置が図面上部の赤丸に変更となります。終点位置は変わりませんが、住居表示の変更に伴い表記が変わります。変更になる起点と延長は議案書のとおりであり、延長は43.9メートルの減になります。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第21号 町道路線の認定について

○議長（岡崎正憲君） 日程第21、議案第21号町道路線の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） それでは議案第21号町道路線の認定について説明いたします。

議案書75ページを御覧ください。

提案理由は地域住民の福祉の増進を図るため町道の路線を認定するものです。これは道路法第8条第1項の規定により町道の路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

認定しようとする町道については路線番号1291、館下8号線から次ページ、76ページの下路線番号1328、代ヶ崎浜支線1号まで花渕浜地区と代ヶ崎浜地区の38路線になります。両地区とも被災市街地復興土地地区画整理事業で整備された道路になります。認定しようとする道路については別紙議案参考資料の200ページの右肩12の位置図を併せて御覧ください。

それでは花渕浜地区より説明いたします。別紙議案参考資料の201ページを御覧ください。

花渕浜地区20路線、これは起点が丸になっておりまして終点三角を結んだ赤色実線が各それぞれの町道の路線になります。20路線の認定延長の合計は1,854.8メートルになります。

次のページ、202ページ、代ヶ崎浜西地区11路線と次の203ページ、代ヶ崎浜志津地区7路線、合わせまして18路線の認定延長は1,385メートルになります。花渕浜地区と代ヶ崎浜地区合わせて認定延長は3,239.8メートルになります。各路線の起点終点は議案書の表のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第22号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第10号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第22、議案第22号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第22号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第10号）について説明いたします。

議案書77ページをお開きください。

まず、第1条では既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,584万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億6,944万8,000円に定めようとするものであります。

第2条では繰越明許費、第3条では債務負担行為、第4条では地方債を補正するものであります。

82ページをお開きください。

第2表につきましては繰越明許費の補正であります。

2款総務費6項企画費の長期総合計画策定事業811万4,000円、都市公園整備事業D22、132万8,000円、七ヶ浜国際村オンライン配信システム構築工事400万円、歴史資料館感染拡大防止環境整備工事580万円、10款教育費2項小学校費の汐見小学校体育館トイレ改修事業1,297万8,000円の全部の5事業につきましては用地取得手続の遅れ、それから機材の手配の遅れ、工事現場の状況の変化と工事内容の変更を余儀なくされたことなどにより年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越そうとするものであります。

83ページの第3表になります。債務負担行為の補正であります。

債務負担行為は1件で、長須賀多目的広場管理棟機械警備委託を複数年契約とする必要があることから、限度額を72万円とし期間を令和3年度から令和5年度までとする債務負担行為を設定するものであります。

次に、84ページを御覧ください。

第4表につきましては地方債の補正でございます。新たに追加するのは減収補填債で限度額1,525万1,000円であります。変更する地方債は7件で、阿川沼排水機場改修事業の限度額480万円を410万円に、菖蒲田漁港岸壁機能保全事業の限度額330万円を260万円に、急傾斜地崩壊対策事業の限度額580万円を570万円に、町道整備事業の限度額1,930万円を2,880万円に、消防団旧第7分団消防自動車置場兼待機所解体事業の限度額270万円を260万円に、七ヶ浜健康スポ

ーツセンター改修事業の限度額180万円を120万円に、現年度発生補助災害復旧の限度額540万円を410万円にそれぞれ変更するものであります。これら変更する地方債は全て事業の完了による事業費整理に伴う限度額の変更であります。

今回の補正の主な内容につきましては、各種の事業費がほぼ確定したことに伴う整理や職員人件費の整理、個人番号カード関連事務の委任に係る交付金の追加、地域公共交通対策費の追加、東日本大震災復興交付金による国土交通省事業費に係る国庫返還金、障害者訓練等給付費の追加、塩釜地区休日急患センター負担金の追加、多聞山松くい虫被害木伐倒事業、除排雪費等への追加などであります。

それでは歳入について説明いたします。87ページを御覧ください。

1 款町税 1 項町民税から次のページ、6 項旧法による税までにつきましては本年度課税額がほぼ確定したことから町民税法人分を減額、そのほかは全て追加となり町税総額での補正額は1,220万1,000円追加するものであります。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税と 4 項特別譲与税については譲与される額が減額となる見込みから、それぞれ減額するものです。5 項森林環境譲与税は今年度分の額が増額となる見込みによる追加であります。

3 款利子割交付金から次のページ、89ページ、8 款環境性能割交付金までにつきましては交付される額がほぼ確定することから整理するものであります。

11 款地方交付税につきましては震災復興特別交付税で事業費をまとめて年度末に整理したことから1億186万5,000円を追加するものであります。

90ページをお開きください。

13 款分担金及び負担金 1 項 1 目民生費負担金 2 万1,000円の追加につきましては、保育所保育料の追加71万6,000円、それから一時保育の保育料71万3,000円の減額、こういったものを整理するものであります。

14 款使用料及び手数料 1 項使用料 4 目土木使用料 2 節住宅使用料254万3,000円の減額につきましては、低所得者等への減免措置があったことなどにより3月までの調定見込み額等に変更が生じたことから整理するものであります。

91ページになります。

15 款国庫支出金から98ページの16 款県支出金までにつきましては令和2年度の事務費及び事業費がほぼ確定することから整理するものであります。なお、92ページ、15 款 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 2 節企画費補助金1,953万4,000円につきましては新型コロナウイルス感

感染症対応地方創生臨時交付金で、第3次交付限度額9,456万8,000円の中の1,400万円と国庫補助事業等の地方負担額を基礎とした算定額553万4,000円を計上し、今年度分の整理をするものであります。

98ページを御覧ください。

17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入252万4,000円につきましては、工事現場事務所等用地として賃貸借の申出があったことなどから貸付収入を増額するものであります。

99ページを御覧ください。

2項財産売払い収入1目不動産売払い収入396万4,000円につきましては、花渚浜塚田の町有地売払い258万4,044円や宮城県の県道用地として29万6,077円などのほか2件あったことによるものであります。5目学校給食費徴収金311万5,000円の減額につきましては、休校などによる給食数の減によるものであります。

18款寄附金1項1目一般寄附金210万円の減額につきましては、一部の返礼品が特に好評であったことから12月補正予算で一旦増額しておりました。しかし、ふるさと納税の件数が増加する12月の実績が思ったほど伸び悩んで予定したことを下回ったことから減額するものであります。

19款繰入金1項特別会計繰入金につきましては特別会計から一般会計へ繰り入れするもので、公園墓地事業特別会計繰入金につきましては公園墓地使用料が減額になる見込みのため247万円の減額、次のページ、介護保険特別会計繰入金につきましては前年度分の事業の確定により75万6,000円追加し、それぞれ繰入金を整理するものであります。2項1目財政調整基金繰入金につきましては、人件費の整理や震災復興特別交付税で復興事業の過年度分が措置されることなどにより取り崩しを抑えることができることから減額補正するものであります。5目東日本大震災復興基金繰入金7,575万8,000円の減額及び6目東日本大震災復興交付金基金繰入金5億8,898万7,000円の追加につきましては、事業費がほぼ確定したことから整理するものであります。

101ページになります。

21款諸収入4項雑入684万1,000円につきましては土地区画整理事業の保留地処分金730万8,000円などで、各種事業の整理が主なものであります。

22款1項町債につきましては各種事業の確定に伴う整理であります。102ページの5目2節町道整備事業債は当初分と国の3次補正予算に伴う町道整備事業分の充当率増加によるものであります。また、10目の減収補填債1,525万1,000円につきましては、地方消費税交付金の交

付額とたばこ税が減となる見込みから計上するものであります。

次に、歳出について説明いたします。

初めに、職員人件費の給料、職員手当等、共済組合負担金、退職手当組合負担金につきましては年度末を控え、ほぼ見込みが立つことから人件費を整理するもので費目ごとの説明は省略させていただきます。

104ページになります。

2款総務費1項1目一般管理費8節旅費につきましてはコロナ禍において会議、研修等の中止により308万3,000円を減額するものであります。

105ページになります。

18節負担金補助及び交付金1,157万1,000円の減額につきましては、復興支援員の減員によるもので年度末に整理させていただくものであります。

106ページになります。

8目諸費316万3,000円の減額につきましては、防犯灯のLED化等により地区の電気料金が安価になったことなどによるものであります。

107ページになります。

9目財政調整基金費から16目東日本大震災復興交付金基金費までの積立金につきましては、利息分の積立てなどであります。なお、10目グローバル人材育成基金費3,009万円は今後見込まれる事業の財源を確保しておくこと、それから14目公共施設管理基金1億5,009万8,000円につきましては施設の老朽化等による大規模修繕等の財源として積み立てるものであります。

109ページになります。

3項戸籍住民基本台帳費18節負担金補助及び交付金465万4,000円の追加につきましては、個人番号カード関連事務の委任に係る交付金を追加するものであります。

111ページになります。

6項企画費1目企画総務費18節負担金補助及び交付金の町内バス路線確保対策負担金の増額につきましては、コロナ禍でかなり乗車人数が減少したことからぐるりんことユーアイバス分の減収分を補填するものであります。

113ページを御覧ください。

4目七ヶ浜国際村運営費18節負担金補助及び交付金300万円の減額につきましては、七ヶ浜国際村事業協会補助金について事業の中止など、コロナの影響による事業縮小に伴う減額であります。7目震災復興推進事業費5億6,814万6000円につきましては、115ページの12節委託料、

次のページ14節になります、工事請負費が事業に伴う減額で、22節償還金利子及び割引料6億2,667万7,000円の追加につきましては国土交通省事業が完了したことによる国への返還金であります。

117ページになります。

8目震災復興基金事業費18節負担金補助及び交付金7,501万5,000円の減額につきましては、被災者に対する各種補助金について今年度の補助額がほぼ確定したことに伴い減額するものであります。10目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業406万9,000円の減額につきましては、期間を限定して行った事業の完了分を減額整理するものであります。

121ページを御覧ください。

3款民生費1項5目障害者福祉費19節扶助費349万4,000円につきましては、厚生医療費給付費育成医療給付費療養介護給付費がそれぞれ年度末の整理での減額、訓練等給付費514万4,000円の追加については短期入所者やグループホーム利用者等の増加により追加するものであります。

122ページになります。

9目地域福祉基金費3,009万1,000円と10目長寿社会対策基金費5,009万7,000円の追加につきましては、今後の福祉事業や高齢化に伴う事業に充てるため積み立てるものであります。11目プレミアム付商品券事業費163万6,000円の減額につきましては、プレミアム付商品券事業費が確定したことから整理するものであります。12目特別定額給付事業費1,458万5,000円の減額につきましては、特別定額給付金事業が終了したことによる整理であります。

124ページを御覧ください。

2項2目児童措置費19節扶助費1,155万5,000円の減額につきましては、児童数の減少に伴い児童手当を整理するものであります。3目子供医療費対策費19節扶助費1,000万円の減額につきましては、コロナ禍での受診控えが影響しているものと思われる子供医療費の減少によるものであります。

126ページになります。

11目認定子ども園幼稚園推進事業費4,741万円の減額については、認定子ども園等に入園する児童数がほぼ確定したことから補助金の額の整理をするものであります。

127ページになります。

12目子供子育て支援等給付事業費19節扶助費423万2,000円の減額につきましては、幼稚園等預かり保育利用給付費等の整理で幼保無償化による見込み額を予算化しておりましたが、見込

み額より減の見通しとなったため減額するものであります。

128ページになります。

13目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費132万9,000円の減額は、事業の終了による整理であります。

129ページになります。

4款1項1目保健衛生総務費18節負担金補助及び交付金129万円につきましては、塩釜地区休日急患センター運営の負担金で同センターでは新型コロナウイルス感染症の影響から発熱患者の診療を控えたために診療報酬が減となったことで、関係市町のほうに負担金の追加を求められたことによるものであります。2目予防費12節委託料820万円の減額につきましては、各種住民健診及び妊婦、各種乳幼児検診等の委託料がほぼ確定したことにより整理するものであります。

132ページになります。

6款農林水産業費1項農業費4目農地費14節工事請負費214万4,000円の減額につきましては、阿川沼排水機場電気接続盤改修工事の入札差金を減額するものであります。

133ページを御覧ください。

2項1目林業総務費12節委託料のうち140万6,000円につきましては、多聞山の松くい虫被害木伐倒処理委託料で、遊歩道の安全性の観点から早急な対応が必要であることから補正するものであります。3項水産業費3目漁港管理費14節工事請負費171万1,000円の減額につきましては、主に菖蒲田海岸岸壁補修工事の仮設費減工により減額するものであります。

134ページになります。

7款1項2目観光費14節工事請負費270万6,000円の減額につきましては、多言語誘導看板整備工事の入札差金を整理するものであります。

135ページになります。

8款土木費2項1目道路橋梁総務費106万7,000円の減額につきましては、認定路線道路台帳整備委託料等の入札差金であります。2目道路維持費471万7000円につきましては、降雪が例年より多くなっていることから融雪剤の購入数量を追加すること、それから道路維持各種委託料で除融雪作業分を追加するものであります。3目道路新設改良費1,903万9,000円の減額につきましては、町道整備工事の設計委託や町道整備工事等で入札差金等により不用となったことから整理するものであります。

136ページになります。

3項2目災害公営住宅維持管理基金費につきましては、今後の維持管理の財源を確保しておくため841万5,000円を追加して積み立てるものであります。4項1目都市計画総務費18節負担金補助及び交付金150万円の減額につきましては、狹隘道路整備事業工作物等撤去工事補助金を整理するもので、該当者がいなかったことによるものであります。2目公園管理費2,018万8,000円の減額につきましては、公園管理の各種委託料の入札差金等を整理するものであります。

137ページになります。

5目公共下水道費1,763万1,000円の減額につきましては、年度末を控え下水道事業特別会計の全体事業の整理に伴い操出金を整理するものであります。

9款消費費1項3目消防施設費1,011万1,000円の減額につきましては、防火水槽設置工事等やAED購入の入札差金を整理するものであります。

138ページを御覧ください。

4目防災費18節負担金補助及び交付金391万8,000円の減額につきましては、各種補助金の額がほぼ確定したことから整理するものであります。

139ページになります。

10款教育費1項3目外国語指導助手招致費409万2,000円の減額は、予定しておりました1名の外国語指導助手がコロナ禍での入国制限等により招致できなくなったことから減額するものであります。

140ページになります。

8目新型コロナウイルス対策教育体制緊急整備及び環境整備事業費1,435万3,000円の減額につきましては、スクールサポートスタッフ配置事業、小学校学力向上を目的とした学校教育活動支援事業がほぼ確定したことから整理するものであります。

142ページになります。

2項小学校費2目教育振興費12節委託料248万3,000円の減額につきましては、特別支援看護ケア委託料が学校の休校等委託日数が減となったことから整理するものであります。19節扶助費291万7,000円の減額につきましては、要保護・準要保護児童就学援助等についてはほぼ確定したことから整理するものであります。

143ページになります。

3項中学校費2目教育振興費19節扶助費278万5,000円の減額につきましては、要保護・準要保護児童就学援助等についても小学校費同様で整理するものであります。

146ページになります。

5項保健体育費4目学校給食費10節需用費202万円の減額は、休校による給食数の減によって材料代も減となったものであります。

11款災害復旧費2項その他の公共施設公用施設災害復旧費129万9,000円の減額につきましては、吉田浜地区コミュニティーセンター前防災行政無線子局災害復旧工事の入札差金を整理するものであります。

147ページになります。

12款公債費の減額につきましては元利償還金の額が確定することから整理するものであります。

13款予備費につきましては財源調整であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。

再開は午後2時20分といたします。

午後2時12分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

今説明ございました一般会計補正予算に関しまして、これより質疑に入らせていただきます。質疑ございませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 1点、ございます。議案書の116ページの歳出のほうで伺います。

2款6項7目の22節国交省事業費返還金へ追加ということで6億2,667万7,000円、これについて伺います。説明では事業完了に伴うものということでございますが、県のほうでも創造的な復興ということで事業費の組み替えに近いこととか震災復興でなされております。本町は確かに国交省事業に関しましては多目的広場を残すところとなったことと、完了したというふうに計画については完了した、ほぼ完了ということで理解はしておりますが、例えばほかのことに転用できるものとして多賀城市さんのほうでは産業誘導に使われたりして地域発展に寄与されて、創造的な復興は成し遂げられているのかということがありますが、本町においてその創造的な復興を成し遂げるために復興予算を転用するなどしてこういったものをフル活用する考えはなかったのか、まず伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 回答を求めます。復興推進課長。

○復興推進課長（小野賢一君） 残額、この6億2,600万円につきましては復興庁とのいろいろな問題解決とかいろいろな話し合いが行われたわけです。七ヶ浜町で認められているものは長須賀の多目的広場が一番最後の事業として認められてございます。これが完結した暁には返還金としてお返しするということが決まっておりますので、これ以上のことはできないということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 1回目のことを繰り返すようになるんですけども、そういった長須賀多目的広場、それは計画されたことだというふうには重々承知しております。そういうことではなく、こういった交付金をフルに活用するためのアイデア、そういったものはなかったのかということです。それに加えて、国土交通省は東日本大震災の復旧・復興事業で土木工事の積算を割り増しする今回復興係数、そちらなどの特例措置を継続するかどうか検討して、先ほど課長のほうでは話し合いはされたということでございますけれども、ここ数年で大規模災害の復旧・復興状況など大規模災害増えております。そういったものも復旧・復興なども踏まえて総合的に判断していくと国のほうでは言うております。そういうことで、今回返還ということなので本町において震災及びそういった大規模災害による復旧・復興関連の特例措置等々も含めてそういったアイデアも含めて国に対する要望についてあったのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） それでは私のほうから説明をいたします。

道路関係とかそれから区画整理、一部取り残したところもあるやもしれないというふうなことで復興局が来たとき、あるいは国に町長が参ったときにこういったことできないかというようなことを相談したんですけども、ほとんどが既存の補助のほうに振り替えることができるんだからそちらのほうでやりなさいと。特に、県と相談するとどうしてもそういったことになってしまうということから諦めざるを得ない。ただ、今後ソフト事業も含めてそういった相談があったらいろいろ聞いてくれるかというふうな話をさせていただきました。その段階では復興局の局長、次長については相談していただければどういった補助金とかそういったことがあるかというふうなことも含めて相談に応じたいというふうなことを伺っておりますので、今の段階では整理をせざるを得ないというふうなことでございます。御了解いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 相談した結果、諦めざるを得ない。県のほうでは事業費の分配とかそういった事務なんです、やはり。国のほうで決めるわけですから国のほうの方と諦めざるを得ないということではございましたけれども、例えばグループ補助とかそういったことも第1次補正からずっと第22次、そちらの補正の在り方、補償対象、補助対象も大分変わってきておりました。そういったところで組み替えはなされてきたんです。そういったところのアイデアがなかったかということをお聞きしたかったんですけれども、分かりました。

そこで、国交省管轄の事業には港湾等も含まれますので完成後の不具合等々によって仕様変更といったものも考えられると思いますから、最終的にはそういった使用者、町民の方や関係者から意見や要望などの聴取、そういったものが必要だったと思うんですけれども、そういった意見要望などの聴取は行ったのかどうかというのを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 復興推進課長。

○復興推進課長（小野賢一君） 特にそういう意見聴取というのはございませんでした。

○議長（岡崎正憲君） 副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） 私のほうから説明申し上げますけれども、港湾関係とかこういったものについては県の事業とそういったすみ分けをする必要があるというふうなことで、港湾サイドについては特に漁協とかそういった関係の人たちからは意見は聴取しませんでした。ただ、これからソフト関係とかそういったの出てきますので、その辺についてはそういったものがあるかどうか産業課とか建設課を通じて意見聴取ができるか考えてみたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 次に質疑ございませんか。渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 4点あるんですけれども。

○議長（岡崎正憲君） 4点、お願いします。

○10番（渡邊 淳君） 1点は107ページの総務管理費の土地開発基金について何うものでございます。よろしいですか。この基金の土地開発基金として8万4,000円積み立てておりますが、これの目的等何うものでございます。なぜかと言いますと、これは過去から余り積立基金、累積金額を聞けばよろしいんですが余り変化がないという中でどういう目的で今ここまで来て、先ほどからいろいろ国交省の話もありますし、今からこれからの話もあるので、まずはどういう目的ですかという話が1点でございます。

それから2点目、130ページで4款1項2目で委託料の中で820万円の減額、その中の各種住民健康診断の減額が600万円。これも前回も似たような数字でマイナスになっているんですけれども、これは工夫というか減額にならないような工夫というものがなかったのかどうか何う

ものでございます。

それから130ページで4款1項の公害対策費です。5目委託料の食材等の放射能測定器の処分委託料というのはどういう意味なのか。処分ということはなくなってしまうということなのかどうか。これはどういう意味でなくすのか伺うものでございます。

それから132ページの6款1項3目、これは農業振興費ということで全体として伺いますが農業振興地域整備計画、これは委員会の謝金が終わっているような格好になっているので、そうすると全体の話をするれば整備計画というものは当然表に出てくる。これはいつごろになるのかということでございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 土地開発基金費のほうですけれども、今現在基金として土地開発基金は持っています。こちらにつきましては公共施設用地等々の先行取得というふうなものの基金という形になっております。今後何らかの土地購入とかが出てくる場合もありますので、基金として持っているということでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2点目、健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 2点目、各種住民健診委託料の減額の件ですが、本来特定健診とか一緒になる住民健診、そちらのほうを5月予定していたものが9月に移ったということで5月に予定したものを移したことによって住民の方が病院で最初に受けたり、あとは受診を控えたという人もおまして、一応頑張ったんですがこの数字は減ってしまったということで減額させていただくに至ったわけでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 3問目、町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、3点目の食材等放射能測定器処分委託料16万3,000円につきましてですが、こちらは現在給食センターに設置しております測定器の搬出処分、撤去の委託料ということになります。復興10年迎えます、一旦設備を撤去、県のほうから頂いたものですが一旦撤去と。次回、何か発生した際にはまた協議して県のほうから配置というふうな形になっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 4点目、産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 農業振興地域整備計画の検討委員会なんですけれども、こちらのほうにつきましては現在行われている新たな土地改良事業のほうの換地作業が去年の、1年前の作業スケジュールよりさらに半年ほど遅れておまして、それに合わせましてこの検討委員会のほうも新年度からの新たなスタートということで今年度分については減額補正をさせていた

できました。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 計画、いつぐらいに出るかという質問は。

○産業課長（小玉 寿君） 計画につきましては今年中に作成する予定であります。大体12月ごろまでに作成する予定であります。

○議長（岡崎正憲君） 一問一答で。渡邊 淳委員。

○10番（渡邊 淳君） まず、土地開発の基金でございます。これは先行取得分ということで、土地だけの利用ということで先行取得ということはある程度場所もめどもあると思うんですが、しばらく使っていないということは先行取得の意味というのがどういうところにあるのか。あとは、土地開発基金でございますからいろいろな活用の方法というものがあっていいのかなというふうに思うのですが、その辺の柔軟性というものを問います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 公共施設の建て替え等々、今後何十年先か、5年先か10年先かまだ分かりませんが、そういったものが出てくる可能性がある。それから公共施設の集約とかという部分で、今度売買とかというのも出てくる可能性もありますし、それらも含めてかなり柔軟な形で使えるようにという形で今のところは考えております。

○議長（岡崎正憲君） 副町長、追加お願いします。

○副町長（平山良一君） それでは私のほうから追加して説明したいと思います。

これは土地開発基金ができた当時というのは3全総、4全総というふうな時代に開発というふうなことで、予算がないと事業が進められない。ただ、土地だけは先行取得する必要があるのではないかというようなことで交付税のほうに措置されたものでございます。それがまだうちのほうで整理されていない。ほかの市町村では整理をして減額したりとかそういったことがありますけれども、うちのほうではこの震災を一応のめどというふうな形にしておりましたので、これからどのぐらいの額が必要か、そういったものを含めて基本的な検討をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊 淳議員。

○10番（渡邊 淳君） 柔軟に使えるような、今は我が町のほうはいろいろな課題がありますのでいろいろな企業の誘致もあるのでぜひこういうものの中で、いろいろな交付金、補助金も大事なんですけれども自前の金ということであるのであれば無理のしない程度でやれるようなものを使っただけであればと思いますが、町長、何か。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） その土地開発基金の利活用と申しますかそれについては、今回菖蒲田の多目的広場のときなどは宅地は買い上げてもらったけれども農地を買い上げていただけなかったということで虫食い状態で点在していた。そこを一括して利用するためには町のほうでその農地を町のほうで買い上げなければならなかったということで土地開発基金などを利用していただいて、今回この事業化につなげたというふうな部分がございます。ですから、そういった意味では全く利用していないというのではなくそういった突発的なものとか、一時期に土地の購入とかで多額の金額を要する場合はとりあえずは土地開発基金とかで利用させていただいているということもございますので、お含みおきをいただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊 淳議員、2問目。

○10番（渡邊 淳君） 先ほどの600万円のものについては5月から9月ということで努力はしていますということでございましたので、それはそれで結構でございます。

それから放射能のものなんですけれども、これはもう検査しないということにとっていいものなんですか。要は、給食センターにあるということは放射能点検がされた食材を入れているのでもうこの機械は要らないというふうにとっていいものなのかどうか伺うものでございます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、ただいまの質問につきましてお答えいたします。

機械のほうは持ち込み分等測定していたもので、今回撤去しても問題ないという判断で撤去させていただきました。食材等々はもう検査済み等のものが搬入されておりますので、皆様の安全には問題はないのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） もう少し大きい声で挙手発声してください。

○10番（渡邊 淳君） 今の質問についてはもう結構でございます。

それでは農業振興費についてなんですけど、これは整備計画に関しての公表値は12月になる。なぜ遅れるわけなんですか。要は、農地のものは換地設計まで含めて事前にやっているはずなんだ。農地ですから、水田に関しては余り狂いはないはず。それなのになんでこんなに農業振興地域整備計画というのはなぜ遅れるのか伺うものでございます。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 今議員さんおっしゃるように、地番に関してはもう大体把握はしております。既に下準備と申しますか計画作りは始まっておりまして、検討委員の方々にあともんでいただくのが新年度になるということなんですけれども、最終的に県の換地処分の公告が大体10月ごろになるのではないかと申すふうな、今そのようなスケジュールで動いていると

伺っております。それを聞いた上で地番とかの貼り込みを全て終わらせた上で12月に全ての計画の作り方を終了するというふうな今段取りで進めているところです。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。小林議員。

○2番（小林倫明君） 5点お願いします。

○議長（岡崎正憲君） では、3点お願いします。

○2番（小林倫明君） 116ページ、2款6項8目10節需用費の災害用備蓄食料等購入品代の減額なんです、こちらのほうはただの入札差金なのか。減額理由の説明を求めます。

2つ目は124ページ、3款2項4目14節工事請負費の児童遊園地遊具補修工事、こちらのほうは場所と調査した結果補修箇所が見つかったのか、補修に至った経緯の説明を求めます。

3つ目は137ページ、9款1項3目14節の防火水槽設備工事の減額なんです、こちらのほうは先ほど差金ということでしたが、差金としては金額が大きいと思いますので再度減額の説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 1点目、防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） まず、1点目でございます。1点目の災害用備蓄食料品等の購入代の減額につきましては、入札差金でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2点目、建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 場所は御林の児童遊園でございます。今年度の点検によりましてスプリングの遊具が腐食ということで、スプリングの遊具のスプリング交換という内容になっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 3点目、防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 3点目でございます。防火水槽設置工事の減額についてでございますけれども、こちら入札差金としか言いようがございません。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 2点です。2点の歳出の124ページでございます。こちらの3款2項3目子供医療費対策費の中の節区分が19扶助費でございます。こちらの子供医療費助成金を減額1,000万円、先ほどコロナでの診察控えという説明でございましたけれどもそれだけなのか。詳しい内容を伺いたいと思います。

あともう1つは歳出の136ページです。こちらの8款4項都市計画費の8款の土木費の中の4項目2公園管理費の中の節区分が12委託料、こちらの中の公園管理各種委託料を減額。こちら2,020万8,000円ということでございますけれども、こちらの先ほどこちらではこちら入札

差金という御説明いただきましたけれども、こちらの減額たるさらに詳しい経緯、中身、こちらについての説明を求めたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 木村議員、1問目の子供医療費の減額の理由でございますが、先ほども財政課長から説明がありましたようにコロナでの診察、医療控えと、通院控えというものがあつたと思います。そのほかにも毎年でありますと12月ごろからインフルエンザのほうの流行もあつたと思うんですが、今年はインフルエンザによる学級閉鎖もないというところからもお分りのようにインフルエンザの通院も少なかったのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） それでは公園管理費の委託料の減額分になりますけれども、シルバー人材センターで公園の除草等をしている部分が66%ほどの入札差金になっております。それと民間ののり面除草、こちらは55%と都市公園の除草委託のほう、これが48%、かなりの低入札により落札率で差が出ました。以上であります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員、いいですか。木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは1問目のみ再質問したいと思います。

コロナで皆さんここに入るときも手をアルコールでやったりして今回課長おっしゃったようにインフルエンザならないという子供たちが極めて大きかったというのはその内容的に大きなウェートを占めているのかなというふうにも思います。そこで思うんですけれども、減額たる経緯に至ったのは年代的なその減少で著しいものがあつたのか。それとも、全体的に落ちていったのか。そういった流動的なそういった変化というのはどのようになっていたのか説明を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） それでは年齢的なものもあるのかという御質問だと思います。そちらにつきましては今現在2月、3月は見込みという形で受診件数を調べておりました。そうしましたところ、3歳未満等につきましては余り変化はないということで、3歳以上就学前及び小学生、中学生、特に高校生のほうで診察件数が減っているというような内容でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員、いいですか。（「結構です」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 9点。

○議長（岡崎正憲君） 9点でしたら、まず3問お願いします。

○12番（歌川 渡君） まず1点は歳入から質問させていただきます。89ページ、11款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税の1億186万5,000円のうち、真ん中の震災復興推進事業へ充当へ追加2,264万2,000円と次々の農林水産事業費へ充当へ追加88万円について伺いたいと思います。私もなかなか歳入の歳出の見方もまだ未熟なんですけれども、そこで伺います。この支出のほうでは115ページから116ページに震災復興推進事業があつて、131ページから132ページには農林水産事業がそれぞれあります。そこで、この交付税が支出のほうでどこに生かされているのか伺いたいというふうに思います。

2点目、歳出です。107ページ、款2総務費項1総務管理費の目の10グローバル人材育成基金費と14公共施設管理基金費についてこの点まとめて1つ。1つはグローバルについては今後の見通し、見込まれる事業ということであります。そこで2点ほど。まず、見込まれる事業というのがどういうものなのか。そして、それに伴う積立目標額、そしてグローバル全体の積立目標額について。あとは公共施設についても高齢化に伴う施設のことでもありますけれども、これの町として今後修繕と耐震化または施設のずっと長く保つもの、そういうものに使うと思うんですけれども、その積立目標について伺いたいと思います。それが2点目。

3点目であります。111ページ、款2総務費項6企画費1目企画総務費の中の節区分18負担金補助及び交付金の中の町民バス路線確保対策負担金ぐるりんこと同じくユアイバス、説明ではコロナ禍の影響によって減収分の補填だということであります。過去についてもいろいろな町内の委託事業者の燃料の高騰に基づいての補填をした経過もありますけれども、そこで伺います。ここの2つの事業体に対しての最低限保証額というのが設けられているのかどうか。それを伺いたいというふうに思います。とりあえず3点。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、地方債の関係です。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） まず1点目の御質問です。地方交付税の震災復興特別交付税のほうですけれども、こちらは3月の追加される分につきましては過年度分の事業完了に伴う精算みたいな形で入っているものです。ですから、今回の歳出部分について当てはまるものというのは全体にわたってというふうな形になっております。

2点目、基金費のほうです。まずグローバル人材育成基金のほうに積み立てる部分につきましては、今いろいろ事業は行っておりますけれども、今後も当然プラスアルファの事業というのが出てきます。それらを見込んで積み立てておるものでございます。目標額とかそういった

ものというのは基本的には今の段階ではありません。一般財源の余剰金とかというのが出てきた際に、それぞれその際に一番今後積み立てておくべきものに積み立てていくという形で考えております。公共施設の管理基金ですけれども、この間の地震でもそうなんですけれどもかなりの被害が、小さいものから大きいものまで出ております。こういったものの大規模修繕とかもしくは建て替えとかというのが今後想定されておりますので、そういったものを見据えてある程度手持ち資金がないとすぐにできないというのもありますので、そういったために積み立てておくものでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 3点目、バス関係。政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 3点目の御質問、111ページ。町民バスぐるりんこと多賀城東部線の負担金の件でございますが、最低限保証額というお話でございましたけれども、基本的には歳出のほうで負担金として支払う分については運行経費から運賃収入を差し引いた分を負担分としております。御存じのとおり、新型コロナの感染拡大により収入が12月までに71.2%、かなり減っておりますのでその分の負担の歳出となっております。3点目、以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点目については説明のとおりに対象ので分かりました。

2点目、基金数々あるんです。住民の税金または国から交付されたお金の一部を積み立てると思うんですけれども、そこで伺います。それぞれグローバルの事業または公共施設、それを改修するときには国の交付補助または負担金が全くないのか。施設によっては3分の1なりそういうものが充当される制度が十分にあると思います。そういうことを考えてのこういうものの積み立てなのかどうか改めて。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 当然、事業を行う際にはその財源があるかどうかというのを、補助なり何なりというのがあるかどうかというのを確認します。その中でどうしても一般財源を使わなければならない、まして金額的に大きく使わなければならないという場合にこういった基金を当て込んで事業をやるというふうな形で考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私、さきの武道館のときの質問でもしましたけれども、るるされた方もいますけれども、武道館については令和6年から事業をやっていききたい、金額も一定の目標があった。私この基金について、特に特定される事業についてはこういう年次計画が定まった時点でお金を何か年で積み立てて、そして今から積み立ててそして5年後からそれを取り崩して

こういう事業に充てましようとかそういう事業が定まっているものであれば一定は理解します。全く未知数な中で、確かにいろいろな公共施設も40年とかたっている施設多々あります。それをどういうふうに町が、議員または住民に対してこういう事業がこれから経費があるので皆さん少し皆さんに回す分をためてここに回しますので御理解くださいというのだったら分かります。こういうものも定めていないでお金をため込むなどというのはもっと住民の施策に身近なものに使うべきではないかというふうに思いますけれども、その考え方はどのように思っているのか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まずは公共施設の維持管理基金等については、歌川議員さんおっしゃるとおり町の公共施設が老朽化してきている。突発的なもので建物だけではなく設備機器、これが20年30年とかかかってきていることで突然壊れたり利用者が急遽利用できなくなったりというそういう突発的な部分については備えあれば患いなしでその辺はしっかりと積み立てておいてやりたいということ。また、前段に言った教育関係についても私は英語教育ということで一丁目1番地に据えているわけですが、だんだん時間がたてば一般家庭と同じで教育資金というのをためておいて質の高い教育にどんどんステップアップしていく。ただ、一定のレベルではなくたとえ今やっているジェットプログラムだけではなくインタラクとか民間の英語指導の先生なども質の高いことをうちのほうで特別やっているわけですから、そういった部分でどんどんステップアップしていこうというふうな思いであります。そして、さらにICT教育とかそういったものにも、要は子供の未来学というか未来学をどんどん見据えてやっていくという発想で、そういったことで基金に積み立てています。そして公共施設についてもできるだけ皆さんに今の状況を維持する形で、老朽化していますけれどもそういったことで支障の来さないようにということで基金の積み立てをできるだけするようにして、突発的な対応に備えたいというふうな思いでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、3点目。2回目、再質です。3点目の再質問です。

○12番（歌川 渡君） 今ITとかGIGAとかと言われましたけれども、これについても将来教育現場の教師または子供たちの学力の向上につながるかどうか。また、思考の低下とか視力とかそういうのが気にされるのでこれについては後日提案されるときにまた質疑させていただきます。

3点目に移ります。改めて先ほど言われました収入、売上げに対して全事業に対してとの差額を言われて71.2%減とのこととあります。そこで、これはぐるりんこが出発してもう数年た

ちます。当初今の半分ぐらいでした。そのとき今の水準で見れば倍です。だから、その時点で繰り返しますけれども収入との差額、利益との差額が補填だということなんですけれども、71%減っているんだから、収入として。そこで得た人件費なり施設管理費なり車両維持費のお金の差額だけ引けばいいのではないですか。改めて減収部分補填する必要ないのではないですか。だから、そこで私は今言ったように最低限の保証額というのがあるのかどうか。今言ったように12月で71.2%減った、そこで28.8%補填したのか。そうではないと思います、きっと。だから、多分年平均でやったのか12月だけでやったのかどうか分かりませんが、改めて事業月または年度の中での事業者には最低限の補填額というのが決まっているのか。事業収入がこれに満たない場合は一定額は保証するとかそういうことになっているのかどうか。先ほどは補填だということになるので71%、何も補填する必要ないのではないですか、収入との支出の関係だから。どうなんですか。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） まず71.2%というのは前年度比から収入が71.2%、12月までに落ちているという意味でございます。まず、この地域公共交通の対策費としてはかかる経費として例えば人件費であるとか車両経費、年額でかかる燃料費であるとか保険料、全ての経費が運行経費としてまず発生します。その後には運行している間の運賃収入が入ってきます。その差し引きを単純に負担金として支払っているだけの話です。ですから、全額補填という言い方ではないんですけれども、負担金として支払っているという形になっています。事業者については全く損益はございません。3点目は以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに12月は収入が減っているんでしょう。減ったんでしょう。当然人件費とか車両維持などは通年なんでしょう。その差額は減るわけですよね。その差額分だけ払えばいいのではないですか。その差額分だけをここで計上しているということでは理解していいんですか。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 繰り返して回答がなってしまうんですけれども、運行経費は必ずバスを走らせている限りかかるわけです。加えて、今回は次亜塩素酸のものを感染予防で買ったなりなんなりはしていますけれども、基本的にかかる経費はかかる。ただ、お客さんがバスに乗ることを控えているものだから運賃収入が減る。そうすると、差額は当然発生するわけです、大きく。性質が変わらずに、例えば変わらずに収入のほうが減ると差額が大きく発生するわけ

です。ですから、負担金を今回歳出で増額したということなんです。単純に負担分です、プラスのものの。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございますか。安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 133ページ、6款3項3目12節菖蒲田漁港内の支障物調査委託。この支障物とは何か。また、内容について伺うものであります。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 支障物の内容なんですけれども、現場のほうが菖蒲田漁港の荷さばき所の前付近で、アンカーロープが度々切れるというふうなことで地元の漁民の方が大潮の干潮の際に箱眼鏡を使って見たんですけれども、何か防潮堤の先っちょにあるような三角のテトラポットが見えたとは言うんですけれども、はっきり透明度が悪かったものですから。ですが、度々そこで切れるということは何がしかの支障物があるのだろうということで、今回改めて調査依頼をしたくてこの分については補正させていただきました。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 3問ございます。

まず1問目は129ページ、こちらの3款2項14目の17節と18節になります。同じような内容なのでまとめてお伺いします。放課後児童クラブ感染症対策備品購入代が減額となっております。こちらの要因、それから十分な対応は減額してもできていたのか。それから同じく認定子ども園についても減額の要因、それからこちらに対策は十分だったのかお伺いしたいです。こちらが1問目になります。

2問目は134ページになります。7款1項2目14節になります。説明では多言語誘導看板整備工事を減額、こちらは入札差金ということでしたが、こちらは当初の予定どおりの場所に設置をできていたのか。そちら、どこどこに設置をしたのかお伺いしたいと思います。

それから最後になります。143ページです。10款3項2目18節英語検定受験費用補助を減額とありますが、こちらの減額理由をお伺いしたい。以上、3問になります。

○議長（岡崎正憲君） 1問目から回答をお願いします。子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） まず1問目の128ページの新型コロナウイルス感染緊急包括支援交付金事業費、そちらの17で備品購入費の減額、こちらにつきましては放課後児童クラブのほうに空気清浄機とかそういった備品のほうを買いました。実際、予定してきた金額よりも安価に買えたということで十分な対応はできたのかということでもありますので、そちらは十分対応しているということでございます。その次の18節の認定子ども園の感染症対策の補助金

でございますが、そちらも同じように予定していました対応、そちらも認定子ども園2園のほうで空気清浄機や必要な物品等の購入を予定しておりました。そちらも予定していた金額よりも安価に購入することができたということで事業費が確定したことに伴い補助金を減額しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 場所そのもの全部というのは私も今資料なくてはっきりしないんですけども、予定した箇所には全て設置済みのものであれば今から設置するものもございまして、ただ、同じ設置場所でも向きが違ったといいますか当初予定していたところの向きを変えたところもございまして、場所的には全てこちらが計画していたとおりの場所のほうに全部設置済み、または今から設置する予定であります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 3問目、英検の関係。教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） こちらは実績でございまして、当初37万1,000円で予算化しておりましたが、結果的に実績27万1,000円で足りるということで10万円の減額でございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） それでは再質問させていただきます。

まず放課後児童クラブの物品、空気清浄機が安価だったということでマイナスの補正ということですが、こちらの放課後児童クラブはそのほかの物品、例えば消毒液とかペーパータオルとかハンドソープとかというのは十分に買えた上での予算を戻すということでの理解でよろしいのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 今回減額しておりますのは備品購入費でございます。そうした消耗品等については上の需用費でさらに追加をして消耗品を購入しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 1問目は結構です。

それでは多言語の誘導の看板に関してですが、こちらの今資料がないということで後ほど資料提出をお願いしたいと思います。なので、こちらは結構です。

○議長（岡崎正憲君） 今の資料提出についてまだ決めないでください。資料提出に関しましては、産業課長、よろしいですか。では、それにつきましては資料として提出させますのでよろしく申し上げます。

○1番（佐藤直美君） それでは3問目に移らせていただきます。

英検に関してですが、当初37万1,000円の予算だということで、結果27万1,000円で終わってしまった。こちらは当初3級以上の生徒に補助するという予定の数で算出して37万1,000円だったのか。確認をさせていただきたいです。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 3級以上でございまして、当初は3級の準会場分で35名、3級の本会場で5名、準2級で5名の合計45名分として計上しております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） それでは10万円減ったということで結果の詳細というのは今もしお持ちだったら御説明いただきたいんですが。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 人数の詳細については今持ち合わせておりませんので、こちらは改めて提出させていただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） それは資料として提出していただくことになります。

ほかに質疑ございますか。なければ、さきに小林議員、残りの2問お願いします。

○2番（小林倫明君） 141ページ、10款1項8目12節その他、小中学校の感染症対策衛生維持業務のこちらのほうの減額理由の説明を求めます。

続きまして146ページ、10款5項2目17節の野外活動センター芝刈り機購入代、こちらのほうなんですけど除草業務の委託をしている中での芝刈り機の購入理由とあとは台数、あと上のほうに委託料として除草業務があるんですが、こちらのほうが減額になっているのでこちらのほうと関係性があるのかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 小中学校の感染症対策衛生維持業務委託料の減額でございますが、こちらは当初民間業者を、全て民間業者でやった場合の予算を計上しておりましたが、最終的にこちらの消毒業務、小中学校においては8月20日ごろから婦人会さん並びにボランティア友の会さんに委託することができまして、民間業者に頼むより大分金額的には安価に委託契約を結びやっただくことになりました。そのための差額でございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 芝刈り機の件につきましては、生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 備品購入ということで芝刈り機のほうから説明申し上げます。

台数は1台になります。シルバーのほうへ除草委託の関係ですけれども、シルバーさんのほう

は年2回刈り込みしていただいておりますが、6月中旬に刈って次に刈るまでの梅雨時期、夏場に伸びますのでその辺を自前で刈るというふうなことで1台購入するものでございます。

もう1点の12節委託料のほうですが、これにつきましては令和2年度の委託のほうの入札差金というふうなことになります。以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 続きまして歌川議員、残りの6問です。お願いします。

○12番（歌川 渡君） 再質のほうで質問させていただきます。120ページ。款3民生費項1社会福祉費目3老人福祉費の中の10需用費のマイナス38万5,000円の中の印刷製本費老人会名簿印刷代を減額と長寿祝金記念写真代を減額、その理由について説明求めたいと思います。

122ページ、先ほどと似たようなものであります。款3民生費1項社会福祉費目9、10地域福祉基金費、長寿社会対策基金費、それぞれ3,009万1,000円と長寿については5,009万7,000円それぞれ追加補正今回しました。改めてそれぞれの増額目的について説明を求めたいと思います。

3点目、127ページ。款3民生費項2児童福祉費目11認定子ども園幼稚園推進事業費の中の18負担金補助及び交付金の中の下から2段目のまめまめ保育園施設型給付費補助金、この事業体がどこにあるのか所在地、説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 3問で1回切ってください。

1問目から、老人写真関係。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 1件目の老人福祉費の減額理由でございますが、敬老会そのものがコロナの影響でできなかったということで、その際の名簿の印刷分と記念写真の分を減額させていただいたといったことでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2問目の地域関係は、財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 地域福祉基金費と長寿社会対策基金費ということですが、まめまめ長寿社会基金費のほうですが、こちらについては2025年の団塊の世代がかなり出てくるという高齢者社会の部分で、こういった部分で何らかの事業が当然出てくるだろうということで積み立てておくものでございます。地域福祉基金につきましても高齢者社会が当然増えていきますので、そういったものの福祉関係の大胆な施策なり何なりというのが必要になってくる可能性がありますので、そういったもののために積み立てておくものでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） まめまめは、子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらのまめまめ保育園につきましては場所は多賀城でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再質問に移ります。

120ページであります。敬老会の件であります。コロナのために中止ということでもあります。そこで、私汐見台に在住に今年というか今年度100歳になった方とお会いしました。通年ですとそういう100歳の方に町長が直接出向いて一緒に記念写真を撮ったり、関連して質問します。して広報に載るんです、通年ですと。今回そういうことが当然なかったわけです。私その高齢者と家族の方にせめて幾らこのコロナ禍でも100歳の方の体調をきちんと事前に把握して直接出向くかどうか私分かりませんが、こうやって今コロナ禍でもこういう間隔で話しているんです、実際に。そういう点でその100歳の高齢者の方、楽しみにしていたのに一方的の通知しか来なかったということで本当に残念がっていました。私100歳まで生きてよかった、偉い町長と一緒に記念写真撮ったんだ、それがそれぞれの高齢者が楽しみにしていたということを書いていました。そういうことを事前に確認してそういうことを今後内容にすべきではないかというふうのが1つと、あとは名簿についてもその方と別の方と話しされました。要するに、私も敬老会にずっと入っているけれども今年うちのほうの町内会で誰が新しく75歳になったんですかとか、そういうのを知りたいというふうに嘆いていました。そういうことを考えれば実際に敬老会に来なくても敬老に新たになった人たちに対して配付するようなそういう配慮というのはできなかったのかということは何いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 歌川議員さんおっしゃるとおりではあったんですけども、当時の9月の状況を見ますと非常に、今とはまた違った状況だったというふうに私は認識しています。敬老会そのものもできればやりたかったわけなんですけど、高齢者の感染という部分が非常にハイリスクであるのは御承知のとおりだと思うので、そのときの判断としてやむを得ずそういう判断をした。名簿に関しても敬老会やらなかったのも令和2年度についてはやめたんですけども、何人かの方から楽しみにしていたという声もありましたので、来年度にはぜひそういったことのないようにしっかりやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今とは違うんだ、これは10月に言われたんです。なかなか言う機会がなかったのが今になりましたけれども、そういう点では今後の対応については説明がありましたのでぜひ善処していただきたいというふうに思います。

次に移ります。122ページの基金です。2025年、団塊の世代に対応するような何らかの事業が今後生まれてくるのではないかと。考え方としては前向きに捉える方もいますけれども、そこ

で伺いたいと思います。この地域福祉基金及び長寿社会対策基金、今言った団塊の世代の方々がだんだん増えてきている。例えばこういう基金が今町が進めている介護保険事業または後期高齢者事業、そういうものに充当できるはずだと思うんですけども、そういうものに今後その1つの事業の1つとして考えられるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 制度上のものであれば、当然考えられることはあると思うんですけども、現状一財を出している部分、当然介護保険料でありますからそういった部分に充てるということは可能なのかもしれません。ただ、あくまでも福祉の部分でいろいろな部分、今後も国のほうの動きによっては新たな事業が出てくるかもしれません。その中で当然町の持ち出しが必要になったりとかそういったものも出てくる可能性もありますので、こういった基金を持っておかないと即座に対応できないという部分もありますので、その辺御理解願いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 基本的なことを説明させていただきたいというふうに思うんですけども、今回いろいろな基金に追加して積立てをするというふうな議案を提出させていただきました。これにつきましては経常経費、ここ数年90何%というふうなことでもう新たな事業ができないぐらいの経常経費になっているというふうなこと、それで今後大事なことにしましては今あるサービスについて質を落とさないで続けていきたいというふうなことが念頭にございます。そういったことから経常収支比率が100を超してしまいますと現在の住民サービス、福祉サービスができなくなる可能性があるというふうなことで、できるだけ財政調整基金ではなく目的のある基金のほうに福祉関係の基金のほうに積立てしておくほうがより有利なのではないかというふうなことから、今回財源に若干余裕がございましたのでそちらのほうに積立てをさせていただいたということでございます。こういった基本的なことを御理解いただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。3回目です。

○12番（歌川 渡君） 理解した上で再質問させていただきます。要するにこの2025年の団塊の世代が増えてくるというのは結局1点想定されるのはこういう方々が高齢化になって地域福祉基金または長寿対策基金を使わなければならない事業というのはどういうことなのかというと、建物とかそういうのではないですよ。当然年金を少し国が減らしているから少し町で独自に上乘せしようとか、あとは老人デイサービスのグループのホームの施設を公的な施設として

作るか、あとは民間に土地を貸して建物の半分を負担するとかそういう事業なんでしょう。そうするとそういうものに使うということは今言ったように高齢者の方が町長の私選予算提案の中でここ七ヶ浜で生まれて育ってよかったという事業というのはそういうふうに健康で長生きできるような施策というのは医療と福祉、社会保障、要するに全般的にそういうものです。そうするとおのずと介護とか後期とかそういうものにシフトしなければならないふうになってくるんです。そういう点で十分に使えるんですよというふうな質問なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） その基金について、本当は介護に陥ったとかそういうのではなく今フレイル、高齢化に伴ってフレイルとか単身世帯が今700世帯近くあるわけです。そうすると施設に入って介護受けている人たちはそれなりの介護サービスを受けている。在宅でもある程度サービスは受けている。ところが単身世帯でどんどん高齢化して行って体が弱っているけれども介護認定まで陥らないけれどもどうも1人で心配だという人がどんどん増えてくると、それを24時間行政が丸抱えとか24時間見守っていなければならないような状況とかそういったことも懸念されますし、これからそういったフレイルとかそういったものへの介護予防とかそういったものにも事前に準備をしておかなければならないという部分で、そういったときには基金というのは積み立てておかなければならないという思いです。

○議長（岡崎正憲君） 3度行きましたので、次の3間に移ってください。お願いします。

○12番（歌川 渡君） 残念です。そういうことで、私の言ったことを再答弁していただいたものでお互いに前向きに取り組んでいきたいというふうに思います。

次に移ります。136ページ、款8 土木費項3 住宅費の2 災害公営住宅維持管理基金費の節区分で積立金841万5,000円について伺います。これについては歳入のほうで東日本大震災復興交付金から積立金として繰り入れた金額というふうに理解するものですが、この積立金の内訳、要するにこれまで来ていた低廉化、あとは低減化に伴う積立部分を繰り入れたものかと思えますけれども、その点のそれぞれの内訳金額について説明を求めたいというふうに思います。

2点目、次ページ、137ページ。款9 消防費項1 消防費目2 非常備消防費の中の節区分1 報酬マイナス91万2,000円、消防団員報酬を減額ということであります。これの説明、差金だというような話ですけれども全体的にその要因について説明を求めたいと思います。

3点目、次ページ。138ページ、同じ項の目4 防災費の中の節区分18負担金補助及び交付金の中の減額と補助金と木造住宅耐震改修工事補助事業補助金を減額300万円、下段危険ブロッ

ク塀除去等費用補助金を減額91万1,000円、それぞれ1つは昭和56年以前の建物に対しての補助ですけれども、現在町で把握しているこういう昭和56年に建てた建物というのは町内にいまだ何戸あるのか。それを説明を、そこで今回減額されておりますが目標値に対して幾ら減ったのか、これを求めたいと思います。

2点目、危険ブロック塀除去についても当然年度当初の危険箇所が何か所で今回何か所改修できて残り何か所残っているのか。そして、当然通学路の危険箇所なので担当課としてはぜひあなたの家の壁危険ブロックだから早く改修したほうがいいのではないですかという説明文書も行っているかと思えます。そこで、できなかった世帯の主な理由などが把握しているのであれば説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） それでは災害公営住宅の維持管理基金の2億6,608万4,000円の内訳でございます。まず低廉化事業のほうになります。松ヶ浜団地の部分が3,265万4,088円、吉田浜地区が834万2,617円、菖蒲田浜地区が1億1,070万3,683円、花渚浜地区が3,690万3,563円、代ヶ崎浜地区が2,355万4,167円です。低減のほうになります。そちらのほうが松ヶ浜地区が134万1,713円、吉田浜地区が29万2,069円、菖蒲田浜地区が588万5,100円、花渚浜地区が232万3,575円、代ヶ崎浜地区が148万4,363円、それと住宅の使用料の滞納繰越分が21万7,000円、それと元年度分の基金に戻し分が、精算分が292万4,248円。それと駐車場の使用料の滞繰分が3万3,000円です。それと利子償還分が28万7,000円、それと裏蓋分の特交の交付税、これが合わせて3,913万6,000円になります。以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 2問目、防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 2問目でございます。消防団の報酬の減額の理由でございますけれども、予算上は定数の220名で取っているところですが、実際は182名の団員数ということでその分の差額の報酬を減額させていただいております。

次に住宅の木造住宅耐震改修工事なんですけれども、なかなか把握の方法は難しいということとどのようにしたらいいかということとただいま検討中でございます。ですので、はっきりとした棟数についてはこちらのほうではまだ把握していない状況でございますが、この制度が始まって調査した件数が19件ございます。現在こちらのほうで把握しているのはその19件ということになりますが、そちらの方の理由をお聞かせいただきましたところ高額である、御高齢であるというところでなかなか難しいと本人からお伺いしているところがございます。

それとブロック塀でございます。こちらのほうですけれども、対象となっている件数が79件。

現在のところ31件の改修が終わっております。こちらのほうも宮城県さんと共同で文書のほうを出しましてやっていただけるようお願いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点目、2点目については了解しました。

3点目の特に危険ブロックだけに再質問させていただきます。要するに、上段の住宅耐震については自分の家だから危険を生じるのは主に自分だから1点は仕方ない、残念だというふうな気持ちなんですけれども、危険ブロックについては通学路なんです、対象としているのは。そうするといろいろな今回の地震も含めて第三者に被害を及ぼすような場所だということになるわけです。そういうことを鑑みれば、こういう制度を設けて危険だということを周知しているのであれば、まず1つは補助額を増額するかあとは通学路の変更をすとか、そういう検討はしていないのかどうか。

○議長（岡崎正憲君） 2問目、防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 増額に関しましては令和2年度から7万5,000円ほど増額をしてございますので、そちらのほうをお含みおきいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 通学路の関係としての答えは、教育長。

○教育長（武田光彦君） 当初、学校も一緒になって学校の先生方が一緒になって該当の保護者、あるいは保護者ではない人も含めてぜひお願いしたいというふうないわば行脚みたいな感じでお願ひしに行きました。今はそういうことはやっておりません。コロナの問題もありますけれども、一通りそういう働きかけは取り組んだということで、今はやっておりません。以上です。それに伴って、通学路の変更をせざるを得ないという状況はありません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 毎年というか毎回同じような質問するんですけども、確かに増額しているんです。しかし、こういう危険ブロックというのも築30年、40年たっている構造物です。そうするとそこにいる方というのは当然高齢者、また高齢者世帯、独り暮らしの世帯というふうにならざるを得ない。そういう方に対して先ほどのような地域福祉基金なり長寿社会基金なりを充当してここに充てるとか、財政調整基金を充当して充てるとか、そういう形で補填し少しでも安心安全なまちづくり、こういうことを新年度の予算でやる考えはないのか伺いたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 補正予算の件での話としてお答えいただけますか。防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） ブロック塀に関しましても、こちらのほうも一応個人の財産であるところが引っかけるところでございます。当初予算といたしましては国県の動向が変わらないということなので、今のところ増額は考えてございません。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。3時55分の再開にいたします。

午後3時44分 休憩

午後3時55分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第23 議案第23号 令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第23、議案第23号令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） それでは、議案第23号令和2年度七ヶ浜町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書の148ページを御覧ください。

本補正予算につきましては既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,123万3,000円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億5,034万9,000円に定めようとするものでございます。

補正の理由につきましては事業費等がほぼ確定したことに伴う予算の整理が主なものでござ

います。

151ページを御覧ください。

第2表地方債補正については事業費の確定により限度額を変更するものでございます。

補正の主な内容について説明いたします。154ページを御覧ください。

歳入の3款1項1目下水道事業国庫補助金160万円の減額は、事業費確定に伴うものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金1,763万1,000円の減額は、歳出補正分の財源調整でございます。

6款1項1目雑入47万3,000円の追加は、令和元年度消費税額の確定に伴う還付金でございます。

7款1項1目下水道事業債670万円の減額は、公共下水道事業費及び流域下水道事業費の確定に伴うものでございます。

155、156ページを御覧ください。

歳出の1款1項1目一般管理費10節需用費25万円の減額は、新型コロナウイルス感染症対策の上水道基本料金減免に伴うものでございます。12節委託料330万円の減額は、汚水ポンプ場等包括管理業務委託の入札差金でございます。18節負担金補助及び交付金96万3,000円の追加は、流域下水道維持管理負担金が主なものでございます。26節公課費250万円の減額は、本年度納付分の消費税中間納付額が確定したことに伴うものでございます。

2款1項1目公共下水道築造費844万9,000円の減額は、本年度の事業費が確定したことに伴い整理するものでございます。

3款1項2目利子737万5,000円の減額は、本年度償還分の利子が確定したことに伴うものでございます。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は

原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第24号 令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号)

○議長（岡崎正憲君） 日程第24、議案第24号令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、議案第24号令和2年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

議案書は157ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ508万1,000円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億3,441万4,000円に定めようとするものであります。

では、初めに歳入について御説明いたします。議案書は162、163ページをお開きいただければと思います。

1款国民健康保険税972万8,000円の減額につきましては、一般被保険者分及び退職被保険者分ともに減額するものであります。

3款県支出金77万4,000円の追加は、特別調整交付金の追加になります。

5款1項他会計繰入金45万円の追加は、主に事務費、人件費への繰出しに充てるものとなります。同じく2項基金繰入金195万3,000円の減額は、財政調整基金繰入金の減額になります。

7款1項の199万6,000円は延滞金となります。同じく、3項雑入30万8,000円は一般保険者第三者納付金の追加ということになります。

議案書は164ページになります。

8款国庫支出金307万2,000円は災害臨時特例補助金ということになります。

次に歳出を御説明いたします。議案書は165ページになります。

1款1項総務管理費は主に人件費関係の増となります。同2項徴税費の主なところは12節委託料22万円の減額で、システム改修委託料の契約差金ということになります。

議案書は166ページに移らせていただきます。

3項運営協議会費は8万4,000円の減額になります。運営協議会報酬の減額ということになります。

3款国民健康保険事業納付金については、財源確定により財源の組み替えとなります。増減

はありません。

4 款保険事業費は特定健診委託料等478万2,000円、各種検診等補助金73万6,000円の減額となります。

以上で説明を終わります、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 2 年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第25、議案第25号令和2年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） では、議案第25号令和2年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書は168ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294万8,000円を減額し歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,458万7,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。議案書は173ページをお開きください。

1 款使用料及び手数料297万円の減額は、公園墓地使用料の減額となります。

3 款繰入金 2 万2,000円の追加は、公園墓地管理基金繰入金への追加となります。

次に、歳出を御説明いたします。議案書は174ページになります。

1 款総務費は草刈り機購入のための備品購入費 2 万2,000円の追加となります。公園墓地管理基金の積立金が50万円の減額となります。

2款諸支出金は一般会計繰出金247万円の減額となります。

以上で説明終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第26号 令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第26、議案第26号令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第26号令和2年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第5号）について説明いたします。

議案書175ページを御覧ください。

今回の補正は保険事業勘定予算について既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,391万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億9,977万6,000円に定めようとするものです。

議案書180ページを御覧ください。

主な歳入予算の補正内容について説明いたします。全て予算の整理となっております。

1款1項1目第1号被保険者保険料241万6,000円は保険料の追加。

3款1項1目介護給付費負担金70万円の減額は国庫負担金の減、3款2項1目調整交付金89万7,000円は普通調整交付金及び特別調整交付金の追加、6目災害特例補助金6万9,000円は新型コロナウイルス感染症対応分の介護保険料減額分に対する特別補助金の追加。

4款1項1目介護給付費交付金351万円は支払い基金交付金の追加。

5款1項1目介護給付費負担金492万5,000円は県費負担金の追加。

7款1項1目介護給付費繰入金162万5,000円の追加、3目地域支援事業繰入金4万9,000円の減額、5目その他一般会計繰入金21万1,000円は一般会計繰入金の予算調整です。

9款3項3目雑入101万4,000円は介護認定審査会負担金の前年度返還金などの追加です。

議案書182ページを御覧ください。

歳入予算の主な補正内容について説明いたします。人件費分の補正は予算の町政ですので説明を省略します。

1款1項1目12節委託料22万円は介護報酬改定対応に係る事業所管理台帳システム改修分の追加。

以降は全て予算の整理となりますが、2款1項1目居宅介護サービス等給付費6,200万円の減、2目地域密着型介護サービス等給付費1,300万円の増、3目施設介護サービス給付費6,600万円の増、4目居宅介護サービス計画給付費400万円の減。

4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費71万円の増、2項1目一般介護予防事業費71万円の減、3項1目包括的支援事業費4万9,000円の減。

5款2項1目一般会計繰入金75万6,000円の増、こちらは予算の予算の整理となっております。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第27号 令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号)

○議長（岡崎正憲君） 日程第27、議案第27号令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正

予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） では、議案第27号令和2年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

議案書は185ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,652万9,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について主なものを御説明いたします。議案書は190ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料267万2,000円は、保険料の追加となります。

3 款繰入金149万円の減額は、保険基盤安定繰入金のものとなります。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。議案書は191ページに移ります。

1 款総務費31万円の減額は、主にシステム改修委託料契約差金等の減となります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金150万2,000円は、広域連合への負担金の追加ということになります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第28号 令和2年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第28、議案第28号令和2年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 議案第28号令和2年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第3

号) について説明いたします。

議案書192ページを御覧ください。

第2条は収益的収入及び支出について、事業収益の調整を行うとともに事業費用の既決予定額に20万9,000円を追加し4億6,870万3,000円に定めるものでございます。

193ページを御覧ください。

第3条は資本的収入について既決予定額に9万3,000円を追加し42万3,000円に、資本的支出について既決予定額から250万円を減額し1億2,575万9,000円にそれぞれ定めるものでございます。

第4条は他会計からの補助金額等の変更に伴う文言の整理でございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。198ページを御覧ください。

収益的収入の1款1項1目給水収益68万1,000円の追加及び4目他会計補助金68万1,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して実施した水道基本料金減免額の確定に伴い調整するものでございます。

199ページを御覧ください。

収益的支出の1款1項4目総がかり費20万9,000円の追加は、LED照明リース料及びインターネット用パソコン購入費に係る水道事業所分の負担金でございます。

200ページを御覧ください。

資本的収入の1款3項1目他会計補助金9万3,000円の追加は、令和元年度災害復旧事業に対する一般会計操出分の補助金でございます。

201ページを御覧ください。

資本的支出の1款1項2目営業施設整備費250万円の減額については、水道メーター更新事業の執行残金でございます。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第29号 令和3年度七ヶ浜町一般会計予算

日程第30 議案第30号 令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算

日程第31 議案第31号 令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

日程第32 議案第32号 令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

日程第33 議案第33号 令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算

日程第34 議案第34号 令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算

日程第35 議案第35号 令和3年度七ヶ浜町水道事業会計予算

○議長（岡崎正憲君） この際、日程第29、議案第29号から日程第35、議案第35号までは会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

初めに、議案第29号令和3年度七ヶ浜町一般会計予算について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第29号令和3年度七ヶ浜町一般会計予算について説明いたします。

令和3年度各種会計予算書の1ページをお開き願います。

令和3年度の七ヶ浜町一般会計予算の総額につきましては歳入歳出それぞれ65億円と定めております。

なお、詳細につきましては後日開催予定の予算審査特別委員会において担当課長より説明がありますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、議案第30号令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算について説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 議案第30号令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算について説明いたします。

予算書187ページを御覧ください。

本予算の予算総額については歳入歳出それぞれ6億6,200万円と定めるものでございます。

なお、詳細につきましては後日開催予定の予算審査特別委員会において御説明いたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、議案第31号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 議案第31号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

について御説明いたします。予算書は231ページになります。

令和3年度の七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額は21億8,300万円であります。

なお、詳細については後日開催されます予算審査特別委員会で御説明申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 次に、議案第32号令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 議案第32号令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算について御説明いたします。予算書は261ページになります。

令和3年度の七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算については歳入歳出予算の総額として1,758万2,000円となります。

なお、詳細につきましては後日開催されます予算審査特別委員会で御説明申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 次に、議案第33号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 議案第33号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について説明いたします。

予算書271ページをお開きください。

本予算については保険事業勘定の総額を18億1,900万円、サービス事業勘定の総額547万円と定めるものです。

なお、詳細につきましては後日開催されます予算審査特別委員会において説明いたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、議案第34号令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 議案第34号令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。予算書は311ページになります。

令和3年度の七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算につきまして歳入歳出予算の総額は1億9,960万5,000円であります。

なお、詳細につきましては後日開催されます予算審査特別委員会で御説明申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 次に、議案第35号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計予算について説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 議案第35号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計予算について説明いたします。

予算書321ページを御覧ください。

第3条は収益的収入及び支出について事業収益予定額を4億6,898万7,000円に、次のページに行きまして事業費用予定額を4億6,676万5,000円に定めるものでございます。

第4条は資本的収入及び支出について資本的収入予定額を33万円に、資本的支出予定額を3億2,565万1,000円に定めるものでございます。

なお、詳細につきましては後日開催予定の予算審査特別委員会において説明いたします。

○議長（岡崎正憲君） お諮りいたします。

議案第29号から議案第35号までは町長より提案理由の説明と担当課長より概略概要説明を受けましたが、審査の慎重を期するため、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、議長を除く全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決しました。

日程第36 議員提出議案第3号 七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第36、議員提出議案第3号七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者渡邊 淳議員へ説明を求めます。登壇願います。

〔10番 渡邊 淳君 登壇〕

○10番（渡邊 淳君） 議員提出議案第3号七ヶ浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由については、行政組織変更の見直しに伴った本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ見ていただいて、別表の総務産業常任委員会の項目がありますが、その総務課の次に防災対策室を加えていただきます。それから復興推進課を復興推進室に改めるということでございます。

この条例は令和3年4月1日から施行するということです。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

降壇してください。

〔10番 渡邊 淳君 降壇〕

○議長（岡崎正憲君） これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（岡崎正憲君） お諮りいたします。

3月2日から3月10日までは予算審査等のため休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声通ありますので、異議なしと認めます。よって、3月2日から3月10日までを休会とすることに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声ありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、3月11日予算審査特別委員会全体会終了後に再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後4時29分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年3月1日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 3 年 3 月 11 日（木曜日）

七ヶ浜町議会定例会 3 月会議会議録
(第 2 日目)

令和3年七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録第2号

令和3年3月11日（木曜日）

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
10番	渡邊淳君	11番	佐藤梶信君
12番	歌川渡君	13番	遠藤久和君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
復興推進課長	小野賢一君
財政課長	安達正彦君
税務課長	小野勝洋君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小玉寿君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君

健康福祉課長	渡辺文昭君
長寿社会課長	遠藤裕一君
防災対策室長	石井直紀君
会計管理者	斎藤重俊君
教育長	武田光彦君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	鈴木雅浩君

事務局職員出席者

議会事務局長	庄子克也君
同書記	米本哲也君

議事日程 第2号

令和3年3月11日（月曜日） 午前10時06分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 議案第29号 令和3年度七ヶ浜町一般会計予算
 - 日程第3 議案第30号 令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算
 - 日程第4 議案第31号 令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
 - 日程第5 議案第32号 令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算
 - 日程第6 議案第33号 令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
 - 日程第7 議案第34号 令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第8 議案第35号 令和3年度七ヶ浜町水道事業会計予算
 - 日程第9 一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第29号 令和3年度七ヶ浜町一般会計予算
- 日程第3 議案第30号 令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算
- 日程第4 議案第31号 令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第32号 令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

- 日程第6 議案第33号 令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第34号 令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第8 議案第35号 令和3年度七ヶ浜町水道事業会計予算
- 日程第9 一般質問

午前10時06分 開会

○議長（岡崎正憲君） これより令和3年七ヶ浜町議会定例会3月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において11番佐藤梶信議員、12番歌川 渡議員を指名いたします。

日程第2 議案第29号 令和3年度七ヶ浜町一般会計予算

日程第3 議案第30号 令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算

日程第4 議案第31号 令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算

日程第5 議案第32号 令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算

日程第6 議案第33号 令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算

日程第7 議案第34号 令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算

日程第8 議案第35号 令和3年度七ヶ浜町水道事業会計予算

○議長（岡崎正憲君） この際、日程第2、議案第29号令和3年度七ヶ浜町一般会計予算から、日程第8、議案第35号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

ここで、予算審査の結果を予算審査特別委員会委員長安倍敏彦議員へ一括して報告されるよう求めます。御登壇願います。

〔予算審査特別委員会委員長 安倍敏彦君 登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（安倍敏彦君） それでは、私から予算審査特別委員会の審査結果を報告いたします。

本委員会は令和3年3月1日の七ヶ浜町議会定例会3月会議において、議長を除く全員で構成する予算審査特別委員会として設置され、令和3年度各種会計予算審査につきまして付託されたものです。3月1日、2日、3日、4日、5日、8日、9日、本日の8日間、各課長等の出席を求め慎重に審査した結果、賛成多数により一括して可決すべきものと決しました。

以上、報告申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

ただいま予算審査特別委員会の委員長より各種会計予算審査の結果報告がありましたが、質疑を省略し、案件ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第29号令和3年度七ヶ浜町一般会計予算について討論を行います。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第29号令和3年度七ヶ浜町一般会計予算について、反対の立場で討論いたします。

新年度事業においても、一部改善、評価できるものがあるものの、いまだ町行政が法律、条例に準拠した施策が講じられていないこと、さらに行政が負担すべき事業費を住民に対してその負担を強めていることなどから、以下の事業の一部を述べて、改善及び実施を求めるものです。

初めに、総務課に関連する事業であります。

1つは、一般質問でも今後触れるかと思いますが、町が町内の地域を自治会組織、行政区、地区町内会長等地域と表現し、助成補助等は事業内容によってそれぞれの区分分けで行っています。多くの自治体では地区割りを条例で定めております。本町においても地域の区割りを統一すべきではないでしょうか。

2つに防災対策費についてであります。消防団員報酬額を定員220名を計上しており、いまだ各分団の管轄世帯に対して構成員に大きな開きがあることから、今後の防災・減災施策の推進のためにも、行政が責任を持って団員との協議を持ち、団員の補充、確保策と分団の防災、消防活動の軽減を図ることを求めるものであります。

3つに、震災に対応した木造住宅耐震改修工事改修事業についてであります。旧耐震基準にて建てられた昭和56年5月31日までの住宅に対し、住宅倒壊等の減災策としての助成事業であります。町は現在においても住宅耐震改修の対象となる住宅の件数を把握していない状況であることから、早急な把握を行い、耐震改修耐震化事業を促進するよう、施策を講ずるよう求めるものであります。

4つに、自治会組織が負担する防犯灯修繕費用等補助金事業についてであります。交付要綱

では防犯灯修繕費用等の一部を助成するものですが、全額負担を求めるものであります。自治会組織が設置した防犯灯の電気料は、翌年に補助金として全額補填していることを鑑みれば、早期のLED灯に改修することが町負担となる後年の電気料補助金の減少につながるものではないでしょうか。このことは、予算の中で町保有の防犯灯の電気料が前年度比2割減になっていることから、全額補助の実施を求めるものであります。また、防犯交通安全の確保のため、地域の要望に耳を向け、町内にあるカーブミラー、防犯灯の管理について定期的な巡回と必要とされる箇所に設置を求めるものであります。

5つに、危険ブロック塀除去等費用補助事業であります。教育委員会との連携の下、児童生徒の通学路の安全確保のため早期改修を図ることが必要ではないでしょうか。危険ブロック塀であると指定された箇所は経年劣化によるものがほとんどで、さらに危険ブロック塀の所有者の大半が高齢者という状況であります。年金暮らしでは、改修または撤去したくてもできないというのが現実ではないでしょうか。災害時に所有者を加害者にさせないためにも、補助金の増額を求めるものであります。

次に、会計課関係であります。

決算書の事業表についてであります。予算書の表記では節区分に係る事業説明がされております。ところが、決算書の表記では予算節区分に準ずる事業説明がされていないことから、新年度事業から節において予算区分に準ずる事業説明表示を求めるものであります。

次に、議会事務局関係であります。議会として町民に議会及び議員の活動をより知ってもらう地域の要望を議会で取り上げていく活動として、議会報告懇談会を行っておりますが、インターネットが普及されている今日、パソコンやスマートフォンなどの手段を取り入れた施策が必要とされているのではないのでしょうか。これまでも議会事務局とよりよい議会運営と住民への周知について取り組んでいたところですが、新年度事業においては議会だよりでの広報委員の負担軽減のため、議会議事録の反訳の短期化の実現のため、予算の確保や議会独自のホームページを開設し、各種議事録等の掲載を行い、さらなる住民への周知事業を進めるための取組の提案を呼びかけるものであります。

次に、財政課関係であります。

1つに、住宅に隣接した未活用町有地の除草については、最低2回の除草を行うべきであります。また、湊浜2丁目の旧町営住宅跡地についても地域の子供たちがキャッチボールやサッカーなどで遊んでいることから、定期の草刈り、山砂などの整地を実施し、地域に開放すべきではないでしょうか。

次に、政策課関係であります。

65歳以上の自動車運転免許証返納者に対する1年間の町民バス無料助成事業も含め、高齢者の利用状況を把握し、高齢者の社会参加、地域参加の足ともなる町民バス乗車券恒久無料化とともに、玄関から目的までの助成事業としてタクシー券助成事業を設け、最低月2回以上の往復基本料金の助成として月4万円以上のタクシー券交付に向け検討を行うことを求めるものであります。

次に、産業課関係であります。

導入に疑問を呈した観光目的で来町する方に、主に多賀城駅から観光交流施設までの送迎に利用する電気自動車の運用であります。利用者がいないとのことでありまして。今後、観光コースなどを設け安価な料金で運行することを検討すべきではないでしょうか。

次に、長寿社会課関係であります。

1つに、高齢者低所得者世帯にエアコン設置補助事業を設けることを求めるものであります。昨年の猛暑とコロナ禍により、高齢者の自宅内で熱中症による死亡などが報じられております。コロナ禍の終息もいまだ見えない状況から、対象として非課税で1台も設置していない65歳以上で一人暮らし、または世帯、児童扶養手当の受給世帯、生活保護世帯に設置できる助成制度を求めるものであります。

2つに、緊急通報システムについてであります。設置業者が横ばい、減少傾向にありますが、高齢者の増加、ひとり暮らしの世帯の増加が見られる中、必要とされている方に制度の周知が十分されていないのではないのでしょうか。周知を求めるものであります。

次に、子ども未来課関係であります。

1つに、新年度から保育料、学校給食費等の滞納者世帯に対し、滞納費用を児童手当から差し引いた児童手当額を支給しようとするものであります。所管する教育委員会と本部部局、子ども未来課との合意確認がされていない中での小中児童生徒の保護者に聴衆の案内を配布したことから、今回の徴収については申出の回収と中止にすることを求めるものであります。その中止を求める理由として、1点は給食費の未納回収は教育委員会の事務事業で、保育所の未回収は子ども未来課の事務事業でそれぞれ別であること、これが崩れたら国保税や住民税の未回収もできることになるのではないのでしょうか。2点は、学校給食については既に銀行からの引き落としを奨励しており、全保護者に配布する必要があるのでしょうか。児童生徒が約1,400人在籍しておりますが、未納者世帯数の報告がされていないことでもあります。3点は、教育委員会及び学校給食センターと本部部局子ども未来課との合意確認がされていないこと、

全保護者配布について学校センター長は詰めていない、さらに教育長は配布文書は見えていないという認識状況の下で合意確認がされていないこと。4点は、お願いの配布文書の内容について強制ではなく申出によるものと言われますが、強制としか受け取れない文書内容であること。5点は、小中学校では提出期限前に申出をしていない保護者に対して、子供を通じて再度申出の文書を渡したことは、申出が任意ではないことを示しているものではないでしょうか。

2つに、児童遊園管理についてであります。町内11か所に設置されている児童遊園の遊具等が設置要綱に準拠した箇所がいまだに1か所も充足されていないことであります。国の法令等を町民に求めている行政の立場からも改めて現地の確認を行い、児童福祉法等に明記されている設置要綱に準拠した施設整備を求めるものであります。

3つに、放課後児童健全育成事業費であります。施設周辺の整備状況で施設玄関前が雨上がりのときに水たまりが生じている状況であります。定期巡回を求めるとともに、改修を求めるものであります。

次に、健康福祉課関係についてであります。

質問はしませんでした。障害者福祉に関わる心身障害者医療助成事業についてであります。申請用紙の提出の省略などの一定の改善が図られておりますが、障害者の医療費窓口負担が障害者の負担となっていることから、現物給付に早期に切り替えることを求めるものであります。

次に、保育士についてであります。受け入れ児童幼児数が定員を超えている状況の中で、会計年度任用職員が8名となっておりますが、正職員の15名から見て、会計年度任用職員の比率が高い状況になっています。常勤雇用として保育事業の充実を図るべきではないでしょうか。

次に、町民生活課関係についてであります。個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードについてであります。なかなか進まない事業状況と見受けられます。なぜ進まないのでしょうか。皆さんも御存じのとおりマイナンバーカードの目的は、国民一人一人の社会保障の利用状況と保険料及び税の納付状況を国が一括管理するものであり、社会保障費の抑制、削減を効率的に進めることが真の狙いであり、そもそも個人のプライバシーや個人情報を国家統制により一元化に管理すること自体問題のある制度であると言えるものであります。そのことを懸念してか依然内閣府が発表したマイナンバー制度に関する世論調査では、個人情報の漏えいや不正使用により侵害被害のおそれがあるが6割を超えているという結果が出ております。発行事業には慎重な対応を求めるものであります。

次に、生涯学習課についてであります。

1つは、近年ジェンダー平等、女性・女子の地位向上が呼びかけられていることから、町男

女共同参画事業において施策の推進を求めるものです。

2つに、野外活動センターの遊具等の設備整備であります。ブランコ下にマットの設置、コロナ禍での衛生施設の1つである水道施設の修繕を求めるものであります。

次に、教育総務課についてであります。

1つに、就学援助制度における新入学学用品費が昨年度から就学前に支給されることに伴い、修学旅行費、野外活動費についても参加前に支給することを改めて求めるものであります。また、国の支給基準となっている部活動費、生徒会費、PTA会費等の支給を求めるものであります。新年度に実施した場合の対象額での町の負担は、わずか70万円であります。また、就学援助制度を保護者に周知するに当たって、分かりやすい、受けやすいものにするために、家族構成等を基に対象年齢、所得、年収額等の事例表を示した案内を提供することを改めて求めるものであります。対象世帯の所得額計算は、税務課にも貸与してもらい、作り上げることができるのではないのでしょうか。さらに、申請に伴う民生児童員の意見書提出は、既に国の通達でも廃止されていることから、本町での民生児童員の意見書提出の廃止を求めるものであります。

2つに、向洋中武道館の貸出しについてであります。教育委員会が認識していない貸出しがされていることが懸念されていることから、確認、改善を求めるものであります。

3つに、七ヶ浜町通学路安全プログラムでの通学路の危険箇所、安全対策をさらに講ずることを求めるものであります。

4つに、学校管理に関わる校則についてであります。ジェンダー問題が社会的問題になっている今日、特に中学校の校則内容がジェンダーの定義に照らすと人格を尊重しない内容が多々あるではありませんか。子供の意見を基にした教育の改善を教師、保護者に呼びかけることを求めるものであります。

学校給食センターについてであります。子ども未来課で求めました児童手当から給食費未納費を差し引いた児童手当の支給問題についてであります。教育長は申出を提出した保護者に対し、誤解を招きかねない文章を出したと認識をされました。このことで、子ども未来課に再度確認の電話連絡をさせるよう話をすると述べていることから、その実行を求めるものであります。

次に、建設課関係であります。

1つに、七ヶ浜町町営住宅への入居募集についてであります。今後一般の入所者の受入れが増加することから、七ヶ浜町町営住宅で定められている家賃の減免及び徴収猶予の基準に該当するような入居対象者に対して、具体的事例を示し分かりやすい制度の周知を求めるものであ

ります。また、転居に伴う畳、ふすま等の張り替えの経年劣化については、入居者負担責任ではないことから、国土交通省住宅局が通知している原状回復を巡るトラブルとガイドラインに明記されており、条例等の見直しを行うことを求めるものであります。また、町営住宅入居に際しての住宅条例第10条で連帯責任の義務付けについてであります。また、一昨年3月に国土交通省住宅局通達で公営住宅管理標準条例において、連帯保証人の義務付けを廃止したことに伴い、本町住宅条例においても早急に廃止することを求めます。

また、町営住宅の入居についてであります。新年度からは町が自ら定めた住宅条例第6条の新たに町内に住所を必要とするものに準拠し、入居者に募集したことは一定、当たり前のことなんでしょうけれども、評価するものであります。また、単身者の入居条件についてであります。2月13日に発生した地震で代々崎地区の50代の単身の女性の方のうちが住宅被害を受け、一部損壊判定結果になりました。この被災者の方は10年前の東日本大震災でも被害を受け、現在も町から災害援護資金の貸付けを受け、返済をしながら生活しており、今回の被害を受け自宅改修をあきらめ、町担当窓口で町営住宅の入居の相談をしたところ、対象にならないと断られたとのことであります。被災者の生活状況に寄り添った対応を求めるものであります。町営住宅第23条及び施行令第6条では、年齢を50歳以上の者と記しております。町の住宅条例第6条2項2号に入居者が60歳以上の者と記しております。法に準拠した改善を求めるものであります。

また、町営住宅管理の現在の県住宅供給公社への委託から町の雇用創出を広げる立場から、町が直接担うことを求めるものであります。さらに、町営住宅に要した町負担分は7億7,200万円です。直近の災害公営住宅維持管理基金は、約10億3,700万円は被災入居者のさらなる負担軽減に充当すべきであります。そのためにも、七ヶ浜町町営住宅家賃減免及び徴収猶予事務取扱要綱の第7条の被災者入居世帯を対象とした条例条文を廃止することを求めるものであります。

さらに、駐車場料金であります。同じ公共財産であるサッカースタジアム駐車場貸出料はスポーツ団体に年額1万1,020円、月額で918円の貸出額となっております。担当課では貸出し方法については財務規則に基づいてと言われましたが、町営住宅駐車場料金は月額2,000円あります。公平性を保つためにせめて町営住宅駐車場料金を月額1,000円に減額すべきではないでしょうか。

2つに、公園管理についてであります。町による年2回の除草ですが、当局も2回から3回が望ましいと述べていることから、3回以上の実施を求めるものであります。町の除草と地区独自の除草についてばらつきが見られることから、5月連休前、夏休み前など委託契約を行い

施設利用の促進を求めるべきではないでしょうか。

以上の事業が新年度事業に十分反映されていないことから、当予算に反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 7番安倍でございます。

議案第29号の令和3年度七ヶ浜町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

今回の予算編成及び施政方針を見ますと、令和3年度の歳入歳出予算額は65億円で、前年度の復興関連を差し引いた通常予算規模と比較すると、約2億2,000万円の増、対前年比3.5%となります。

また、施政方針の1つは、安全・安心の充実です。全国各地では災害が激甚化している中、人命を守ることが最優先に考え、町民に災害防災情報の提供とともに、避難行動を促し、来るべき自然災害に対応できるよう協力していくため、今年度も東北大学指定国立大学災害科学によるフィールド連携研究を本町と共同共催事業として企画しており、行政と学術の連携による安全で安心して暮らせるまちづくりを推進する計画をされております。

2つ目は、人材育成で平成28年度から七ヶ浜町グローバル化人材育成プログラムのさらなる充実を図っており、本年度からは世界のグローバル化やICT化の大きな社会変化に対応できる人材育成も視野に入れており、小中学校の英語コミュニケーションの育成とGIGAスクール構想によるICT教育の推進の2つを柱として展開されているところであります。

3つ目は、攻めの福祉で新型コロナウイルスの影響により世界的に不安定な状況が続く中、本年度は子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を立ち上げ、妊娠、出産、育児等に関する個別相談や情報提供を行うほか、要保護要支援児童等や虐待への対応に取り組む計画です。そのほか新たに地域の見守り支援事業を配置や、スポーツなども取り入れ健康寿命の延伸と介護予防につなげております。

4つ目は、地域の再構築でございます。コロナ禍の新しい生活様式の中で、コミュニケーションも変化している。本年度は健康と世代交流、コミュニティの活性化を目的にスポーツダーツを活用した七ヶ浜町アロープログラムの展開や、津波注意報、警報が発令された際の視覚的に伝達する手段として津波フラッグを整備するなど、今後起こりうる災害、地域において災害発生の避難行動に生かすための取組、防災政策の充実を図っております。

5つ目は、地域公共交通の継続と充実では、町民バス、ぐるりんこは通勤通学や買い物など、町民の皆様にとって必要不可欠の交通手段であります。本年も利用者のニーズを把握して町民

バスの利用促進や促進策としましては、スマートフォンなどによる時刻表検索機能及び英語版時刻表を導入し、きめ細やかな路線の継続を図っていると思います。

6つ目は、地域、地場製品の新たな展開の模索です。アワビ増殖事業に加え、新たな特産として期待されるトリガイの採苗試験や育成調査に継続してチャレンジしていくことになっております。また、新たなブランド展開として東北復興宇宙ミッションによる国際宇宙ステーションから帰還した七ヶ浜宇宙ハーブの普及を目指しておりますので、令和3年度の予算に賛成といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算について討論を行います。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第30号令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計予算について反対いたします。

毎年の要求であります。一般会計から約21億円の繰入れを行い、近隣市町村中でも高い下水道料金を引き下げをを求める立場から、改めて反対するものであります。

下水道事業の主な事業は、下水道管敷設等に要した起債の償還金返済、施設維持管理費を安価な使用料金と一般会計からの応分な繰入金で賄う事業ではないでしょうか。その基本的な財源計画の指標となるのが平成17年度から平成21年度までの健全な運営を図るために定めた下水道財政計画での事業会計総額から照らして、新年度の事業会計予定総額が減少減額になっておりますが、新年度予算と比較してみると区分ごとに大きな違いがあります。その内訳を見ますと、歳入では一般会計からの繰入金が財政計画では4億6,000万円となっておりますが、新年度予算では約2億5,600万円に減額されております。一方、資本費平準化債が約5億3,000万円となっております。この資本費平準化債は、現在の使用者の過重負担分を後年の使用者にも負担してもらう世代間の負担の公平を図るための起債で、住民、利用者の使用料金の負担軽減に寄与する起債であります。資本費平準化債発行で生じた償還金利子軽減額相当分を一般会計からの繰入金で充当すべきではないでしょうか。また、歳出での総務管理費も財政計画では約年

間2億円となっておりますが、新年度においては約1億6,600万円となっていることから、一般会計からの繰入額を増やすべきではないでしょうか。

また、2018年8月に七ヶ浜町上下水道料金審議会に対し、諮問事項(2)下水道事業の適切な使用料の在り方についてを諮問しておりますが、その諮問理由の最後に受益者負担の原則を踏まえた適正な下水道使用料の在り方について意見を求めますと記述しております。下水道法第20条の使用料には、公共下水道管理者は条例で定めるところにより公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる旨と記述されております。このことから、受益者負担の原則とは徴収しなければならないには当てはまらず、自治体の判断に委ねられていると考えるものであります。

最後に、令和6年度から公営企業会計に移行することとなっているとのことですが、移行することによって独立採算制となる一般会計からの繰入金最低現状額は保証されるのでしょうか。今後議会及び町民に十分な説明の機会を設けることを求めるものであります。これらのことも含めて、改めて一般会計繰入金の増額を行い、住民負担の軽減を求めるものであります。新年度事業予算において、これらの施策が講じられていないことから反対いたします。

○議長(岡崎正憲君) 次に、賛成討論ありませんか。遠藤議員。

○13番(遠藤久和君) 13番遠藤久和でございます。

議案第30号の令和3年度七ヶ浜町下水道事業特別会計に賛成の立場で討論いたします。

令和3年度の歳入歳出予算額は6億6,000万円の前年度と比較すると1,000万円の減となります。下水料金に関しては、県内でも決して高い利用負担とは言えない中、下水道を利用する町民が衛生的で快適な生活を継続できるようストックマネジメント計画を策定しており、国の交付金を活用して計画的、効果的に下水道の施設整備を進める予算となっております。

また、令和6年4月を予定している下水道事業の地方公営企業会計移行に向けて、本年度より準備に取り組んでおりますので、令和3年度の予算に賛成の討論といたします。

○議長(岡崎正憲君) ほかに討論ありませんか。(「なし」の声あり) 討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(岡崎正憲君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

す。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第31号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について反対いたします。

1つは、毎年度の剰余金として積み立てされている国庫財政調整基金からの取崩しを行い、国保税のさらなる引き下げを行うべきであります。令和3年度での取崩額約8,900万円、約8,000万円、積立金が約1,200万円と想定されており、基金積立総額がいまだに1億9,300万円にもなっていることから、必要以上の積立金を計画的に取崩し、国保世帯の負担軽減への活用を求めるものであります。

2つは、一昨年度から国保の県単位化に伴い、国から宮城県に対し特別財政調整交付金として子供の被保険者数に着目した交付金が交付され、交付対象となる市町村に再配分されておりますが、いまだ再配分充当分を対象世帯の保険税負担軽減に充当されていないことから、早急な予算計上を求めるものであります。

3つに、国の方針に基づき短期保険者証の発行期間を6か月と改善したことは、評価するものであります。滞納世帯の生活状況を考慮せず、資格証明書や短期保険証の発行や、資産の差押さえの制裁は納税者の健康と生活を脅かす立場からも行うべきではありません。本町での未発行措置を求めるものであります。

4つに、平成30年度において、資産割の廃止を実施したことは評価するものですが、いまだ均等割、平等割での税加算が行われていることであります。国保税が著しく高くなる要因となっている所得のない子供の数に応じて算定している均等割の軽減、または廃止を実施することを求めるものであります。

5つに、国保税の算出期間を設けることを求めるものであります。後年の加入者との公平性を図るために、現在の後期高齢者保険では2か年、介護保険では3か年、広域水道との県との契約は5か年とそれぞれ設けているように、定期期間を定めるべきではないでしょうか。

新年度事業においてこれらのことが十分反映されていないことから、事業実施を求め、反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 1番佐藤直美でございます。

議案第31号の令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

令和3年度の歳入歳出予算額は21億8,300万円、前年度より5,400万円の減での編成となり

ます。保険事業については、前年度同様令和2年度で中間評価を行った第2期国民健康保険事業実施計画、データヘルス計画に基づき、保険事業を実施することにしております。特定保険事業についても前年度同様に業務委託として実施、糖尿病性腎症重症化予防事業を継続して実施をし、引き続き健康増進を図るための生活習慣病予防事業も進めておりますので、令和3年度の予算に賛成の討論といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号令和3年度七ヶ浜町公園墓地事業特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について討論を行います。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第33号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について反対いたします。

介護保険制度は、少子高齢化が進む中で高齢者などの介護を家族だけでなく社会全体で支え合う制度として、2000年、平成12年度から始まりました。22年経過いたしましたが、制度の内容は当初から大きく変化しております。その主な内容は、これまで介護給付とされていたものが給付対象から外され、市町村事業への負担の押しつけや利用者の負担増になっていることとあります。特に保険給付から対象外とされた地域支援事業は、要支援者の訪問介護と通所介護を民間事業者やボランティアなどがサービス提供を行う総合事業となりました。この総合事業を保険対象から外すことで給付の削減が進められ、さらに新年度からは要支援者が要介護者に

なっても本人が希望し、市町村が認めればこの総合事業のサービスを継続できるように改善されました。ここにも制度の後退化がうかがわれるのではないのでしょうか。

また、一昨年度から第2号被保険者保険料の介護給付金も加入者割から全面的に総報酬制に移行され、加入者の負担を増やし、国保補助金の削減が行われています。このように地方自治体、事業者、利用者への負担の押しつけを推し進めている国に対し、疑問と異議を唱える立場に立つべきではないのでしょうか。

また、高齢者の保険料負担となる第1号被保険者保険料の負担が制度開始から大幅に引き上げられていることでもあります。第8期の第1号被保険者の保険料が基準額で約11%引き上げされました。1号被保険者の第1期の年間保険料は基準額で3万2,880円でしたが、第8期の年間保険料は7万4,400円となり、2.26倍の負担増になっています。さらに、保険財源負担割合でも明らかであります。制度開始時の第1号保険料負担割合は平均17%でありました。現在の第8期での第1号被保険者の保険料負担割合は居宅給付、施設給付とも23%の負担割合となり、制度開始から5%負担増になっているものであります。

しかし、実際の第1号被保険者の負担割合は収入に占める割合が何と約22.7%です。さらに、歳出の保険給付に占める負担割合は、約24.6%になっているのではないのでしょうか。さらに、これに1割の窓口負担が加算されているのが実情であります。

また、さきの議会全員協議会での3か年事業計画において、想定される未回収となる約2,252万円を第1号被保険者に上乘せ、補填させることなく、この分を基金からの増額負担の措置を講ずることを求めるものであります。

第1号被保険者の保険料負担軽減のために、政府に対して制度開始時の17%に戻すことを求めるとともに、国保負担についても居宅施設について25%にすることを町長、国に求めるべきではないのでしょうか。

最後になりますが、必要な方に必要なだけのサービスが提供されているか、十分把握していない状況であります。今後利用状況調査を行い、全ての利用者がお金を心配がなくサービスを受けられるよう求めるものであります。

新年度事業にこれらのことが十分反映されていないことから、事業実施を求め、反対するものです。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。熊谷明美議員。

○5番（熊谷明美君） 5番、熊谷明美でございます。

議案第33号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

今予算は、第8期介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターを中心とした地域介護予防活動支援や地域リハビリテーション活動支援、認知症対策など、介護予防、日常生活支援に介護保険サービスが適切かつ有効に利用される内容となっております。高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし、介護する方もされる方にも生きがいのある暮らしが実現できるような予算内容となっていることから賛成とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第34号令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について反対いたします。

平成30年度に保険料改正が行われ、高齢者の負担となっている保険料が引き下げられたことは一定評価するものでありますが、改めて後期高齢者医療制度そのものが高齢者国民にとって何の利益にもつながらない制度であることを訴え、さらなる改善及び廃止を求めるものであります。

このことは、この制度の趣旨である高齢者の医療に関する法律第1条に、高齢期の医療費の適正化を推進するための計画作成等々でもお分かりのように、高齢者の医療費抑制が最大の目的になっている制度であります。以前の老人保健制度では、第1条に国民の老後における健康の保持、もって国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることとなっており、高齢者の方々を敬い慈しむ制度から排除する制度に変わったと言わざるを得ないものであります。

発足当時後に改善、盛り込ませた保険料の軽減措置がされていた低所得者の応能割、応益割と、元被扶養者の応益割が廃止されたこと、同制度が高齢者人口割合が増えれば若人との世代間の公平を図るという口実で高齢者の保険料が上がる仕組みになっていることから、国に対し軽減措置の復活を求めるとともに、継続するまで町独自の支援を実施することを求めるものであります。

後期高齢者医療制度の具体的問題点を改めて述べたいと思います。

1つは、毎回述べておりますが、この後期高齢者医療制度は、当初独自の診療報酬体系を設けていましたが、日本医師会や国民世論に押され診療報酬体系そのものがなくなりました。制度として残っているのは、保険料の徴収と健康診査事業だけになっていることです。このことが実施される前、高齢者の医療制度では老人保健医療制度で、高齢者の保険料負担はありませんでした。このことを見ただけでも、高齢者への費用負担の押しつけがされている制度ではないでしょうか。

2つに、発足年度から低所得者に対し措置されていた制度が全て廃止されたことであります。これまでの低所得者の応能割と先ほどの元被扶養者の応益割が廃止されたことで、低所得者の軽減措置とされていた応能分を年間収入、年間211万円で年額約4万円弱の負担増となっているものであります。また、75歳になる時点で、子供や夫に扶養されていた方についても昨年度から廃止され、年間約3万円以上の負担になりました。冒頭に説明したように、保険料の高い設定で国民世論に押され、発足当初から設けていた軽減措置で、恒久的制度として定着した措置であります。国民に知らせることもなくこれらの軽減措置が全て廃止になりました。それに対して復活継続を求めるべきではないでしょうか。さらに、町独自支援として低所得者への上乘せ措置をすることを求めるものであります。

3つに、普通徴収保険料が4,259万3,000円で保険料徴収率の27.9%ですが、発足当時の平成20年度の普通徴収保険料は20%でした。このことは年金受給年額が18万円以下の高齢者の割合が増加していることであります。保険料滞納繰越金7万5,000円が計上されておりますが、滞納対象者は先ほどの年金受給額年額18万円以下の方であります。本町においては滞納された高齢者に対しその制裁として、短期保険者証を発行する制裁制度をいまだに設けています。後期高齢者医療制度では、このような方から年金天引きすることが生活実態から好ましくないということで、直接徴収になっているものであります。高齢者の経済状況を考慮した対応と福祉の向上と健康保持の立場から、本町での短期保険者証の発行事業は廃止すべきであります。

最後になりますが、同制度の法律第10条は、若人人口の減少に伴う措置として平成20年度の高齢者人口と若人人口を基準として、2年ごとに後期高齢者の保険料の負担割合を若人の人口減少率の2分の1の割合で引き上げ、その分支援者の負担率を引き下げる条文であります。高齢者の負担保険料が改正のたびに増える仕組みになっていることであります。高齢者の負担ばかり増える制度は廃止されるべきではないでしょうか。

町長は長年社会に貢献された高齢者が、住み慣れた七ヶ浜で安心して医療と福祉が受けられるために経済的負担・不安のない制度を国に求めるとともに、高齢者に寄り添った町独自の支

援策を講ずるべきであります。

以上のことから、新年度事業において反映されていないことから、本予算に反対いたします。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 3番、仁田秀和でございます。

議案第34号令和3年度七ヶ浜町後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

令和3年度の歳入歳出予算額は1億9,960万5,000円で、前年度より約700万円の増となります。県内でも高齢化が進んでいる本町におきまして、今後ますます後期高齢者医療制度の利用者の増加が予想される中、運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、現行制度のよりよい推進を図るなど、十分な取組がされております。

加入している市町村の役割は、保険料の徴収及び保険者の利便性の向上に寄与する窓口業務を行うことであります。また、低所得者等に対する保険料の軽減措置のための保険基盤安定繰入金を4,338万3,000円と昨年度より122万1,000円の増額で計上されており、低所得者等にも十分配慮されております。

そして、被保険者数の増加や高齢化に伴う疾病の重症化により医療費が増加していく中、現役世代と高齢者の方々がそれぞれの能力に応じ公平に負担し合うことが制度を安定的に持続するために重要であることから、その理解を深めるための周知徹底を今後も継続されるなど、被保険者の方々が必要な医療を安心して受けることができるよう令和3年度においても努力を重ねることを期待申し上げ、令和3年度の予算に賛成の討論といたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計予算について討論を行います。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。

議案第35号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計予算について反対いたします。

同事業では、仙南・仙塩広域水道事業との度重なる需給契約金額の引き下げにより、昨年度

から3か年1契約当たり基本使用料を500円軽減したことは、高過ぎる水道料金の引き下げを求める町民の声と、私ども日本共産党の議員団の水道事業の健全運営を求めたことに対応されたことは評価するものでありますが、水道法第1条の目的から照らせば、平成22年度からの二度に及ぶ受水契約金額の引き下げでさらなる引き下げが可能なことから、同事業の問題点を指摘し、新年度事業で改善を求めるものであります。

1つに、仙南・仙塩広域水道事業との平成22年度から令和元年度までの10年間の受水契約料金の二度にわたる改正で、引き下げによる支払金額が約6,000万円削減されております。この金額についても使用料金の引き下げに充当すべきではないでしょうか。

2つに、仙南・仙塩広域水道事業との令和2年度から令和6年度までの受水契約内容であります。その日量有収水量は5,800トンですが、平成29年3月に策定した七ヶ浜町水道事業経営戦略における令和2年度の有収水量予想は日量4,540トンであり、令和6年度は日量4,370トンとなっています。新年度予算においても1日平均配水量が4,520トンでしかないにもかかわらず、日量5,800トンの契約をしたのであります。必要のない1,280トンの受水料金まで町民に負担を負わせている状況になっています。この過大な見積もりによる負担分は、町が責任を負う金額ではないでしょうか。

さらに指摘しなければならないのは、本町の最終受水契約料であります。本町の最終受水契約料は、何と日量1万900トンであります。この最終受水契約年度は、現段階では定めのない未来永劫とも言える最終受水契約内容であります。先に述べたように、新年度における本町の1日の予定使用量は、約4,520トンであります。実態に即した最終水量受水契約料にすべきではないでしょうか。

そこで問題にしなければならないのは、宮城県の仙南・仙塩広域水道事業での取水量と関係する自治体への配水量の関係です。仙南・仙塩広域水道事業の取水契約は、ダム取水日量30万トンと白石川からの稼働取水日量29万5,000トン、合わせて日量59万5,000トンです。仙南・仙塩広域水道事業では、白石川からの稼働取水日量29万5,000トンの受水契約ははまだ中止になっておらず、平成2年度事業開始から現在においても棚上げ状態であります。仙南・仙塩広域水道事業の契約取水量の実態にそぐわない過大な計画と言わざるを得ない状況であります。仙南・仙塩広域水道事業に対し、白石川からの稼働取水契約の中止を求め、改めて日量平均受水量約19万トンでしかない実績配水量に即した最終受水契約に改めることを求めるものであります。実際に実態に即した受水量に見直せば、支払いの必要のない年間6,000万円が料金引き下げに充当できるではありませんか。

3つに、仙台市からの受水料金のトン当たりの料金が、仙南・仙塩広域水道事業と比較すると相変わらず高い料金で設定されていることであります。今回の料金では、仙南・仙塩広域水道事業のトン当たり115円ありますが、仙台市からは何と279円と2.4倍近くになっております。このことは本町の1日の受水量のわずか7.9%でしかないのに支払う料金が17.2%の割高になっていることも明らかであります。なぜ少量の高い水を買わなければならないのでしょうか。

さらに、令和3年度からは特例解除により契約日量水が1,000トンとなりました。現在の水量使用でも令和3年度以降の仙台市との受水料金が年間約683万円増加し、約4,080万円の受水料金の支払いとなります。さらにこのことがさらなる住民の負担となることから、仙台市との契約水量の見直しを求めるものであります。

4つに、いまだ多額の現金預金がため込みされていることであります。震災前の現金預金額は、7億3,456万円でした。震災復旧事業で目減りするどころか、令和3年度末での未収金を除く現金預金額は約15億1,297万9,000円と、倍額以上になっているのではないでしょうか。また、今後の送水管の老朽に伴う管の入れ替えには起債が認められていることから、この必要のない現金預金の定期的な取崩しを行い、さらなる町民の負担軽減を図ることを求めるものであります。

5つに、県の上下水道と工業水等の運営権を民間に売却する宮城型管理運営方式についてであります。売却先はフランスの水大手、スエズ、前田建設工業などで作る企業グループが最終交渉権を決める第2次審査に事前計画書を提出する方向で調整し、運営権者の決定も3月中に決定することが新聞等で明らかになっております。しかし、多くの事業内容が県議会をはじめ県民にも情報非開示となっています。

私が1月15日にこの事業計画に伴う広域連携推進検討会議に係る公文書を公開請求しましたが、担当部署では県とすり合わせを行わなければいけないという理由で、いまだ開示されないものであります。条例では、開示請求後遅くとも15日または30日までとなっておりますが、こういう状況であります。この開示されないのもうなずけるものであります。

この運営権の売却は県に関わる部門だけではなく、何と運営権者にはさらなる市町村の上水道、下水道、集落排水、浄化槽事業などを委託できる内容になっていることも明らかになっております。宮城方式は契約期間20年間で事業者には197億円以上のコスト削減を求めているものであります。しかし、このコスト削減の根拠についても、県は詳細な説明をしていない状況にあります。命の水を水源から蛇口まで大企業のもうけに売り渡すべきではありません。七ヶ浜

町民の命の水、生活水を守るためにぜひとも宮城県に対して慎重な態度をとることを求めるべきではないでしょうか。

これらのことから新年度事業予算に十分反映されていないことから反対するものであります。

○議長（岡崎正憲君） 次に、賛成討論ありませんか。小林議員。

○2番（小林倫明君） 2番、小林倫明です。

議案第35号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計予算について賛成の立場で討論いたします。

令和3年度の収益的収入は4億6,898万7,000円で、前年度と比較すると720万9,000円の増となっており、主な要因は建設改良工事費の増加に伴う消費税及び地方消費税の還付が見込まれることによるものです。

収益的支出は、4億6,676万5,000円で前年度と比較すると243万9,000円の増となっており、主な要因は仙台分水の責任水量変更に伴う受水費の増加や、管路情報管理システム更新費用によるものです。資本的収入は前年度と同額の33万円、資本的支出は3億2,565万1,000円で前年度と比較すると1億9,705万3,000円の増加となっています。主な要因は、君ヶ岡配水池更新工事などによるものです。資本的収支における不足額の3億2,532万1,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填しています。なお、災害復旧復興事業に国庫補助金などを活用したことに伴い、一時的に増加した留保資金により前年度から3年間の予定で実施している水道料金の軽減も本年度も継続しています。また、先月の福島県沖を震源とする地震においては、隣接する市町村が断水する状況の中、水道の安定供給をしています。今後も小さな町に大きな安心を、暮らしを支える水道を基本理念とし、安全で安心な水の安定供給に努めることから、令和3年度の予算に賛成するものです。

○議長（岡崎正憲君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岡崎正憲君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩させていただきます。午前11時35分再開いたします。

午前11時27分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

日程第9 一般質問

○議長（岡崎正憲君） 日程第9、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に5番、熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔5番 熊谷明美君 登壇〕

○5番（熊谷明美君） 5番熊谷明美でございます。ただいま議長より許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、今日3月11日で、あの東日本大震災から丸10年になりました。ここでお亡くなりになられた方々への御冥福をお祈りいたしますとともに、御遺族様、被害に遭われた全ての方々に哀悼の意を表し、心よりお見舞いを申し上げます。また、2月6日に御逝去されました佐藤 衛前副議長の御冥福をお祈り申し上げます。そして、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に対しましても、哀悼の意を表すとともに感染された方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、新型コロナウイルスワクチンの安心で円滑な接種をについて質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の終息の鍵を握るワクチンについて、厚生労働省はアメリカファイザー社製を2月14日に正式に承認し、医療従事者へ向けての先行接種が同月17日から始まりました。かつてない大プロジェクトになるワクチン接種は、基本的な考え方として国の指示の下、都道府県の協力により各市町村において接種を実施するものとなっております。実施主体の本町といたしましても、円滑な接種に向けた接種体制の構築と住民が安心して接種が受けられるように、ワクチン接種に関する情報提供が必要と考え、以下の5点を伺います。

1点目、4月の上旬からワクチン接種クーポン券が発行され、4月中旬頃から高齢者を優先に接種が始まる予定だと思います。ワクチン接種クーポン券発行から申込み、ワクチン接種の流れと、チーム体制の内容、接種会場での模擬訓練を実施する考えはないか伺います。

2点目、本町は集団接種を考えているようですが、移動が難しい人や障害をお持ちの方、時間の融通が効かない仕事をされている方など様々な生活環境に置かれている方々が円滑に接種を受けやすいように個別接種や複数接種会場の設置、会場までの送迎体制など町民が安心して円滑に接種できる体制を考えないか伺います。

3点目、住民が心配していることの1つに、接種後の副反応であります。基本的に副反応への具体的な対応は国や県の役割ですが、妊産婦や既往症をお持ちの方は、主治医と相談した上で接種を決められるとしていますが、それ以外の方は町のコールセンターや窓口相談に来る可能性も考えられます。接種開始時期や副反応の相談など住民の不安や疑問を解消し、安心して接種できる丁寧な対応や、情報提供サービスはどのように考えているのか伺います。

4点目、接種対象者は16歳以上で住民票がある自治体で接種が基本となります。単身赴任で地元にはいない方や逆に住民票がない人が本町に居住されている方の対応はどのように考えているのか伺います。

5点目、ワクチン接種関連の詐欺犯罪がほかの地域でも一時発生したニュースを聞いたことがございます。本町の詐欺対策はどのように考えているのか伺います。

以上、町長の答弁を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 新型コロナウイルスワクチンの安心で円滑な接種をについて、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） 初めに、熊谷議員からも申されましたけれども、東日本大震災から本日で10年ということでございます。私からも犠牲になられた皆様に心から哀悼の意を表し、御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、5番熊谷議員の御質問、新型コロナウイルスワクチンの安心で円滑な接種をについてお答えをさせていただきます。

議員御質問の中にありますとおり、今回のワクチン接種は新型コロナウイルス感染症の終息の鍵を握るということで、町としても全町的な協力体制の下、接種準備を進めているところでございます。また、住民の方に対しましては、確定した情報を適宜提供するように努め、町広報のしちがはま3月号に新型コロナウイルスワクチン接種情報として、ワクチン接種概要、接種までの流れ等掲載したところでもございます。

1点目の御質問、ワクチンクーポン券発送から申込み、ワクチン接種までの流れとチーム体制の内容、接種会場での接種訓練の考えを伺うについてお答えをいたします。クーポン券でございますが、当町においては予防接種券ということで取り扱いますが、まず65歳以上の高齢者を2つのエリア分けして、例えばAのエリアの方には4月2日の発送、4月5日から4月16日まで予約受付、残りのBのエリアの方につきましては、4月16日発送の4月19日から4月30日まで予約受付を行う予定としております。

接種につきましては、武道館において実施予定であります。いつから接種ができるかは国からのワクチン供給の確定情報がまだ来ておりませんので、現在未定としているところでございます。予約受付及び実際の接種に当たりましては、多くの従事者が必要となることから、町職員挙げての応援態勢を取り、万全を期す所存でございます。また、接種に当たっての訓練は、当然ながら実施する予定でございます。

次に、2点目の御質問、個別接種や複数接種会場の設置、会場までの送迎などの考えはないかについてお答えをさせていただきます。現在国が供給を予定しているワクチンにつきましては、ファイザー社製であり、本町の一般診療所等での個別接種は実施することは困難であります。また、接種会場複数設けることにつきましても、ワクチンの性質及び接種する医療従事者の確保の観点から困難であると判断し、現在のところ町武道館1か所での接種を予定しているところでございます。なお、会場までの送迎につきましては、現在検討しておりますが、運行をするか否かについてもまだ未定でございます。

次に、3点目の御質問、住民の不安や疑問を解消するための対応や、情報提供サービスはどのように考えているのか伺うについてお答えさせていただきます。町の広報しちがはま3月号にも掲載しておりますが、今後も正しい情報を広報や町ホームページを利用して情報提供するうとともに、今後設置予定のコールセンター、役場の窓口や電話で相談を受けた場合に備え、副反応の一般的な説明をできるよう準備を進めたいと考えております。

次に、4点目の御質問、単身赴任で地元にはいない方や住民票がなく本町に居住されている方への対応を伺うについてお答えをさせていただきます。国の制度設計でもやむを得ない理由、長期入院、入所、単身赴任等で住民登録地外に居住している方についても、現に居住する市町村に届出をすることにより接種可能となりますので、町としてもそのように準備してまいります。

次に、5点目の御質問、本町の詐欺対策を伺うについてお答えをさせていただきます。

ワクチン接種関連の詐欺行為は、正しい情報を公的機関である国、県、市町村が発信続けることで防げると考えております。今回のワクチン接種は、接種を希望する対象者の方には無料で確実に受けることができるものでありますので、さらに周知を図っていきたいと考えております。

以上、熊谷議員の一般質問への回答とさせていただきます。国のワクチン供給が不確定な状況での回答でありますので、御理解のほどお願いをしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） それでは一問一答でお願いします。熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、1問目からから再質問をさせていただきます。

まず、接種体制でございますけれども、こちらのほうの例えば医療チームさんともいろいろ連携を取っていかなければいけないと思いますけれども、いよいよ接種が始まったときの医療チームのほうの体制、例えばお医者さんが何人なのか、看護師さんが何人なのか、またそういう方々がどういう担当をするのか、先生が問診をするのか、それから注射をされる方が看護師さんなのか、そういうところの具体的なところを求めたいと思いますし、役場の職員の方々も当日も関わっていらっしゃると思うんですけれども、その役割といたしますか、そういうことも伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） まず医療従事者につきましては、塩釜医師会のほうに御協力をいただくという形で、医師が1名、看護師3名、今のところ準備していただくという形にしております。それで、医師か看護師、医師は必ず予診票を見て接種の判断をする、そのままあと医師が打つ場合と、看護師さんに任せる場合と、来る医師によってそのところをどのようにするかは分かれるところでありまして、あと、ほかの看護師さんにつきましては、薬液の充填、あとは接種後の様子とかの判断とか、そういう形でやって3名で回していくという形になるようになります。あと、町の職員に関しましては、一応結構高齢者が最初でございますので、丁寧な事務を取りたいということで、大分多めの形で協力を得ながら十数名でちょっと最初のうち当たろうかなという今のところの考えでございます。

あとは、実施訓練等々やりまして、うちのほうで実施訓練の様子を見ながらまた人数については考えていきたい、受付からあと予診票の記載漏れとかのチェック、そしてあと御老人ですので書き切れなかったとか、チェックし忘れとかありますので、そういうのを丁寧にやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 模擬訓練もされるということで町長おっしゃってございましたけれども、当初ワクチン接種会場ということで、川崎市のほうで模擬訓練をされたところ、テレビなんかでも流れたというふうに思いますけれども、これをやってみたところ、まず受付に関して52秒、それが予診票の記入に7分10秒、それから予診聞き取りですね、これが3分50秒、そして接種まで3分18秒ということで、まずお一人の方に対してこのくらいの時間がかかると、慣れてくればもう少し短縮はなるかと思っておりますけれども、初めにやっぱりされるのが高齢者ということで接種するほうも不慣れ、それからされるほうは高齢者で不慣れということで、大変1人に対

しての時間がかかるということで、やはりこれは模擬訓練が必須ではないかなというふうに思っております。この辺でまず模擬訓練ですね、いつ頃実施されるのか、4月はあと1か月もないわけですので、その訓練をどのような予定でされるのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） まず4月実施までですが、ワクチンの供給状況云々かんぬんということで、入ってくるのが市町村に確実に1箱入ってくるのが4月26日の週でございます。そういうことで本格的に接種が始まるのがあくまでそれは発送する日なので、4月26日、届くのがいつなのか、あとは接種に間に合うくらい充足するのかということと考えますと、ちょっともっと先になると思います。まだ確定情報じゃないですけども、4月26日より以前にはならないということで、約1か月近くの余裕がございます。あとは、職員の訓練ですが、4月というのは役所の異動時期にも関わりますので、そこのごたごたを少し外して中旬、初旬の後ろのほうか、中旬頃からはやりたいなという考えは持っております。今のところはあくまで予定でございますので、模擬訓練も普段の業務に差し支えないような形でグループ分けしてやりたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） ワクチンも26日週ということですが、大分少ない数のようでございますので、実際始まるのも4月の下旬、もしかしたらと各市町村に回ってくる数が大分少ないということみたいですので、その辺は期間はあるにしても、やはりやってみないと問題点も分からないというふうに思います。さらに、川崎の訓練状況を見ますと、やっぱり特に冬場なんかは厚着をして来られるということで、服の脱着にも時間がかかるということです。普通の血管注射ではなくて肩にするので、肩を出すまでにお時間がかかるということもございますので、その辺もやってみないと分からないようなことでございますので、切羽詰まってではなく、職員の皆様は自分のお仕事があるのは分かりますけれども、やはり余裕を持って訓練はすべきではないかなと思っておりますけれども、その辺の情報なんかは川崎市でやった問題点なんかは情報として入っていたのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） もちろん川崎市の情報は画像とかでも、映像とかでも流れていましてどのくらいかかるのか等々もございます。あと、川崎市と違うのが予診票のほうですね、事前に渡す形で考えておりますので、そのことがありますと意外とうちで書いてくるとか、あとは印字されたものを予診票予定しております。そちらのほうになりますと時間のほう、予診

票を書く時間が遅くなる、早くなると、その手間がないというところと、あとは事前に準備できるように服とかはちゃんと薄めにしてきてくださいとか、あとそういう形のお手伝いできるような態勢は取りたいなという感じで考えておりますので、十二分にその辺は川崎市の場合、1人何分、何分というのですけれども、流れで十数名が流れていきますので、あくまで1人が20分くらいずつどんどんとかかるんじゃないかと、重なっていくという考えですので、一応安全面にちょっと接種人数は取っておりますが、それでも丁寧にやっていきたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） しっかりとやっていただくようなお話ですので、その辺はぜひお願いしたいというふうに思いますが、それから接種に関してでございますけれども、今接種のクーポン券を送られていろいろと前もって記入してもらおうとか、それから来るときの服装だったりということを案内していただけるということでございますけれども、何せ高齢者が最初にということでございますので、予約をすることを忘れてしまったり、予約してしまってから日にちを忘れてしまったりという心配も出てくるのではないかなというふうに思います。

ちょっとこれ外国の話で申し訳ないんですが、イスラエルでは予約した人に、前日か当日にメッセージを送るというようなシステムをされたそうでございます。日本の国内においても、前日にリマインド、再通知するシステムを利用する企業と多くの自治体が契約しているという情報もございます。やはり結局ワクチンは冷凍の保存期間は長いんですけれども、解凍して接種し始めると日持ちがしないわけで、そしてましてや2回目にするときに忘れてしまうと、結局ロスといたしますか、そういうのも出てくるというふうに思います。ぜひそういうふうなほかの自治体でも契約しているというところもあります、本町といたしましても接種忘れを防ぐ方法して何か考えていたのかどうか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 今接種忘れに関しましては、受付段階に忘れないでくださいというのを念押しをするということで、いろんなリマインダーとかといたしましても、高齢者ですので一応何とか電話とかで予約される方には、きちんとした丁寧に、いついつ予約しましたから、忘れないように控えていてくださいねという形での御案内等々しか今のところできないかなと考えております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 大きなシステムを使わなくても皆さん携帯電話、スマホを持っているの

で一番最初の受付のときに、次回忘れ防止にメールを送らせていただきますねというようなこともできるのではないかなというふうには私は思うんですが、その辺ですので2点目に移りたいというふうに思います。

集団接種を本町はされると、武道館で1か所でされるということでございますけれども、ワクチン接種に要する費用の国の予算といいますのは、町長も皆さんも御存じかと思っておりますけれども、ワクチン接種対策負担金として令和2年度第3次補正予算で4,319億円、ワクチン接種体制確保事業として令和2年の予備費として、令和2年度第3次補正予算を合わせると1,532億円、合計5,851億円と当初されておりました。そのほかにも各自治体から途中で要望が出ておまして、予算検討をされて増額というようなところでございますけれども、1日の衆議院の予算委員会で、自治体の負担について政府に対して見解をただしたところ、菅総理大臣は目安となる上限は示しているが、各自治体でかかったお金は全て国が責任を持って支払うと明言しております。

しかし、接種期間が長くなればなるほど経費もかさんでくるというふうに考えます。そういうふうなところを考えますと、1か所で確かにワクチンを運ぶときに振動のこととか、それから解凍して溶けてしまったらといろいろ心配はあるかと思っておりますけれども、ほかの自治体では1か所じゃなくて多数の会場ですること考えている自治体もたくさんいらっしゃいます。なぜ本町に関してはそういうことが心配だから1か所しかできないというふうに考えていらっしゃるのかどうか、その辺を伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 町長が回答しましたとおり、医療従事者体制が同時接種は無理だという形、あとはコロナ禍での接種となりますので、広い会場が必要だという2点目、そういう形でワクチンの性質上、どうしても小分けにするのには無理、あと實際上打てる医療機関がないというところで、1か所の集団接種しかちょっと考えられなかったというのが現実的なところではあります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 町に関しては病院が個人病院さんしかありませんし、また医師会は塩釜の代表が赤石先生だと聞いておりますけれども、国はお金を湯水のごとく使えとは言っておりませんが、必要なお金は出しますよと言われていたわけなので、例えば医師の確保だったり、例えば協力していただくかどうかは分かりませんが、本町の個人病院の先生に応援をお願いするとか、そういうふうにあと看護師さんも3名だということでございますけれども、

人為的な部分でもそれからあと会場も確かに広いところは必要かと思えますけれども、例えば避難所でも人数をきちんと分けて接種すれば十分にコロナ対策もできるのではないかなというふうに思えますけれども、ぜひその辺も考えていくべきではないかなというふうに思えます。

また、ワクチンが入ってきてそれから全住民が希望者がワクチン接種終わるまでは、おそらく1年くらいはかかるのではないかなというふうに思えます。長期間にわたるわけですので、そこで武道館で1か所でずっとするというのもなかなか難しいところが、時間的な部分も難しいのではないかなというふうに思えますけれども、再度複数会場でやる考えは全くないのか伺いたいというふうに思えます。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 前段の町長の回答のとおり、現在のところファイザー社製のワクチンだということ、ということで現在のところでは1か所での接種を予定していると、状況が変われば複数箇所、あとは個人病院接種というのが考えられるようになるかもしれませんが、現状今のところは武道館1か所ということの回答でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） それでは、健康な、本町は健康な高齢者の方がたくさんいらっしゃるんですけども、その中には在宅介護を受けている方とか、手足とか不自由な方とかなかなか移動が難しい方もいらっしゃるんですけども、そういう方々に対しての対応はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） まず今回のワクチンにつきましては、任意接種ということでございます。あと、實際上そういう手足の不自由な方、動けない方に関しましてまず接種が必要かどうか、受けて大丈夫かどうかも含めまして主治医さんとかに相談していただくというのが第一でございます。それで、もしそういう接種をしていい場合に、現在では集団接種でございしますが、後においてファイザー社製以外の部分で訪問医療で打てる場合とか、あとは通院のときに打てるようになれば打てるようになります。そういうことも考えて、複合的に考えましてどのような形がよいのかは、個々によって判断していくことになると思いますが、全体的に最初からそういうのに対応するというのは、現在のところはまだ考えておりません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 特に通院されている方、それから既往症をお持ちの方は、主治医の先生に御相談しながら、そこでその病院で接種したいというような、いざというふうになったとき

に接種したいというふうな御希望があると思いますので、確かに希望者だけなんですけれども、人数がある程度接種しないと、コロナの終息というのは大変難しいのではないかなと思いますので、その辺を御協力していただくことが大事ではないかなというふうに思います。

次に、例えばうちの党のほうとしても聞き取りしたときに、ある自治体では土日祝日のほうに、お仕事されている方は特に、土日祝日に接種の希望者が増えるのではないかなというふうな御心配をされている自治体もありました。本町は、土日祝日も始まりましたですよ、対応するかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 現在のところの予定といたしましては、土日も祝日もやる予定でおります。それで、休館日が月曜日、体育施設は当たっていますので、その日はちょっと休んで6日間体制で通常はやっていきたいと考えております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、武道館に来ていただくということで、皆さん足というか、バス、ぐるりんこのことなんかも心配されていると思うんです。国に関してはその予算の中に送迎の部分も、予算の中にお金を出しますよというふうに入っているわけなんですね。ですから、送迎、ぐるりんこに限らずタクシー会社さんと契約をしてとか、皆さんが来やすいような形の送迎体制を考えるべきではないかなというふうに思います。それで、来たときに例えばタクシーで来たときには、タクシーの運賃を後からお渡しするとかそういうこともやっていいということが予算に入っているわけなんですね。ですから、そういうところもぜひ有効に使っていただいて、町民の皆さんの負担にならないような形ですべきではないかなと思いますが、来られる方の足の体制、対策ですね、その辺はいかがになっているか伺います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 町長の答弁にありましてとおりの点に関しましてはちょっと検討させていただくということで、今のところやる、やらないということではなくちょっと検討中だということですみませんが。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） ぜひ前向きに検討していい結果を出していただければというふうに思っております。

続いて3問目に移りたいと思います。コールセンターのほうの窓口ですね、多分専門的な特に副反応に関してなんかは、とても皆さん心配をされていると思うんですね。アナフィラキシ

一、昨日のニュースなどで25人の方が、15万人接種された中で25人がアナフィラキシーショックの症状が出たということで、日本人ちょっと多いようでございますので、その辺の心配とそれから接種の全てのことに関して皆さん心配されていると思うんですけども、その辺も例えばコールセンターに、本当はそういうことをちゃんと区分けして、副反応のほうはこちらの例えば県のほうにとかとそういう相談センターがあるんですけども、どうしてもやっぱり町民の方々は役場に電話すれば何とか解消してくれんじやないかしらとか、聞いてくれるんじやないかしらという思いがあるんですけども、先ほどその副反応も含めて対処するという事で御答弁をいただきましたけれども、そういうふうなきちんと副反応に関してお答えできる専門的な方がちゃんとコールセンターのところで対応していただけるというふうに考えてよろしいのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） コールセンターと役場の受付とか、あと役場に電話来るのに対しては、FAQ、Q&Aですね、こちらのほうを作っておいて一般的にちゃんとして正しい情報に関しましては、そちらで対処するという形にしたいと思います。あと、より専門的とか自分の病気がどうのこうのとなりますと、こちらは主治医さんのほうに聞いていただくとかになりますけれども、一般的に普通の方が不安で聞いたことに対しては不安解消に至るまでのQ&Aくらいは作る必要はあると考えたわけで今準備している状況です。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 本町におきましても、視覚障害者、聴覚障害者の方もいらっしゃると思いますけれども、そういう方々に対しての相談とか、それからあとは説明とかそういうことはどのように考えているのか伺います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） もちろん視覚障害者、聴覚障害者の方がおられます。実際上いろんな手続においてもこちら役場のほうで丁寧に扱っておりますので、こちらのワクチン接種に関しても視覚障害者にあっても、聴覚障害者であっても申出があれば分かるような形で説明していきたいと考えております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） クーポン券に対して視覚障害者の方には点字でのというような配慮をされている自治体もあるようでございますし、またこれは登録制みたいですけども、宮城県ではスマホで手話でいろんなことができるというような、コロナワクチンに限らずそういうふう

な形で聴覚障害の方には対応しているということでございますけれども、本町に関しましてはぜひそういう方々には丁寧に対処していただければと思います。

では、4点目に移りたいと思います。

居住しているところで接種ができるということでございますけれども、政府にはコロナワクチン接種記録システム導入の考えを出しているようでございます。これに関してタブレット端末を400万、1,000台のレンタル契約を交わして各自治体での活用を考えているようでございます。本町におきましては、ワクチンの記録システムはさておいて、どのような形でスムーズに申込みをして接種していただける方だけではないと思うんですね。どこかで接種してしまっているとか、そういう方もいらっしゃるんですが、そういう方の管理はどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） まだ接種が一部しか始まっておりませんので、現在出てきておりませんが、まず接種券はそのまま個人がお持ちになるというのが基本でございます。ですので、転入転出、あとは単身赴任等で1回受けた人が来た場合には、接種券が交付で発行されて接種券をお持ちですので、そちらで管理ができます。あともし、転入とかそういう申出があったときに、住所地のところに照会するという形がとれますので、今のところそうそう心配しておりません。あと逆に国のほうで用意しているのが、今この段階になって用意し始めるというのが遅いかなというので大分心配しています。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 接種間違いといいますが、先日アメリカで接種間違いして先週してから2回目の接種が21日くらいで次の接種ということなんですが、その間隔を置かず2回目の接種を受けてしまって重篤な症状に陥ったというニュースも聞きました。やはりこれは命の関わることでございますので、きちんと誰がいつどこで受けたのか、そしていつ2回目を受けなきゃいけないのか、その辺の管理はしっかりしていかなければいけないというふうに思います。確かに、本当に国といたしましては管理システムですか、大分私も遅いし、今さらという思いもあるんですけれども、どちらが大事かという、命のほうの方が大事なわけですのでぜひ職員の皆様の負担、なるべく負担にならないような形でぜひ管理をしていただきたいと思いますし、まず命を優先だというふうに考えてやっていただければなというふうに思っております。

次に、5点目の最後に詐欺のことでございますけれども、特にワクチン接種が近づいてきますと、ここに町の3月号の広報紙にも載っておりますけれども、ワクチンは無料ですよときち

んと書いてはいただいているんですが、どうしてもやはり特に余りそういうふうな読まれない方とかはワクチン安価で接種してあげますよとか、それから幾ら幾ら払ったら早く、誰よりも早く接種しますよとか、そういうふうな詐欺が実際に出てきてお金を支払いそうになったというようなお話も聞きます。その辺を1回だけじゃなくて何回も注意喚起するというようなことも大事ですし、今ちょっと回覧板でコロナ関係で回覧板やらない区もありますけれども、回覧板に載せるとか、それからあとお知らせ板ですか、ああいうのにもきちんとポスターとして貼るとか、そのように住民の目にいろんな多角的なところから目に入るような方策を考えるべきではないかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） その点に関しましては、熊谷議員おっしゃるとおりだと思いますので、ちょっと検討させていただきます。前向きに検討いたします。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、終わらせていただきたいと思いますが、今回の接種に関しましては接種する側もそれからされる側も初めてでございます。担当当局はじめこの事業に携わる全員の方々の御苦勞は十分に承知しているところではございますけれども、やはり町民の命に関わることでございますし、ぜひ安心して町民の多くの皆様が接種を受けられるように万全の態勢を期していただければというふうに思って、私の一般質問を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす3月12日午前10時より再開いたします。

御苦勞さまでございました。

午後0時16分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年3月11日

七ヶ浜町議会議長

署名議員

署名議員

令和 3 年 3 月 12 日（金曜日）

七ヶ浜町議会定例会 3 月会議会議録
(第 3 日目)

令和3年七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録第3号

令和3年3月12日（金曜日）

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
10番	渡邊淳君	11番	佐藤梶信君
12番	歌川渡君	13番	遠藤久和君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
復興推進課長	小野賢一君
財政課長	安達正彦君
税務課長	小野勝洋君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小玉寿君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君

健康福祉課長	渡辺文昭君
長寿社会課長	遠藤裕一君
防災対策室長	石井直紀君
会計管理者	斎藤重俊君
教育長	武田光彦君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	鈴木雅浩君

事務局職員出席者

議会事務局長	庄子克也君
同書記	米本哲也君

議事日程 第3号

令和3年3月12日（金曜日） 午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

これより令和3年七ヶ浜町議会定例会3月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において13番遠藤久和議員、1番佐藤直美議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、3番仁田秀和議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔3番 仁田秀和君 登壇〕

○3番（仁田秀和君） 3番仁田秀和でございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

1点目は、行政サービスのデジタル化及び促進策についてであります。

政府は、2月9日、デジタル庁の設置法案を含むデジタル改革関連の6法案を閣議決定されました。首相をトップに9月1日よりデジタル庁を発足すると定められたものでございます。役割としては、主に行政システムを標準化し、行政手続のオンライン化や効率向上を図るもので、自治体が個別に運用する行政システムも全国規模のクラウドへの移行を促すものというところであります。従来、各省庁がばらばらにシステム調達してきたもので、重複したシステム投資が発生するなどし費用が高止まりしがちだったことや、システムの独自仕様の乱立によるデータ連携の遅れを解消するといった狙いもあり、さらに行政サービスのオンライン手続に活用する手段の1つとしてマイナンバーカードの普及策も掌握するというもので、これに関連し、政府のIT政策の基本方針を示すIT基本法に替わる新法として、デジタル社会形成基本法案も閣議決定されました。政府は、デジタル社会づくりに関する重点計画を策定すると規定されておりますが、国や自治体、事業者の責務も定められております。

また、2020年のコロナ禍により社会のデジタル化が急速に進む中で、地方公共団体の役割も大変重要になってきております。誰一人取り残さない持続的かつ健全なまちづくりを実現するためにデジタル技術を最大限生かす必要があると考えることから、以下の質問をするものであります。

1点目は、本町が目指すデジタル化について。デジタル社会形成基本法案では、地方公共団体の責務として区域の特性を生かした自主的な施策を策定し及び実施するとありますが、町長はどのようなことを考えるのか、所信を伺うものであります。

2点目は、行政手続等のデジタル化についての考えを。また、デジタル化の政策は庁舎内全体で取り組まなければいけないものでありますので、集中的に取り組むための組織体制について伺うものであります。

3点目は、高齢者へのスマートフォンの対応について試験的に実施する考えはないか伺うものであります。デジタル化の促進に当たり、誰一人も取り残さないというのが大変重要なキーポイントになってくると思います。そこで、情報機器を持たない高齢者に対しスマートフォンを貸与し、災害時の情報収集やコロナ禍の新しい生活様式に対応できるように体制を整備する考えはないか、伺うものであります。

東京都の渋谷区では、約4万3,000人の高齢者に対し3,000台のスマートフォンを無償で貸与する実証実験を始めようとしております。住民の情報格差をなくし防災や福祉施策に役立てるのが狙いで、9月の配布を目指されているとのことでございます。

デジタル化については、公平かつ効率的な対応が求められますので、本町においても新しい行政サービスの活用に全ての高齢者の方々が対応していただけるように、まずは試験的に導入してみる必要があると考えますので、今回提案させていただいた次第であります。町長のお考えを伺いたいと思います。

2点目は、ALPS処理水についてでございます。

あの忌まわしい東日本大震災から10年が経過しました。改めまして、この場をお借りし、震災でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。これまで、町民の方々はじめ多くの方々の御尽力により、本町においてはハード面はほぼ完成し、震災復興が進んできたということであり、町民の方々、そして町職員の方々、全国から応援に来ていただいた職員の方々、多くのボランティアの方々へ敬意と感謝を申し上げる次第であります。

さて、このように皆様の御努力により漁業においても震災復興が進み、一昨年前の重油流出

事故はありましたが、何とか乗り越え、震災から10年目を迎えました。漁獲高においても震災前の状況に戻りつつあるということであり、今後の水産業の発展が見えてきた状況であります。

そんな中、東京電力福島原発のALPS処理水の処分方法について、海洋放出を行うというような議論が国等でされております。ALPS処理水とは、多核種除去設備ALPSを使って汚染水から大部分の放射性物質を取り除いたものがALPS処理水といいます。多くの放射性物質を取り除いたものということではありますが、トリチウムに関しては取り除くことができないということでもあります。この処理水が海洋放出されるようなことがあれば、福島だけでなく宮城県、岩手県、三陸の沿岸漁業全てに計り知れない影響が及ぼされることは明白であり、風評被害のみならず水産業自体が壊滅してしまうおそれがあります。それは何としてでも阻止しなければなりません。

そこで、先日、宮城県漁協七ヶ浜支所に伺い、漁協としての考え方を伺ってまいりました。そうしたところ、漁協としては当然断固反対としており、本町の基幹産業であるノリ養殖業においては、本年1月の県の品評会で七ヶ浜のノリ屋さんが優勝するなどしましたが、今年は、その後は色落ちし、大変苦労されているとのことでもあります。また、七ヶ浜産の魚介類の開発も進んでおられるということで、今後は海外の販路の拡充を目指したいということでもありました。しかしながら、ALPS処理水の海洋放出により海外にも販路を見出そうとしている矢先に、また漁場被害を被るようなことになっては販路の消滅になってしまうと危惧しておりました。

第一義的には、もちろん国と東京電力の責任というものがありますが、本町においても、漁民と漁場を守るために、積極的にALPS処理水の海洋放出について反対の意向を示し、漁業者が立ち行かなくなることがないようにしていかなければいけないと思いますが、町長はどのように考えるのか伺うものであります。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、行政サービスのデジタル化及び促進策について、2問目、ALPS処理水についてについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、3番仁田議員の1問目の御質問、行政サービスのデジタル化及び促進策についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、本町が目指すデジタル化についてお答えをさせていただきます。

急速な少子高齢化が進展する中、本町においても人口減少を前提に行政サービスを維持、向上することが極めて重要でございます。デジタル社会の形成については、デジタル社会形成基本法案の基本理念にあるとおり、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用機会等の格差の是正、個人及び法人の権利、利益の保護などを規定しております。

本町が目指すデジタル化ではありますが、令和3年度施政方針で掲げた心通う健康のまちづくりを実現するための6つの政策軸、安全・安心の充実、人材の育成、攻めの福祉、地域の再構築、地域公共交通の継続と充実、地場産業の新たな展開の模索において、ICT技術の活用が住民福祉の向上につながり、費用対効果も十分に期待できるのであれば、積極的に導入してまいりたいと考えているところでございます。

また、デジタル化に向けた施策については、財源確保のために国の動きを注視するのはもちろんですが、引き続き民間との連携に取り組むなど、実現の可能性を探ってまいりたいと思います。

次に、2点目の御質問、行政手続等のデジタル化についての考え、デジタル化の政策を集中的に取り組むための組織体制についてお答えをさせていただきます。

行政手続のデジタル化については、住民の利便性の向上はもとより、行政の効率化、さらには感染症の拡大防止の観点からも今後ますます重要になってくると思います。また、本町における行政経営のマインドを高めるためにも、全庁を挙げて電子化できる情報の収集と分析をしっかり行い、効果的な行政改革を前提としながら、行政手続のデジタル化を推進していきたいと考えております。

なお、デジタル化の政策を集中的に取り組むための組織体制については、現時点では、国などの動きを注視しつつ探っているところでもございます。今後については、我が町にとってどういった組織体制が効率的で迅速に進めることができるのかの検討を加え、職員力をフルに発揮できる体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問、高齢者のスマホの貸与についてお答えいたします。

誰一人取り残さないためのデジタル社会の実現に向けては、高齢者などの情報格差、いわゆるデジタルディバイドと呼ばれるものですが、この解消に向けては、国をはじめとして我々地方自治体においても取り組んでいかなければならない課題であると認識しています。本町では、町ウェブサイトでのアクセシビリティの確保による見やすさ、分かりやすさを意識した情報発信に関する取組などを行ってきたところですが、防災情報などの必要な情報は、町民に対し

等しく入手できる環境の確保が必要であると考えております。

御提案いただいた高齢者へのスマートフォン貸与に関しましては、本町のような自治体レベルで実施することは、まだ国での実証実験が大都市で始まったばかりであり多額の費用を要するとしておりますので、本町においては現段階では難しいと思っておりますが、今後、国の動きなどを注視し、可能性を探ってまいりたいと思っております。

次に、2本目の御質問、ALPS処理水についてお答えをさせていただきます。

御質問の通称ALPS処理水、いわゆる東京電力株式会社福島第一原子力発電所の汚水処理で、追加対策を講じた後になお大量貯蔵に伴うリスクが残存するトリチウム水を指すものとして回答させていただきます。

まず、御承知のとおりですが、国の動向としましては、当初、処分方法を昨年10月末に決定する方針でしたが、現在までその決定には至っておりません。経済産業省にて、御意見を伺う場として福島県や東京都で行われて様々な意見が交わされましたが、御指摘のとおり処理水の安全性、風評被害、合意プロセスの方法について様々な課題が出てきました。水産関係者の理解と納得、風評被害の再燃防止、トリチウムに関する正確な情報が伝わっていないなど、不透明なことが多過ぎることが、国が方針決定に至らない大きな要因と捉えております。

町としましては、やはり水産業の影響が最も大きな問題でございます。処理水への国民理解、国際理解が十分でない。ALPS処理を行っても、放射性物質を全て除去しているわけでもなく、安全性や風評被害が懸念されるところであります。これらの対策が整理されていない中で、海洋放出ありきの結論を急ぐべきではないという考えでもございます。この問題につきましては、影響する範囲があまりにも広いため、町単独というより、漁業や漁業者をはじめとして宮城県、福島県、両県議会、影響を受ける沿岸自治体や関係する方々と情報を共有しつつ、連携して国に対して実情、意見、要望を伝えつつ、一体となって取り組む必要がある課題であると認識しております。

以上を回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 1問目からお願いします。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） それでは、1点目について再質問させていただきます。

費用対効果が十分に期待できるということで、積極的に導入に向けて進めていきたいということでもございました。デジタル化については、現在でもできることは多種多様にあると思うのですが、その中でも町を挙げて第一に取り組まなければいけないこととして、庁舎内の業務についてのリモートワーク等があると思っております。行政内の業務となりますと、2点目も関連して

くるのでございますが、施策の策定、実施等々で、新生活様式にも対応するためにデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXを推進し、取り入れていかなければいけません。その新しい生活様式の在り方の1つとして、民間では多くの企業が取り入れておりますリモートワークでございますので、1点目で再度伺いたいと思います。

まずは、リモートワークについて現在の導入状況を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） リモートワークでございますが、現実のところ、今のところなかなか進んでいない状況でございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 現実にはなかなか進んでいないと、多くの課題はあると思います。当然、コロナ対策でウェブ会議等々のほうは導入されていると思います。今後の導入についてはなかなか難しいということでございますが、やはり日頃から実践的に業務をこなされている職員の方だからこそいろいろな意見がおありなのだと思いますので、ぜひ職員の方に耳を傾けていただき、導入されてみてはと思います。

その辺につきましては、業務上、リモートワークできる、できない、適している、適していないというようなことがあると思いますので、やってみてから気づく点もあります。例えば、民間企業ですと自宅等からのリモートワークを推奨するに当たっては、機密情報も当然扱っておりますので、鍵つきの家族の出入りも制限されている部屋が用意されていないとできない業務であったりしますので、まずは試験的に導入する考えについて伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） リモートワークについては、昨年暮れといいますか、11月頃から少しずつやっています、小さいのから内部的なものも含めて80回ほどはやっております。いろいろな形ではやっております。さらに、そういったことを検証に向けて、あとは職員の研修会なども行って、リモートの扱いについて今さらに進めているところでもございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ぜひ、昨年暮れからやっているということですので、ぜひ早期導入に向けて、本格導入に向けて取り組んでいただきたいというように思います。

本町では、セガサミーホールディングスさんと地域創生に係る包括連携協定を締結されているわけでございますので、職員さんがお越しいただいているということでございますから、リモートワーク等々、先進的に取り組まれている企業でございますので、本町としては大きく学

べることがあると思います。ぜひ御意見を伺いながら、まずは本格導入に向けて試験的に導入してみてもと思いますが、もう一度伺いたと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） さらに、外部に向けての発信も含めて、その辺を進めてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） そうした、まずはデジタル化に対応できる職場環境を整備していかれることにより、さらに本町内の企業や農林水産業につきましてのデジタル化の推進ということで、いろいろなものの情報や技術の共有があり、ITの浸透により人々の生活はあらゆる面でよりよい方向に変化させるというDXの促進等になると思います。

コロナ禍であったりデジタルマーケティングの拡大によって、民間企業におかれましてはデジタル化が相当進んでいるところもあります。地方自治体も当然そこに入って、例えば、地元の農林水産物の販路拡大を促すような取組もしていかなければいけないと思います。本町内で操業されている漁業者の方々、漁協七ヶ浜支所においても、先ほど申し上げました七ヶ浜町産の魚を現在海外に向けた販路の拡充を図っていきたいという考えがありますので、本町としても、町の魅力を発信して販路の拡充に寄与していかなければいけないと思いますが、そういったところの考えについてお伺いします。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 先ほど申し上げて難しいと話しましたが、実際には、職員としましてズームであるとかそういったものを研修で重ねているところがございますので、まずそういったところから始めまして、それから、先ほど議員さんおっしゃったように、実際にセガサミーさんは役場に勤務されていてもリモートワークも行ってございます。そういったこともあって、そういったノウハウもいただきながら、どの分野にそれが使えるかとかそういったことを今後考えていって進めてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 販路関係の問題、大丈夫ですか。政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 例えば、地場製品の販路の拡充をITということの御質問だったと思うんですけども、先日、パートナーシティを結んでいる鎌倉市さんと、防災の関係でもつながりが強いところなんですけど、東北の復興支援を目的にしたイベントがございまして、そこで町のふるさと納税の返礼品、いわゆる地場産品をPRさせていただきました。いわゆるオンラインでPRしたということ、ユーチューブなんかにも流れていますので、今後、そういった

ところはどんどん広がっていくのかなと思っております。十分活用したいなと思っております。
以上です。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ぜひ、そういったところに積極的にアンテナを高くお持ちいただいて進めていただければと思います。

そこで、宮城県のほうではデジタルマーケティングを核とした県産品販売促進モデル事業というものをお考えになっているというお話を伺いました。内容としましては、県産品ポータルサイトを核として、デジタルデータの収集を通じた県産品へ関心を持つ顧客層の把握と誘客を図る仕組みでございまして、県産品の販売促進モデルを構築し、データの分析、フィードバックによる県産品製造・販売事業者を対象として、その製品のEC販売拡大と、ECというのは御存じのとおりインターネットを利用した小売ビジネスのことでございますけれども、それとデジタルマーケティングに係る人材育成を図るといった事業を考えられております。

本町におきましても、EC販売拡大とデジタルマーケティングに係る人材育成を図るために補助事業等々を導入するお考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今、県のほうでも盛んに進めているということで、宮城県ではみやぎデジタルファースト宣言ということで出されて、これは令和3年度で組織改編して専門官ですか、組織の中でのそういった専門官を置いて今後進めていくということで伺っておりますので、そういった今後どういう展開なのか、さらに具体的な令和3年度での県のほうの組織改編等を含めてそういったことをさらに詳細を見ながら、各方面で利用できるのであれば、我々もその辺をしっかりと情報をつかんでやってまいりたいと考えています。

また、今の段階ではまだ、先ほど80回ほどやっているというのはデジタル会議でございまして、いろいろな組織との会議をやっていますけれども、議員さんおっしゃるとおりリモートワークにつなげられるようなことでどんどん情報を集めながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 県のほうでは、2億2,000万円という1社200万円の支援で企業デジタル化の推進を図るということでございますので、そういったところも情報を基に、うちの町独自でもいろいろとお考えになってはというように思います。ぜひ、前向きなほうに考えてみてはと提案するものでございます。

さらに、県のほうではアグリテック活用推進事業やみやぎ農山漁村デジタルトランスフォー

メーション推進事業も計画されているとのことでございます。アグリテックとは、御案内のようにIoTやビッグデータ、ドローンを用いるなどし、農業領域でICT技術を活用することで、農業・アグリカルチャーと技術・テクノロジーの造語ですが、先ほど申し上げましたとおり、技術や情報の共有を図ることは大変魅力的だと思います。農業などに挑戦したい方も多くいらっしゃると思います。そのときに、どうしたら農作物がこんなに育つのか、どうしたら量産できるのかと、専門的な知識の共有で担い手不足の解消であったり後継者の育成など、人材育成にかなり有効的などころであると思います。

そこで町長、本町においてもICT等の先端技術を活用した農業を推進し、生産性の向上や多様な経営体の育成を図り、担い手不足や高齢化など、そちらの課題に対応する施策を図る考えはないか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 今現在、農業に関しましては、スマート農業といったところの関心をお持ちの方は、確かにいらっしゃることはいらっしゃいます。あと、今度は改めて農業の新規参入のほうも現在話が来ておまして、そういった方々に対して町のほうで国の制度であるとかそういったところの御紹介はしております。今後、そういった方々の農機具とかそういった買換え時期といったところに関しての導入が図られるのかどうか、ちょっと具体的にかなり高い負担ということが生じてまいりますので、そこら辺のところは慎重に見極めて進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員に申し上げます。今の段階で自主的な政策、区域の特性を生かしたということでのICT活用という質問で受けておりますので、その点でよろしくお願いたします。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） まさに議長おっしゃったとおりでございます。1点目のさらに農業器具の購入など、確かに高価なものがございます。そちらの先ほどの御案内しましたみやぎ農山漁村DX推進事業においてはモデル市町村を設置するという考えもありますので、ぜひそちらも積極的にうちの本町で手を挙げてみてはいかがでしょうかと思いますが、そちらについてはどうでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） ぜひ、そういったことに取り組んでみたいという方がるのであれば、そういった逆に人的な部分で、ぜひそういうものに取り組みたいということをご期待したいから

いでございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ぜひ、進めていただければと思います。

それでは、2点目に移りたいと思います。

町長もいろいろな手法をお考えになって行政サービスの向上を図っていく意気込みであるというように理解しました。そこで、もう1点、例を挙げさせていただきたいというように思います。

現在、使用料が無償で提供されておりますLINE株式会社の提供するコミュニケーションアプリLINEの公式アカウントの地方公共団体プランでございます。チャットボットやAIによる自動応答サービスで住民の問合せに24時間自動回答されることや、住民票の申請や粗大ごみの受付などの各種行政サービスの提供、さらに自治体独自のふるさと納税特設サイトへのLINEログイン導入、そして災害時の信頼性の高い情報の提供など、多種多様なサービスが展開されております。

そこでお伺いしますが、このようなLINEで提供されているサービスを活用することにより、これまで人の手で処理していた業務を自動処理することにより業務の効率化などが期待されるとともに、人手不足の対策、庁舎内の働き方改革にも寄与するものと考えますので、早速にでも導入されるお考えはないか伺うものであります。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） ただいまの質問は、リモートワークの件についても関連するのかなと思って伺っておりましたが、まず前提としては、行政手続、サービス向上に向けてはペーパーレス化が前提でございまして、今、紙にかなり依存しているという行政体質がうちの町もございまして、ペーパーレスをいかに進めていくのかなということが課題でございます。業務手順書、窓口の業務に関してもいろいろな手順を案内するにしても、その手順をペーパーレス化にしてやるということなんですが、そもそもその手順書が完全に完備されていないということがございますので、そういった足元をしっかりとってからそういったものを導入検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） そうですね、まずはペーパーレス化は大きな課題になってくると思います。そこをぜひ進めて検討されて、御提案させていただいたLINEのそういったサービスも

進めていかれてはと思います。

さらに、情報でございますけれども、LINEで提供されておりますサービスにつきましては、特に災害情報につきまして大きなところだと思いますが、自ら調べずともプッシュ型になっておりますので、いわゆるプッシュ通知を許可しておけば、情報機器の操作が不慣れな方でも迅速かつ正確な情報が自動で得られる形となりますので、現在、ツイッター等々で防災室中心に動いているということでございますが、そういった情報も提供できるということでございますので、ぜひ導入に向けて調査研究していただきたいというように思います。

さらに、県内の自治体では、そういったことを大郷町や柴田町などはホームページにQRコードを貼りつけて誘導されておりますので、そちらもぜひ参考にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今、災害情報とかいろいろな形でLINEなんかを利用されたらどうかということで、今現在、ツイッターを加えて防災をやっていますけれども、あとは3月14日に国際村で実はLINEでライブ配信をやるということで、LINEの利用がこういったものなのかをまず検証しながらということで、まず取組を進めているところでもございます。今後、そういった形で利活用ができるのであれば、LINEの活用もしたいと思います。

ただ、フェイスブックとかインスタグラムとかいろいろな形で出ていますので、これがLINEだけに終わらず全てにということとなると難しいということです。LINEを特定できるのかということ、あとは無料でそのままずっと使えるのかということも含めて、まずは、分野はちょっと違いますけれども、そういった形でLINEの活用に今取り組み始めたところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ぜひ、取組を始められたということで、いろいろなものがございます、こちらには。今、行政手続というものに関しまして、コロナワクチンの接種というものが先だっております。そちらに関しても、LINE株式会社では、今後、全国の市町村で実施されるコロナワクチンの接種に関し、LINEを活用した新型コロナワクチン接種予約システムの提供をされるということでございます。現在、チーム七ヶ浜でワクチン接種に向けて準備されていることだと思いますが、電話がつながりにくくなったり予約が取りづらくなったりと、接種開始まで様々な課題があると思います。

そこで、住民に少しでも安心してワクチンが提供されるべく、さらに職員の電話対応の時間

の削減や業務効率化を図るために、ワクチン接種予約の手段の1つとしてLINEによる予約システムを導入する考えはないか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 一応、LINEの予約システムに関しても、検討課題としては挙げたいと思っております。

そして、一番最初、高齢者から始まりますので、第1段階の高齢者部分に関しましては丁寧な扱いということで、そういうデジタル化よりも人と人との触れ合いを大事にしながら間違いのない接種を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 当然、丁寧な対応というのは確実に求められるものでございますので、今後、全町民にワクチン接種となった機会には、こういうこともございますので御検討していただければと思います。

行政手続に関しましては、多岐に及ぶものでありますが、その中の1つとしまして、体育館等の利用に関しての手続があります。そういった予約等々の受付も窓口で足を運ばなければいけなくなっていると思うのですが、そちらについてもペーパーレス化や情報案内システムの導入を図っていかねばいけないと思います。LINEで予約、こちらもLINEなんですけれども、予約受付できるシステムがあるということですので、その点も踏まえ、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 体育館に限らず、いろいろな分野でのオンラインの予約管理システムということは随分進んでおりますけれども、現在、そういったことは全庁挙げて横断的にどうなんだろうということは検討が始まったところでございますので、今しばらくお待ちいただきたいなと思っております。検討をしてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ぜひ、早期、今、コロナ禍とかでわざわざ足を運ぶとかといったことも課題になってくると思いますので、そういったところを積極的に取り入れていただければと思います。

そうしたシステムについては、今後、法案が国会で審議されて可決された場合には、地方自治体にも指針が示されてくるのであると理解しておりますが、町民サービスの効率化や情報発

信、地域課題の解決にも大変有効なシステムが多種多様にありますので、将来を見据えて先見的に取り組んでいく必要があると思います。

そこで、本町の総合計画にも将来ビジョンとして位置づけし、デジタル化に向けた推進計画等々の策定が必要であると思います。オンライン化の基本原則やオープンデータの推進、今後課題のマイナンバーカードの普及活用、デジタルディバイト対策等いわゆる格差対策、そしてまた情報システムの標準化、業務的にはここが一番大きいところだと思いますが、そういったことに関して計画を策定する考えはないか伺います。計画を策定しないと実質導入は難しいと思いますけれども、国のほうでは、原則については努力義務となっているところもあると思いますが、総合計画にも取り入れるかどうかというところまで回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 次期総合計画は、今、策定をしております、来年度1年間、また策定の期間となっております。第1問目の回答にもございましたけれども、まずもって6つの政策軸で掲げているもので、今現在取り組んでいるICT技術の導入であるとかそういったものも進めていきたいなと思っております。具体的なことを総合計画でうたうのか、あるいは別な計画でつくるのかということも検討してまいります。

なお、安全・安心の充実に関しては、現在、避難所開設のマニュアルの動画配信であったり、あとは東北大の災害トップレベル研究拠点のいわゆる科学的エビデンスに基づいた活用、あとはドローンの活用を災害時にということも協定を結んでおりますし、AIの体温検知器なんていうのもICTの導入なのかなと思っております。

人材の育成に関しては、ICT教育であるとかプログラミング教育、あとオンラインの交流、昨日の追悼式もオンラインで配信したところでございます。

福祉に関しても、ドライビングシミュレーターを導入していたり、アロープログラム、高齢者の見守りサービス、返礼品で郵便局さんと結んだり、バスの時刻表のアプリの活用であったり、QRコードを使ったり、様々な分野で今現在推進していますし、令和3年度に向けても取り組もうとしておりますので、そういったことを進めながら、計画書をしっかり位置づけたいなと思っております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ちょっと1点、ドローンの災害協定というのは私もちょっと情報がなかったものであれですけれども、ぜひ積極的に計画に取り入れて実現に向けて進めていただければ

ばと思います。

体制につきまして、再度伺いたいと思います。国の動向を注視しつつ、前向きなほうで検討したいということでございます。今後のデジタル化の推進体制につきましては、多様な主体との連携が必要になってくると思います。

そこで、情報化推進本部及びICT政策推進委員会を立ち上げるなどといった考えについて、町長が自ら示し旗振り役となっていくわけでございますので、そういった体制について、もう一度町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） デジタル化については、国が今年9月1日ですか、デジタル庁を発足するということでございますけれども、私が一番懸念しているのは、市町村の情報システムを国は、要は標準化して共通化したいわけですね。ところが、要は各全国1,700自治体がそれぞれ違うベースでベンダーがそれぞればらばらなので、それが一体化できるかというのは簡単なものではないなと思っています。ただ、我々が利活用できるものはぜひやりたいと思いますし、その中で、まずうちの町で取り組んでいるのは、この4月には新しいかなり実戦を積んできた職員を採用しているということ。ベンダーにいた方で経験もかなりある方を採用して、そういったことも含めて今度取り組んでいきたいなと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ぜひ、現在、実際に経験者の方が入られているということで、推進本部や委員会、協議会等々、そういった方の助言もいただきたいと考えますけれども、当然、こういったことはサイバーセキュリティーや個人情報の適正な取扱いについて確実な対策が求められます。

そこで伺いますけれども、例えば、そういった推進会議においては、メンバー構成としまして専門家を、本当にサイバーセキュリティーに関する専門家、そういった方々を配置する考えというのはおありなのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） まず、その組織をつくるか否かというのは決まっておりますけれども、つくった際には、そういった専門の方を招くのか、もしくは県の機関にちょっとアドバイスをいただくのか、その辺は検討していきたいなと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） そういった組織体制については大変重要でございますので、つくるか否

かではなく、つくるべきものと私は考えますので、ぜひ検討してみてはと思います。

それでは、3点目に移らせていただきます。

防災情報に関しては、公平的に提供されるというのは当然の考えだと思います。現段階では、こちらの貸与に関しては相当難しいということですが、可能性を模索していくと、今後の国の動向については注視して模索していくということですので、先ほど申し上げました東京都の渋谷区では、スマートフォンを使ったことない高齢者に機材を貸し出し、講座やコールセンターを通じて日常的に活用する支援を行うとのことですので、貸出しに当たっては、操作方法などはあらかじめ講習会などである程度習得していただければ、操作が比較的簡素な機種もありますので不慣れな方でもお持ちいただけるようになるのではないかと思います。さらに、同居されている家族やコロナ禍でなかなか会えない友人の方々といった方とのコミュニケーションツールとしても大いに役立つものと思いますけれども、その点も踏まえまして、もう一度スマホ貸与について伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まず、渋谷区のほうで3,000台でしたか貸し付けているということで、国の実証実験をしている段階でございますので、何か費用的にも3億円とも4億円とも聞くものですから、なかなかその辺の実証実験で一体どういった結果が出るのか、それも含めて今後注視をしてみたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 本定例会の議案で、令和2年度の一般会計の補正予算案は可決されました。補正の中に地域福祉基金積立金、そして長寿社会対策基金積立金がそれぞれあるわけでございます。特に長寿社会対策基金につきましては、町長のお考えは、今後のフレイル対策に使いたいと答弁されております。まさに、今回提案させていただきました高齢者に対するスマホの無償貸与が当てはまるものだと私は賛成させていただきました。

今後の福祉事業を見据えますと、デジタル化によりペーパーレス、リモート、配送サービス等々、サービスの充実と効率化が図られる政策が必要でございます。また事業計画の効果を考えますと、スマホは切っても切れない必需品になってくるということが目に見えております。町長の施政方針であります攻めの福祉ということで、コミュニティーや福祉サービスの充実により、心身状態の老いや衰えに早く介入し、対策効果が得られるものと考えますので、生活の質を落とすのではなく、まさにDXの理念に当てはまるものだと思います。

地域福祉基金に関しては、現在、約1億2,000万円ですか、長寿社会対策基金は約8,400万円

でございます。日本のモバイル専門のマーケティング機関のMMD研究所というところの情報によりますと、2020年の60歳から79歳を対象としたスマホやフィーチャーフォンの利用に関する調査では、スマホ所有率は77%ということを念頭に考えまして、スマホの機種も安価なもので操作性に優れたものが普及しておりますので、1台2万円と想定し、対象の高齢者約4,600人として、その70%計算で約1,000人となるわけでございますが、1,000人掛ける2万円となりますので2,000万円でございます。余力を残しても十分に対応できると思いますが、今回、こちらの基金を原資に、高齢者に対するスマホの無償貸与を実現してみたいかと思うのですが、どうでしょうか、町長。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 基金を利用して、そういったスマホというあれでございますけれども、今、民間で日本郵政とかの郵便局の見守りサービスとかで、それぞれいろいろ訪問サービスであったり見守りの電話サービスであったり、さらには駆けつけオプションサービスとかいろいろあります。そちらは有料ではございますけれども、そういったものがどれくらい利用されるのか、さらにはNTTのサービスなんかでもつながりほっとサポートとかライフライン監視を利用した見守りサービスとか、IOセンターを活用した高齢者の見守り、これは実証実験ですけども、そういったことがいろいろは民間のほうでもどんどん出てきています。

ですから、そういった部分でこういったニーズが今後トレンドとして出てくるのか、その辺も見ながらということで、まずは、今は対面方式でのフレイルとかいろいろなそういったものをちょっと進めてまいりたいと考えているところでございます。もちろんIoTとかで利用できるのでもいいものがあれば、検討はさせていただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 日本郵政の提供されるサービスということで、かなり民間のほうでも進んでおられますから、そういったところもアンテナを高くして使っていくのも手段の1つではございますけれども、やはり独自の考えも持っていかなければいけないと思いますので、そうしたことを、デジタル化が進むことにより行政サービス等々が受けられなくなることや受けづらくなったのでは何の意味もございませんので、ぜひ誰一人として取り残さないように高齢者の方にスマホを貸与する方向で実態を調査する必要があると思います。

本町で65歳以上の方は約4,600人ですか、いらっしゃいますが、民間の情報は有効であると思いますが、今後のデジタル化に伴うサービス展開への対応として、情報機器の所持率等々の正確な数字は承知しておく必要があると思いますので、そういったところ、アンケート等々で

調査するお考えはないか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから前向きな答弁ということでお聞きいただきました。いんですけれども、確かに、基金を積立てするときにはそういったことも視野に入っていました。そういったことで、何ができるかということも含めて検討したいと思っていますし、そういった初期投資だけではなくて、今後、維持経費にどのくらいかかるかといったことも含めて検討していかなければならないということでございますので、今、議員がおっしゃられたスマート対応につきましては、排除するというのではなくて、逆にそういったような積極的に取り入れられるかどうか検討しながら、調査といったものもさせていただきたいなと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 積極的にということ、前向きにということ、ここら辺でやめさせていただきたいと思いますが、最後に、デジタル化につきまして、全体的に相対的に伺いたいと思います。

デジタルトランスフォーメーションの考え方について、いわゆるDXの推進に向けて庁舎内全体で取り組まなければいけない、組織としても大変難しい変革が求められるものでございます。先ほど申し上げましたとおり、町長自らが示して旗振り役となっていくわけでございますので、DXについての庁舎内のペーパーレス化の考え方を踏まえて、もう一度、ITが浸透して住民の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させていくという意気込みを最後にお聞かせいただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） それについては、今、町の内部でもRPA化に向けていろいろと取組を始めているところでございますし、まずはこういったDXに関しては人材がいなくなかなか進まない部分もありますので、今、宮城県でもデジタルファースト宣言をやって、やっとデジタル専門官を置くという状況で、こういった具体的なことをやるのかはまだ見えていないといったことでありますから、我々のほうとしても、そういった情報を得ながらこういった体制で進めていけばいいのかをさらに検討してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ぜひ、積極的に進めていければと思います。

それでは、2問目に移りたいと思います。

町長おっしゃったとおり様々な課題があります。おっしゃるとおり結論を急ぐものではないと、町単独ではなくてそういった関係組織と一体的にやっていきたいということでございますけれども、国からはALPS処理水の処分方法等についての基本的な方針というのはまだ示されておきませんが、住民、漁民のことを第一と考えますと、町政であれば国に対し国民の理解が十分に得られるように丁寧かつ慎重な取組が必要であることや、そういった説明といったことも住民目線で国民的な議論の上で方針を決めるように、本町からも単独で、もちろん町としての考え方を持っていくというのが大前提でございますから、そちらも本町からも要望、要請をするべきであると思いますが、もう一度長の答弁を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これは先ほども申しましたが、県をまたいでの話ということで、各団体、そして今、宮城県議会でも全会一致でその意見を取りまとめているということですが、沿岸部自治体の首長さんたちも、まだ国がはっきりしていないということで、私もまだ国が方針を示していない中で、ただそれに対してその意見がどうなのかということでは、できるだけ組織的に、そして宮城県知事を筆頭に一体としてやっぱりそういうのは国に訴えていくべきものと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） そうですね、まだ国が方針を示していないのでございます。そこに沿岸漁業を有する地方自治体の意見というものは、国は大事に扱うものといったところは思っていると思いますので、ぜひ積極的に、ほかの自治体がどうのこうのではなく、うちは漁民、住民を守るんだという気持ちをお聞かせいただければと思います。どうですか、町長。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 確かに、本当に懸念をしているところでございます。本当、風評が出たときに漁民に与える影響は大きいと思いますので。

ただ、まだ国が方針を示していないということと、風評と被曝とは別だということで、トリチウムというのはなかなか悩ましい問題でございますので、どうしてもトリチウムイコール被曝してしまうのではないだろうかというものに捉えがちですけれども、その辺はしっかりと話を説明していただいて理解の上に進めていただくということを、今後、県とかにも要望してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○3番（仁田秀和君） ぜひ、うちの町を守る、漁民、住民を守るんだという姿勢を国にも県に

も示していただきたいと思います。

最後に、今後も町民の方々の生命、財産、生活の安全を第一に考えつつ、安心して快適な住みよいまちづくりを進めていかれることを期待申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君）　ここで暫時休憩いたします。午前11時5分より再開いたします。

午前10時55分　休憩

午前11時05分　再開

○議長（岡崎正憲君）　再開いたします。

次に、4番木村　稔議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔4番　仁田秀和君　登壇〕

○4番（木村　稔君）　4番、日本共産党木村　稔。議長より質問の許可を得ましたので、3問について伺います。

第1の質問は、高齢者の健康維持等と長須賀多目的広場の活用方法についてであります。

前回、長須賀多目的広場を高齢者の健康維持等に寄与するため、パークゴルフやグラウンドゴルフの自由な練習に活用、利用することは可能かという質問に対し、町長からグラウンドゴルフとパークゴルフの練習は、グラウンドゴルフは危険性が少ないので利用可能である。しかし、パークゴルフは球を打つ際に高い弾道が出ることもあり、球も硬く早いため事故につながる可能性があり、広場には危険な遊戯とみなし禁止としたいと考えているという回答でありました。そこで、以下3点伺いたいと思います。

1点目は、長須賀多目的広場の管理や利用に関して、その要綱等の制定は行うのか伺いたいと思います。

2点目は、長須賀多目的広場の利活用に関して、本町に高齢者からの意見、要望等はないのかどうなのかを伺いたいと思います。

3点目は、パークゴルフもパター練習程度であれば、前回、町長はコースを造ってくれと少し思ってしまったところがありますが、パター練習であれば高い弾道は出ませんので、多目的広場での利用をぜひとも容認していただきたい。

第1の質問は、以上の3点を伺いたいと思います。

第2の質問は、環境美化推進事業補助金交付要綱についてであります。

環境美化促進事業補助金交付要綱に基づき、令和3年度の環境美化促進事業補助金交付の内容について、以下3点を伺います。

1点目は、算出基準を含む対象を伺います。

2点目は、交付対象経費を伺います。

3点目は、算出根拠を含む補助金等の額を伺います。

第2の質問は、以上の3点を伺います。

第3の質問は、安心・元気な地域社会づくり補助金交付要綱についてであります。

安心・元気な地域社会づくり補助金交付要綱に基づき、安心・元気な地域社会づくり補助金交付の内容について、以下4点を伺います。

1点目は、算出基準を含む交付の対象を伺います。

2点目は、交付対象事業等を伺います。

3点目は、算出根拠を含む補助金の額を伺います。

そして、最後4点目は、本町が考える事業の目的と効果について伺います。

第3の質問は、以上の4点を伺います。

以上、計3問を私の一般質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、高齢者の健康維持等と長須賀多目的広場の活用方法について、2問目、環境美化推進事業補助金交付要綱について、3問目、安心・元気な地域社会づくり補助金交付要綱について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、4番木村 稔議員の1問目の御質問、高齢者の健康維持等と長須賀多目的広場の活用方法についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、多目的広場の管理や利用に関して要綱等の制定は行うのかについてお答えをさせていただきます。

今月完成する長須賀の多目的広場につきましては、当分の間、町の都市公園条例に基づく都市公園に準じた管理としてまいりたいと考えております。要綱等の制定につきましては、広場の利用状況を見ながら必要に応じ検討したいと考えております。

次に、2点目の御質問、長須賀多目的広場の利活用に関して、本町に高齢者からの意見、要望等はないのかと、3点目の御質問、パークゴルフもパター練習程度であれば多目的広場での利用を容認していただきたいにつきましては、関連がございますのでまとめてお答えをさせていただきますと思います。

先月の2月3日に、町老人クラブ連合会議長、町グラウンドゴルフ協会長、七ヶ浜パークゴルフクラブ代表者3名が来庁され、多目的広場の使用について要望書を提出されました。要望

の趣旨は、コロナ禍でも健康寿命の増進を図るための軽運動の場として長須賀多目的広場の活用、特に議員御質問のパークゴルフの利用について要望がございました。

長須賀多目的広場におけるパークゴルフの利用については、令和2年の七ヶ浜町議会定例会12月会議において、木村議員の一般質問に対し、硬質の球を強く打った際の事故の可能性や球を入れるカップを作ることが広場の形状変更となることから、禁止したい旨をお伝えしたところでございます。

今回の御質問では、パター練習程度の利用の容認ということですが、やはり長須賀と同規模の県管理の公園や近隣市町の公園内広場では、利用者への安全配慮によりゴルフとかパークゴルフでの利用は禁止とされているところでございます。この長須賀多目的広場でのパークゴルフについては、さらに関係者の話を伺うなど、ほかの広場利用者との安全面も含めて引き続き調査をしておりますが、利用者の安全が第一義と考えているところでございます。

次に、2問目の御質問、環境美化促進事業補助金交付要綱についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、交付の対象を伺うについて答えいたします。

御質問の七ヶ浜町環境美化促進事業補助金交付要綱第2条におきまして、湊浜、松ヶ浜、菖蒲田浜、花淵浜、吉田浜、代ヶ崎浜、東宮浜、要害、境山、遠山、亦楽、御林、汐見台、笹山の14地区を単位として交付の対象を定めております。地区については、環境美化活動のまとまりを基準としております。

次に、2点目の御質問、交付対象経費を伺うについてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましても、同要綱の第3条で定めている美化清掃活動に直接必要な経費や清掃用具の購入費等が対象経費となっております。実際の地区での活動に関しては、実績報告におきましては主に指定ごみ袋代や違反ごみ処理料などとなっております。

次に、3点目の御質問、補助金の額を伺うについてお答えをさせていただきます。

1点目でお答えしました14地区に1地区当たり一律10万円と地区の人口に対して10円を乗じた額を加えた金額を上限として、令和3年度の予算に計上しているところでもございます。

次に、3問目の御質問、安心・元気な地域社会づくり補助金交付要綱についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、交付対象を伺うについてお答えいたします。

安心・元気な地域社会づくり補助金交付要綱の第2条では、湊浜から笹山地区までの15地区を補助金の交付対象とし、地区については町内の地域コミュニティー単位を基準としておりま

す。

次に、2点目の御質問、交付対象事業等を伺うについてお答えをさせていただきます。

要綱第3条において、対象事業等を、交付の対象となる事業は住民の自由な発想と責任の下、心豊かで活力のある安心して暮らせる地域づくりの実現に資するものであり、地区住民の総意として地区総会において承認を得た事業としております。

なお、対象外となるものを、(1)当該事業について他の補助を受けているもの、(2)が地区運営に係る経常的経費、(3)として地区財産の維持管理・修繕、(4)として事業目的以外の備品購入または主として飲食が目的であるもの、(5)事業効果が特定の団体や個人に生じるもの、(6)としてその他補助金の交付が不相当と認められるものとしております。

次に、3点目の御質問、補助金の額を伺うについてお答えをさせていただきます。

補助金の額は、毎年度予算の範囲内とすることを前提に、要綱第2条で規定している1地区当たり30万円を上限にしております。また、要綱第1条の目的にあるとおり、地区が自主的、主体的に行う安心・元気なまちづくりの実現に資する活動に対するものであり、各地区一律に交付しております。

最後に、4点目の御質問、本町が考える事業目的と効果について伺うについてお答えさせていただきます。

本町は、7つの浜の成り立ちから町名が名づけられたのを象徴するように、まちづくりの根幹となるのは地域のコミュニティーであり、その基本的活動は、各地区で自主的に行う人と人が共に築くものであると考えております。互いに顔の見える関係を積極的に展開することが今補助金の効果であり、最終的には、各地区の総合力によって本町の安心・元気なまちづくりが実現することを目的とした補助金としております。

以上を回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、第1問目の再質問からさせていただきます。

管理に関してですが、昨年12月の議会で、管理は現段階では町が行う、今もそのような現段階でというお話の答弁でございました。そして、管理は現段階では、また直営のうちはという、12月の議会では答弁の内容でございました。そして、管理に関してこの要綱等、基本計画も含まれるかもしれませんが、その基本計画を当然作成するものと、現段階ではという言葉なので、逆を返せば当然作成するものと理解しました。常駐する管理者を当初配置する考えではなかったのか、いつもぼんやりとしているので、そこら辺に関しての考えを伺いたいと思

ます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 管理方針というか管理方向ですか、それに関しては公園の単体での管理方針というのはないんですけども、関連する公共施設の総合管理だったり、都市計画マスタープランといったやつでは、良好な状態に保つために公園の広場、施設、遊具、そういったやつと点検と修繕を行うと。あと広場に関しては、除草、樹木の剪定、あと古木の剪定だったり、あと植樹、そういったことを実施していきまして良好な状態を保つということで定めております。

以上であります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 作成するののかというのであれば、これからということになるんでしょうか。回答求めます。

○議長（岡崎正憲君） 作成するのであれば、これからなんですかということです。さっきは、要綱はしないという話だったから。副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから回答申し上げたいと思いますが、この広場を整備する段階で、恒久的な都市公園としての機能ということで考えたものではございません。将来的に民間活用ができるか、あるいは地域で活用ができるかということを想定して整備したものであります。それで、ただ、そういった民間が手を出してくるまでの間に、もったいないのでできれば住民にこの広場を開放したらどうだということで、今回、広場を開放するという形で説明を申し上げたものでございます。

ですから、ちょっと住民がどのように活用していくかといったものを見ながら、管理方法については考えていく必要があるんじゃないかということで答弁を申し上げてきたことでございますので、管理運営については、今後、必要があれば要綱等を定めたりしますけれども、自由にお使いいただけるということが見込めるのであれば、あまり縛らない管理方法を考えたいと思っておりますので、その辺、基本的なことを御理解いただければと、どういった趣旨で整理したかということをお理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

そういったことから、計画といったものというのは特に今のところは、足かせになったりする危険性がありますので、そういったのを整備するという考えは今のところ持っておりません。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 前回の質問で、私は除草についても伺いました。そこで年4回というところでございましたけれども、それもこれからという、それはきちんと計画なくてきちっと約束できるのかどうか。これから徐々に様子を見てやっていくという答弁になるのか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 管理方法なんですけれども、具体的に芝の管理だったり、あるいは草地の草の管理だったりどうするかということについては、まだこういった広さを持つ施設については経験がありませんので、まずは芝が活着する、きちんと地面に根づくということをまず前提に考えたものですから、当初のうちは年に4回ぐらいは必要なんじゃないかなと考えて当初予算についてもそれなりの予算を準備したわけでございますけれども、実際に活着した段階でどの程度必要かということについては、1年間を管理した上でそういったものを来年度以降の予算について考えていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） あくまで要綱等を作成しないのであれば、私、すごく心配していることが、とても大きい管理棟を建設しましたけれども、要綱また基本計画を策定せずに、鍵をかけて閉鎖していくのかどうか。閉鎖するのか、また管理の細かい決まり事というのもとても不透明であると。これをどのように考えているのか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 今の段階では、要綱をつくる、つくらないという判断はまだしておりません。ただ、基本計画みたいなものは足かせになるのでつくらないということでございます。要綱そのものについては、利用要綱みたいなものができるかどうか、それはちょっと開放までに時間がありますので、あるいは人の配置なんかについても、要綱はある程度見えた段階でどういった管理の方法があるかと、それについてもこういうふうにするというのは今の段階ではございませんので、ちょっともう少し先を見ていただければと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 都市緑地法の第2章、緑地の保全及び推進に関する基本計画4条で「市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び

緑化の推進に関する基本計画を定めることができる」とあります。これ義務じゃないんです。また、都市公園法、これも第3条の2の2にも基本計画が明記されています。これも義務じゃないんです。おっしゃるとおりなんです。

さっき副町長は足かせと言われましたけれども、しかしながら、常駐する管理者、これからまた草刈り等の管理に関しても正確なものはこれから、少しこれからはちょっと多いんじゃないかなと思うんですが、基本計画または要綱等を作成して、基本的には管理に関して町民の皆さんとの約束をはっきり見える化させて、先ほど足かせになると言われましたけれども、町民の皆さんの御理解を得るべきと考えますけれども、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私がこれからと申し上げましたのは、開放するまでの間に何とか方針を決めたいということでございます。

それから、第1に、この広場を整備する段階では自由にお使いいただきたいということが基本でございますので、管理計画というかちっとしたものをつくると足かせになるんじゃないかな、それから、今後、そういった条例なりいろいろなものを定めると、民間に事業を誘致するとかそういったときに足かせになるんじゃないかということで、全てについてそういったことではありませんので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 2点目に対して再質問に移りたいと思います。

再質問、意見、要望等というのであったということでもございました。実は、私にも高齢者の方が来てお手紙を頂いたんです。広告の裏なんですけれども。ここに書かれているのは、やはり先ほど言われたように健全者の子供、大人も一緒にプレイできるすばらしいパークゴルフというものだというのを書いてあるんです。

そして、3つ、さらに挙げられて、これはパークゴルフ普及振興についてというので、私には3つの視点で高齢者の方から御意見というか手紙頂いて、これによると民間連携によるパークゴルフの新時代だと。東京オリンピック競技担当大臣の橋本聖子大臣、その当時、出したときに大臣、今、会長ですけれども、がパークゴルフ普及振興連盟会何々として推進に力を入れていると、すごい人たちが今やっているんだと。普及振興についていろいろな方々が役員として今頑張っているんだということを、パークゴルフ全国月刊誌よりという括弧してあって、それをよこされました。

そして、下によると、パークゴルフの国際交流大会、宮城県は大変盛んに今やっていると。これによると台湾・日本親善交流大会が昨年、東松島で行われていると。活性化、すごくパークゴルフが今盛り上がっているんだということで、県内ではいろいろなパークゴルフにおいて複数の全国大会が行われているんだということを私に伝えるものだった。

3つ目は、宮城テレビのレポーターは、自ら体験して、パークゴルフは年齢に関係なく子供も大人も一緒にプレイできる健全なメジャースポーツとして大きく取り上げ、行動している。だから、ものすごい今盛り上がっているんだということを私に伝えるんです。

そして、木村君、資料だと、これをよこされたんです。普及されている人たち、また普及活動のすばらしさを町長に伝えてくれと、よこされました。私は見ました。自民党パークゴルフ普及振興議員連盟と書いてあるんです。私によこすんだなと思ひまして、このよさを伝えてくれ、私もすごい情熱だ、痛いぐらい伝わる、私の心が痛いでもの。

そこで伺います。私にも手紙頂きました。町長は、前回の回答で、パークゴルフに関しては危険な遊戯をみなし禁止したいと考えているとの回答でしたが、この高齢者の方々が必死な思いで提出した要望書を読んで感じたことの回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 木村議員おっしゃるとおり、本当に何とかできないだろうかという熱意は大分ございました。ただ、やっぱり利用者の安全が第一義と考えると、やっぱりこういった広場的なところでは禁止行為としているのが現実で、実は私も以前、しばらく東松島のパークゴルフを見ておりました。そうしたときに、やはり結構御年配の方はそんなに無理をせずやられるんですが、ゴルフをやっていた方のスイングを見ますと、木村議員さん分かりますか、ゴルフをやっていたから、パンチショットというかなりライナーで80メートルぐらい飛ばす、これではちょっと危険過ぎるなということで、それでちょっと禁止をせざるを得ないなということにさせていただきました。

そして、今、近くで、お話の中では、私が蒲生地区とかあと東松島とか、ちょっとあれでも大衡とか、今、高速道路もあってそんなに時間的なあれではないんじゃないですかということもお話しをしましたが、やっぱり家族には高速を使って高齢者があまり遠くに行くのは危険じゃないのと逆に言われているということもありまして、本当に本来であれば近くだといいんですが、あとは仙台港の近くの蒲生あたりがいいんじゃないですかと言ったら、あそこでは18ホールしかないの駄目だと、結局は54ホールとか最低でも大会を開くのには36ホールないとやれないんだと。それで、やるに当たって練習場がないから七ヶ浜はいつも低迷しているという

こともおっしゃっていました。

ただ、その辺はそれぞれの競技スポーツを本気でやられる方、大会とか望む方については、やっぱりそういったところでしっかりとコース通りで練習したいというのが本音だと思いますので、お気持ちは分かるんですが、ほかの人たちの利用者を考えると、子供たちとかが利用していた場合のところを考えると、ちょっと危険過ぎるなという認識でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、3点目に移ります。

先ほどの流れになっちゃうんですけれども、基本的に町内でのパークゴルフの推進に対して町長は反対なのかどうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 健康づくりを進めている中で反対するものではございません。本当にそういった形で、ただ、種目は違ってパターゴルフもありますよと、総延長1キロ弱ですけれども、そういった形でありますよということでこれまでやってきているわけで、たまたまちょっとパークゴルフとなると、それだけの面積、さらにはいろいろな位置的なものとか危険行為とかいろいろなことがあって、なかなかそれをいいですよというわけにはいかないということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） であれば、町内でのパークゴルフ愛好家の方はどこで練習すればいいんでしょうか。回答求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これはスポーツをやるといいますか、それぞれの方で、自分でやっぱり自分の場所を見つけて、そういったところでやっているんじゃないでしょうか。ですから、費用もかかる場合もありますよね。それぞれに自分でそういうコースとかを見つけて、それでゴルフとかいろいろやられる方は同じところずっとやっているとすぐ飽きられるんです。いろいろな場所でやりたいというのが本音だと思います。いろいろなコース設定があるところでチャレンジしたいという思いだと思いますので、その辺はできるだけ上達したいという方とかいろいろ様々いると思いますが、それぞれによって違うと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 町長、3問目は、パターの練習程度であればというので、パターの練習とかを町内でやりたいときにどこでやればいいんだと。あれだけ広いところで駄目だと言われ

たら、高齢者の人たちはどこでやっていいだろうと、本当に本当に練習ぐらいはという思いで、私もお手紙頂いて直接話させていただいたんですけども、最後の1問目に対しての回答をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 正直、本当にお気持ちは分かるんです。ただ、これだけ広ければということで必ず思い切り打ってみたいというのがそういうことをやっている方のやっぱり思いだと思いますので、そういった部分ではなかなか我々が、いや、パターゴルフでそこだけなんていうことでやっていて何かあればやっぱり何だということになりますし、やっぱり危険行為といえますか、利用者の安全が第一義ということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 残念であります。

それでは、第2問目の再質問に移りたいと思います。

先ほど、算出根拠を含む対象を伺いました。それはまとまりということでした。算出根拠でまとまり。前回、質問したときには、区長を配置している15地区を明記しているとの説明でございましたけれども、今、回答でいただいたまとまりというのは一体どのようなものなのかの説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの質問につきましてお答えいたします。

町長の答弁にありました地区の活動単位のまとまりということになりますが、確かに分かりづらいかと思いますが、区長さんを配しているところまでは当然そうなんですけれども、地区活動において、こちら環境美化促進を目的としているものでありまして、環境美化、例えば、クリーンサポート活動とかそういうものを、その地区の名前として一体的に取り組んでいる活動の単位を地区として環境美化等促進事業のほうでは捉えさせていただいているというようなこととなります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 環境美化促進事業要綱の交付対象に14と書いてあるから、その単位で動くんだと思うんです。今のは正式な回答には私はならないと思うんです。でも、地域の清掃活動の実情に適している、現在、地域分割になっているという実感があるのかどうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 今の御質問についてお答えいたします。

御指摘のとおり、第2条に地区が列記されているとおりの単位となっておりまして、これが地区活動の実情に見合っているとは町民生活課では認識しております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、2点目の再質問に移ります。

2点目、交付対象経費を何うということ、先ほど御説明ございました。しかし、この中でごみ集積所の補助も要綱にあります。缶やペットボトル、燃えないごみを入れる収集ボックス、小箱は町内の所有物であります。今回、予算の審査の質疑で、担当課に収集ボックスについて地方公共団体のどのような責務でやっているのかという質問に、円滑にするためだということでございます。それは私も同感です。

ちょっとそこで確認なんです。円滑にするためには、集積を円滑にするためという意味合いに取ってよるのかどうか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの御質問ですが、御指摘のとおりになります。円滑にというのが具体的にどういうことかと申し上げますと、プラスチックのボックスが置いてあります。そこに瓶、缶なりプラスチックごみが入ります。業者は、基本的にそのかごと回収してまいりますので、集積所に散乱したりとか積み上げる利用者の方が混乱しないように、そのまま持ち運ぶと。次の収集日の数日前にそのかごがまた空の状態に戻ってくるということで、ごそと持っていけるというところから円滑にと表現させていただきました。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） その点を鑑みた場合ですが、同様に、ごみの集積所は収集を円滑にするために必要なものであって、これは補助ではなくて市町村が私は責任を持って行うべきと考えます。ごみを入れる箱の大きさだけです。大きいから持っていけないだけで、本来は、あれも持てればそのほうが早いわけですから、市町村が責任を持って、本来、ごみ集積所は補助じゃなくて全費公費でやるべきじゃないのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 議員質問のごみ集積所の設置、3条に書いてある部分かと思わ

れますが、ごみ集積所の設置につきまして、現段階では、各地区、集積所も配置されているところであります。集積所につきましては、各地区、古い地区に関しましては既存のものがずっとある状態が続いている。あと新規に造成したようなミニ団地であったり団地は、宅造会社がそのまま設置して寄贈されているというのが実態ではあります。なので、実際、新規に設置というのがなかなか今現在としては出ていない状況ですが、御指摘のとおり、じゃあほかのところはそのような形で出ているのに新規に作りたいときはどうするんだというような地区の実情もあるかと思えます。

この辺につきましては、要綱を整備してからもそれなりの時間が経過もしていますし、地区の現状、また既存の集積所の状況のあたりは予算のほうでもお話ししたとおり、地区の環境美化推進であったり、地区に根深く入って掘り下げてきめ細かくちょっと考えていくところかなという課題として考えております。

ですので、ちょっと今のところ、ここの中で集積所全て補助となっても、なかなか恐らく金額的な意味合いの問題もあると思えます。その辺も含めて、地区の方々と深く意見のほうをちょっと交換させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） しかし、破損等によりやはり経年劣化で壊れるときもあります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律、通称廃棄物処理法によれば、第2章、一般廃棄物の第1節埋設廃棄物の処理と第6条の2には「市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」と、市町村に対し収集運搬処理の義務を課しています。明記してある「生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し」という責務を円滑に行う、全うするためにはごみ集積所は必要不可欠であり、その設置は市町村が責任を持つべきではないのか。

そこで伺います。ごみ集積所の設置費を町民に経年劣化等々で壊れたときに負担させることは、廃棄物処理法との整合性を考えた場合、どのように考えているのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） まさに御指摘のとおりの部分ではあると思えます。ただ、現状としましては、ごみ集積所の修繕ですか、例えば、新設だったり修繕だったりした場合、原則的にここで見ているような形にはなりますが、ケース・バイ・ケースにはなるかと思えます。というのも、集積所の新設や修繕自体がその都度都度、発生するものでもございますので、一

概にここで全部見て、町が当然知らないよと、今おっしゃったような廃棄物処理計画等の兼ね合いもございますので、ここは地区と詳細に詰めながらきめ細かく対応、先ほどの繰り返しになってしまいますが、対応させて聞き取りながら進めたいところではあります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） しかし、この要綱により、本町は補助というのにとどまっております。

先ほど言った廃棄物処理法第2条の4項に「国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない」と書いてあります。

しかし、このポイント2つで、その生じた廃棄物を「なるべく自ら」、もう一つ「その他その適正な処理」、なるべくであり適正な処理なんです。設置は義務を国民は負っていないんです。書いていないんです。

そこで、改めて伺います。そのことを鑑みた場合、ごみ集積所はこの要綱から外し、町の設置義務とするべきだと思うんですが、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ごみ集積所の問題、大変御指摘のとおりになっていると思います。

ただ、集積所につきまして、ここから外す、外さない議論あると思います。そもそも整備として補助ではなく町単費で整備して、地区のほうにそのまま与えたほうがいいんじゃないかという御意見だと思って聞かせていただいております。

ただ、こちらにつきましては、先ほど申し上げたとおり、各地区によってこの辺いろいろな条件、差があると思います。各地区の歴史や流れがあると思います。その辺も鑑みまして、やはり今年度、私が来てからもコロナでなかなか地区に足を踏み込んで深く意見を伺うということが進まなかったところではあります。地区の意見、動向、今考えているところ、課題点、細かく拾い上げて、さらなる地区にとってもよい方法、町にとってもよい方法、先ほど言ったような集積所の設置の問題をちょっと拾い上げて整理させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 基本的な法の解釈といった部分について、私のほうから説明申し上げ

たいと思いますけれども、法律では、住民の責務とそれから行政の責務と定めております。その住民の責務という部分につきましては、できるだけ自己で処理をしてくださいということもうたっておりますし、ただ、自分で何とかできない部分については、出すというところまでは個人で責任を持ちなさいという法律の趣旨でございます。その出されたものに対して、収集して処分することにつきましては、町が責任を持って収集、処分をするということでございますので、集積所につきましては、議員さんは行政の持ち物じゃないかという意見だとは思いますが、いろいろな国からの指導といったものによりますと、集積所までは住民の責任だということになっておりますので、町としましては補助金で対応せざるを得ないというふうに運用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 今終わろうと思ったんですが、副町長が今出てきたのでなかなか終われなくなってしまいました。

「その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない」、これが廃棄物処理法に書いてあるところです。国民が課せられているのは収集ではないんです。処理と書いてあるんです。処理は、そこまで持っていくというのが私は処理だと思う。廃棄物処理法には処理です、収集じゃなくて処理なんです、書いてあるのは。しかし、これは次の質問事項と要旨を違うものにしなければ通告外になってしまいますので、改めてまた違う機会にこれはやりたいと思います。

3点目の質問に移りたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 2問の3点ですね。

○4番（木村 稔君） 2の3です。

先ほど、経緯いただき、1地区10万円と、こちら人口に応じて1人10円乗じてやっているんだという回答をいただきました。しかし、この要綱は町長が定めると、当該年度の予算なので例規集に書いていないんです、そういうものは。先ほど、ずっと私たちがやってきたんですけども、先ほどは基本的に10万円、そして人口を1人10円乗じてやっているんだと。御林地区だけちょっと違ったんです。基本的に5万円だから、あと人口割がついたんですけども、今の答弁だとそれとはちょっと違うんです。予算書等々見ると微増をしているんです。微増していて、でも人口割よりはもっと上がっているんです。微増だったんです。今回の御林地区の補助金というのは、補助金も10万円になったと理解していいのかどうか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 御指摘のとおり、御林地区も10万円とさせております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 御林地区の補助金の見直しの経緯を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 御林地区の単位の見直しになりますが、従来5万円で指摘されたとおり推移しているところです。ただ、当然、要綱上も14地区並べておりまして並列なものであります。今までは活動単位、活動資金でその上限額まで届いていないという実態があったというふうに過去に説明があったかと思いますが、そうではなく、あくまでもこれは上限設定でありますので、どの地区も均等に配することが適切ではないのかということで、全地区同じ水準にしてあるということになります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 当初、地区から要望ないと、予算を使い切れていないということで、私御林に直接行って新しい団地に行ったんですけども、そうしたらごみ集積所に1つだけネット張ってあったんです。あれ、どうしてだろうと思って、その脇にある家に行ったら、動物が荒らすんだと。だったら、全部ネットつけたらいいんじゃないですかと言ったら、いや、うちの区長さんに言ったら、うちだけ予算違うからできないんだと言われたんだと、ええっと思っていましたんですけども、どうしてですかねと言われても、どうしてですかねと私も答えるしかなかったんです。

つまり、1地区のみ補助金の減の異なることに、私はずっと一般質問等々と質疑もしまして異論を唱え、一般質問等々でも取り上げてきた立場ですので、今回の改善に対して、町長また担当課の仕事を大変高く評価するものであります。

しかしながら、要綱で補助金の額は当該年度の範囲内で町長が定めるとありますが、既にこの補助金の算出根拠のスキーム、型枠がもう完成しているわけですよ。基本的に10万円、そして人口割で1人10円をつけると、これはスキームがもう完成しているわけですから、要綱にその補助金の算出根拠のスキームをきちんと明記するべきと考えますが、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの質問につきましてお答えいたします。

御指摘のとおり、要綱上には予算の範囲内としか書いておらず、今、先ほど前段、私が説明した10万円であったり人口掛ける10円というところが明記されていない、スキームがもうしっ

かりしていると、そのとおりではございます。こちらにつきましては、予算の範囲内と定めていたところが活動費補助というような意味合いが強いところから、柔軟に運用したいなというところから定めていなかったところではあったと思います。こちらにつきましても、ただ10万円が適正かどうかということも含めて、先ほど前段で申しましたように、地区との意見、地区の今の思いとかもありますので、そこを含めた上で整理が必要な部分かなと思っております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） しかし、他の七ヶ浜の補助金要綱、補助金の額等は来年度の予算の範囲で町長が決めるという表現を使っている補助金要綱というのはほかにあるんでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 用語の意味でございますけれども、要綱は予算が前提となります。ですから、うたっているものとうたっていないものとありますけれども、基本的には単年度で本当は終わるのが要綱でございます。予算が全体ですから。ただ、要綱の趣旨によっては、複数年にわたって継続したほうがいいんじゃないかといった予算もございますので、そういった意味では、複数年できるように特に縛らないというものもありますし、それからそのまま維持しているという要綱もございますので、その辺は御理解いただきたいと思います。なかなか翌年度の方も、また次の年度の部分につきましても要綱で定めるということは、要綱の趣旨からいって、そういったものではないと御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 交付の対象をやはり不安にさせる要綱なんじゃないかなと私は思うんです、それであれば。出るか出ないかわからないわけです、基本的には。基本的にはそうなんです。なので、地区の予定がすごく立てづらんじゃないかと、それはちょっと町民に対して不親切なんじゃないかと。ごみですから、必ず毎年出るわけですから、それに対して回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） なかなか来年度、再来年度の予算をどうするかという質問について回答しにくいんですけれども、できるだけこういった要綱をつくったものにつきましては維持をしていきたいというのが町長の考えでございますので、できるだけ維持をしていきたいということでございます。ただ、要綱の趣旨からいって、範囲を定めるということはできるだけしな

いようにしなければならないということも現実でございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） また、次に質問する安心・元気な地域社会づくり補助金要綱では、環境美化の促進事業要綱の補助金要綱のような当該年度の予算の範囲内という表現はないんです。安心・元気のほうは、毎年度予算の範囲という表現を使っているんです。SDGsですか、持続可能な開発目標などで環境問題を世界全体で今考えている中で、当該年度の予算の範囲というのは、もうちょっと伸び代があってもいいんじゃないかと私は思うんです。当該年度、その年だけということですから、せめて毎年度というものに前向きな環境への取組に変えられてもいいんじゃないでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 木村議員の気持ち、あるいは住民の気持ち、地域の気持ちというのは十分承知しているつもりでございますけれども、やはり何度も申し上げますとおり、要綱につきましては予算が前提となりますので、そういったことをうたいますと、町長が要綱に縛られて予算を編成しなければならないということにもなりかねませんので、そうすると財務規範から外れるということになりますので、この辺については、気持ちは分かりますけれども、手続的にできないと御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 次に質問する安心・元気な社会づくり補助金要綱も、それは同じじゃないかなと思います。

それでは、第3問目の再質問に移りたいと思います。

再質問、第1点目は、算出基準を含む交付金の額を伺うということでした。こちらは先ほど、コミュニティー単位とはじゃあ何なんだと、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 回答にもさしあげましたが、まず安心・元気な町づくり、顔が見える関係を築くということで、人と人が築く地域のコミュニティー活動の単位ということで規定をしております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） こちら15地区でございます。ちょっと理由は、15地区、汐見台を2つに分けているんですね。それは先ほど質問した環境美化促進要綱とは違って、あちらはそこが1つなんです。ちょっとコミュニティー単位とは何かという今質問は、よく回答がぼわっとしてそれも分からないんですけれども、でもいいことですよ。汐見台というものを見ると大きいですから、そこを分割するというのはやっぱりいいですよ。ちょっと違うところもそうやってほしいなと思うんですけれども、それに対しては再質問をやめます。

2点目に移りたいと思います。

今年度の交付対象経費は、コロナによって大分自粛するという形を取らざるを得なかったと思います。そこで、今年度の交付対象地区の把握している補助金の活用というのは、今回、何も事業的にはないものですので、どのような活動をしたのか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） このコロナ禍にあって、なかなか人が集まる、密になるような当初予定していた、例えば、夏祭りなんかは中止を余儀なくされているところでございます。その代わりに、例えば、防犯、火災予防のための活動であるとか防災訓練についても活用しております。あとコミュニティーに関して、その地区内の美化というか草刈りなんかをしてもコミュニティー活動になるんだという一環で、そういったものを費用として認めております。あとはコロナの感染拡大防止のための費用にも御活用いただいているところでございます。大体そういう状況でございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） ごみ集積所の設置もコミュニティーになればいいなと思うんですが、それは多分ならないですね。ほぼ満額、その備品で使い切ったのかどうか回答を求めます、各地区が。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 今のところ、事業の変更なんかも先ほどのコロナ禍にあって行なっているところなんです、15地区とも30万円の補助額の申請を変更しながら今いただいているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 交付対象事業では、事業目的以外の備品というのは、事業目的以外の備

品購入または飲食が目的であるものを禁止していますが、これは事業目的に必要なものであったということで理解していいのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） そのとおりでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 備品の購入費で補助金が全額なくなるのならば、事業を行うとき、地区は今までは本当は大変だったんじゃないでしょうか。今、補助金の額に各地区というのは本当に満足しているのか、不安になります。各地区の補助金、各地区では、その補助金の額に満足されているのかどうか、回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 上限30万円ということでございますが、非常に効果的に活用をさせていただいているという意見が全てでございました。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 平成24年度のみ、20万円増額して補助金を50万円にしております。その増額の理由に対して前町長の答弁では、補助金額が不足との声もあり、地区の持ち出しを少しでも少なくしたいという答弁をされておりました。そこで、当時の増額した理由と経緯、地区の反応を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 震災直後のなかなか区費なんかも集まらないという状況が、被災沿岸地区は特にその当時はございまして、そのような対応をさせていただいたところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） その後は、そちらの補助金不足との声はなかったんでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 不足というよりは、事業に対しての補助という性質なものですから、その30万円で全ての事業を行うものではございませんで、おおむねいろいろな事業の一部に充てられているということで、今まで活用をいただいております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） しかし、町からこのぐらいと言われればこのぐらいの範囲でやるという、その枠にとどめているという感じですよ。あまり自由な発想で飛び抜けているというよりも、やはり各地区からのお金はあるんでしょうけれども……。やめます、この話は。

4点目にまいります。

4点目、町が考える事業の目的と効果です。こちら主要な施策の成果等には、各地区の行った主な事業と補助金を活用した参加人数、前年度比の比較増減が示されているだけなんですけど、そもそも補助金の当初のコンセプトは町の元気は地域の元気ということだったので、各地区の人口比の町民参加数の増減、活性化指数というものですか、そもそも上がった、下がったのみのあれですけども、地区の活性化はどのようにされているかという分析する活性化指数というものの推移というのは、本町ではどのように把握しているのか。また、分析またはどのような視点で見ているのかというので回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 本補助金につきましては、顔が見える、いわゆるコミュニティー活動の促進に資する補助金という位置づけになってございまして、何も参加人数、いわゆるアウトプットで定量的に参加者数ではかるということでは考えておりません。住民のそういった、抽象的な表現になるかもしれませんが、定性的な満足感とかそういったもので人と人が築く関係が地域において行われて、最終的には安心・元気なまちづくりが実現するという効果を捉えております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 時間もないのであれですが、震災からの昨年の3月11日で10年という月日が流れていきました。同様に、この補助金のコンセプトというものも、町の元気は地域の元気というものから、事業内容的にも心の復興と位置づけて、今回、予算書にも書いてありましたけれども、心の復興を支援する事業へと変化してまいりました。そこで最後に、この事業内容が本質は地域コミュニティーというものなので、最後に町長に伺いたいと思います。

震災から10年という月日が流れていく中で、被災地の首長として、また町長の目に映った地域コミュニティーの変化、また今の地域のコミュニティーに感じることで、さらに、これはアフターコロナということになるのかもしれませんが、新型コロナウイルスを念頭に置いた地域コミュニティーの形成も含まれるかもしれないんですが、今後、地域コミュニティーに寺

澤 薫町長が期待すること、また願うことを最後の質問とさせていただきたいと思います。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 震災10年ということで、当町、被災したところの高台移転であったり災害公営だったり、いろいろなことがございました。そして、これまでうちの町が培ってきた浜単位であったり地区単位であったりということで、できるだけそのコミュニティーを壊さないということで意見交換をさせていただいて、居住意向を十分に聞いて、その経過を聞いて、町内の5か所にまとめて、高台移転だったり災害公営住宅を整備させていただきました。やっぱりそれでも、その都度都度、いろいろな今まで住み慣れたところから変わるということでコミュニティーが壊れたり、組合せが変わっただけでもやっぱり違っていたりということがございます。

それで、私のほうでは顔の見えるまちづくりを進めたいということで、やはりそういったお互いの見守りとかいたわり合うまちづくりをしたいというのが私の考えでございます。そして、先ほど来からずっと安心・元気づくり補助金をということで木村議員に質問されていますけれども、その趣旨は、町が一方的な補助的な云々じゃなくて、地域に自分たちの地域それぞれのオリジナルでいろいろな発想で考えていただこうと、そしてどれが効果的なのかをこの補助金を活用してやっていただけないかという趣旨でございました。前町長の意思としてそうです。

ですから、そういったもので、正直、各地区単位で、うちの地域ではこういうものに使いたいんだと、ですから30万円が上限とはしていますけれども、10万円でもいいですし5万円でもいいです。だから、そういったアイデアでこういったことに取り組むんだと、その顔の見えるまちづくり、お互いに触れ合うまちづくりのためのそういったことにしたいんだという思いで、この安心・元気づくり補助金をつくらせていただきました。

ところが、どうしても夏祭りのお祭りに全部使って、それでも地域の人口の多いところは足りないんだとなってきました。それで、この補助金についてもできるだけ形骸化しないように、3年単位で見直しをかけるような形でこれまでも進めてきました。でも、やっぱり地域にとっては夏祭りとか一番みんなが顔を合わせる場所で利用させていただくのが一番いいんだということで、これもやめずに継続しているという状況です。

やっぱり今後も、うちの町のこれまでのよさというかそういった顔の見えるということで、お互いにやっぱり世代を超えていろいろな交流ができる町にしていければという思いで、今後も進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 以上、計3問を私の一般質問とさせていただきました。私からの一般質問は全て終わります。

○議長（岡崎正憲君） ここで休憩いたします。午後1時15分再開いたします。

午後0時12分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、7番安倍敏彦議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔7番 安倍敏彦君 登壇〕

○7番（安倍敏彦君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問いたします。

県では、宮城県松くい虫被害対策事業推進計画に基づき、松くい虫被害の鎮静化を目指し、各種予防、駆除、再生事業を実施しているところであります。また、海岸漂着物についても、海岸の良好な景観及び環境を保全し将来の生活と生産活動を支えるためを目的として、地域環境保全対策に取り組んでいるところでございます。それで町に補助金を交付しているようです。

本町も、観光情報として「いいとこ！おいでよ七ヶ浜！ 仙台市街から車で30分の所に風光明媚な町があります。そこは七つの浜に囲まれた町、七ヶ浜町『うみ・ひと・まち 七ヶ浜』には、四季折々の表情があります。波間の風情を見つめ、人と出会うまち、七ヶ浜へぜひお越しください。」と紹介しております。

そこで、環境保全の観点から以下の2点を質問させていただきます。

1つ目、松くい虫被害による伐倒木の撤去について。

松くい虫被害により伐倒駆除された伐倒木が撤去されず、町指定文化財の花渚浜の表裏参道、君ヶ岡公園の北側や公共施設では、キャンプ場全般、野球場東側に山積みしています。そこで、環境保全と事故の防止の観点から以下の点を伺います。

1つ、現在の管理状態が把握されているのかの点と、町内の伐採木を集積している場所と量が2つ目。景勝地である我が町のシンボリックな場所や教育施設に隣接するところに積まれている伐倒木は、景観や安全性の点から撤去は必要と考えるが、そのまま放置する形が最終の形と考えられているのかを伺います。

3番目、伐倒木の処理方法について伺うものです。

2つ目の質問ですが、漂着物の処理について。

県と町はお互い共同し美化の促進を図ってきた環境保全の観点から、以下の点を伺います。

1つ目、県と町の取決めの内容を伺います。

2つ目、県、町、協力団体の連携体制について伺うものであります。

3番目、集積回数が増え、ごみの量も増えた場合には、県に対して補助金を追加請求できるのかを伺います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、松くい虫被害による伐倒木の撤去について、2問目、漂着物の処理についてについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、安倍議員の1問目の御質問、松くい虫被害による伐倒木の撤去についてお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の御質問、現在の管理状態が把握されているのかの点から町内の伐採木を集積している場所と量を伺うについてでございますが、町内の集積箇所及び量についてでございますけれども、伐倒箇所につきましては全町に及んでおり、その箇所数は約340か所で、また現在把握できている集積量は、資料が残っている平成4年度以降に伐倒された約1万8,500立米でございます。

次に、2点目の御質問、景勝地である我が町のシンボリックな場所や教育施設に隣接するところに積まれている伐倒木は景観や安全性の観点から撤去が必要と考えるが、そのまま放置する形が最終形と考えられているのかについてお答えをさせていただきます。

御質問にあります教育施設用地内にある分につきましては、今年度、既に野外活動センターでの撤去を進めており、来年も引き続き行う予定にしております。その他、君ヶ岡公園、国際村等につきましても、令和4年度以降、順次実施していく考えでございます。また、景観上撤去が必要な箇所と思われるところは、現地調査の上、どこまで撤去すべきか判断してまいりたいと思います。

次に、3点目の御質問、伐採木の処理方法についてお答えをさせていただきます。

松くい虫で伐倒された木は、支障がなければ現地に集積しておりますが、滑り落ちたときに事故につながりそうな場所や、建物、道路等に被害が及ぶ危険性が考えられる場合及び景観に配慮が必要な箇所につきましては、運び出しをしております。運び出した集積木は、全て専門事業所に搬入し、チップ・パルプ化してリサイクルされることとなります。リサイクル後の用

途は、一般的にバイオマス燃料や、路側帯、遊歩道への敷き詰め用資材、農業用資材などに活用されております。

次に、2問目の御質問、漂着物の処理についてについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、県と町の取決め内容について何うについてお答えをさせていただきます。

町と宮城県との間において、いわゆる協定などはございませんが、三陸南沿岸海岸保全基本計画及び仙台湾沿岸保全基本計画を基本に、海岸環境の保全のための施策として、漂着・投棄ごみによる自然環境の悪化を解決するため、県と町が連携して海岸ごみ、漂着ごみへの適切な処理を図ること及び海岸愛護月間等における行事や海岸清掃活動について、お互い連携して海岸愛護、海岸美化の啓発を図っているところでございます。

次に、2点目の御質問、県、町、協力団体との連絡体制について何うについてお答えをいたします。

まず、町と県の間での連絡連携につきましては、宮城県が海岸管理者となっていることから、例えば、鯨などの大型動物類が海岸に打ち上げられた場合、町の対応だけでは困難となる事例もありますので、対処に当たっては、助言、指導等において情報の共有を行なっているところでもございます。町と協力団体につきましても、登録している清掃ボランティアやクリーンサポーターによる海岸清掃活動の把握をはじめ、活動後のごみ処理の処分に係る支援や活動に係る情報の共有を行っているところでございます。

次に、3点目の御質問、収集回数が増え、ごみの量も増えた場合には、県に対して補助金を追加要求できるのかを何うについてお答えをさせていただきます。

結論から申し上げますと、原則として追加要求は認められない実情となっております。県からの補助金につきましては、まず前年度に実施計画を提出し、承認後に当初の補助額が決定いたします。当初の事業計画に対して県の予算枠内において補助金が交付されるため、活動の回数などが多いケースなどでは、補助金は十分ではございません。例外的に追加交付されるケースとしては、例えば、鯨などの大型生物が砂浜に打ち上げられたときなどの処分する経費などは追加となります。現在の清掃活動を拡充するため追加要求を継続して行なっていますが、追加配分には至っていませんので、引き続き県に対して要望してまいりたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） では、1問目から再質問させていただきます。

ごめんなさい、大分緊張しているので順番が分からなくなります。

質問をする前に、質問の順番と文字訂正をちょっとお願いしたいと思います。

松くい虫のほうですが、順番方法を1、3、2で聞いてまいりますので、よろしく申し上げます。また、私もパソコン使って漢字変換すると、私は「伐倒」と書きたいところだったんですが、「伐採」となっていますので、「伐倒」に訂正をよろしく申し上げます。

では、松くい虫の質問1問目、そうすると平成4年からについて量が分かると。ただ、340か所あると。相当な箇所随分積み上げられているのかなと思います。それで、県の補助金経費の内容を伺います。どういうものが対象になるか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 県の補助金に関しましては、エリアとかそういったものは特段別に設定されていませんで、町のほうで景勝地とかといったお片づけをしたい場所を選びまして、県の補助単価が、割と簡易的なところ、これは道路から100メートル以内につきましては1万5,633円、1立米当たりです。そのほかに、あと人力で100メートルから300メートル未満……。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長、今の金額のところをもう一度。

○産業課長（小玉 寿君） 金額ですか。1万5,633円です。1立米当たりの単価になります。

あと人力で100メートル以上300メートル未満運び出しが必要な箇所につきましては、金額が1万9,848円となっております。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 例えば、経費の内容というのは事業内容なものでした。それはいいです。じゃあ、県の補助率と補助金の上限額を伺います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 補助率というのはございません。今言ったように、運び出しの立米当たりの単価で計算することになります。

あと補助金の県の配分なんですけれども、これは県のほうでの配分という形を取っておりまして、こちらのほうにはその配分内容についてはお知らせは受けておりません。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） そうすると、ここで書いてある補助金率、県の補助金要綱、補助対象経費の表、先ほど、だから補助金対象の経費はどれですかと聞きました。まあいいです。

それで、地上散布補助は、国が2分の1で県が4分の1というのは当てはまらないということですか。さっき、補助率がないというのは。

○議長（岡崎正憲君） ちょっと待ってください。安倍議員、今は伐倒木関係の件での質問という事で伺っていますので、その観点から説明していただきたいと思います。

○7番（安倍敏彦君） だから、伐倒駆除事業に……。

○議長（岡崎正憲君） 今、地上散布、空中散布の話が出ましたので。

○7番（安倍敏彦君） 松くい全般でしょう。

○議長（岡崎正憲君） いや、一応、通告には伐倒木の撤去についてという趣旨での質問ですので、それをベースにして論を述べてください。

○7番（安倍敏彦君） だから、伐倒駆除事業の補助率を伺っているんです、今。そうしたら、今、ないということだから、国が2分の1、県が4分の1というのは関係ないということですか。立米でないということですか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 私、今申し上げたのは、運び出し事業のほうの経費といたしますか、補助をお伝えしたのであって、伐倒駆除そのものの補助率ということではないんです。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 私の質問状もちょっと書き方が悪かったとは思いますが、要するに、伐倒となると散布のほうも入ってくるので、もし答えられるのであれば教えてください。よろしいですか。今から質問しますから、分からなかったら分からないで答えないでください。

そして、上限は。補助の上限。

○議長（岡崎正憲君） 質問をちゃんとしてください。

○7番（安倍敏彦君） だから、さっきは補助率と補助金の上限について伺いますと言いました。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 伐倒駆除でよろしいんですね。伐倒駆除になりますと、たしか国の補助が7割です。

あと毎年各市町村からの要望が県のほうに全部集計されるわけなんですけれども、県のほうで最終的にその配分を決めておりますので、その配分内容についてはこちらのほうにはお知らせはされておられません。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 先ほど、町長から、令和4年から君ヶ岡、あともう一つどこでしたっけ、君ヶ岡と。（「言っていない」「平成4年度以降に伐倒された」との声あり）伐倒された。

そうすると、そういった伐倒された計画の内容をちょっと教えてください。長期計画の内容

を教えてください。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員、伐倒した分の町の処理の計画という意味ですか。今後の計画。さっき令和4年度以降にやると言っていた話の内容かな。令和4年以降にやると言っていた。よろしいですか。産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 取りあえず、来年度は野外活動センターとあと七浦堤ですか、そちらのほうの残った分、お片づけする予定になっております。

それ以降なんですけれども、君ヶ岡公園、あと国際村のほうも計画はしているんですけれども、あとそのほかに第1スポーツ広場のほうもございますし、あと民地に係る分についても多少ございますので、数は少ないんですけれども、こちらのほうも緊急性がある場所から順次片づけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 質問の内容にはなかったんですけれども、この後、ちょっとごめんなさい、3番目に入ります。伐倒木の処理方法についてですけれども、これはどうしても聞かなきゃいけない、ちょっと質問には入っていませんでしたが、伐倒木を伐倒したときの積み上げした分に、薬剤で燻蒸して柳を完全に殺すためにビニールにかぶせて自然に戻す方法等ありますよね。あとチップとか。そうしたときに、うちの町では燻蒸処理はされていないとは思いますが、なぜその燻蒸処理をさせていないのかを伺います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） ビニール燻蒸についてはまるっきり廃止しているわけではございませんで、運び出しが困難な場所というのはどうしてもございます。本当に道路まで遠いような場所といったところにつきましては、現地集積の上でビニール燻蒸をしております。ただ、あと中に虫が当然いるわけなので、運び出しできるものについては今現在はもう運び出しをしまして、チップとかそういったものに再生しております。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） でも、町の要綱では、そういった坂ではなくて傾斜地や崖、住宅などの場合は仕方ないですねと、燻蒸しなくてもいいですねとは書いてありますけれども、でも、やはり極端に言えば、野外活動センターキャンプ場はどうして燻蒸処理しないんですか。危険な場所ではないですよ。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 野活については、既に中からもう虫が抜け出てしまったという木をそのままあそこのところに集積しているわけですし、もし必要があれば、もうあそこは運び出しが容易に簡単なところなので、それは運び出しを行っております。その上で処理しております。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） それは野外活動センターのどこですか。キャンプ場。それは最近でしょう、運ぶようになったの。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 以前から運び出しが容易な、何と申しますか、本当に車が横づけできるような場所については運び出しはしておりました。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） そうすると、いまだに随分残っていますけれども、何か軽トラックでこつこつと運んでいるんですか。あれは運んでいるとは言えないと思いますけれども。じゃあ、いいです。

じゃあ、もう一つですけれども……。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員、今、2番目の処理方法について聞いているんですね。

○7番（安倍敏彦君） 3番目のね。

○議長（岡崎正憲君） 3番目に行ったんですか。

○7番（安倍敏彦君） それから、私も現場に見に行ったんですが、2つの方法があって、このキャンプ場、今年何本か切ったと思うんです。それは撤去されていまして。今度、反対に野球場は切ったんですが、そのまま放置されている。その違いはどういうことでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） はっきりとは原因、私は分かりませんが、恐らくなんでも、今後、あそこの場所も運び出しの部分に入っていますので、その際に運ぼうということでそのまま現地集積になったのかもしれないです。その辺ははっきりした事情は分からないんですけれども、ただ、運び出しの容易な箇所に関しては、今、全て運び出しは行っておりますので、もしかすると、今からなのか分からないですけれども、運び出しに関してははっきり言って分からないです。すみません。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 委託したところに役場で確認しないんですか。しないで何で分からない

と言うんですか、じゃあ。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長、分からないじゃなくて分かっている範囲で教えてください。

○産業課長（小玉 寿君） まだ完了しておりませんので。まずは、事業の進め方なんですけれども、こちらのほうからまず業者さんに連絡する場合、あと業者さんが見つかる場合と2通りありますけれども、その際に切った木を現地集積しますよと、あともしくは運び出しますよと連絡はあるんです。ただ、何かの都合で遅れている場合もございますので、その分についてはまだ事業完了とはなっておりませんので、こちらのほうであと再度確認したいと思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 確認とかそういうものではなくて、もし委託した業者が木を切ったら何か書類とか持ってこないんですか。何かもう3月31日に会計年度が終わったから、はい、処理した分の写真とかなんか持ってきてくださいと言うんですか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 事業の終了時にはそういった報告書はまいります。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） そうすると、今年度のキャンプ場の仕事は終わったということですね。

キャンプ場は運んで、野球場は運ばないで、そうするとキャンプ場は終わったけれども、野球場はまだ継続中ということですか。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、事業の在り方の基本的な部分というのは、産業課と安倍議員さんの理解がちょっと違うんじゃないかなと思うんですけれども、その辺をちょっと説明したいなと思います。

松くい虫の場合には、本来であれば補助事業というのは、例えば、5年だったら5年、10年だったら10年というスパンを切って、そして事業計画と出すのが本来なんですけれども、国なり県のほうでの補助の割合がかなり少のうございます。ですから、その他基本計画みたいなものをつくって国・県のほうに上げて、そのとおり実施されないんです。逆に、今年はこのくらいしかないからこのくらいという形で、県の職員が来て、今年はこのことここを重点的に処理しましょうかという形になりますし、それから、松くい虫の性格上、処分しなければならない木がどの程度出るというのは、毎年、毎年度、違ってきます。

そういったこともありまして、事業計画みたいなものはなかなか策定しにくいということが

あるものですから、補助としましては、その年度ごとに前年度調査をして、それで翌年度、その調査を基に伐倒あるいはそれから薬剤注入とか、あるいはそういったことで3種類ほどあるんですけども、事業については、そのどれをしたら一番有効なのかということ判断しながら事業を進めていくという形になりますので、安倍議員が質問されるように、本来の基本計画みたいなものを本当は出せばいいんですけども、そういったものを持ち合わせていないです。そういったことですから、今年伐倒した部分を今年度中に処分してというところまでいかない部分もあります。

それから、伐倒なり薬剤なり、あるいは処分といったものの補助の額がいろいろ違ってまして、国・県から割り当てされるのもその年度によって額が違ってくるものですから、一気に全部伐倒したものを処分するということまでいっていません。ですから、野外活動センターなり、あるいは野球場の近くとかそういったところ、残っているところはあるんですけども、そういった額がある程度余裕が出てきて、県のほうからやっていいですよということになれば処分するということになります。ただ、ちょっと予算規模が小さいものですから時間がかかるということをお理解いただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） これは県の補助がないとできない事業ですか。一般財源でできないんですか。先ほど、七ヶ浜のホームページを見たけれども、話ししましたよね。何だっけ、風光明媚な町七ヶ浜。350か所の堤裏側の小学校の道路側を最初やって、今回、裏側をやるとは思いますけれども、鼻節神社、町の指定文化財です。あと君ヶ岡公園、野球場、スポーツをする貸出しをしている施設、キャンプ場、お金を取って貸出ししているんです。その辺の山にあるのは私構いませんけれども、そういった目の見える場所を県の補助金だけでやるというのは、確かに金額は少ないです。これは30年度は頑張ったんですよ、2,000万円。31年度1,400万円、2年予算1,400万円、3年度1,500万円。30年度は頑張って2,000万円つけましたけれども、1,400万円、1,500万円。そして、県からの収入が30年度は1,100万円、約半分。31年度は750万円、2年度650万円、3年度は850万円、約半分と。もう少し頑張って、県の補助金を当てにするよりは、今、一般財源で800万円とか1,000万円出しているわけですよ。そして、今度、森林基金も今度積み立てましたよね。これ基金にはちょっと触りたくないですけども、そのぐらいの基金を積むのであれば、そういったところにももうちょっと一般財源を増やして、そういった施設を貸しているところ、観光で見るところ、それぐらいは全部やってもいいんじゃないんですか。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私から回答申し上げたいと思います。

これまでも一般財源を持ち出ししてやっているという事業になっています。ただ、どの程度持ち出しすればそのところを解決できるかということについては年度ごとに違ってきたりするものですから、現場を調査させていただいて、補助が100万円、200万円しかなかったけれども、七、八百万円の事業をやったりとか処分についてもやったりしたことはあるんですけども、その年度年度によって、どこを処分するかということは一気に一般財源を全部出してということにはまいりませんので、その辺については優先順位を決めて、一般財源を持ち出ししてもやらなければならない場所については今後もやっていきたいと思います。その部分については、ちょっとどこが優先するかというのは、それぞれ個人ごとにどこを優先するかというのは違って来るかと思いますが、できるだけ住民の目の触れるところ、それから観光に必要なところ、そういったところをできるだけ処分するようにしていきますけれども、財源がある程度限られているものですから、その辺はちょっと長い目で見ていただきたいなと思いますので、やらないということではありませんので御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町長。

○町長（寺澤 薫君） さらにですが、うちの町だけじゃなくて、ここは特別名勝松島という日本三景の1つということでそのエリア全体として考えていかなければならないということで、塩竈を含めた二市三町、さらには仙台都市圏、六市七町一村で、さらに沿岸部の関係で町村会を通じて全国のほうにも、松くい虫についてはうちの町に限らず圏域としての課題だということで、もう少し国へも支援をお願いしたいということで要望をずっと続けているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） やはりある程度、それ20年はちょっと長いとは思いますが、5年とか3年とか計画をつくっていただいて、そうすると我々もあと5年後には君ヶ岡きれいになるんだなとかいえると思います。今の状態では何とも言えないので、その辺の計画をお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 今のはいいんですか、質問。

○7番（安倍敏彦君） いいです。

そして、次の質問に入ります。

令和3年度の予算を見ますと、松くい虫被害集積撤去事業委託費の算出は、収集は令和2年

度は260万円、令和3年度は260万円、集めるほうで104万円の減、撤去するやつです。次、一方、今度はその場に切って置いていく費用、令和2年度は891万5,000円、予算です。3年度は1,041万5,000円、150万円。もう持っていくんじゃないくてそこに置くという事業なんです。

だから、これはこんなことをしているともう大変だと思います。副町長は、一生懸命計画を立ててやると言うけれども、毎年毎年、切るほうが多くて持っていく費用が少ないんです、極端に。それはちょっと。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 安倍議員さん、おっしゃるとおりでございます。私もこれはどうなのかと、国に対してもっともっと意見を言っていかなければならないんじゃないかなとは思っています。

実は、松くい虫の事業の歴史をたどると、私、その当時、当初、財政のほうにいたのでどういふ変遷だったかということについてちょっと申し上げたいと思うんですけれども、当初は国からの委託だったんです。ですから、本来は国がやるべき事業の位置づけだったんです。ところが、その後、薬剤散布といったものもなくなってきて、環境を破壊するからということになんてなってきたという歴史的な経緯があるんですけれども、その後、県からの委託になったんです。その後、市町村の事業ということになったんです。

どこで誰がどういうふうに分けたんだという憤りが私の中にはあります。これは個人的な意見なのでこのところはちょっと流して聞いていただきたいんですけれども、できれば補助の中で全部済ましたいというのが本音でございます。

ただ、なかなか国・県のほうでは予算を準備してくれません。だからといって一気に一般財源の持ち出しをして町民に負担をかけ、そういった本来は国なり県なりがやるべき事業を町の一般財源でやるということについては、なかなか勇気が要るものがございます。ただ、伐倒とそれから薬剤、それから切り倒した伐倒木の処分につきましては、どの順序でやったらいいか、量については今後とも気をつけながらやっていかなければならないんだと、今の安倍議員さんの質問を聞いていて特に感じたところでございます。

できるだけ努力はいたしますので、町長も申し上げましたように、国のほうにも、本来は国の事業なんだからもう少し出してもいいんじゃないかということも申し上げつつ、一般財源も伐倒のほうにできるだけ一般財源を注入して事業に取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 確かに、今聞くと私も腹が立ちました。何かいつの間にか町の処理になると、それはすごく分かりました。でも、そう今なっていますので、申し訳ないんですが、早めの処理をお願いします。

ちなみに、伐倒木を処理して買い取ってくれる事業が栗駒町にあります。それを持っていく費用とそれを処理してもらう方法とありますけれども、栗駒町のほうにはそういった買取りをしてくれる業者があります。

そこであれですけれども、早く長期計画をよろしくをお願いします。

では、次の漂着物について、令和2年度、31年度の漂着物の種類と量を伺います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、30年度と31年度の量と種類という御質問でしたが、申し訳ございません。種類のほうは一括で持っていつているので、量のほうだけ御提示させていただきたいと思います。

30年度の処分料が60.94トン、そして平成31年度実績が46.92トンとなります。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） そうすると、令和2年はまだまとまっていないということですね。

それでは、表を見せたほうがいいですね。県からの補助金対象経費の内容を伺います。多分、こういうものがあると思うんです。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 県の補助金の対象になりますが、読み上げます。報酬、共済費、給料、職員手当、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入、負担金並びに公課費、あとは職員手当等は会計年度任用職員へ支給されるものに限っております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 補助率と補助金の上限額を伺います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 補助率になりますが、対象事業の10分の7となっております。

上限になりますが、特に事業費の上限額ということではなく、事業費の10分の7を上限とするとなっております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） では、次に2問目のほうに移ります。

協力団体数を伺います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） こちら七ヶ浜クリーンサポートプログラムの登録団体ということで紹介させていただくと、26団体ということになります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） それでは、漂着物を集めましたその後の処理の手順、流れ、方法について伺います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 処分の流れになりますが、一般的な例として御紹介させていただくと、まず活動する前に活動団体のほうからこのような海岸、例えば、菖蒲田浜海岸で何人規模の活動をしますと、ここのポイントにごみのほうを集積しておきますということで事前に御連絡をいただき、その日程に合わせて、収集業者を集積ポイントに向かわせて回収し処分するという流れになっております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） それで、そういった方、協力ボランティア、そういった流れで結構最近やっていますけれども、年間通して協力していただいたボランティアさんに感謝状とかの形のあるものを贈呈するような気持ちはありませんか。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 御指摘ありがとうございます。現在のところ、今、御提案の内容につきましては検討しておりませんでした。そのあたりはちょっと今後の課題として捉えさせていただきますと思います。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 先ほど、回収の流れを聞きました。そして、最近、実際に事例がございます。例えば、令和2年の8月からボランティアさんが集めてくれて漂着物を回収したと思います。それは令和3年、今年1月までに漂着物の大型の流木や漁具が菖蒲田浜の砂浜に山積していました。これはなぜそのまま山積していたのか、撤去できなかったのか伺います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） こちらの海岸漂着物の処理につきましては、例えば、漂着した物を一旦、先ほど説明したように集積ポイントまでちょっと持ってきていただくというところがポイントになりますので、例えば、海岸に置いたままであるとこちらで収集業者が向かえないので、もし今の大型の物が海外に置いたままの状態、例えば、車がつけられる場所まで今運ぶ手段がないのでということであれば、一旦そこでということにはなります。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） そうすると、町民課では知らなかったんですか。実際に山積してあると。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 海岸清掃の皆さんとちょっと話しをして、スロープのところに集積していつまで置いておくんだということで、私、県の仙台土木のほうとかにお願いして、ちょっと時間はかかったんですけども、片づけさせていただきました。

今後、やっぱりそういった集めていただいたごみは迅速に処分するようにすぐ連絡する体制を取ってまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） ちょっと話は異なるんですが、町のほうに、ボランティアさんが課のほうに行って何度も何度も何度もお願いしたそうです。それで、できなかった。そして、ボランティアは宮城県の土木事務所に行って、それで片づけたと。それは町長が担当だったんですか。一生懸命ボランティアさんも町長のところに聞きに行ったんですか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私もそのことを耳にしまして、なぜいつまでなんだということをお願いをしました。そしてまた、菖蒲田に限らず、菖蒲田の松ヶ浜、境、小浜と言われるところ、あそこにも車が入っていけないところにも集積がありましたので、流木とかとあと何かバーベキューとかいろいろながありました。それも一緒に片づけていただきました。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） いや、私は担当探しするわけじゃないんですけども、それは誰が話したんですか。産業課ですか。誰か行っています、ボランティアの方。財政課。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 菖蒲田浜の小浜の件につきましては、以前から区長さんとかからお話がありまして、機械で何とかならないかなということでいろいろ検討していたんです。その

中で、担当係長のほうが土木事務所と別件でちょっとお付き合いがありまして、その中でお話ししたところ、土木さんのほうですぐやってくれるということで動いたところでございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） そうすると、土木さんでやってくれる、そして回収したということですよ。

それで、先ほど町長のほうから、最後に補助金を追加請求はできないかと、漂流物の皆さんボランティアが集めてくれたものを追加請求できないということでしたが、私は何でこんなことを心配するかというと、今月1日から31日まで町も後援していますけれども、毎日、ビーチクリーニングが始まったんです。そうすると、それ集めたやつを処理しなければならないですよ。また一般財源から大変ですよ。これは処理しますか。来年の予算まで待っていますか。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの質問にお答えいたします。

サポートボランティアだったり団体の方に集めてもらったごみは、こちらのほうで連絡を受け次第、処分する方向でやっております。ただ、議員御指摘のとおり補助はもう決まっておりますので、その分、やった分は一般財源からの持ち出しで処分するという流れになっております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） そうすると、先ほどもお話ししたんですが、ボランティアさんがまた倒木とかなんか環境課のほうで運べないものが出てきたら、この対応についてはどうしますか。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） サポーターの方の活動中にそもそも海岸から運び出せないようなごみが出た場合は、県が海岸管理者となっておりますので、そこと連携して運び出し等の要請をするという形になります。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 先ほど、補助対象経費の内容を聞きました。課長、これ持っています。なければ見せますか。同じですか、多分。そこの注意書きの下に何番まであります。4番までありました。

そして、この4番を私は読んだんです。そうしたら意味が分からなくて、県のほうに聞きま

した。これは令和2年度に新しく新設されたものです。ですから、今年度です。何で県で持っていきようになったのかなとちょっと不思議だったんですが、この分は、海洋ごみ回収処理に関わる事業のうち、漂流ごみ等海岸漂着物処理推進法第2条第2項の規定にする漂流ごみ等を言う。ただし、海から持ち帰りが無償で行われる事業については、各事業実施者に対して合計で1,000万円を上限として補助対象経費全額を補助する。この無償で持ち帰り、それで行われる事業はどういう人ですかと聞いたら、ボランティアです。ですから、上限はあるものの、もしそういったところがあれば、宮城県の中で1,000万円までボランティアさんが集めてくれたものがありますので、それを活用していく考えはないですか。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

4番のほうにそのように確かに明記されております。ボランティアの方々が活動して、自力で無償で引き上げて処分までするということなので、なかなかここまでできるボランティアさんも難しいところではありますが、もしこのようなボランティア活動団体様が現れてできる場合は、事業精査の上、町にマッチするのかどうかやってもらいます。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） ですから、菖蒲田を見ていないからそうなんです。町長、分かりますよね、言っていることは。ですから、そういうのが発生したんです。だから、そういう費用を使ってやっていただければなと思いました。

私から質問を終わります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ここで休憩いたします。午後2時20分より再開いたします。

午後2時11分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、1番佐藤直美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔1番 佐藤直美君 登壇〕

○1番（佐藤直美君） 1番佐藤直美。ただいま議長に許可を得ましたので、通告に従い一般質問のほうさせていただきます。

それでは、1問目から始めさせていただきます。

教育変革の中の包括協定についてです。

I C T化の遅れを挽回するために、現在、緊急にハード面が整備されスタートするG I G Aスクール構想や少人数指導者体制に、特に教員または多くのサポートが必要となり、児童生徒の負担はますます増えていくと思われます。急速な環境変化に対応するため、以下の点を伺います。

1点、教員の役割はいかに児童生徒の能力を高めるかが課題ですが、そのスキルと研修の対応はどのようにしていくのか。

2点目、技術の活用。オンライン授業の教育、デジタルトランスフォーメーションでは、発信側とそして受信側に教員を置いて、個別最適な学びや協働的学びの実現に向かうため、教員も児童生徒もインフラを扱う力が必要にならざるを得ません。遠隔の授業も含めてネットワークを含むインフラ環境に関して、精通すべき技術を向上させるための機会は確保されているのか伺います。

そして、プログラミング教科必修化がスタートし、さらに質の高い学習コンテンツや魅力ある学習コンテンツをつくる必要があり、将来的にはデジタル教科書への対応も必要になってきますが、今後も現状の教員のみで対応していくのか伺います。

3点目、情報の集約によって児童生徒の特性がデータとして把握でき、個性に合った細やかな指導が可能になると考えられますが、このデータ分析も教員の負担になってしまう場合もあるかと思ひますが、その対策はできているのか。

また、機器を生徒児童が誤って壊してしまった場合、予備がないとなれば、例えクラウドにデータが蓄積されているとなっても、機器が修理されるまでの間、ほか児童生徒が機器を使って授業を受けている間は、持っていない生徒はどのように教員が対応していくのか伺ひます。

4点目、上記のように多岐にわたる教育改革の中で、外部団体の活用はどのように考えているのか。大学や学習塾などに協力を仰ぎ、人材や教材、通信技術の助けを借りる必要があるかと考えますが、その考えはあるか伺ひます。

2問目に移ります。生涯学習センター内の野外活動施設の拡充策、管理計画についてです。

野外活動施設は、町の中心に位置し、にぎわいゾーンを創出するための立地条件は整っていると考えます。しかしながら、全体的に老朽化が目立ちます。安心・安全に幅広い世代の方々が利用しやすい施設にするため、以下の点を伺ひます。

1点目は、キャンプ場についてです。キャンプサイトに傾斜があり、大変利用しづらひとの声を聞きます。水場の排水溝の詰まりもひどく、度々、トイレで使うようなスッポンを使い水を流さなければいけない場合もありました。管理棟がありますが、役割が現在は明確ではありません。

ません。障子も破れ、廃墟状態な感じに見受けられます。トイレは和式で古く、臭いもひどい。屋根から松の木も生えていて見た目も大変悪いため、利用をためらう人が大変多いと聞いております。高木も倒れており、落下の危険性もあります。全体的に施設の管理が行き届いていない印象があります。利用者も増えている今、大きな事故が起きる前にしっかりと管理計画を策定し、管理すべきと思いますが、その考えは。

そして2点目、未利用地に関してです。アーチェリー場が下のほうにあるということで、この間、視察に行ったときにお伺いしました。全体的に野外活動センターの施設の中で犬を散歩している方々をよく見かけます。本来であればリーシュをつけて散歩をしなければいけないんですが、ノーリーシュで散歩する方やふんの処理もしない方が時々見受けられます。この間、視察に行ったときも実際にふんが落ちておりました。ドッグランがあれば、ノーリーシュで犬が走り回ることもできます。飼い主同士の交流も生まれ、幅広い世代の方々が交流する場もでき、飼い主の憩いの場となると考えられます。また、場内では飼い主の基本的なマナーが求められるため、センター内にふんを残していく等のマナー違反を軽減することにもつなげられると考えます。町民からもドッグラン設営希望の声も上がっていることから、アーチェリー場をドッグランとして利用できると考えますが、そのお考えがないか、お伺いいたします。

そして、現在、町内にはテニスコートやフットサルコート、スパークの屋内運動場があり、気軽に誰でも借りることができる状態です。そこで該当するスポーツの練習やプレイすることはできますが、バスケットボールに関しては小中学校の体育館以外ではプレイする場所がないという声が上がっております。立地もよく子供たちも集まりやすいことから、オリンピック競技にもなったバスケットボールのスリー・エックス・スリーのコートの新設する考えがないか伺います。

そして、3点目です。施設管理修繕改修計画に関してになります。現在は季節的に草が伸びていない時期であります。梅雨明けから夏場は草が生い茂ってすごく草がもう高い状態に毎年なっています。高木も多く、しっかりと管理されていない箇所もあるため薄暗い場所もあり、歩くのも躊躇してしまうほどになります。この間の予算、補正だったかちょっと私も確かではなんですけれども、忘れてしまいました、すみません。草刈り機を購入したということでお聞きしておりましたが、草刈りの回数を増やして高木の管理も徹底し、安全に年中活動しやすい施設にすべきと考えます。

また、場内の看板や相撲場の屋根や柱、それからの相撲場の脇にある排水ますの老朽化が目立ってきております。わんぱく相撲大会が開催されなくなってからは、相撲場に関しては利用

者がほばいないように見受けられますが、維持管理計画、活用計画があるのかを伺います。

また、スケートボード場に関しては、割れ目、クラックが目立ち始めているので定期的な点検が必要と考えます。また、場内、日陰がまったくなく、ヘルメットやプロテクションをつけての利用となりますので、夏場は特に熱中症が起りやすい環境がそろっているため、バス停とかに設置されております日よけ、それから雨よけのようなものを設置する等の対策を取るべきと考えますが、全体的な施設管理、そして修繕改修計画が見受けられません。ですので、今後、策定していく予定があるのか、また利用者への聞き取りやアンケートを行い、利用者が望む施設へと進化させていく考えはないのかを伺います。

この改修計画に関して、修繕、施設管理は施設全体のこととしてお聞きしたいと思います。

以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 1 問目、教育変革の中の包括協定について、2 問目、生涯学習センター 野外活動施設の拡充策、管理計画について回答を求めます。武田光彦教育長、御登壇願います。

〔教育長 武田光彦君 登壇〕

○教育長（武田光彦君） それでは、1 番佐藤直美議員の1 問目、教育変革の中の包括協定についての御質問の1 点目、教員の役割はいかに児童生徒の能力を高めるかが課題だが、そのスキルと研修の対応はどのようにしていくのかについてお答えいたします。

令和2 年度では、G I G A スクール構想の下、タブレット端末の整備と高速大容量通信ネットワーク整備を図ることができ、いわゆる I C T 教育のための基盤整備を実現することができました。次の段階としては、いかに児童生徒のために有効活用できるかが課題となります。

まずは、どの児童生徒も機器に慣れ、操作に慣れることです。この慣れるということは、先生方も同じです。そこで、先生方と児童生徒たちが一緒になってこうやってみよう、ああやってみよう等々とお互いに知恵とアイデアと工夫を出し合って、こういうことができる、ああいうことができるようになったという発見する喜びをばねにした取組を通して、I C T の利活用の実技研修をするように取り組みます。

その上に立って、本町としては、現在、考えていることは、各学校において毎月1 回は必ず教職員全員を対象とした I C T 活用校内発表会を開催するということでもあります。これは各先生方がどのように活用しているのかを先生方同士で情報共有することで、お互いが有効活用できる方法を発見し、先生方全員のスキルアップを図ると同時に、児童生徒たちにも還元していこうという考えで取り組みます。

また、町内小中学校から1 人ずつ選出されている I C T 教育活動推進委員と教育長及び教育

総務課職員で構成されているICT教育活動推進委員会を毎月1回開催し、ICT教育における課題や問題点、重要事項や連絡事項、有効な活用方法等について意見交換や情報共有を図り、町内小中学校全体でICT教育を推進していこうと考えております。

そのほか、宮城県教育委員会が主催するICT教育に関連した研修会等には積極的に参加していただき、教職員のレベルアップを図っていききたいと考えております。

次に、2点目の1番目の御質問、オンライン授業の教育DXでは、発信側と受信側に教員を置き、個別最適な学びや協働的学びの実現に向かうため、教員も児童生徒もインフラを扱う力が必要にならざるを得ない。遠隔授業を含めてネットワークを含むインフラ環境に関して、精通すべき技術を向上させるための機会は確保されているのかについてお答えします。

現在のところ、教職員並びに児童生徒における通信ネットワーク関連についての技術向上に向けた機会までは、特に考えておりません。そのレベルではありません。したがって、通信ネットワークについては、将来的には利活用の習熟を見ながら各学校からの要望を踏まえ、基本的には教育総務課が主体となりICT教育推進委員会のメンバーも含めて、遠隔授業等においても各学校と連携して対応させていただくことになるだろうと考えております。

次に、2点目の2番目の御質問、プログラミング教育必修化がスタートし、さらに質の高い学習コンテンツや魅力ある学習コンテンツをつくる必要があり、将来的にはデジタル教科書への対応も必要になってくるが、今後も現状の教員のみで対応していくのかについてお答えします。

基本的には、現状の教職員で対応していくものと考えております。ただし、今年度はプログラミング教育の一環として町内3小学校の5・6年生を対象としたプログラミング教室を、セガサミーホールディングス株式会社から講師を招き委託事業として実施いたしました。今後も教職員のニーズや必要性に応じ、外部委託による事業などが必要になる場合は可能な限り柔軟に対応していききたいと考えております。

次に、3点目の御質問、情報の集約によって児童生徒の特性がデータとして把握でき、個性に合った細やかな指導が可能になるが、このデータ分析も教員の負担になってしまう場合があるかと思うが、その対策はできているのか。また、機器を誤って壊してしまった場合、予備がないとなれば、例えクラウドにデータが蓄積されているとなっても機器が修理されるまでの間、他児童生徒が機器を使って授業を受けている間はどのように対応していくのかについてお答えいたします。

初めに、児童生徒の特性データの分析についてであります。現段階では、どのようなデー

タがどのように把握でき、どのように分析活用できるものなのかなど、詳細についてはまだ把握できていないというのが現状です。まずは、先生方が今後タブレットを活用していく中で、簡単に分析できるものなのか、すぐ分析し活用できるものなのかなどを一つ一つ検証しながら、できるところから対応方法を考えていきたいと考えております。

次に、機器を誤って壊してしまった場合の対応ですが、まずは第1段階として学校内で融通をしてもらいたいと。学校内で無理な場合は、第2段階として町内のほかの小中学校から一時的に借用することが可能かどうかなどを検討し、対応していきたいと考えております。ただし、必ずしもタブレットを常に利用して授業が行われなければならないというわけではなく、場合によってはタブレットを利用しない場合もありますし、グループ活動での利用なども考えられます。いずれにしても、臨機応変に授業を行うことは可能だと考えております。

次に、4点目の御質問、上記のように多岐にわたる教育改革の中で外部団体の活用はどのように考えているのかと、大学や学習塾などに協力を仰ぎ、人材や教材、通信技術の助けを借りる必要があると思うが、その考えはについてお答えいたします。

現段階では、外部団体の活用までは考えておりません。まずは、教職員自らがICT教育におけるタブレット活用能力の向上やタブレットを活用した指導能力を図ることが一番重要ではないかと考えております。何と云っても初めての取組であります。4月から、これからスタートする取組であります。それだけに児童生徒たちの能力や受け止め方もいろいろであります。精通している子供もいるでしょうけれども、むしろ精通していなくてどうしたらいいか分からないという子供のほうがはるかに多いのではないかと。特に先生方の能力もこれはまた様々だと思っております。こういう現状を踏まえていくと、焦らずじっくりと腰を据えて取り組むことが結果として定着するのではないのかと考えて進めていきたいなと思っております。

質問の2点目、キャンプ場の管理計画を策定し管理すべきと思うが、その対応について回答いたします。

キャンプ場については、野外活動センター内にあり、昭和53年のオープン以来40年以上を経過しており、施設が老朽化していることは事実であります。平成18年度より指定管理者制度に移行し、特定非営利活動法人アクアゆめクラブで管理しています。定期的なトイレ掃除を行い清潔は保っておりますが、和式トイレのため、洋式トイレを希望される場合は屋内運動場管理棟のトイレを案内しているところです。御利用のしやすいほうのトイレを案内して、周知させていきたいと思っております。また、排水などの不具合については随時管理者が対応しており、照明設備などもLEDランプに変更しているところです。管理計画策定の予定は現在のところ

ありませんけれども、不具合が発生した場合は管理者が随時対応しているという報告を受けておりますので、御理解願います。

2点目、未利用地のアーチェリー場をドッグラン施設として利用できると思うが、その考えは及びスリー・エックス・スリーのコートの新設する考えはないかについて回答いたします。

アーチェリー場でございますが、キャンプ場と同じくオープンし数年間はアーチェリー場として利用されましたが、維持管理が難しいため廃止となりました。平成に入ってから、花と緑のまちづくり事業によるビニールハウスが設置され、花の苗木を育成しておりましたが、時代とともに役割を終えたところでございます。現在は、2棟分のビニールハウスの骨組みだけが残されているというのが現状です。

ドッグラン設置の件でございますが、当施設は社会教育施設であり一般的なルールを守って犬を散歩する方の制限等はしておりませんので、特段の設置の予定はありません。

スリー・エックス・スリーのコートの新設する考えについてですが、バスケットボールをプレイする場所としては小中学校の体育館以外にないとのことですが、アクアアリーナのアリーナを一般開放して利用できるようになっていました。また、野外活動センターに新設とのことですが、野外活動センターは、東日本大震災による応急仮設住宅が撤去され令和元年5月1日に復旧工事により新たに整備されました。コートの新設することについてですが、現状の野外活動センターでは、周囲の車の往来がなく安全にスリー・エックス・スリーを行える場所がないため整備する予定はございませんので、御理解いただきたいと思っております。

3点目、野外活動センターの全体的な施設管理修繕改修計画を今後作成する予定があるか及び利用者への聞き取りやアンケートを行い利用者が望む施設へと進化させていく考えはないかについて回答いたします。

野外活動センターについては、18ホールあるパターゴルフをはじめ、きずな公園、健康遊具、スケートボード、相撲場など様々な施設があります。施設の維持管理は利用者が安全にできることが重要であります。その都度、施設をチェックして維持管理を進めていきたいと考えております。例えば、相撲場については老朽化が著しい新設であります。少子化による参加者の減少で相撲大会が開催されない現状では、相撲場の利活用は難しいと考えております。また、スケートボード場の日よけ・雨よけ対策ですが、先ほども申し上げましたとおりリニューアルオープンして間もないこともあり、利用状況を見極めたいと考えております。よって、施設の維持管理については、施設数が非常に多く利用頻度がそれぞれ違うことから、不具合が発生した場合は必要に応じた対応を速やかに図っていきたくと考えておりますので御理解を願います。

最後に、利用者が望む施設へと進化させるについてでございますが、野外活動センターは40年以上の歴史ある施設でございます。当初設置してありましたアスレチックなどは老朽化により撤去され、震災後に設置されましたきずな公園などは多くの子供たちに利用されております。これからも利用者からの声を大切に、社会教育施設として進化していきたいと考えております。

以上で一般質問の回答といたします。よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 一問一答でお願いいたします。佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、1問目、再質問させていただきます。

こちら全体的に質問のほうさせていただきます。全てにおいて、1問目の教員の役割はというところから全体的になんですけども、これは来年度からの授業であって、機器に慣れることが第一だということを教育長のほうはおっしゃっていました。教えられる側の生徒も教えるほうの教員も、お互いに知恵とアイデアを出し合って実技、研修をしていくということなんです。教員が生徒児童に教える立場であり、お互いにつくり上げていくというのは慣れていない生徒児童もいるので、そこのところをどういうふうに進めていくのかというお考えをまずお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） 各学校から1人ずつICT推進委員のメンバーが出席しております。

そのICT推進委員のメンバーのICTに関する能力は非常に高いものがあります。したがって、まず先生方に対してICT推進委員会のメンバーが直接いろいろなことを教えていくということと並行してやっていくということが一番現実的ではないのかなと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それに関連するんですけども、先ほどICT教育活動推進委員というのがいらっしゃってということだったんですが、その先生たちも集まる、それからICT活用校内発表会もするというので、こちらは各5校ありますけれども、これは1つの学校ごとにやるのか、それとも各学校の代表の方が毎月集まって5校でやっていくのか、これはどちらになるのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） 毎月、各学校でICTの利活用の発表会をやってもらいたいということです。ICT推進委員会のメンバーが月ごとにまた集まって、うちの学校ではこういう利活用の発表をした、うちの学校ではこういう利活用の発表をしたというお互いの共通理解をして、

それが各学校の子供たちに還元できるというような仕組みで流れていけばいいなと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） その発表会のために先生方が準備もしなきゃいけないという、なかなか私もいろいろとプレゼンをするときは必ずプレゼンの準備のためにやっぱり時間というのがかかってしまって、先生たちは教育委員会の定例会で、私もこの間行かせていただいたときに、オーバーワーク、残業した先生は何人いるとかという報告を毎回されていますよね。そうすると、先生たちは学校にいる間に子供たちのいろいろ、中学校だと部活もありますよね、部活のこともやらなきゃいけない。それ小学校は、この間も私の友人のところに学校の先生から夕方に電話が来て、子供たちの問題があったので電話を各児童に電話をしてという、授業の準備だけではなく子供のケア、部活のケア、多岐にわたって、先生たち、いろいろな報告書も多分恐らく教育委員会のほうに出さなきゃいけないというのもあるので、本当に先生たちがこれやることによってすごく時間的にも精神的にもストレスがかかってしまう方、例えば得意じゃない方とはとって時間もかかると思うんです。ただ、それを家で恐らく作業するというのも難しくなるので、残業の時間、勤務時間という兼ね合いというのはどういうふうに考えていらっしゃるのか、教育長のほうにお伺いしたいです。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） 確かに先生方はただでさえ忙しいんだろうなということは、私の体験からも容易に察しはできます。通常の授業の事前の教材研究もこれまた大変だと。さらに何か問題行動が起きた場合に、その問題行動に対処するためにどれだけの時間と神経を使うのかということもよく分かります。だからといって、ICTをじゃあやめましょうとなるのかということ、ここはひとつ先生方にも頑張ってください、ICT教育をやれることも含めてやっぱり頑張ってくださいなと思っています。

幸いなことに、勤務時間、毎月時間オーバーの報告書を出させています。かつては、どこの学校も時間オーバーでした。なぜ、あなたの学校の何の誰それ先生は何時間オーバーしている、何時間オーバーしている、一人一人の先生に対してどうしてオーバーしたのかということを経長を通して全部チェックしています。それなりに学校のほうでは業務の改善をしているんだなということがあるので、業務の改善も期待をして、ぜひICTのほうも同時に進めてもらえればありがたいなと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、自宅で先生方も準備するというのは容認されているということですか、そうしますと。そこはもう全部学校内で全て終わらせてから帰ってくださいというお考えなのか、もう一度お聞かせください。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） ケース・バイ・ケースにもよるんですけども、原則的には校内で片づけて退勤していただくということをお願いしたいなと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、得意な先生は多分本当に自分のいろいろな準備や、やらなければいけないことを片づけてから新たにできるとは思うんですが、やはりここは得意、不得意というものがありますので、そういったときにどういうふうにやっていけばいいのかなと私もふと考えたんですが、いろいろ調べた中で、さいたま市のほうでGIGAスクールさいたまモデルというのを進めていらっしゃるようなんです。そこで、資料を私のほうでもちょっと見たんですけども、そこではやっぱり教育現場にはITスペシャリストがいないということで、さいたまモデルのほうではいろいろに、これは企業のほうにですけども、タッグを組んで公募をして、スペシャリストと一緒にGIGAスクールを進めていくとしていらっしゃるようなんです。

そこで、やっぱり一番大事になっていくのはコンテンツ、先生たちもやっぱりiPad、子供もiPadあっても、コンテンツが充実していないとやはりただのiPadになってしまうと思うんです。今でも既に先生たちはiPadを持っているので、教室の中の画面に、例えば、問題を、はい、じゃあ英語だったらこれです、A、B、C、Dどちらですかというような感じでもう使っているということでお聞きしています。

なので、これからGIGAスクールが始まったとしても、コンテンツが充実していなければ今までと同じようになってしまわないかなというちょっと不安がよぎったんですけども、そここのところはコンテンツにも予算をかけずに先生たちにiPad、子供たちにもiPadを渡して終了というような感じになるのか、それともコンテンツに今後予算をつけて必要であればアプリのほうをダウンロードしてもいいですよと向かっていくのか、それともそういうコンテンツはお金をかけずにやっぱりアドバイザーを入れていこうとなるのか、どういうふうに考えているのかお聞かせ願いたいです。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） ICT推進委員のメンバーに率直に聞いたわけなんです。例えば、先

生方が取り組んだときに、こういうことをやりたいんだけどどうやったらいいんだか分からないから、だからICTのメンバーに聞くと。ところが、ICTのメンバーもそれに対応できないようなすごく高度なお願いをされた場合にはどうするのかということもひっくるめて、ICTのメンバーで率直に話し合いをしました。

それはそういうケースがあった場合には、ケース・バイ・ケースなんだけれども、当面のところはそういうことはなくて、今あっても現在のICTのメンバーの力量で対応できるだろうと。今までもやっていて大体対応できているので対応できるんじゃないかと。もし対応できないような要望とかがあったら、そのとき考えればいいと。

したがって、今の段階から、今の段階というのは何も分からない子供たちがいる中で、先生方もなかなか分からない中で、ICTに対応できるようにいろいろな外部団体とかスーパーアドバイザーみたいなものまで、そこまで設置する、用意する必要はないんじゃないかということなんです。ですから、そういうニーズが高まってから、そのニーズに応じて配置していくということが現実的ではないのかということなんです。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 教育長もおっしゃっていたんですけれども、焦らず腰を据えてやっていきたいということなんです。今、小学校1年生の子たちは今からもうできていくからそれでいいんじゃないかと思うんですが、中学校3年生だったり2年生だったり1年生というのは、あと3年しか、義務教育を終えるのにそれしかないんですが、焦らずやって、その子供たちにはICT教育の恩恵を受けられないと考えるんですが、そのところは中学校の教育としてどのように考えているか、お伺いしたいです。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） ICT教育を推進して、仮に3年間やれば3年間、恩恵を受ける訳なんです。3年間の恩恵で十分でないというのもあるんでしょうけれども、3年間は3年間の恩恵を受けるわけですから、それで私は十分じゃないかなと思っているわけです。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 先生方と話す機会もありまして、いろいろお話を聞いたんですけれども、やはり企業とタッグを組むのが難しいとなれば、宮城県にも大学というのがいろいろありますので、もし大学のほうでも大学生だったり大学院生だったり、それから教授だったり准教授だったりいろいろ、今現在、小学校、中学校の学校の先生よりもやはりIT関係、ICTに長けている方はたくさんいらっしゃると思うんです。そういったときに、その大学もしくは町内の

学習塾でもそうなんですけれども、そういった方々から、こういったアプリがありますよとか、こういったプログラムを勧めるのはどうですかという提案があった場合は、それは受け入れていこうという柔軟な考えはおありなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） そういう、例えば、基本的には、さきに回答したように先生方と子供たちが中心になって、ああやっていこう、こうやっていこうということでお互いに知恵を出し合って、発見するという喜びをもって進めていきたいというのが基本的なスタンスとして進めてもらいたいと思うんです。そういうスタンスで進めている途中で、大学のほうからこういうのはどうでしょうかとか、いろいろな団体からこういうのでしょうかというものが多分来るでしょう。来たときには、それはそれでちゃんと聞いて、ああ、これは今の学校の水準だったら大丈夫だなとなったら、学校に相談してそれを導入すると、これは今の水準ではちょっと高度で難しいなという場合にはお断りすると、そういう取捨選択はしていく柔軟さをこちらは持っているということです。柔軟さはあるんだけど、大事なのは、子供と先生方がきちんと一日でも早く慣れて操作ができるということを優先にしていきたいということです。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、続いて児童生徒の特性データについて質問のほうを移らせていただきます。

こちら、先ほど詳細についてはまだ分からないということだったんですが、どのように使えるかも分からない。これはやっぱりいろいろ使っていく上で先生方も学んでいくという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） 基本的には、やっぱり慣れとそれから学びだと思います。そういうことをやっていくことが大事だろうと思っているわけです。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） いろいろやっぱりゲーグルフォームとかいろいろな観点で、アンケートも、この間は亦楽小学校がゲーグルフォームを使って保護者アンケート等をしたりとかしていたんです。なので、恐らく小テストをしていって、子供たちの点数の蓄積とかどういったところで間違っただとかというのを、私もフェイスブックのほうでそういった先生たちのG I G Aスクール構想に伴うというグループにちょっと入って自分でも勉強しているんですが、そういったいろいろなやっぱり使い方というのがあるので、やはり時間をかけてではなく、そこは

もしやれるんだったらスピード感を持って、いろいろそういうアドバイスができる方の声を聞いてやっていったほうがいいのではないかなと私は考えます。ただし、市町村によっていろいろなやり方もあると思いますので、そこは期待をしていきたいなと思います。

そして、先ほど機器が壊れたときの場合なんですが、先ほど学校内で融通をしてほしいということだったんですが、ということは予備機は1台か2台は置いているということでしょうか。そういった認識でよろしいのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） その件に関しましては、まずは小学生におきましては、1年生とか2年生、あとは低学年につきましては、まずはグループ中心とかそういった対応になるんだろうと考えております。そういった意味で、学年が上がるにしたがって1人1台ということにはなろうかと思いますが、最初、低学年のほうについてはそういった台数を限定した使い方ということで考えております。そういった意味での融通性でございます。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、高学年が使用する場合に、自分の、例えば、融通してもらって低学年を借りるという場合は、使い方としては、自分のパスワードとIDが配付されてそれではほかの人のiPadでもログインできるというふうにやっていくという認識でよろしいですか。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） そういった場合は、基本的にはそういう取扱いになります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、ログインをするということでデータも多分恐らく人のiPadを使ってもやっていけるということは、データはクラウドに保存されるということになりますよね。そうすると、今の現段階では機器を家には持って帰らないので、例えば、家にパソコンあります、家に保護者がスマホを持っていますというときは、自分のデータにアクセスしたいときは、家から自分のIDとパスワードでログインをして自分のデータにアクセスできるようになるという認識でよろしいですか。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） 基本的には、そのような取扱いになろうと思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） そうしますと、そういった感じで宿題も出せるようになる、機器を使って、例えば、授業中に終わらなかった分はじゃあ家でやってきてくださいねというような進め方も将来的にはできるようになる、自宅の自主学习もしくは宿題も出せるようになっていくという認識でよろしいですか。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 先ほどのパスワードの件ですけれども、機器のほうに対してのリモート管理という形になりますので、ほかの機器でクラウド側にアクセスするということはできない形になっています。できません。今の段階ではできないという形です。

○議長（岡崎正憲君） 訂正だということを言ってください。

○財政課長（安達正彦君） 教育総務課長の言った部分はちょっと誤りですので、今、私が言ったことが今の段階での対応という形になっています。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 今のは訂正ということでの理解をいただきたいと思います。いいですか。佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） そうすると、機器が壊れたときに低学年の児童の物を融通して使うということではできないということではよろしいんですか。学校内にいるからできるんですか。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） クラウド側のほうに機器のほうでアクセス管理をするような形になります。それプラス、個人のIDとかという形になるのかなと今は見ているんですけれども、まだしっかりした形で入っていないので、その辺は要確認という形になるかと思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） そうすると、融通することができるか、できないかも分からないということではよろしいんですか。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 当然、融通することも想定しております。ですから、その辺を今、再度、業者さんとも確認した上でという形になるかと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、先ほど教育長がおっしゃったように、やっていく上でいろいろそういった先生から、こういった要望、コンテンツ、アプリが必要だとかアドバイザーに入ってもらいたいということの声があれば柔軟に対応していくという認識で、こちらの質問のほうは終わらせていただきます。

それでは、2問目の生涯学習センターのほうの質問に移らせていただきます。

キャンプ場のほうに関しては、教育長も現場に行ってどれだけ傾斜がひどいかというのとかトイレが汚いか、汚いというのは失礼ですけれども、それから古くて臭いかというのも確認した上で、現状維持で管理計画を策定する考えもなしでやっていこうというふうにお考えなのか、まずはお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 教育長。

○教育長（武田光彦君） 全ての施設をピックアップして管理計画みたいなものはつくりたいなとは思っています、本音のところでは。ただ、シミュレーションをしてみた結果、私も現場に行って全部見てみたんです。汚さは同じような感じでありました。正直にいうと、そういうふうに修繕・管理計画はつくりたいなと思うんですけれども、何せ膨大で金もかかるんだなと思って、管理計画、修繕計画まではいかないんだけど、そういうものを全部リストアップしていると。リストアップして、その都度対応していこうということで、生涯学習課のほうでリストアップはしてあります。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、確かに広いので膨大なんですけれども、ポイント、ポイントでリストアップして、今年度はここから修繕していこう、来年度はここから修繕していこうというのが管理計画なんじゃないかなと思うんですが、そのところはどういうふうに考えていらっしゃるか、お聞かせ願います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 教育長さんが言ったのは、業者をかけたまで詳細な計画を立てないということですので、自前でやれる、リストアップして調査をして金額がどのぐらいかかるかをまず項目並べまして、それで優先順位を決めたり、あと財源的な問題もございまして、あと安全性、それからあと緊急性があります。そういったところで並べ替えまして、優先順位を決めましてやっていくといったリストをつくって、キャンプ場はまだなんですけれども、ほかの施設はつくっておりますので、キャンプ場も同様につくらなきゃいけないかなとは認識し

ております。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、全体的には財政的な点もありますのでお聞きしたいと思えます。

まずもって、ドッグランもバスケットボールのスリー・エックス・スリーのコートも新設する考えがないのは、それは財政的に厳しいから新設しないのか、お聞かせ願います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 一番先に財政的な部分があるわけではなくて、まずアーチェリー場のほうですね。そちらをドッグランにというふうになりますと、今、我々感じているのは、社会教育施設の一部として野外活動センターを管理しておりますので、そういった教育施設にはちょっとそぐわないんじゃないかなというのがまず1点でございます。

あと、スリー・エックス・スリーは、私のほうには声が届いてなくて、ゆめクラブをちょっと確認させていただきました。生涯学習課のほうにそういった要望が1件もない中で、実際、スポーツを担当しているゆめクラブのほうにどのぐらい声があるのかという部分で確認させていただきました。そのところ、今、1件しかないというようなことですので、そういった普及の部分ですか、競技人口とかの部分の推移等を見ながら考えていかなきゃいけないかなという部分で、現時点ではというお話でございますので、あと場所につきましても、野外活動センターの中で、そういった安全でなおかつ平らな場所と考えますと、ちょっとなかなか今のところ思いつきませんので、その辺も調査は必要かなと。造成にするにしても何するにしても調査は必要かなというところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） ドッグランが社会教育施設にそぐわないというのは、私のほうではちょっと理解ができなくて、やはり現在、犬を飼う方の大半としては、高齢者の方がお子さんたちが巣立って行って夫婦2人だけになって犬を飼って、それでとても元気になったというような話も私はよく聞きます。それで、他市町村で、ドッグランでそういった方々が集まってやはり癒されてとても精神的に安定をしてきたという話もよく聞きます。今、ドッグセラピーというものもあるので、社会教育施設にそぐわないというような意見は、そういった観点からちょっと違うかなと思うんですが、どういった理由でそういうふうになったのか、お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 一般的に社会教育施設というのは、特にスポーツ施設の場合は体育館ですとか武道館ですとか陸上競技場ですとか、そういった部類かと思うんです。ドッグランだとレジャー的な部分といいますか、公園の一角にあるような位置づけなのかなという我々ちょっと認識というかありましたので、そういった回答をさせていただきました。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、先ほどのバスケットボールのスリー・エックス・スリーと同じで、例えば、そういった声が上がれば、ドッグランにしてもスリー・エックス・スリーにしても実際に私のほうに声が届いていて、そういった要望がたくさんあります。なので、そういった町民の方がぜひ造ってほしいというような要望を上げたとしたら、お考えは変わるのかどうかお聞かせ願います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） ちょっと教育委員会の話なので、私からの回答というのはちょっと控えなければならぬと思うんですけれども、当時造ったときの話をさせていただければ若干理解していただけるんじゃないかと思うんです。当時は起債事業として起債を起こして、それを交付税措置された施設でございまして、例えば、相撲場とかそういった基本的な利用の仕方については、まだもう少し先になれば変えることができるんですけれども、今の段階では別の用途に変更するという事はなかなかできない状況にあります。

ただ、40年もたつものですから、基本的に今のままでいいかということについては今後検討しなければならないと思うんですけれども、何せ復興事業の中であそここのところを整備したということもありますので、ここ何年間かは、複数年はちょっとそのままいかなければならない、例えば、会計検査院が入った後とかそういった部分になれば、あそここのところはどういう形で、今のままでいいかどうかも含めて用途変更なんかできるかどうか、その辺も考えていく必要があるんじゃないかと思います。老朽化したからそここのところに直すだけではなくて、具体的にそういった当初造ったときの用途といったものを変えることができるか、その辺についても基本的に考えなければならないと思います。

これは総務省の起債とかそういったことが入っていますので、文科省のだけではないので、そここのところはちょっと今の段階ではなかなか難しいと御理解いただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、数年後とおっしゃいましたが、具体的にどれぐらいかかるん

でしょう。いつもここで御理解いただければと思います、数年後になりますと言うんですが、いつもちょっと私のほうでもしっくりこなくて、数年後というのは私今43なので53になるのかなとか思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 日本の予算、単年度主義になっています。それから、複数年というのはなかなかできないんです。ただ、それを補うために債務負担行為とか、あるいは基本計画とかまちづくりの中で位置づけたりする場合がありますけれども、今の段階では、総合計画なりまちづくりの中で見直しをするとはなっていないので、今、私がここで何年後にそういった見直しをするということは早計ではないかと思しますので、もう少し、例えば、総合計画あるいは施設整備計画の中でそういうことが必要になったというのであれば、私あるいは教育委員会のほうで何年後にそういった見直しをしますという回答ができるかと思しますが、今の時点では、ちょっとそういったいつ頃ということについて申し上げることができません。これはあくまでも仕組みの中での話ですので、御理解をいただければと思います。ちょっと感覚的に違う部分があるんじゃないかと思えます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、40年以上たっていて、これからも進化させていきたいと教育長も先ほどおっしゃっていらっしゃいました。なので、実際にそこに行ってみると、やはり子供たちが、あそこは本当に亦楽で町の中心で保護者の方も親御さんも安心して子供を送って遊んできていいですよというような、本当にすばらしい施設だと私も心の底から思っております。私自身、子供たちもよく行って遊んでいるので、そういった場所が町内の方だけではなく町外の方も足を運んでよく遊びにいらっしゃっているんです。なので、町長の河北新報に載った記事を見させていただいたときに、やっぱり七ヶ浜というのは仙台県から近くて、デートリップみたいな感じで来ていただける町なんじゃないかなとおっしゃっていた記事を見たので、そういったときに、やはりあその施設というのは周りにサッカー場もあって野球場もあって、それから第1スポーツ広場もあってというような、本当にほかの市町村から来られた方にすごく褒めていただける施設なんです。私自身も子供の頃からそこにあったアスレチック場で遊んで、七ヶ浜は本当に最先端なんだと、こんなすばらしい施設があって、子供会でもキャンプ場でキャンプをして、本当にいい思い出しか残っていないんです。

なので、先ほど副町長が感覚的に違うんじゃないかと説明をしていただいたんですけども、その施設、教育施設ということで教育委員会というか教育長のほうで答弁をしていただいたん

ですが、町長としては、魅力のある町というふうにてトリップがやれるんじゃないかといったときに、その施設も交えてやはり見ていったほうがいいのではないかなと思っているので、町長がどういうふうにお考えなのか、可能であればお聞かせ願いたいです。

○議長（岡崎正憲君）　じゃあ、副町長のほうから。

○副町長（平山良一君）　町長が答弁する前に、感覚的に違うということについては、来年、再来年に計画をしてすぐしますという部分については、行政の中では回答をすぐにできないものもあります。そういったこと感覚が違うということで、要望されたからすぐに来年、再来年にできるということは、日本の行政の場合にはなかなかそれは申し上げにくい部分のときがあるということの私の発言でございますので、施設に対してどういうふうな感覚かということをお願いしたのでありますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君）　町長。

○町長（寺澤 薫君）　佐藤議員おっしゃるとおり、本当であれば、いろいろこれもあれもということでは整備していくのが一番理想なんでしょうけれども、これから高齢化していく、人口が減っていくという中で、なかなかこれもあれもということ、あとはさらにスリー・エクス・スリーとかそういうのでもなんでも、そういうのをやるのについては、トレンドというかこれからはやるのかどうなのかとか、どれだけの利用者があるのかということも見極めていかなきゃならないので、いずれにしましても、こういったものがやっぱりあったほうがいいんじゃないだろうかという状況を見ながら、今は近隣でもいろいろな整備をしているし、本当に沿岸部の被災したところはほとんど公園ばかりじゃないですか。

ですから、そういった意味で、うちのポテンシャルを利用したので一番いいのは何なんだろうかという、これからもっと選んでいかなきゃならない、チョイスして、うちの場合はこうだということをごんごん考えていかなきゃないんじゃないかなと思います。そういった意味では、新しいことも含めていろいろと調べたり考えていきたいなと思っているところです。

○議長（岡崎正憲君）　佐藤議員。

○1番（佐藤直美君）　それで、何でもかんでも造れないというのは確かにそうなんですが、財政的に、例えば、あそこを建てたときに40年前でいろいろな縛りがあって、なかなか新しいこともできない、行政的には難しいというのは十分理解できました。できたとなったときの時点で、やはりちょっと財政が足りないとか、いやちょっとというふうになるのも、大体言われるんじゃないかなというのも予想つくんですが、そういったときに、毎回、石油貯蔵施設立地対策等交付金というのがございますよね。それで、今回はそれを基金に回して武道館を修繕した

りとか、あとは大体は消防団のほうの物を購入したりとかというふうにお使いになるんですが、例えば、できるとなったときに財政が足りないとなったときは、こういった交付金も使うことは町としては可能なかどうか。ドッグランを整備したり、あとは生涯学習センターの全体的なキャンプ場、そういうのはどうなのか、お聞かせ願います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 石油備蓄交付金とかにつきましては、限定されたものという形になりますので、いろいろ整備するに当たっては国のほうの補助金なり県なり、そういったものの財源的なものに当たるものがあるのであれば、そういったものを当然優先して使っていきたいという考えでおります。

あと、どうしても足りない部分については、様々な基金とかありますので、公共施設の管理基金とかそういったものも合わせて、その場に合わせて対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それで、やはり廃りもあると、オリンピックのプレイになってスリー・エックス・スリーとかもどうなのかなという話なんですけど、そこで、私、埼玉県の松伏町のほうに実際にそういったコートがあるのでちょっと電話をして、今、コロナで行けないので電話して聞いてみました。それが住宅地の中にある公園なんですけれども、そこは元々あってちょっと古くなってしまったのでということで、一般財源でそこを修繕したらしいんです。なので、興味本位でどれぐらいお金かかったんですかと担当の方に聞いたところ、全部で140万円弱で全て整備できましたと。そして、隣まちの越谷市があるので、B2のチームの越谷アルファーズというところも協力をして、子供たちに教室をこけら落とし的な感じでイベントをしたりという感じでやったらしいんです。そして、聞いたところ、やはり利用者が結構いまして、子供たち、中学校でやっぱり部活がない日、今、土日のどちらか休みにしなければいけないので、そういったときに利用をしたりと。

なので、声がアクアゆめクラブには1件しか届いていないということなんですけど、実際、七ヶ浜中学校と向洋中学校、男女の部活があるスポーツというのはバスケットボールとバドミントンぐらいだと思うんです。ほかは女子の部活しかなかったり、今は本当に部活の数が少ないので、そういったところでやはりなかなか声が届かない。中学生の声だったり、あとはスポ少もありますので、やはりそこは広く、アクアゆめクラブだけに頼るのではなくて、生涯学習センターとしてやはり利用に来るお客さんもいっぱいいらっしゃいますよね。パターゴルフを使

いに来たりとか、あとはバスケットボール場に来たりとか、本当に普通に子供を遊ばせに来たりとか、本当にいろいろな方が遊んでいるのが見受けられますので、今後、アンケートなどを設置して、本当に町内、町外の方々が望んでいるのはどういう施設なのかというようなことを、ここにも書きましたけれども、聞いていく考えはないのか、お聞かせ願いたいです。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） そうですね、いろいろな利用者の声を聞く必要があるかと思えますので、そのように対応、準備したいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員、あと1分少々ですので、まとめに入っていただきたいと思えます。

○1番（佐藤直美君） 大丈夫です。

それでは、アンケートの取り方も、やはりペーパーとあとはペーパーレス、今はペーパーレス化が進んでいますので、そういったところも両方で、いろいろな角度で聞けるような方法を取るお考えはあるのか、お聞かせ願いたいです。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） その辺は検討して、できるだけ幅広い中で意見が集約できるようにしたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、1分切るということでまとめさせていただきます。

やはり七ヶ浜、風光明媚な七ヶ浜を目指すということですので、やはり生涯学習センターも町の一部です。一番高いところに位置しています。特に町外の方々も本当にたくさん来る施設になっておりますので、柔軟にいろいろな方向から見ていただいて、いろいろな人の意見を聞いて、より進化させていただくことを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午後3時40分の再開といたします。

午後3時30分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 久しぶりの演壇です。緊張します。

12番日本共産党の歌川 渡です。議長より質問の許可をいただきましたので、3点について質問いたします。

第1の質問は、今回の質問で当局との認識が一致できるとは思っておりませんので、今回は基本的な質問にとどめさせていただきたいと思います。

七ヶ浜町区長会条例が、地方自治法第138条の4の第3号の規定に基づいて、2020年、昨年4月1日から施行されました。同条例が地方自治法に定められた事務事項に限定した区長会に条例を改正することを求めるに当たり、質問するものであります。質問の点は5点を伺いたいと思います。

1つは、区長会の設置は、先ほども言いました地方自治法第138条の4の第3項の規定によるものですが、同規定の第3項を読みますと、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員会、審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問、又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りではない。」と記述されております。そこで、旧区長の役割との違いについて説明を求めるものであります。

2つは、この第2条に組織が設けられておりますが、そこには地域の代表者として住民の推薦を受けて選出された者のうちから町長が委嘱するとあります。ここで記述されている地域について、説明をいただきたいと思います。

3つは、地方自治法第138条4の第3項の規定に照らして、現在も区長に広報紙等の配布を依頼しているのは問題がないと考えているのか、説明を求めるものであります。

4つは、県支出金の県広報紙事務費約38万5,000円は、新年度予算の計上であります。宮城県政だより等の広報紙を県民全世帯への配布依頼に伴う費用としてと思われませんが、この県広報配布事務費の算出事業について、説明を求めるものであります。

5つは、執行機関の附属機関報酬は通例として日額が大半であります。この特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に記述されている区長の報酬の額で、年額、区長が公掌する世帯数に900円を乗じて得た額に25万2,000円を加えた額と定めておりますが、「世帯数に900円を乗じて」を加えた理由について説明を求めるものであります。

第2の質問は、昨年も同様の質問をしております。前向きな答弁がありませんでしたので、今回も再度質問するものであります。今回もなかなかいい答えが出ないのかなと思いますが、質問させていただきます。

国民健康保険税の子供18歳未満の均等割の全額減免金の制度を設ける考えはないか、伺うも

のであります。国は、地方自治体の国民健康保険での子供の均等割の軽減施策が広がっていることを受け、2022年、令和4年度から均等割部分の5割を未就学児に限って公費負担で軽減する方針を決めました。既に、仙台市では法定軽減に上乗せの軽減を実施しております。そして、隣町の松島町では、この新年度から18歳以下全ての子供に減免することを決めております。本町においても、子供18歳未満の均等割の減免の実施を求めるに当たり、以下の4点を伺うものであります。

1つは、国民健康保険税収入が年々減少傾向にあります。主な要因について説明を求めるものであります。

4つ目については数字的質問であります。

2つ目に、新年度では、国民健康保険加入世帯で18歳未満の人口人数は何人いるのか、説明を求めます。

3つは、新年度で、国民健康保険加入世帯で低所得者減額になっている7割、3割……。ここについても「3割から2割」に訂正していただきたいと思っております。2割の18歳未満の人数は何人いるのか、説明を求めるものであります。

4つは、18歳未満の均等割を減免した場合の年間費用額は幾らになるのか、説明を求めるものであります。

第3の質問は、これまでこれに関わる町長が発言したことに責任を持っていただきたいと思っております。被害事業者の事業状況に照らした七ヶ浜町事業継続地域支援交付金の実施を求めるものであります。

この交付事業施行に伴う令和2年5月15日の議会全員協議会の質疑応答で、議員からこのような質問がありました。本町において、昨年は仙台港の重油流出事故の影響で昨年同年の売上げが20%から30%減少している事業者もあり、平年比という解釈を求めたことに対し、町長はそのような形で対応したいと考えていると答弁しております。しかし、この七ヶ浜町事業継続地域支援金交付を取り扱う担当課では、町長答弁の内容に沿った対応がされていないことがあったことから、以下の3点を伺うものであります。

1つは、町長が質疑に対して答弁した本意と対応について説明を求めるものであります。

2つは、仙台港の重油流出事故の影響で、前年同額同月比では対象にならないが、平年比、いわゆる2019年以前の複数年の平均額の対象となる事業者を把握しているのか、説明を求めるものであります。

3つは、上記の事業者からの問合せや申請等があったのかどうか、説明を求めるものであり

ます。

以上、第1回目の質問とし、町長の説明を求めるものであります。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、七ヶ浜町区長会条例の設置目的と区長の役割について、2問目、国民健康保険税の子供18歳未満の均等割の減免全額を、3問目、被害事業者の事業状況に照らした七ヶ浜町事業継続地域支援交付金をについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、12番歌川 渡議員の1問目の御質問、七ヶ浜町区長会の設置目的と区長の役割についてということでお答えをさせていただきます。

ちょっと前段、お話しをさせていただきますが、本町の地区については、明治9年に七ヶ浜に村役場が設置されたとき、初めて湊浜、松ヶ浜、菖蒲田浜、花淵浜、吉田浜、代ヶ崎浜、東宮浜を一括して七ヶ浜という名称で公簿に出てまいります。以来、本町は一度も市町村合併を経ずして古くから地区の結束力の強い自治組織を維持しつつも、時代の変遷とともに地区も分かれ、現在の14の地区に至っております。

一方、近年の本町を取り巻く状況を見ますと、地区においても人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化が進み、様々な課題を抱えております。この傾向は、特に3.11以降は一層顕著になったように思います。

先頃、震災直後から本町の町民の心の相談と精神面で見ていただいている東北大学大学院精神神経学分野の富田博秋教授に、コロナ禍の町民の状況を伺ったところ、本町民の特徴としては、都市部に比べ近所同士の顔が見える付き合いが残っており、そういった環境がコロナ禍の中でもメンタル面への影響が少ない原因だとおっしゃっておりました。

本町が心の復興に向かう今だからこそ、このよき七ヶ浜のコミュニティを再生することが何にも勝る復興であり、心通う健康のまちづくりにつながるものと確信しております。こうした背景の下に、区長さんにはこれまで以上にまちづくり御尽力を賜り御協力をいただくべく、令和元年9月に七ヶ浜町区長会条例を上程し、議員の皆様の御理解の下、満場一致で御承認いただき制定し、令和2年4月から施行したものでございます。

1点目の御質問、旧条例による区長と新しい条例による区長の役割については、違いはございません。従前の七ヶ浜町設置に関する条例の第1条では、この条例は町行政の円滑な運営を図るため、区長の設置について規定し、その委嘱、任務、その他必要な事項を定めることを目的とすると規定しております。新たに制定した七ヶ浜町区長会条例の第1条では、町行政に関

する情報の地域住民への周知並びに町行政に関する住民意見の調査及び調査結果に基づく町に対する助言等を行い、もって町行政と住民との協調を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、七ヶ浜町区長会を設置すると規定し、より具体的に役割を規定しております。

なお、地方自治法第138条の4第3項では、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又調査のための機関を置くことができる」と規定しております。区長さんの仕事は、まちづくりを進める上での行政と住民の皆さんとの調整役、パイプ役でございます。地区それぞれに組織としての成り立ちや実情などが異なり、震災後はさらに異なります。何と云っても地区の実情を一番把握されており、地区運営についても精通されているのは区長さんですので、これまで以上にまちづくりへの御意見や御助言等を賜ればと考えております。

次に、2点目の御質問、地域の代表者として住民の推薦を受けて選出された者のうちから町長が委嘱するの地域についてお答えをさせていただきます。

冒頭に申し上げました14地区のことですが、地区については古くからの習わしと云いますか、特に成文化されずとも認識されてきた経緯がございます。しかしながら、町外から転入された方々も多い現代においては、時代の流れとして地域の定義、範囲等について改めて規定する必要があると考えております。

次に、3点目の御質問、地方自治法第138条の4第3項の規定に照らした場合の配布の依頼についてお答えいたします。

この規定に照らした場合の配布の依頼につきましては、配布業務よりも区長さんは地区との調整役、実情に基づく御意見、御助言をいただくことが主な仕事と捉えております。しかしながら、時代とともに区長と地区、そして町行政との関係も変わりつつあることも事実であります。まちづくりを進める上での課題もしかりです。町としましても、これからの区長と地区、そして町行政との関係のふさわしい在り方とは何か、議員さんがおっしゃる配布も含め検証してまいりたいと考えております。

次に、4点目の御質問、県支出金の県広報配布事務費についてお答えいたします。

昨年の予算特別委員会にて総務課より御説明しましたが、区長さんには県広報の配布もお願いしていることから、2款総務費1項総務管理費の8目諸費の1節の報酬の一部に充てさせていただいております。

次に、5点目の御質問、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に明

記されている報酬の額に「世帯数に900円を乗じて」を加えた理由についてお答えをさせていただきます。

町から委嘱された区長さんの仕事は、住民の声を聞き、地区の課題を町に届け、町はその声をまちづくりに生かしております。町とのパイプ役としての区長さんの仕事は多岐にわたるとともに、課題等は時を選ばず発生し、仕事の量、質について一概にはかることはできません。このため、各区長さんが受け持つ世帯数、いわば対応しなければならない世帯数を量と捉え、世帯割額として世帯数に900円を乗じた額を上乗せするものであります。

次に、2問目の御指摘、国民健康保険税の子供の均等割の減免についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、国民健康保険税収入が年々減収傾向にあるが、主な内容についてお答えをさせていただきます。

国民健康保険税については、平成30年度に国民健康保険における財政責任主体が都道府県になる新制度開始に伴い、税率改正をした経緯があります。以後、各年度での税収の増減がありますが、要因については当然ながら被保険者世帯数、被保険者数、所得額及び法定軽減者などによるものであります。

次に、2点目の御質問、国民健康保険加入世帯での18歳未満の人数は何人かについてお答えさせていただきます。

令和3年2月末時点で353人です。

次に、3点目の御質問、国民健康保険加入世帯で低所得者減額7割、5割、2割の18歳未満の人数は何人かについてお答えをさせていただきます。

令和3年2月末時点で、7割が77人、5割が62人です。2割が66人です。

次に、4点目の御質問、18歳未満の均等割を減免した場合の年間費用額は幾らになりますかについてお答えいたします。

軽減措置を勘案せず単純に試算しますと、全額免除で1,168万4,000円となります。議員御承知のとおり、国において次期医療保険制度改革の概要として令和4年度より未就学児までを対象とした均等割軽減の実施が示されております。本町では、効果的な施策となるように、その制度設計を見定めながら近隣の情報収集に努めてまいりたいと思います。

次に、3問目の御質問、被害事業者の事業状況に照らした七ヶ浜町事業継続地域支援金についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、町長の答弁の本意と対応について説明をについてお答えをさせていただきます。

ます。

この事業継続地域支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業自粛等により、特に大きな影響を受けている中小法人や個人事業主の事業継続を支えるためのものでございます。国の制度では、前年度の事業収入と比較し50%以上の減少があった場合に支給することとなっておりますが、町としては、20%以上の減少があれば支援金を支給することにいたしました。つまり、国の制度の事業収入の減少割合を緩和したものが当町の事業継続地域支援金であります。

また、本支援金はあくまで新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う営業自粛等による影響を受けて事業収入が減少した場合の支援金ですので、原則としては前年度の事業収入と比較し、その影響の程度を判断する必要がございます。しかし、罹災した場合等で前年度の事業収入が減少していた場合や月当たりの事業収入の変動が大きい場合など、単純に比較することができない事業者もいることが想定されましたので、全員協議会の際に、考えているということでお答えをさせていただきました。

その後、国の制度を詳細に検証したところ、罹災した場合等で前年度の事業収入と比較することが不適当な場合には、さらに前年度の事業収入との比較や、また月当たりの事業収入の変動が大きい場合には3か月の平均で比較することなど特例が設けてありましたので、これに倣うものとししました。

そこで、先ほど申し上げましたとおり、当町の支援金はあくまで国の要件の50%以上という部分を20%と緩和したものとなっております。御質問にございます対応については、このように対応しております。

次に、2点目の御質問、仙台港の重油流出事故の影響で前年度同月比では対象にならないが、平年比で対象となる事業者を把握しているのかについてお答えをさせていただきます。

町内の事業者等へは、直接訪問したり、または商工会等から事業収入が減っているとお話を伺うなど、実情の把握に努めた経緯があります。各事業者等の収入については申請されて初めて分かりますので、受付担当課としては、事前に把握することはできません。

次に、3点目の御質問、②の事業者からの問合せ、申請等はあったのかについてお答えをさせていただきます。

実際に問合せや申請をいただいております。

以上3問、質問の回答にさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再質問させていただきます。

まず、第1点目です。旧区長との違いについて違いはないということであります。そして、る町長が地方自治法の138条の4の第3号を読み上げました。そこで再質問させていただきます。町の新たな区長会条例の中に、町長も説明しました2つの周知目的があるんです。1つは町行政に関する情報の地域住民への周知、そして2つ目は町行政に関する住民意識の調査及び調査結果に基づく町に対する助言等を行うというのが主な設置目的です。そこで、この前段の町行政に関する情報の地域住民への周知が、先ほど町長が朗読した地方自治法第138条の4の第3項に当てはまるのかどうか、改めて説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 当てはまるものと認識してございます。ただ、基本的に自治法で言っているのは助言というか附属機関でございます。そちらが主でございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1つは、これはインターネットで朝日新聞デジタルというのを検索してみたら、こういう文章が出てきました。総務省は今回の改正で、これまでの区長業務は公務員になじまないとの見解を示している。特別職公務員は専門的知識に基づく助言役などに限ると法を改めたからだ。こういうふうに言っています。

そして、昨年9月の会議で、この条例のとき、質疑の中で、当局の説明では、改めて文言を読みます。今後、区長会を地方自治法の規定による附属機関とするために条例を制定するものです。そして、詳細については区長をじゃあ何人にするのかと言ったら、35人以内として組織すると、詳しいことは後日ということでありました。

そこで、改めて質問させていただきます。繰り返し読ませていただきます。138条の4の3項、執行機関の附属機関として、先ほど言いました、審査会、審議会、調査会、その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。何で、要するにこれは町がいろいろな諮問事項、問題が起きた事柄を区長会という組織に諮問して、そして答申をもらうというのがこの流れなんです。そのために置くということです。なので、先ほどに言った配布の規定というのは、これについては、条例の前段であります、町が区長を集めて町の事業を紹介しているいろいろなお手伝いをしてもらう、これはこの138条の規定から逸脱するんじゃないですか。総務課長が答えたので、総務課長、答弁してください。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） まず、基本的な助言ということでございますが、先ほど町長が答弁

したように地域の実情と地域の運営をされているのは区長さんでございます。ですから、地域の課題、住民の御意見、何が今起こっているのかというのは一番詳しいわけでございますので、町といたしましては、まちづくりをする上で車の両輪のようなもの、地域の自治組織、それから役場の行政ということでございますので、そういったところで御意見、それから助言を区長会を通じて、それから役場によくお越しになります。そのときに、いろいろな課題もお持ちになります。それから、御助言というか御意見とかもいただきます。そういったところから専門的な助言ということでございます。

それから、先ほど附属機関でございます。附属機関につきましては、町長、町が執行機関に対しまして執行するに当たりまして、すべき行為を行うときに必要になる事項を進言するというのが一般的に助言というものだと思います。そういったところでは、区長さんがいろいろ課題とかまちづくりで、あとすみません、それから必ずしも諮問答申の形とは限らないと思います。ですので、いろいろなこと、例えば、前に一昨年事例がございます。台風19号がありました。そのときに、防災無線でやったりもしたんですけれども、後から区長さんから実態はこうでしたよということがありまして、もっと早くに放送してもらって、早くに明るいうちに避難所を設置できるようにしたほうがいいのではないかというような、まさにそういったところは助言として捉えているところでございますので、いろいろなキャッチボールをしながらまちづくりに生かしているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 課長、あなたの言い分は間違っています。課長、お互いに意思疎通を求めないんです。今言った地震とかいろいろな問題だって、調査のための機関を置くから、調査してもらって、例えば、執行部がやると、この前の2月13日の地震だったら、区長と今回、地震の結果と地域の実情をまとめたいと、それに伴ってちょっと来いやと。A区長は、汐見台のAさんがA区長とあなたは松ヶ浜の地域を調査してください。Bさんの遠山の方は代ヶ崎の地域を調査してください。そして、3月1日に、それぞれの調査をまとめたものを持ってきてもらって報告し合しましょう。これが附属機関のやり方なんです。お互いにみんな特に集まってきてください、あなたたちは何ですか、こういうものじゃないんです。ちゃんと文章を読んでください。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 今、おっしゃったのは分かります。ただ、実際にそうでございます。ただ、区長さんに、はいはい、皆さん来てとかということでは、やはり自治組織の代表でござ

いますのでそうはいきませんで、例えば、震災直後、こういったことがございました。区長さん方、当然、調べていただくとか実情を知っていますので、区長さん方が都度来られて、例えば、今、松ヶ浜ではこんなことが起きているよとかそういったことをおっしゃっていただきます。それは町側からも、その状況を望んで調べているから知っている範囲を教えてくださいということでやった例がありますので、ケース・バイ・ケースで、必ず毎回そういうふうになるということではないと思います。おっしゃるとおりではございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私、二十数年やっているけれども、ちょっぴり間違えたりすることが、数の間違えとかそういうのはあるけれども、基本的には正しいことしか言ってなくて、その正しいことに対して、当局は法令とか条例に準じないでやっているから、私が毎回言っているんでしょう。

じゃあ、一步譲ります。そこで、今度逆に、地方自治法の仕事の中で、現在、頑張っている区長さん、今、言っております区長の仕事に、じゃあ広報紙の配布依頼がさっきの話の中で入るのかどうかということですが、今度逆に。どうぞ。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） これにつきましては、さっき広報だという話をちょっといたしました。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、時代の趨勢といいたいまいしょうか、そういった移り変わりがあると思います。

ちなみに、自治組織については、昨日、町史を見ましたら、250年前から七ヶ浜の7村が存在するという事は町史にうたってございました。連綿と続いてきた自治組織でございます。そういったところからすると、やはり今後、例えば、7つの浜が江戸時代から明治からずっと続いてきたものでございます。最近の都市化、ここ何十年の都市化になって、汐見台が。汐見台は、亦楽地区だったのが最初に住民の方々が増えてきて、町内会組織が先にできて、後から行政のほうの区長という制度をある意味後追いたような形でございますが、こういったところで、今、なおさら震災後、顔の見えるまちづくりとかコミュニティーが大切というときに、果たして区長さんと区というか地域といいたいまいしょうか、それから町行政と区というのは、改めて検証する必要があるのではないかと考えてございます。

ということで、先ほど配布の話もちょっと御指摘いただきましたが、そういったことも含めて、検証をまずさせていただきたいと考えてございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） こういうのは、町長が言いました自治組織、区の組織でもいいです。私、ちょっと文書を持ってきていませんけれども、戦後、一時、この自治会組織というのは法の下で廃止されたんです、戦後。しかし、3年ぐらいたってから、結局、ちょっと地域のさっき言ったコミュニケーション、今の言葉で言えば、そういうことの必要性を感じて、結局は再開したということですけども、法律の下で一度廃止されたんです。七ヶ浜の200年とか300年とか1000年の歴史は関係ないんだ。そういうことだけ理解してください。

じゃあ、見直しをするということです。じゃあ、2点目の広報紙の問題、問題だということ認識しているので、これについては、1点目、2点目は終わります。

すみません、2点目の地域、ちょっと具体的に出なかったので、地域について改めてちょっと、地域というのは行政区を指しているのか、地区を指しているのか、自治組織を指しているのか、あとは文言には町内会長等という組織もあるんです、地域を見るとき。あとは今回新しく出た町長のコミュニケーション単位という言葉も出て、5つの言葉が地域で出ているんです。これに対する当局の地域のいろいろな補助事業をするときとか、今言ったように意見の聴取を集めるときにはどういう統一したものをなぜつukらないのか、その点。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 先ほど御説明した250年前から町が7つの浜が続いているということでしたので、暗黙で区域というかコミュニティーはそれぞれ浜にあったと思うんですけども、ということで続いていて、みんなが区域はここまでだよとかそういったのは認識されていたと思うんです。ある意味、成文化されていなかったということだと思うんです。ただ、それがだんだん分かれていった、汐見台もなった、遠山、境山もなったということで、しかも今の時代はいろいろな方々が転入されてきて全く違うところから来られる方もいたら、なおさら分かりづらい状況には今なってきたのではないかとことを思っていて、そういったことからすると、地域とはどういう、コミュニティーが単位なんですけれども、どこまでが浜なのかとか地域とは何かとか、そういった定義づけも併せて考えたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 考えたいという、だから検討していた。要するに、基本的に一番いいのは地区です。今、遠山地区、境山地区、汐見台地区、東宮、ただ東宮は要害とかということになっているけれども、ちゃんと分かるじゃないですか。それに合わせて行政区とかかぶらせる、何で自治会組織が行政区になると、おかしいんじゃない。自治組織が行政というのは何で加味しなきゃいけないの。ということで、ぜひそういうところも見直しして、遅くないうちにや

ってちょうだい。

4点目は、お金です。私、このことについては過去に3回ぐらいかな、質問したことがあります。県政だよりというのは配布に対して補助するものだと、区長の報酬に入れたらだめだよと、おかしいんじゃないということを過去に質問したことがあります。そして、実態としては、高橋課長のいる地区は、区長が全区民に、行政区に区長が配布しているんですか。どうですか。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 大体、地区によっては違ってくると思うんですけども、私の地区においては、隣の首長さんのほうに配布してというふうにございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私が住んでいる汐見台三丁目も、町内の自治組織で、町内会で組織された地域の小さな班の班長が配布しているんです。だから、前も言いました。このお金については、区長の報酬ではなくて配布している班長さんにやるか、あとは区長が過大な業務をしているのであれば、多賀城のように、あと多くの自治体が今回の改正で見直ししているように、私人としてシルバーとかそういうポストイング業者とか、あとはアルバイトでお金欲しいなという町民に声をかけてやってもらうとか、そういうふうにするべきじゃないですか。それが私の1点目の区長業務と配布業務を分ける、簡単なことです。ぜひ、そういうふうにも、あと繰り返します。配布については、もし末端の業者と区長の仕事と分離できなければ、きちんと班長さんに配布するように区長に指導する。これも前に言いました。やる気がなかったです、そのとき。そういうことに資する考えはないか。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） 今、議員さんおっしゃったことも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 5番目に移ります。

要するに、先ほども1点目の見直しをやれば、これは一方通行の区長と行政との関係は、138条というのはお互いの意思疎通を求めるものじゃないです。行政が課題のあったことを区長会という組織に調査依頼と諮問して、その答えをもらう。一方的なんです。一方的な課題を与えて、それらの結果を聞く。その区長が何で世帯数の頭数に即して900円も取らなきゃいけないのか、理由が分からないです。だから、もし25万2,000円やりたいんだったら、高いと思うんだけど、それはじゃあ一歩譲ります。900円はやっぱりやめるべきだと思います。検

討してください。

○議長（岡崎正憲君） 総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） こういったことも含めて全て検討材料にはなると思うんですが、ただ区長さんの役割というか、事情に照らしてということもあるかもしれませんけれども、日々の地域の課題の吸い上げを届けるということがあるものですので、こういった形にさせていただいています。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） まず、いろいろなことを言うとまた言わなきゃいけないでしょう。地区の課題なんていうのは、だから課題というの地区が提起するんでしょう。必要なときに招集するんでしょう。日常的な課題なんてないの。行政が必要とした課題を調査してもらうんだから、毎日の仕事じゃないの。よろしく。

次に移ります。

2点目、国民健康保険税、1点目、3点目、もう数字なので分かりました。

4点目の費用について、いつものパターン。数字が出ました。353人、18歳。そして、低額205人、ここは私は数字が違っていました。これは先ほど町長が4番目に18歳未満の子供が幾らいるのかなということで、私の試算で、これは令和元年度の数字ですので、2か年の動きがありますので、この点を差し引けば、そのときは336人ぐらいいるのかな、だから115人くらいちょっと違っています。そして、それぞれ未就学と就学から18歳までしました。それを1人頭2万4,200円で試算すると、約800万円の費用がかかります。

そして、これと低額減免された人が若干ちょっと私のデータの計算的なやり方と実像と違っていましたが、これについても一般的に先ほどの336人の子供、そしてそれに低額というのが国保加入者の占める18歳未満の数と、それに比例した低額者の数字から持っていった子供の数の比例を数値したかです。これだと約700万円。このぐらいのお金で18歳まで減免、年間できるんです。隣の松島では大体、人数がうちの3分の1です。それで約三百二、三十万円でしたか、それぐらいの費用がかかるということでもあります。七ヶ浜では、大体700万円ぐらいかかるかな、結構かかるかなと、私から見ればかからないんです、そちらから見るとかかるということなんです。

そして、じゃあ何でそのお金はどこから来るかなと思うと、国民健康保険の財政調整基金年度別管理状況、新たな令和3年度で1億9,000万円、基金でためているんです。この基金というのは、国民健康保険の加入者から取っているんです。この分を定期的に計画すれば、最低で

も10年間は取りあえずは減免できると思うんです。そのうちに、国の減免制度もかぶさってきますので、町長、これは総務課長じゃなくて町長、できないですか。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、今の御質問につきましてお答えしたいと思います。

冒頭、昨年度の話もありましたが、議員さんおっしゃるとおり、財調の基金の残額を見れば、動員しても可能ではないかと見られるのはごもっともかとは思われます。当然、質問にも出ていました隣の松島あたりも財調を切り崩しての運用と伺っております。

ここでちょっと若干七ヶ浜と違う点というか、七ヶ浜の実情を申し上げますと、予算委員会でも申し上げたとおり、国民健康保険の財政基盤、決して盤石、安心・安全という形ではないです。基金もこのペースで推移していけば、おっしゃるとおり10年そこらの運用も可能かと思いますが、コロナの収収の不透明さや、あと特別調整交付金、このあたりの動きが不透明なところがございまして、国の今ちょうど来年4年度からの軽減が始まるということも鑑みまして、より効率的な制度運用、このあたりを見極めていきたいというのが今のところであります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 基金というのは、震災前よりかなり増えているんです。約5,000万円ぐらい増えているかな。要するに、私は冒頭に聞きました。何で収収が減っているのか。要するに、全般ですよ。それは、1つはやっぱり七ヶ浜の第1産業になかなか町としても力が入らない、結局、国民健康保険の加入者というのはもう高齢者の方です。第1産業及び高齢者ですから。そうすると、なかなか国保加入者がおのずと増えない。結局は、その分が高齢者の受診に伴って医療費の高騰になる。その分、この積み立てたお金、人様が積み立てたお金で現人が利用しているということになるわけです。だから、そういう点では政策的な問題もあるかと思えます。そういう点では、こういうものも総合的なやはりまちづくりの下で、国民健康保険加入者に必要以上の負担がないような応分の負担での生活を図るような施策をやるべきではないかなと思います。

最後になりました。要するに、町長の答弁は国に準じてやるんだという話でありました。もう時間がないのでまとめて質問させていただきます。要するに、この事業というのは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業であります。この事業というのは、要するに基本的には自由に使っていていい。ただ、駄目なもの1点あるんです。ここにありますが、一番最後に。臨時交付金の留意点に書かれています。ここで読み上げると時間がなくなっちゃうので、

これは理解していると思います。要するに、持続化給付金についても、別に国の基準に準じなくたって、その町に応じた経済的状況を鑑みて対応できるのが臨時交付金の交付目的ではないでしょうか。ましてや、ノリ事業者という今回の対象者というのは、別な業種と違って、やはり日常の生活を営んで一定の収入が今回減った人ということですから、ノリ生産者というのは、人災によって減収したというところでの分母がもう最初から小さい。やっぱりそこに対して掛けるということ自体が、対象にするということは、やはり不条理としか言えないんじゃないでしょうか。そういう点では、やはり見直し等をして対処することが必要じゃないかなと思います。町長、私をにらむような目で見ていますけれども。

○議長（岡崎正憲君） 最後のお答え、町長のほうからお願いします。

○町長（寺澤 薫君） 全協のところを考えているということなんですが、あのとき、仁田議員さんがお話しをして、私も制度設計の段階だったということもありますけれども、6月議会の20日くらいは前だったと思うんですけども、そのときに聞いていて、あのとき、議員さんは平常時ということ盛んにおっしゃいました。

それで、そのときに私も漁業補償金が仙台港の重油流出事故で、それが所得となるのか、ならないのか、正直、説明されている中でちょっと考えた部分がありました。そうしたら、そういった補償金も収入として入るということで、それが入らなかった場合だと、逆に減収にはならないので該当しないという意味合いもあって、それであくまでも平常時といったのは、そういった形で平常時のものを考えていると言わせていただきました。

ですから、逆に漁業補償金をもらったことによって、その人たちは減収の対応になったということ。ほとんどの人がなったということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 質疑は認めませんので、終わらせていただきます。歌川議員、終わらせていただきます。

○12番（歌川 渡君） 以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（岡崎正憲君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

3月15日月曜日午前10時より再開いたします。

御苦労さまでございました。

午後 4 時 3 6 分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年3月12日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和 3 年 3 月 15 日（月曜日）

七ヶ浜町議会定例会 3 月会議会議録

（第 4 日目）

令和3年七ヶ浜町議会定例会3月会議会議録第4号

令和3年3月15日（月曜日）

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
10番	渡邊淳君	11番	佐藤梶信君
12番	歌川渡君	13番	遠藤久和君
14番	岡崎正憲君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
復興推進課長	小野賢一君
財政課長	安達正彦君
税務課長	小野勝洋君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小玉寿君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君

健康福祉課長	渡辺文昭君
長寿社会課長	遠藤裕一君
防災対策室長	石井直紀君
会計管理者	斎藤重俊君
教育長	武田光彦君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	鈴木雅浩君

事務局職員出席者

議会事務局長	庄子克也君
同書記	米本哲也君

議事日程 第4号

令和3年3月15日（月曜日） 午前10時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案第36号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第11号）

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案第36号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第11号）

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。これより令和3年七ヶ浜町議会定例会3月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番小林倫明議員、3番仁田秀和議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、これより12日に続き一般質問を行います。

初めに、10番渡邊 淳議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

[10番 渡邊 淳君 登壇]

○10番（渡邊 淳君） 10番渡邊 淳です。

今日は2点質問します。

1つは、長須賀周辺事業の誘致ということで、多目的広場まで含めて考えていただければ結構でございます。

それからもう1点は、国土強靱化と前回も質問したようなところの内容でございます。

1点目の長須賀周辺事業誘致については、これについては誘致合戦というんですか、要は企業がなかなか定着しないところで、ほかの市町村の例を挙げて申し訳ございませんが、いろいろ民間事業の力を発揮するというような条件、それから10年以上もの土地代の無料化とか、あといろいろ前回も紹介しましたがけれども、再生可能エネルギーを使うということのを売りにした自治体が企業イメージを上げるため、ポテンシャルを上げるためにそういったエネルギーを使うと。最近では5Gのテストエリアということで、いろんな自治体いろんな工夫をやっていてのは間違えない。うちも税金ぐらいい取りましようという、そのところだけとしか私も言えないんですけれども。

そういった誘致合戦の中で、やはりうちの町にふさわしいというか、やはり小規模であって

もいいのかなど。決して華やかなところを求めるわけではなく、そういったときに何がクリアしなくちゃいけないものなのかといったときに、やはり融資関係だと思います。やはりそういった会社というか、方、企業を起こす方というのは、なかなかそういう資本に関しての下支えがない。ですから、その辺は融資担当の設定というものを町の無形の中で何か工夫としてあっていいのかなど。そうすれば、希望と挑戦というものが、町民を沸かすようなものができ上がるんじゃないか。

1つのアイデアとして、長須賀のあるエリアを一つインキュベーションエリアというふうな格好で設定できないものかと。要はほかのところは、余っている箱物とか、余っているという失礼ですけども、箱をつくって、その中で企業を育てて、それから出ていくという方も、そういうやり方もあるし、IT系だと結構そういった場面。会津なんかでもスーパーシティ・スマートシティの中でそういったものを大規模にやっているところがあります。ただ、あそこまでは当町としてはちょっと悲しいかな大変かなと思いますので、せめて土のエリアだけでもそういったものをエリアとして設定して、商工会にも入らないで起業意欲がある方、そういったものを、当面最初に起業意欲があって商売やりたいというのは、最初から商工会に入っているわけでも何でもないで、要は裾野を広げる意味で敷居を下げた格好で平地の整備をしたり、その中でインキュベーションエリアとさっきの融資の話を持っていける、そういう制度をつくる。当然、地方銀行なんかは今、泣いていますので、そういったものは当然やれるのかなど。それにはやはり、事業担保というのは必要なので、そういったところに役場のでこ入れがあってしかるべきかと。

ずっとそういったものを貸しているわけじゃなくて、一定期間の事業評価をして期間を設定して評価をしてめどが立ったら、そのエリアから出て行っていただいて、3年後か5年後か分かりませんが、その設定の仕方でございますので、そういったものを企業として小ロットで増やしていくというような考え方をしてみてもどうかと。そうしないと、ちょっと手をこまねいていてもなかなか難しいのかなと思ひまして、戦略的に前向きに考えるなら、そういった一つの考え方があっていいのかなど思ひて提案をさせていただき次第でございます。それが1点目でございます。

それからあと、国土強靱化についてなんですけれども、これはうちの町が2019年の10月ですか、ハザードマップをつくっていない町ということで、新聞記事にも載せられておりました。

その点で2点伺うものでございますが、内水ハザードマップの策定状況。内水に関しては、国のほうでも法的なものをいろいろ改正して、随分神経使ってやっています。ただ、多くは都

市部なんですね。ですから、我が町のようなところでこういう内水のあるところというのは、なかなか珍しく、そういった中でこの事業を入れていくと。ハザードマップというのは、事業をスタートする本当にきっかけみたいなもので、そういう策定状況というんですか。そういったものを伺います。

それから、2個目は、内水というのはなかなか難しいんですが、集落単位、流域治水というものが最近、梅雨に際して着目されて、熊本なんかの話。要は今までダムを毛嫌いしていたことも、全体の流域の中でダム本体も造るけれども、そんなに大きいダムじゃないような形にしていくというような格好で、流域の治水というものを考えたり、都市部に関してはそういう考え方が随分多くなってきております。今度はそれを町民に発信しなければならないという義務ですか、そういったものがある。

そのときに、うちは河川がないのは当然なんですが、河川監視をしているわけでもなく、そういったときに、どういう集落単位でどのような水害が発生するか分析されて、住民に周知されるようになっているのか。これは、気象庁のそういうデータとか警報だけでなっているんだということであれば、それはそれでいいんですが、今はそういう場面でもなくなっているもので、いろんなセンサーを使うということもありますので、その辺もそのような住民に周知の方法というのがどういうふうになっているのか。

その2点を伺うものです。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、令和3年度以降の長須賀周辺の事業誘致について、2問目、国土強靱化地域計画の事業内容について、回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、10番渡邊 淳議員の1問目、令和3年度菖蒲田・長須賀周辺の事業誘致についての御質問、周辺土地利用の今後の進め方をどのようにしていくのかについてお答えさせていただきます。

初めに、長須賀多目的広場の整備に当たっては、計画区域内に土地を所有しておられた多くの権利者から御理解と御協力を賜り、当初の計画エリアを整備することができました。新たなにぎわいや交流を期待するところでもございます。

さて、御質問の長須賀周辺の土地利用ですが、周辺には旧町営住宅の跡地である汐見台南、蕪ヶ森、長砂の一部を含みますけれども、さらに東峠下、長砂、牛ノ鼻木の4つの移転元地が

まだ未利用のエリアとなっております。これらにつきましては、平成27年1月策定の七ヶ浜町復興まちづくり土地利用に関する基本方針で、市街化区域である汐見台南及び東峠下の周辺は業務系商業用地とし、市街化調整区域である長砂及び牛ノ鼻木周辺については、専用住宅などは建てられない業務系の用地として位置づけしております。現在、土地利用の基本方針アクションプランに基づいて、先行して募集を行っている土地区画整理をした区画整理業務系と移転元地業務系に係る賃貸借の希望があれば随時相談を受け付けているところであり、民間を主体とした土地貸付を想定しております。借地料については、復興まちづくりを加速化させる観点から、当面の間、令和7年度を目標に固定資産税相当額を貸付料として設定しているものであります。

また、当該エリアは菖蒲田海水浴場の背後に位置した場所であることから、海水浴シーズンには臨時駐車場としての利活用などを考慮して、現時点においては積極的な募集は行っておりません。

長須賀多目的広場の完成をもって、広場周辺の人や交通量などを検証し、花渚浜などの観光スポットとの連携を高め景観にも配慮をしながら、民間の活力を主体としたにぎわいのある空間づくりに向け、効果的な活用を今後検討していきたいと考えております。

次に、2問目の御質問、国土強靱化地域計画の事業内容についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問、内水ハザードマップ策定の状況についてお答えをさせていただきます。

内水ハザードマップについては、国土交通省が全国の自治体に対して作成を呼びかけております。特に平成22年度以降において床上浸水被害戸数が延べ50戸以上発生するなど、国土交通省が定める基準に該当する自治体については、早期に作成・公表する必要があるとされております。

宮城県の担当課に確認したところ、早期作成が必要とされているのは、県内で16自治体となっており、そのうち本年2月末現在で10自治体が作成済みとのことでした。本町については、現時点で内水ハザードマップの早期作成が必要な自治体とはされてはおりませんが、住民の安心安全を守る観点から、七ヶ浜町ハザードマップへ掲載する方向で今検討しているところであります。

次に、2点目の御質問、集落単位の水害発生の分析と住民への周知についてお答えをさせていただきます。

現時点では、集落単位の分析はしておりませんが、1点目で回答した内水ハザードマップ作成には浸水シミュレーション等が必要と考えられますので、地域ごとの分析を行った上でその結果を基に住民の皆様にご周知したいと考えております。

以上を質問の回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） まず、民間主体として募集していますということ、私の言いたかったのは、インキュベーションエリアでそういう手法を取れないかということなんですが、そこところは先ほども説明したように、事業主体方、裾野を下げる、広げる。そういった意味では、そういうエリアというのが大事かなと思っているんですが、その辺の考え方はおっしゃっていただいていないようなので、ちょっとインキュベーションとしてはどうなんだろうかと。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） できればエリアみたいなところは、民間の力でお願いをしたいというのが本音なんです。行政がいろいろと手をかけて箱というか、区割りをしたり、あれをしたりするとどうしても制約がある。そして、呼び込むためのいろんな仕掛け、インフラの整備も含めてあるんですけれども、どうも役所のくくりでやっちゃうとその辺のエリアというのがどうなんだろうかというふうな部分が私にもあるんです。できれば民間というふうなことで。

というのは、広域的な視点で今私なりに見ているんですけれども、閑上サイクリングセンターとかいろんな温泉も出ました。さらにはこの前の新聞にも載っていましたが、かわまちてらすを含めてずっとこの沿岸沿い、今度は通年で摘み取り体験の観光農園フルーツパーク荒浜、これJR東日本さん関わってやってくれていると。あとは、アクアイグニス仙台なんて、地中熱で温泉なんかというのが先日新聞にも出ていました。実は、あの辺のエリア、このゾーンの海岸沿いのエリアを私なりにずっと広域的に視点で見て、これからこういったものが民間の力でどンドンどンドンこのエリアが変わっていくなという思いがありまして、私的には復旧・復興は早く、あとは申し訳ないですけども、後出しジャンケンでうちのエリアのスポット的なもので何がいいのかをじっくり見てもいいんじゃないかというふうな、正直思いもあるものですから、できれば我々のほうの行政として呼び込むというよりも民間のそういう今後のトレンドとか、そういったものでうちの町の位置づけをしっかりと見ていきたいという考えでいるところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 町長、ちょっとさっきの華々しさというのはさっきも言いましたように、

うちはあまりちょっとふさわしくないのかなと。

確かに温泉もいいし、それから仙台市で1者撤退しましたよね。スポーツパークみたいなもので撤退したのは、私の先輩でございますが、やはりああいうものですとやっぱり事業の失敗というのは必ずあるなというふうに思ってよそからは見ていました。

ですから、今私が言っているのは、いろんな方の小さい方の事業創出をしたい方のインキュベーションですから。そこでちょっとやって見てという話です、やりたい人。それを見て、それがよかろう、よさそう、そういったものをちょっともう少し広げてやれるという事業主体がそういう意欲を持ったものが次のステージにというふうな向かい方をするということです。

ですから、最初からJRとか深松の何とかとか、そういうものを言っているんじゃないくて、やはり地元でもやりたい人がまだまだ少しいるんですよね。ですから、私のところにも来ていますし、私のところも貸してという話もあります。ですから、そういう声があるんだったら、多少のお金の裏付けを少し、町が貸すということじゃないですよ。あくまでも銀行の融資を受けるんですが、そういったものを受けられやすいようにし、箱は用意する必要はないので、地べたぐらいでちょっとやって見たらと。そういったインキュベーションが、そういう設定をしてやったらどうですかということ。

ですから、どこがどうしてもこの四角い枠の中に入れて、ここに来いよという話とか、ここでやって見てということではなくて、あくまでも民間の創意工夫で事業が継承できるという判断があれば、それはそれでいいなと。そういう人がいっぱいいるような気がするんですね。

ですから、そういったものを育てる意味で、そういうエリアというものはどうなんでしょうと。そこに来れば安価にハンディーにやれますよと。もし3年後にできなかつたら、それは撤退していただく。3年後にやれそうだったらそのまま別のところでやっていただくとか、そういったものを考えてみたらどうなのかということなので、何もJR誘致をしてくださいという話ではございませんので、その辺の町長の考え方をもう一度。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） できればトータルコーディネートできるような方にエリアのゾーンのデザインとかしてもらえればありがたいなという思いは正直あるんです。そして、それぞれ個人でやっぱりその資金力の弱い方とか何とかというのは、いろいろと発想とかいろいろやるんですけども、マネジメントが今一つ、私が一部聞いたりしている部分では弱いというか、どうも思いは分かるんだけども、きちんとしたマネジメント能力が成り立っていないなというふうなことで、どうも不安が残るということでできればこのスポット的な部分をそういうイメー

ジのいいもので。

私が言うのもなんですが、行政がいろいろやってこの震災も含めて、私も反省しているんですけども、デザイン力がない町に、役場に。そして、箱でも何でももう少しあか抜けするとか、センスのいいものと思うんだけど、そこが足りないんです。だから、コンサルさんにも申し訳ないけれども、デザイン力というのをやっぱり町をイメージデザインするためのコンセプトというのをしっかりと持ってやらないとだめだという思いもありまして、これは今後そういったうちの町に似合ったセンスのいいデザイン力という、これからのキーワードは私的にはデザイン力というのは本当に必要なんじゃないかなと思っているんです。こんなことを言ったら花渚にもいろいろできました。民間のを期待してやりましたけれども、やっぱりトータルコーディネートというか、一貫したデザインが足りないというふうな部分では少し反省はしてますけれども、ほかの町の再生したところとか見たら、隣の芝生がきれいに見えるかどうか分かりませんが、ちょっと私も今後そういったことをトータルコーディネートというのにも必要なんじゃないかなというように考えているところでございます。

そして、小さなやりたいという業者さんが数多いわけではなくて、もうちょっと計画のコンセプトとかいろんなことをマネジメントをしっかりと把握できる業者さんが来てくれるといいなと思っているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） ちょっと町の批判というのは私はあえてしませんけれども、あれだけ大学の先生を入れてやってコンセプトがちょっと弱いというのは、ちょっと初めて聞きましたけれども。

今、コーディネーションも含めて、あとマネジメントも弱いというのは、役場の方の能力もありますが、ですからそこはさっき言ったように銀行というものは大いに使うべきだと思っています。その辺も含めてこういう組立てができれば、本当はDMとかそういう商店をトータルコーディネーションするような組織があれば本来ならばいいんでしょうけれども、なかなかうちというのは生まれませんね。ですから、そういった民間側のほうの金を牛耳っている方のほうを使うという一つの手はあっていいのかなと。

あまりここだけについてもどのような能力でという話になると、なかなか前に進みませんので、次の質問に変えさせていただきます。

次、国土強靱化なんですけど、先ほどうちにつくらない町として載っているけれども、掲載はするということですが、ここで私が言いたいのは、ハザードマップの策定の状況は当

然まだやっていないのは分かるんですが、これをどういうふうに流域治水の考え方で掲載する方向は分かるんですが、例えば仙台市なんかは「雨庭」、雨の庭って書いてその中に公園を造っているという。

要は雨水を涵養する、要はためるエリアを自然生態系も含めてそういった公園みたいな形で造って流出係数を抑えるということを考えていて、それがハザードマップのほうに反映するというまちづくりをしている。ですから、ハザードマップをつくればいいということではなくて、雨の抑止をどういうふうにするか。このところをちゃんと考えてやらなければいけないんじゃないかということで、本来ならば内水ハザードも含めてさっきおっしゃいましたようにシミュレーションをやって当然計算してやんなくちゃいけないことは確かなんです。ですから、強靱化策の中にハザードだけ入れても事業実施にはなかなかこのままでいくと追いつかない。

何を言いたいかというと、強靱化策の一つの目的は、要は事業をどうやって国の事業を引き起こしていくかと、呼び込んでいくかということだと思っんです。それにはやはりハザードは当然必要なんです、その解析も当然必要。それ以外、そういったものに関してはシミュレーションまでかけてやるというのは、非常に時間のかかること。ですから、マップをつくればいいという話ではないので、この辺の考え方をちょっと伺いたいと思います。

要は、何か掲載してこの辺危ないんだよみたいな話だけでは、本来の強靱化策の中には入らないという、そこを町長としてはどう考えるんですか。今言ったように具体的にしていかななくちゃいけないんですが、その方策はどうなんですかということなんです。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） まさに議員さんおっしゃるとおりでございます。

最終的には治水計画というか、治水の条件に持つていくため、まずは浸水の状況を把握しないとその計画も立てられませんので、まずはマップをつくるためだけではなくて、これからの雨水の管理の全般について必要なシミュレーションをまずやっていきたいと考えております。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） シミュレーションといってもちょっと大変かなと。これは流域単位で分けてシミュレーションする方法もあるし、どれを最初に優先的にやっていくかというのは、まさに行政の判断が必要だと思う。ですから、この辺は雨に対してはそういうふうな考え方を持つのは当然当たり前の話ですし、今、下水道のほうからの返事でしたので、下水道法も変わりましたので、そういった事業を取り込めるというようなほうもなっております。ですから、多分所長はそれも踏まえて答えるんだったんだろうなと思いますので、これからも期待はする

んですが、下水道の雨のコントロールだけではなくて、もうちょっと積極的なコントロールの中に立地適正化計画と。先ほど「雨庭」の話、公園の話もしましたけれども、どういう状態のものをこのエリアでは建てていいんだと、悪いんだとは言わないです、いいんだと。そのときには、こういう条件のもとにつくるんだというような前向きな住宅建設もあっていいのかなと。それは当然震災で直っている部分では多分該当しないのかなと思っていますので、震災外のところでは内水の危険があるところに関しては、そういったものがあっていいのかなと。もうちょっと前向きなコントロールがあっていいのかなと思っていますので、その辺の土地利用も含めて、これは国土利用計画も含めて全ての計画についてこれは合致しないといけない計画になりますので、その辺総合的に考えをどのように持っているのか伺うものでございます。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） 私からお答えできるのは、まず今の雨水の処理の部分なんですが、当然ながら今議員おっしゃられたとおりの例えば建物を建てる際の云々という形については、我々水道事業所だけじゃなくて、全庁的な横の連携を取りながらこういった方向がいいのかというのは、当然我々単独でやるのではなくて、合わせて検討していくことになると思います。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） ちょっと計画的なやり方というのは、私は話をできればなと思っていますのですが、今各課で協力してというよりは、各課で協力して対応するんじゃないかと、各課で協力して計画をつくると。そういった視点で考えてみたらどうかと思います。

次の質問に行かせていただきます。

先ほど集落単位で考えていますかという話、そして住民に周知させるようになっているかというところがまず返事をいただいていないと思います。ですから、先ほどペーパーで掲載のものが住民に周知したんだということではなくて、先ほど気象台の話もしましたけれども、どう雨が降ったらここは危ないのということで、地元へ広報なり何なりで知らしめるんだという、多分そういうふうな話だと思います。

ですが、その中で今、水位センサーとかそれから連続カメラデータとかいろんなものを駆使して内水の監視に当たっているところはどこの町もありますし、また機械的にもそういったものが大分安く手に入る。ただ、私が心配するのは、そのデータをどうやって集約して、どこが解析してその発信を防災側のほうでどういうふうにするのかというのが、イメージとして私はまだ湧きませんが、そういった周知というものについて町長、どのように考えますか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 周知については、やっぱりしっかりと行かなきゃならないということですが、やっと復興事業も終わったのでそれぞれの高強度さらには係数がいろいろ固まってきたと思うので、要は浜単位といいますか、我々どうしても境域が面積が狭いものですから、こことこことこが危ないなという、これまでの長年の経験で要は分かるんですね。ですから、全体的にこの町をそういったことでシミュレーションも含めて計画をするとすると、6,000万円とかそういう費用がかかるという膨大な費用、それならば逆にピンポイントでこの部分を解消したらいいんじゃないかと思うくらいの費用が何か聞いたものですから、我々としては今後大体ポイントでそういったところの降雨強度がどれくらいになったらいっぱいになるのか、これは浸水するのかとか、あとは本来の今の7年確立とかいろんな確率の計算の中でどうなのかというふうな推理も含めて今後検証して、住民に周知していかなくやないなと思います。

ただ、うちの町は内水については、私的には高潮との絡みがあるものですから、潮の干満があるものですから、どうしてもそこが強制排水だったりそうしないと解決できない部分も出てくるんですが、これ強制排水となるとなかなか町としても大変な経費的なものも含めてですけども、あるものですから、できるだけ自然流下でというふうなことで今後、渡邊議員さん以前言っていたような調整池的な部分がいいのか、やっぱりゲリラ豪雨的な瞬間でどれくらい降ったときで、うちの町だったらこれだったら大丈夫だとか、そういったことはしっかりともっと明確にしていかなきゃならないのかなと。そして、うちの町の場合は、太平洋側と松島側でいろいろ分かれていますので、片方はどうしても岸壁の中で低地で低いと。今回の復興の事業でも止水矢板を打ったわけでもないのに、どうしても高潮との絡みで出てくると。防潮堤は造りましたけれども、そういったことで内水とのバランスがどうなのかというふうなこと。あとは、こちらのほうの菖蒲田側のほうだとどうしても住宅はなくなりましたけれども、そういった部分で集中してかなりの豪雨が流れたときに浜伊場とかあの辺が心配なものですから、そういったところがどこまで、例えば60センチメートルくらいのかさ上げはしたというものの、どこまでの高強度とかに耐えられるのか、やっぱりその辺をしっかりと検証していかなくやないというふうな思いであります。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） さっきお金の話、計画に対してのお金の話をされましたけれども、国は一応今回内水に関しての7兆円と当初踏んでいまして、今度はさらに15兆円ということで、国交省の分は9兆円ぐらいを見えています。現在、県のほうには19件ぐらいの案件が来ていまして、

大体80億円ぐらいじゃないかと。ですから、先ほど言ったように、計画ですよ。計画をつくるのに四、五千万円の1案件、これ単純に割っただけなので、面積とかそんなもので割っているわけじゃないので、当然四、五千万円ぐらいの費用はかかる。かかるんで、この土台にもまず乗せないといけないんじゃないかと。国交省の補助事業ですから。当初は出さなくちゃいけないです。ですから、その辺の覚悟があつてやらなくちゃいけないんですけども、四、五千万円ぐらいの金がかかると。ただ、国の補助は出るでしょうということで、数値的にはそのぐらいの金でできるんじゃないの、大体。

それから、そういったものを含めると、先ほど下水道課長が言っていました。出て答弁していただいています、いろいろ手続もそれなりに多分大変だと思います。現状を把握してシミュレーションをして、2年ぐらいかかっちゃうんじゃないかと、大体。そうすると、実際実施するのにいつよという話ですよ。

先ほどから言っているように、大都市圏は中心にこの内水というのは確かにあつたんです。最近になって中小都市のほうにも入って来るんですが、ここみたいところは本当に珍しいと思つているんです。ですから、よほどの理論武装をしていかないとなかなか難しいんじゃないかと。

それから、大潮干満の話をしめますけれども、町長、ほかの町は水位、大河川の水位側のほうの監視を常に影響を受けている。ですから、うちも同じなんです。ここは前が川だと思えばいいだけの話なので、それが上がったたり下がったりすると。それが頻繁なのか、あとは低気圧が来たときとかいろいろ諸条件ありますから、それは河川と同じですよ。

そういった意味では、基本的な考え方というのはあるのではないのかと。

ですから、最後ちょっとあまりごたごた言うのもあれなので、県のほうで下水路の指定をすれば、ある一定のエリアですね。浸水区域指定ということらしいんですが、そういったものを取り組んでいただいて、雨水を先ほど町長がおっしゃったように、雨水を一旦ためて、そういう機能を持たせて干潮時まで耐えられるような、強靱な機能確保というものが必要だと考えるんですが、それもこういう浸水区域指定という県のお墨つきもあつての話ですが、そういう法定手続もやつての話ですけども、このような強靱な機能確保、これは町としては考える必要があると思うんですが、町長の考え方を。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今、渡邊議員さんに国のほうの国土強靱化の関係でもあるということなので、恐らく社総交とかそういった形での該当するかどうか、町としてもその辺を見極めて

早速調べて、そういうものに乗るのか乗らないのか、早速検討してまいりたいと思います。

(「以上です」の声あり)

○議長(岡崎正憲君) いいですか。(「はい」の声あり)

ここで暫時休憩いたします。午前10時50分より再開いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

○議長(岡崎正憲君) 再開いたします。

次に、8番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

[8番 遠藤喜二君 登壇]

○8番(遠藤喜二君) 議席番号8番、遠藤喜二。議長の許可が出ましたので質問させていただきます。

声、聞こえますか。

質問事項としては、七ヶ浜の特性を生かしたまちづくりについて、これに関して長々と9問あります。読み上げだけで時間ちょっとオーバーしちゃう可能性もあるので、早読みさせていただきます。

1問目は、僭越ではございますが、総務産業常任委員会を代表させて質問させていただきます。

先月2月24日の河北新報の朝刊、「再生の進路震災10年、被災地の首長に聞く」において、町長は、震災の復興事業は本年度で完了するに当たり、今後の課題は何かに対し、高台移転後の移転元地の利活用が一番の課題だと。さらに市街化調整区域や特別名勝松島の規制があり、都市公園や保安林にならざるを得ない、また町は観光地ではなく外国人避暑地という歴史から、日帰りできるリゾート地と位置づけていると答えています。

また、来年度令和3年度の予算提案理由の中で6つの政策軸の3つ目に、幅広い年代の健康維持のため、人にやさしく歩きやすい逍遙の道づくりを上げています。逍遙とは、意味どおり、行ったり来たりぶらつくこと、気ままに歩きまわること、そぞろ歩き・散歩また精神的に不安・不眠・いらいらの神経系の解消を目的としたものと意味するものとされています。

これを模索しつつ、ウォーキングを推奨してまいりますと上げ、さらに仙台に近隣したまちで波打ち際まで砂浜があるのは、我が七ヶ浜だけで親水性のあるエリアを生かし新年度から町内の港や砂浜、神社などの散策ができる仕掛けをしたいとも上げています。

親水性を意味するというのは、多分ギリシャ語で言う水に親しむというか、水と友達になるという、その由来だと思いますが、太平洋に面した外洋の町で仙台市の隣町で波打ち際まで砂浜の特性を生かし、新年度から町内の港や砂浜、神社などの散策をできる仕掛けをしたいとの健康と歴史探索や観光面での施策は、総務産業常任委員会が昨年後期より来年度の課題目標とする一つでもあったことが町長との発言の偶然の一致と見られます。

本来ならば、今上げたように一日かけて七ヶ浜を歩き、全ての砂浜を回るコースをつくりたいのですが、まずは花淵浜ヨットハーバーを起点に、由緒ある鼻節神社、花淵灯台、表浜を歴史観光地として生かした一日周遊や体験等のコースの設置等の考えに関して、次の質問について今後のまちづくりについて、寺澤町長に以下の点を伺うものです。

ちょっと今体調悪いもので、申し訳ございません。

①令和3年予算提案書の6つの政策軸の3つ目に、幅広い年代の健康維持のため、人にやさしく歩きやすい逍遙の道づくりを模索しつつ、ウォーキングを推奨してまいりますと上げていますが、具体的な内容を伺いたい。また、案として出ているものがあれば公表してもらいたい旨、第1問の質問とするものであります。

次、2問目です。公立高校もない、公立病院もない、基幹産業はゆって町役場といっても過言ではない我が町と思うのですが、やっとその寺澤町長の顔が見えてきたという発言が今回の施策の一つであると思います。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員、マスク外してもらってもいいですよ。苦しいでしょう。

○8番（遠藤喜二君） いいですか。

総務産業常任委員会では、先に述べた鼻節神社、2400年前に創建されたと言われる第6代孝安天皇時代、鼻が高く節があったと言われる由縁から鼻の節の神社、鼻節神社という名前。同じく子供の頃、よく遊びに行った昭和39年に点灯した無人の花淵灯台、そしてその西側にある明治時代に仙台在住のアメリカ人医師が、病気の妻の療養地として見出し、アメリカ人宣教師によって避暑地として開発された通称高山、表浜を含む高山ですね。約3万坪の高山外国人避暑地、西側の高山は今回は鼻節神社とつながる東側の戸谷場の外国人の敷地のそばを通過、表浜までの散策道路、観光ルートの一つと捉え、委員会としても検討をし現地視察等もしております。できれば、花淵の小浜は、ヨットハーバーからの花淵観光交流センター、鼻節神社、花淵灯台、表浜を散策ルートの一つとして考えてみました。

町長はもちろん、町職員各位も承知のことと思いますが、表浜には古代より横穴式古墳や日本武尊が教えたと言われる製塩方法が花淵の表浜に上陸し、ここで製塩をし、後に塩釜の地に

移ったとされ、表浜公園には私が前議員時代、多分5年か7年くらい前だと思いますが、その発掘時に立ち会うことができました。数字はちょっとうる覚えですが、たしか17か所くらいの製塩の跡地があったことが発見されています。

ここに1つレプリカでもつくり、昔の製法で塩を作り、これを日帰りリゾート集客の目玉の一つとして取り入れる考えはないか。町長が発した我が七ヶ浜は観光地ではなく、外国人避暑地という歴史から日帰りできるリゾート地と位置づけ、この意味合いは何か。交流人口拡大のためにも町内の港や砂浜、神社などの散策ができる仕掛けをしたい、町長が思う仕掛けとは何ぞやを伺いたいと思います。

次に、外国人より「山の軽井沢、湖の野尻湖、海の高山」と称され、これらは日本三大外国人避暑地とされ、本国から離れ日本各地へ散らばって生活している外国人にとって、外国人避暑地は通信交通が現在より不便だった時代に集まって情報交換をする重要な地区であった、東北の行政区で一番小さな町、七ヶ浜の高山でした。

先ほど申し上げた明治時代に仙台在住のアメリカ人医師が、病気の妻の療養地として見出し、アメリカ人宣教師によって避暑地として開発された表浜を含んだ3万坪の高山外国人避暑地。西側の高山と今回の散策路に予定する花淵灯台、鼻節神社につながる東側の戸谷場の外国人避暑地の敷地そばを通過して、表浜の散策道路を観光ルートの一つと捉え、先ほども言いました委員会でその視察をしたと。表浜地区でレプリカで先ほども言いましたけれども、その塩をつくり、塩の販売や例えば塩飴、日本武尊の塩だとこれを特産品の一つとして日帰りリゾート集客の目玉の一つとして取り入れる考えはないか、再度伺うものです。

次、4つ目。いつも思うのですが、誰がどこで来訪者のカウントをしているのか。カウントの仕方に疑問を思うものですが、震災後の観光客の客数はどのくらいか。震災以降、かんなぎでの鼻節神社への来訪者が陰りが見えてきましたが、地場産業の少ない、そして同じく地場産品の少ない状況をどのように考えるか、対応を伺うものであります。

次に、4月から2か月間、テレビ放映されるバクテン。主人公ではありませんが男子校、ちょっと新体操部の新が抜けていますけれども、新しい新体操です。新体操部のキャプテン七ヶ浜政宗という名前のキャストのアニメがあり、七ヶ浜サイド期待される兆しもあると考えられます。かんなぎブームに続き、そして3月10日予算審議委員会終了後に副町長から教えていただいた七ヶ浜で見つけたDVD、これらを含め短期間ではありますが、4月8日から2か月間テレビ放映予定のバクテン、高校新体操部のキャプテン七ヶ浜政宗というアニメもあり、アニメ名はバクテンですが、この機会に町長の漁師姿のポスター張り出しだけではなく、もう少し

積極的に町のPRをする考えはないか、お尋ねしたい。

次に、町のガイドブックに対し、現在部署別に数種類あると思いますが、もう少し集約できないか。また、せっかく載っても地区そのものが外れている、そういう場所もありますので、やっぱりもう一度見直しをしてもらって町有地の地活用の一つとして、また七ヶ浜町逍遙の道づくりシリーズとして浜めぐりや神社散策、遺跡めぐりなどジャンル別の設定などでのガイドブックはできないものか、伺うものであります。

次、従業員数事業者8つ、七ヶ浜は次第に人口減少が総務省の統計で出ております。これは事業者8つというのは、平成29年の町の産業課の統計であります。

2045年七ヶ浜は、1万1,906人の人口が想定されています。2050年には1万人を切る勢いかもしれません。それをやっぱり打破するためには、やはり町の行政の力にかかっています。また、その地場産業の水産事業者は年々高齢化と震災被害で大幅に後継者が減っており、昭和60年には975人いた漁業者は、平成30年には140人とのことです。

今後の水産振興に当たり、ノリまたほかに高級食材であるアワビと名の由来は、食用とするあしが鳥のくちばしのような形状をしていることから、また食味が鶏肉に似ているというトリ貝養殖を深く研究すると発言しているが、研究システム構築は万全なのか。また、何年後の出荷販売を目指すのか。これまでヒラメやマコガレイの養殖の成果も解明することなく、また日帰りリゾート周遊の食事処として七ヶ浜町の特産品として、多くは寿命が1年でプランクトンを餌とするトリ貝。殻が大体7センチメートルから9センチメートルということで、まれに2、3年生き残るというトリ貝、どのように出せるのであるのか。またそれがいつなのか回答を求めます。

次に、先ほど渡邊議員からも誘致関係のことありましたが、私はそのB&G財団、その誘致に力を入れてほしいと思い、今回質問の内容に上げさせていただきました。

全国の海洋センター、海洋クラブ、B&G指導員をはじめ、地域社会の様々な団体と連携し、体験・学び・挑戦などの提供に知育・体育・徳育のバランスの取れた未来を担う子供たちの健全な育成を推進、また海洋教育を推進し、広く国民の海への理解促進を図り、海洋王国日本の発展に寄与する団体B&G財団です。

また、B&G財団は、主に海洋性レクリエーションを通じ、青少年の健全育成と地域住民の健康づくりを目的とするB&Gプランを推進するため、モーターボート競争法法定20周年の記念事業として1973年の3月に設立されました。今、全国に480か所あまりあり、地元にも8か所あります。その後、地元自治体に無償譲渡してきたB&G財団です。

宮城県にも大崎市松山、大郷町、川崎町、栗原市築館、蔵王町、涌谷町、そして唯一海のある町亘理町にもB & G海洋センターがあつて、なぜ漁獲量の多い、海に親しむ七ヶ浜にB & Gの海洋センターをこれまで誘致できなかったのか。

先ほど8か所と言いましたが、7か所でした。訂正します。

宮城県内に7か所あるB & G海洋センターの誘致を、財団の支援のもとに小中学生を海に親しませる方策と海事思想の普及、海洋少年団の活性化をさらに図るため、近隣の海洋少年団に働きかけ一緒に活動の場と地元経済復興再生のためにも、今できるまた地元の雇用策の一つとして捉えられないか、伺うものであります。

最後に、ペットボトルやビニール袋などのプラスチックが海に処分されたり、ポイ捨てされたり、雨や風で河川に入り海に流れ出ております。これにより海洋生物が間違えて食べたり、プラスチック製の網などが絡まり、最悪の場合、亀などが死んでしまうという問題が世界中に起きています。日本でも海岸にごみが漂着しますが、環境省が2016年全国10地点で実施した調査結果によると、重量ベースで自然物が容積及び個数ベースではプラスチック類が最も高い割合を占めています。また、回収されたペットボトルの製造国別の場合、場所によって差はありますが、多い地点では外国製が8割、少ない地点で2割、多くは日本の西側にある大国から投げ捨てられたごみで、それ以外は国内から出たごみとなります。

我が七ヶ浜でも東日本大震災以降、特に漁網やロープ、海藻の貝殻漂着も増え、割れた貝殻や乾燥した海藻の根が硬くなり、はだしで踏んでしまいケガをした子供たちも結構います。

現在の町での海浜清掃用の雪国の鉄道の線路の雪を払うタイプ、ササラですね。竹を回して線路の雪を払うというやつです。今では大型のトラクター牽引型のビーチクリーナーや耕運機型のふるい式のビーチクリーナーが砂をすくい取り、ふるいをかけ、ごみは別にしてきれいな砂だけを落とすと、残していくと。砂浜の隅々まで走り回り、花火の燃えかす、たばこの吸い殻、ペットボトルのキャップや割れた小石、貝殻、そして今騒がれているSDGsの人の手のように拾い集め、これまでの人の手に頼っていた砂浜のごみ回収作業を大幅に省略し、短時間で美しい浜辺をよみがえさせることができる、このすくい上げ式、ふるい式のビーチクリーナーを町は取り入れる考えはないかお尋ねします。

一般的にボランティア活動では、海開きの前や海水浴期間中の数回しか清掃はできませんでしたが、このすくい上げふるい式のビーチクリーナーを活用すれば、一年中美しい砂浜を守り続けることができます。

七ヶ浜が誇る風光明媚な海岸には、残念なことに多くの先ほど言いましたが、多くの流木の

漂着やいまだに震災遺物や集積所まで引きずるのに年に数回は腰を痛めますが、その1メートル以上2メートルくらいの漁網の塊、ロープの塊などの産業ごみ、家庭ごみ、夏場は特に浜地にバーベキューや食品残渣、ペットボトル、缶コーヒー、たばこの吸い殻、花火の残骸、そっくり残されています。おまけに防潮堤の陸側には、ベッドや勉強机、子供のおもちゃなど、親として常識外れ、モラルの低下、社会道德感のない荒廃した風景も見受けられます。どの浜でも同じですが、特に表浜は毎週10袋から20袋のごみが回収されており、ペットボトル、漁網ロープだけでは最低でも5袋もあり、町民生活課さんには毎週お世話になっていることをここで感謝いたします。

ですが、もっと安全・安心して使えるように、現状のササラ電車の雪かきのような機械を使ったものではなく、先ほど言ったすくい上げ式ふるい式のビーチクリーナーを導入して、石ころのない、けがのしない、きれいな七ヶ浜の砂浜をつくり、砂浜に残るのは足跡だけの逍遙の道づくり、これの気持ちはないかお尋ねするものです。

以上、質問いたします。

○議長（岡崎正憲君） 七ヶ浜の特性を生かしたまちづくりについて、回答を求めます。

寺澤 薫町長、登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） それでは、8番遠藤喜二議員の御質問、七ヶ浜の特性を生かしたまちづくりについて、お答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。

6つの政策軸の3つ目に「幅広い年代の健康維持のため、人にやさしく歩きやすい逍遙の道づくりを模索しつつ、ウォーキングを推奨してまいります」というふうなことで上げていますが、具体的な内容を伺いたいということでございますが、東日本大震災から10年が経過した今、本町の自然環境や景観に魅せられている方は年々多くなっていると実感しております。

逍遙については先ほど喜二議員さんがそぞろ歩きといいますか、こういった歩行環境づくりが逍遙の道づくりでございます。

最近、健康づくりのために町内を歩く方も多く見受けられます。この逍遙の道づくりに当たっては、人にやさしく心地よさや解放感だったり、歩いてみたくなるような道づくりを考えております。健康で生き生きと暮らすため私たちが住んでいる町での新しい発見や景観なども知ってもらったり、同様に町を訪れる方にも楽しんで歩いていただければの創出など、一概にハードを整備するというふうな部分ではなくて、総合的に見て展開を目指すものでございます。

令和3年度では逍遙の道づくりを推進するためのプロジェクトを町内に立ち上げまして、横断的に取り組んでまいりたいと思います。具体的な施策においては、今後町民の意見も聞きながら一つ一つ実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。

次に2点目の御質問、観光面の施策として新年度から町内の港や砂浜、神社などを散策できるような仕掛けをしたいとのことですが、具体的なことについて伺いたいということでございます。

これについては、1点目の回答に大分重なる部分ございますが、町外の方たちにも風景を楽しみながらウォーキングや散歩をしていただけるコースを設定していきたいと考えております。具体的なコースの設定等についてはこれからであります。湊浜、菖蒲田浜、花渚浜、代ヶ崎浜などにあります公共の駐車場を起点として港や砂浜、神社や灯台などを巡るなど、推奨コースなどを設定していくのもよいのではないかと考えているところでございます。

次に3点目の御質問、高山と鼻節神社がつながる東側の戸谷場の外国人避暑地付近を散策観光ルートの一つと捉え、総務産業常任委員会で現地を視察したが、小浜ヨットハーバーから観光交流センター、鼻節神社、花淵灯台、表浜散策ルートとし、さらにかつて製塩が行われた花渚地区で塩を作り、これを日帰りリゾート集客の目玉として取り入れる考えはないかについてお答えをさせていただきますが、戸谷場付近の観光ルート設定につきましては、大部分の土地が民有地でもございます。外国人避暑地の隣接するルートとなると、現在は木が生い茂っている場所でもあり、このエリアは特別名勝松島地区に該当しており、今容易に木を伐採できない地区となっていることから、新しい整備ルートとすることまでは現段階では考えてはおりません。現有の町内の道の散策をと、まずは考えております。

なお、日帰りリゾートの集客の目玉としての製塩については、今塩釜市のほうで藻塩作りとして花渚沖のホンダワラでこした塩水から製塩しているようですが、その取組を見ましても簡単ではありませんので、今の段階では塩作りまでということは想定はしておりません。

次に4点目の御質問、震災後の観光客数はどのくらいか、震災以降かんなぎ、鼻節神社等への来訪者数に陰りが見えたが、地場産品の少ない状況をどのように考えるかについてお答えをさせていただきます。

震災後の年間観光客数は、平成27年度までは約30万人前後、平成28年度以降は平均で55万人となっております。平成28年以降、急激に増加しておりますが、これは七のやの開店や菖蒲田海水浴場の再開など、復興が進み町内が整備されてきたことが主な要因と捉えております。

町内での地場産品の状況でございますが、どうしても水産物が中心となってまいります。当

町は以前から活魚が中心で、ノリ、ワカメ以外では加工品が少ないのが現状であります。現在、漁協のほうで加工所兼販売所を計画したいとの話も聞いておりますので、海産物のバリエーションが増えることを期待したいところでもございます。

次に5点目の御質問、4月から2か月テレビ放映されるバクテン、高校体操部のキャプテン七ヶ浜政宗というアニメもあり、この機会に積極的に町のPRをする考えはないかについてお答えをさせていただきます。

アニメのバクテンですが、議員さんの御質問にありますように、放送が来月4月8日の深夜から開始になると聞いています。内容は、高校の新体操部のストーリーとなっており、部員の名前が宮城や福島県の市、町の名前が使われ、光栄なことに当町の名前もつけられております。物語の舞台は、岩沼市となっていますが、アニメの背景に当町の風景が使われているとの情報もあることから、関心を寄せているところであります。

町のPRに生かすべきではとの質問ですが、町環境協会に大変アニメに詳しい方がおり、かななぎの際も中心となって動いてくれた方がおりますので、今後のPRや展開も含めて話合いを持ちたいと思っております。

次に6点目の御質問、町のガイドブック等は現在部署別に数種類あるが、集約できないものか伺うについてお答えさせていただきます。

町の複数の課で発行しているガイドブックやパンフレットは、それぞれ配布する対象者が違い、それにお知らせしたい内容も違っておりますので、一概に集約するのは得策ではないかと考えております。

次に7点目の御質問、地場産業の水産業従事者は、年々高齢化と震災被害で大幅に後継者が減少しており、昭和60年代には975人いた漁業者が平成30年代には140人とのことである。今後の水産振興に当たり、ノリのほかに高級食材であるアワビとトリ貝養殖を深く研究すると発言しているが、研究システム構築は万全なのかと。また、何年後の出荷販売を目指すのか、また日帰りリゾート周遊の食事処として七ヶ浜町の特産品を出せるのはいつなのか伺いたいについてお答えさせていただきます。

トリ貝の生育実験に関しましては、現在東宮港前の海域にて、海中生育調査を行っております。令和元年10月から翌年7月まで行った実験では、最終的に平均で大きさが66ミリメートルまで育ち、本町の海域でも育つことが分かりました。今期はさらに追及してまいりたいと考え、事業を進めているところであります。

また、今後の取組には安定した種苗確保が必要不可欠なことから、松ヶ浜にあります宮城県

水産技術総合センター種苗生産施設に種苗の生産と中間育成を委託し、確実な稚貝入手に努めていきたいと考えております。

なお、来年度においては将来の陸域での養殖を見据え、東宮港において同じ海域の海水を使用し、陸上取水による育成と海中の育成との育ちの差なども検証していきたいと考えています。

何年後の出荷を目指すのかと食事処の特産品として出せるのはいつかの御質問ですが、クリアしなければならぬ課題や実証実験にはまだ数年要すると見込まれます。漁業者の方の取組においても、気概を持って根気強くやっていただくことが大事でありますので、現段階では一概に何年後とは言えませんが、新たな産品をつくりたいということでチャレンジしてまいりたいと思います。

次に8点目の質問、宮城県内に7か所あるB&G財団等の支援のもとに、小中学生を海に親しませる方策と海事思想の普及、海洋少年団の活性化を図るため、近隣の海洋少年団に働きかけ一緒に活動の場と地元雇用をつくってはどうか伺うについてお答えいたします。

B&G海洋センターは宮城県内10市町村に12か所あると伺っております。また、近隣の海洋少年団と一緒に活動ということですが、過去に公益社団法人日本海洋少年団連盟の傘下の東北地区連盟に塩釜団があったと伺っております。日本海洋少年団連盟に確認したところ、塩釜団は現在活動をしていないようで、県内には海洋少年団は存在していないようであります。一番近くて青森県八戸市ということでございます。子供たちを海に親しませる方策としては、生涯学習課主催の令和2年度青年教育事業で、宮城海上保安部また青少年教育事業で宮城外洋帆走協会、野々島感動支援隊の方々の御協力をいただき、事業を実施しているところであります。さらに令和3年度は、令和2年度の事業に加えまちづくりの出前セミナーのメニューとして、宮城海上保安部にお願いして3講座エントリーを予定しているところであります。海に関心を持ってもらい、海と親しむことを当面のベースに情報を集めて今後も取り組んでいきたいと考えております。

最後に、9点目の御質問、七ヶ浜が誇る海岸には残念なことにいまだに震災遺物や漁網等の産業ごみ、家庭ごみ、バーベキューや花火の残骸が残され、特に表浜は毎週約10袋から20袋のごみが回収されて、現状の海浜清掃委託だけではなく安心してはだしで歩ける砂浜をつくる気持ちはないかについてお答えをさせていただきます。

遠藤議員が日頃より清掃ボランティアとして表浜の清掃活動をなさっていることに関し、感謝申し上げたいと思います。

まず初めに、安心してはだしで歩ける砂浜をつくる気持ちはないかとの質問ですが、まずは

ごみのない砂浜であってほしいという思いであります。町では現在菖蒲田浜や小豆浜、表浜の各砂浜を海浜清掃を委託しておりますが、清掃回数が限られ実施においてはビーチクリーナーでの清掃を行っていることから、小さなごみや最近では石が多くなっており、拾い切れていないのが現状でもあります。

このようなこともあり菖蒲田浜では、民間の方が呼びかけてボランティアの皆様のお力を借り、清掃活動の回数を増やしていただいております。やはり人的な対応でないとできないこともあり、七ヶ浜クリーンサポートプログラムの登録団体などにも菖蒲田浜だけでなく、町内のほかの砂浜での清掃活動を声がけしております。

また、海岸管理者である宮城県にも現状を伝えておりますが、さらに今後も要請してまいります。今後もボランティアの皆さんの協力とお力添えをいただきながら、きれいな砂浜となるようにしてまいりたいと思います。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） まず、1問目から。今回ちょっと再質問する時間がないであろうということで、質問の提案書というか、大分はしょっては来たんですけども、ちょっと時間がありますので。

今回、一番に関してハードを整備するものではないということですね。あとは、令和3年度町民の意見を聴いてと。あと、民有地であるということですね。その民有地でありますけれども、昔は途中で畑もつくっていた方もいらっしゃいました。ただ、その方は今は高齢となり、かなり雑草というか木とか生い茂っているものですから、その畑まで行く道路さえ見つからなかったと。昔だったら獣道なり何なりはあったと思うんですけども、その今使っていない民地であれば所有者さんから許可をいただいて、歩く道路というか、鼻節神社から表浜までの外谷場の外国人避暑地の隣地を使って表浜まで下りて行くことはできるのではないかと、私は思うんですけどもいかがなものでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 景観とかそういったことを考えて、昔の獣道的な部分では遠藤議員さんよく御存じだと思いますので、私も分かるんですが、今回はうちの町にはこの小さな町に町道が延べ延長100キロメートルなんです。100キロメートルちょっとあるんです。ですから、そういった部分でアップダウンも結構あるということで、実はこれまで震災後、地域間連携ということで各地区との交流会がありました。その何人かに、この七ヶ浜に25年近く住んでいるけれ

ども、実は吉田浜とかあちらのほうには一度も行ったことがなかったと、行く用事もなかったと。初めて今回地域間連携して、こういう路地とかまだ七ヶ浜には漁村特有の風景が残っていたとか、私たちに取るととても新鮮だなということで、そういった意味を含めて、さらに見直ししてやったらどうだろうか。

そしてさらに、うちの町は昭和54年に汐見台ができたとき、ボンエルフというオランダ方式を取り入れたり、あとは汐見台南にはロータリー形式の道路を設けたりということで、意外とそういった町の先駆的にデザインをしてきた。今度は逆にシェアードスペースというわけじゃないですけども、必ず歩車分離というんじゃないくて、そういう路地の部分は意外と人優先にと考えて歩くことを中心に設定したらどうだろうか。よくハイキングとか、あとは今までトレールとかいろんな長距離区間でコースを設定して、ここは歩きなさいみたいなのはあるんですけども、逆にうちのほうはスポット的に各浜に神社の背後地にありますし、そういった部分とか意外と知られていない、この小さな中でもいろんなポテンシャルがまだあるということで、そういったことを含めて今回は新たな町民の皆さんにもちょっと隣の地区というか、反対側の地区にも行ってみたいとか、そういったことができたらいんじゃないかなという発想のもとで、それが健康につながったり、新たな町の発見があったり、人との交流ができたり、そういったことを踏まえて今回は逍遥ということでぶらぶら散策するという意味合いでもこういったことを謳わさせていただいた経緯がございます。

ですから、すぐ伐開してこの道をここまで鼻節神社からというふうなことではなくて、今回は宮城海上保安部の方との包括連携協定を結ばさせていただいて、まずは鼻節神社の花淵灯台に行く道なんかをちょっと行けるように、行きやすいようにというか、広げるというよりは歩きやすいようにできないかなと今考えているところでございます。

花淵灯台は日本で2番目に無人灯台となった場所でございます、昭和39年私もあそこに来たとき見せてもらって、灯台から眺めた経緯がありますので、ああいった場所をもうちょっと紹介してもいいんじゃないか。子供たちにも見せてもいいんじゃないかなというふうな部分で、そういったところを一つ一つ何か具現化できればいいなというふうな思いで上げさせていただいた経緯がございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 今回は総務産業常任委員会で鼻節神社、表浜だけをちょっと視察いたしました、七ヶ浜そのものというのは、昔は七北田川の河口に湊浜があったと。皆さん御存じないかもしれませんが、七ヶ浜には河口があったんですよ、昔。私、小学生のとき蒲

生まで自転車であの砂浜に行きました。蒲生の親戚のコイ屋さんから、そのコイを袋に入れてもらって自転車で帰って来たこともありました。仙台新港なり、そういう設備ができたおかげで分断されて、七ヶ浜には川もない国道もない鉄道もない町になったわけです。

それで、平安時代、松ヶ浦島と称され、枕草子、続古今和歌集などでその題材で使われた、かつて伊達政宗等が愛した仮の宿、鴻ヶ崎、今は御殿崎ですね。ちょっと話それますがけれども、その残りの崖と隣接する、今は消波ブロックでもう砂浜もなくなりましたけれども、乙女ヶ浜、その東側の須賀ノ浜、小さい頃私もおふくろの実家が松ヶ浜なものですから、よく遊びました。地図にも名も表示されない、歌手の森公美子さんでしたっけ。多分寺澤町長も何か縁があると思うんですけども、昔はエイラクソウがあった私好きな場所なんですね、あの小浜は。小浜とあと幼稚園の下の浜ですね。

それで、1881年愛知県の千鳥ヶ浜、1885年神奈川県の大磯の照ヶ浜に続き、1888年菖蒲田海水浴場と呼ばれる菖蒲田浜が日本で3番目の海水浴場になったわけです。今は、石碑しか残っていませんが、その南の先の眺望ヶ崎には宮沢賢治が親戚を見舞いに来たという当時の病氣療養を目的に建てられた潮湯治、大東館がありました。その北隣には敏腕サーファーが集まる今は菖蒲田、あとは誰が名づけたか東北の湘南といわれる小豆浜があります。そして今課題とした日本三大外国人避暑地「山の軽井沢、湖の野尻湖、海の高山」とされたその高山。

これに先ほど言ったように、民有地だからできないとか何とかじゃなくて、民有地の方にも声をかけてその町の散策路、逍遙の道づくりの一つとしてさらに活用できないかお尋ねするものです。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） まずはすぐ鼻節神社からそういった部分に手をつけるというんじゃなくて、今現有する部分をまずは利活用したいと。人にやさしい道づくりというか、今までは車中心の道路づくりだったんですけども、そういった今度は歩けるようなそういったスペースをしたいというふうなことで、うちの町、鎌倉に学んでいろんな海水浴とかやったんですが、鎌倉も北鎌倉から鎌倉から歩かれたことがあると思いますけれども、何気ないあれですけども、いろんな歴史とかいろんなつくりが違うかもしれませんが、ああやってパートナーシティを結んでいて、少しはそういう鎌倉デザインというか、そういう意味合いのものも含めて歩きやすい道ができればということで、いろんな場所を選定してこれからやれないかというふうなことで、今いろいろと模索しているところでございますので。

よく東北の湘南とかって言う方いるんですけども、これは東北の湘南というと、山元町も

亙理町も使っているんです。私は東北の鎌倉というふうなことで、できれば皆さんにも宣伝していただきたいというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。

まずは、本当に人にやさしい道づくりで、本当に路地に入ってなかなか本当に行けないところとかまだまだあるんだなということがありますので、そういったことを町内の皆さんにも教えて、歩いたり散策していただければというふうな思いでございますので、今後さらに詰めてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 私の質問時間1分切りましたので、その海洋少年団、ちょっと中飛ばします。

海洋少年団、5、6年くらい前、町の生涯学習センターの前で国旗掲揚何かしていたと思うんです。それで、やっていた彼らにまた再度声をかけて復活させる気はないか。また、外洋帆走協会のキッズの指導員も私ちょっと縁あって知り合いなんですけれども、その方たちとも話し合って再度海洋少年団、あとは海洋センターこれに起用することができないかどうか、お尋ねしたい。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鈴木雅浩君） 海洋少年団ですよね、過去に活動していたということで。町として事業を展開する上で、活用できればしていきたいというふうに思いますし、あと指導員を養成するということですよね。それは事業を積みながら、外洋帆走協会とも今事業も一緒になっているのもございます。実際、令和2年、令和元年度から行ってまして、ちょうど外洋帆走協会のほうからお声かかりまして、スケジュールを合わせまして子供たちの授業に組み込んでやっております。来年度も同じような授業をやる予定で外洋帆走協会のほうとは話を進めております。

以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） すみません。時間がないので、飛ばします。

今後、町で今のビーチクリーナーではなく、すくい上げふるい式のビーチクリーナーを取り入れる考えはないか、最後の質問ですけれども、町長の考えをお尋ねしたい。

○議長（岡崎正憲君） 回答願います。産業課長。

○産業課長（小玉 寿君） 今、菖蒲田海岸のほうに民間の事業所のほうで、試験と掃除を兼ねた海浜清掃にいらしている方もいますし、ホンダのほうで前、ケーヒンとかああいったところ

の企業でそういったバギーを利用したやはり同じような仕組みのものを何度か見かけております。

今現在、まだビーチクリーナーもっと使えるんですけども、もし取り替えるようになるのであれば、その際にはそういったバギーカーのほうも以前使っていた経緯もございますので、あわせて考えてどちらのほうがいいのか、一長一短ございますので、そういったことを考え合わせながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） これにて一般質問は終了いたします。

日程第3 議案第36号 令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第11号）

○議長（岡崎正憲君） ここで追加提案されました議案第36号について、提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、議案第36号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算について説明をさせていただきます。

今回の補正は、先月13日に発生した福島県沖を震源とする地震によって被害を受けた公共施設で、早急な復旧が必要な箇所の工事などと、復旧工事の工期が4月以降となるものについての債務負担行為などを追加するものであり、一般会計補正予算への計上に間に合わなかったため、追案とさせていただくものであります。

なお、災害対応の職員人件費、緊急を要する案件につきましては、予備費により対応させていただいております。また、工事等の状況によっては、令和3年度の補正予算等で対応することもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、詳細については担当課より説明をさせていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、議案第36号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第36号令和2年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第11号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、今町長のほうから説明ありましたように、先月13日に発生した福島県沖を震源とする地震によって被害を受けた公共施設で、早急な復旧が必要な箇所の工事

など、それから復旧工事の工期が4月以降となるものについての債務負担行為などを追加する
ものであります。

議案書202ページをお開きください。

第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ940万円を追加し、歳入歳
出予算の総額をそれぞれ118億7,884万8,000円に定めようとするものであります。

第2条では、債務負担行為の追加。

第3条では、地方債の変更であります。

205ページをお開きください。

第2表の債務負担行為は7件で、道路施設災害復旧工事として町道7か所の復旧工事などで
限度額を157万円に、公園施設災害復旧工事として、花渕浜地区中央公園と代ヶ崎浜地区広場
の舗装復旧工事などで限度額を90万円に、七ヶ浜国際村施設災害復旧工事として、エントラン
スホール、ガラスブロック目地等復旧工事などで限度額を165万円に、生涯学習センター施設
災害復旧工事として、中央公民館及び老人福祉センターの内壁クラック等復旧工事などで限度
額を450万円に、社会体育施設災害復旧工事として、アクアリーナエキスパンション等復旧工
事などで限度額を2,300万円に、中学校施設災害復旧工事として、七ヶ浜中学校体育館内部壁
面復旧工事と向洋中学校建具内部クラック復旧工事などにかかる調査委託費等で限度額を
1,850万円に、遠山保育所施設災害復旧工事として、遠山保育所トイレ床面復旧工事で限度額
を100万円に、期間は全て令和2年度から令和3年度までとする債務負担行為を設定するもの
であります。

次、206ページになります。

第3表の地方債の補正につきましては、変更する1件で、現年度発生単独災害復旧事業債で
限度額を410万円に940万円追加し1,350万円とするもので、今回の地震による令和2年度分の
復旧事業の財源とするものであります。

歳入について説明いたします。209ページになります。

22款1項9目災害復旧債940万円につきましては、今回の地震による令和2年度分に係る災
害復旧工事等の財源とするものであります。なお、充当率は100%であります。

210ページになります。

歳出ですが、初めに補正額がゼロ円となっている科目につきましては、予備費を充用し対応
した災害復旧事業の案件について、一般財源から災害復旧債に財源組替えとしたものでありま
す。

各科目の説明は省略いたします。

また、今回追加で補正する復旧工事等については、工期が短期のもので3月末までに完了するものであります。

2款1項12目減債基金費780万円の追加は、既に予備費で対応した分も合わせて災害復旧債を借り入れることにより、予備費で措置した分が一般財源であることから余剰財源となり、今回追加する分を今後の起債償還に充てるため積み立てるものであります。

11款2項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費40万円につきましては、汐見台南2丁目地内防犯灯修繕工事であります。

3項3目公立学校施設等災害復旧費120万円につきましては、町内3小学校の校舎壁のクラック等の復旧工事と給食センター壁のクラック等の復旧工事であります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 205ページ、債務負担行為補正に対して1点質問させていただきます。

こちらの事項としては7つ今御説明いただきました。

そして限度額、こちらが債務負担行為補正の全部足すと5,112万円、先ほど町長の説明で足りない場合は令和3年に補正を出すということでしたが、その補正の出すタイミングというか、どのぐらいを考えているのか。また、違う聞き方で言えば、早急な復旧が求められるわけですが、工期はどのように考えているのかという表現にもなるかと思いますが、その回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 債務負担行為につきましては、令和3年度でこの額を限度額としてどのタイミングになるか分かりませんが、補正する予定であります。この額が限度額となります。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） それでは、私のほうから今後の進め方について説明したいと思います。工事期間もありますので補正につきましては、4月になるか5月になるかは別ですが、早いうちに補正を上げたいというふうに思います。ただし、ものによっては補助が受けられるかどうかについて、審査を受けなければならないものもございますので、それらについては4月、5月に補正ができるか、あるいはその後になるか、あるいは年度をもう少しまたいで復旧工事になるか、その辺も含めて今後債務負担行為の補正、そういったものも含めてあり得

るというふうに御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点ほど質問させていただきます。

まず、第1点目は、205ページ及び210ページの今回の2.13の被害に伴う事業の計上であります。そこで求めたいのは、先般の全員協議会でこの地震に伴う被害状況について、2月19日時点の状況の説明は全議員に説明がありました。しかし、今回補正で被災場所が国際村、生涯学習センター、遠山保育所、あと各小学校の計上と説明がありました。

そこで、改めて被災状況とあとは今回の計上額の一覧を改めて提出を求めたいというふうに、後日でも結構ですので、できないか答弁を求めたいと思います。

2点目は、先日の新年度の予算提案について、私、反対の立場で討論しました。その中で、今回の2.13で住宅被害を受けた方の対応について、新年度事業でどのように対応するのか、伺いたいというふうに思います。（「新年度」の声あり）

被災された、今回2.13で住宅被害を受けた、今回のこの予算というのは2.13の被害状況、そして主にここでは公的事业しか入っていません。しかし、先日の地震被害ではここでは災害の罹災証明とか災害届証明書の発行状況なんかもされております。そういう点では、町のやる仕事としては、公共事業だけじゃなくて2.13で被災された町民の生活をどう守り、どう向上させるかというのが今回の予算に本来計上されなきゃいけないんです。そこで、新年度事業で被災された方に対してどのような対応をするのかということを確認したいということです。

いいですか。要するに2.13で被災された方が、町営住宅入居を申請しました。しかし、それに伴って担当課の対応については、あなたは対象じゃないということで対応したそうです。そこで伺いたいのは、この2.13で被災された方への入居対象にならなかったというのは、年齢制限なのかどうか、主な理由が。そこで、もし年齢制限が主な理由だということであれば、この公営住宅法で年齢制限が設けているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目はいいです。

2問目ですけれども、今の話は住宅被害者に対して対策はどうするかということでの質問と受け止めさせていただきますので、お願いします。

副町長。

○副町長（平山良一君） まず2点目の回答から申し上げたいと思うんですけれども、今回、2

点目の住民被災に対しての調査、そういったものの事務費でございますので、今回は対応、そういったものを予算化したものではございません。そういったことから、それらについては機会があれば説明する機会を別に設けるといふようなことが必要であれば、それで考えていきたいというふうに思っております。

それから、今回載せなかったほかの被害について、資料を求められましたけれども、これも同じく2点目と同じように、次回補正する段階の前に機会があれば説明をしたいというふうに思いますので、そのときに必要であれば資料をまとめて提出できればというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点目から。被害状況を全協の中で2月19日時点で示しているんですね。最終的な被害状況がどれだけあるのかというのは、議会のこの予算計上する前に議会に対して説明する義務があるんじゃないでしょうか。その中で、こういうところが被災したので新たにその被害に対する工事費用を計上する方向で検討しているので、そのときは補正に賛成の協力またはなんなんなんということやるのが普通のルールじゃないですか。その点再度とその提出を事後でも結構ですので求めたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 今回、補正をさせていただきました案件につきましては、2月時点で分かった部分、ほぼ確定した簡易な修繕であってもう少しどういった対応をするかとか、あるいは民の被害がどの程度に及ぶのか、そういったものというのは調査を今している段階でございますので、まとめ切れていない部分があります。その辺につきましては、今後というふうに御理解をいただければというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点目の質問に変わります。

今、副町長は民の被害の状況も調査中だということでありました。私、それが当たり前なんですよ。ということは、今回、公共施設のみの被害状況についての事業をやりました。

しかし、その見えない被災の生活状況についてと把握しています。それに対して答えて、その方が罹災証明もらって、そこでじゃあ自分の家には10年前の震災を受けて、今回も受けたと。自分の家には住みたくない、公営住宅に入りたい、そういう要求を出したんですよ。そしたら断られた。なぜなのか。2.13の被災者の1人なんですよ。そういう人たちに寄り添った事業を展開しなきゃいけないんじゃないですか、今回の計上じゃなくて。

町の2.13を含めた全体の被災状況を把握した上でです。その辺どうなんですか。

○議長（岡崎正憲君） 税務課長。

○税務課長（小野勝洋君） 住宅被害につきましては、2月13日以降にすぐ申請を受付を開始いたしまして、ちょっと今手持ちの資料がございませんが、相談件数につきましては、三百二、三十件ありました。現に申請されまして、現地調査した件数が150件を上回る状況となっていて、被害状況につきましては、確定ではございませんが、今の段階では全部一部損壊10%未満というふうな状況になっておりますので、現に支援を求めている方については、税務課として把握はしておりません。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 入居の要件であります、罹災証明の判定が一部損壊では入居する条件にはなっておりません、滅失または半壊以上。東日本大震災のときは半壊以上で住宅を解体した方というような方になっておりまして、一部損壊ではちょっと入居はできないということになっております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 町営住宅というのは、災害公営住宅から町営住宅に変わったでしょう。そして、その方は東日本大震災で被災して今回入居を希望しているんじゃないんですよ。今の家が一般的な地震で入居が、自分自身の判断ですけれども、困難だと、修理するお金もない。そして、一般入居したいんですよ。そのときの年齢制限があるでしょう。それで何で断ったの。東日本の基準で断ったんですか。そんなことしたら、あなた認識違いですよ。

そして、教えてください。担当課では、入居には年齢制限があるのかどうかだけ教えてください。と、東日本の基準でやっているのか、その2つだけ。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） お答えをしたいと思います。

単身であれば年齢制限がございますけれども、単身でなければ年齢制限はございません。

東日本大震災が基準になるというふうなことでございますけれども、担当課長が答えましたが、今ある住宅は、災害住宅につきましては、まだ東日本大震災で建てた建物でございますので、今の段階では基準としてはそういうふうになりたいと思います。それを過ぎた段階ではどう

いうふうにするかというのは、今後の課題というふうに受け止めております。

以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。仁田議員。

○3番（仁田秀和君） 1点です。

先般の全協でも伺いましたけれども、調査、今後も継続してやっていくということで、調査結果次第では国のほうにも激甚災害として、そちらも要請が必要だと思っておりますけれども、そういう考えについてお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） まだ、国のほうから全体的な調査ということが終わっていませんので、激甚が当たるかどうかについては判断は出ておりませんが、町から行政体として要望していくというふうな部分については、激甚が当たるようにというふうなことで、ほかの市町村の状況も踏まえて要望してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。遠藤喜二議員。

○8番（遠藤喜二君） 205ページだと思っておりますけれども、アクアリーナも含めてですけれども、今回の窓ガラスの破損、今暗幕みたいなテントみたいな張っていますけれども、前回の東日本大震災のときもあそこは結局潰れているわけです。先ほど町長が言ったデザイン性は、どこまでのデザイン性が分かりませんが、やっぱり避難所としてあるわけですから、もう少し頑丈な造りにするとか、あの掘っ建てそのものは建築法に合致はしてはいますが、以前東日本のとき、私、サッシのメーカーさんに行って自分も見せていただきました。そして、講習っていうか、研修もしてきました。合ってますけれども、屋根の加重とかやっぱり揺れとか、そういうのに加味されてあの掘っ建てがもたなかったと。

デザイン性よりやっぱり避難所として使えるような建物に直すべきだと思います。それで、そういうふうな直し方というか、その建築業者がチャンピオン性でと言われる建築したから補修もするんだということじゃなくて、ほかの業者から見積もりを取るべきじゃないかと思うんですけれども、いかがなものかお尋ねしたい。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 今議員さんおっしゃるとおり、数社から見積もり、それから修繕方法について提案を受けた上で対応する予定で考えております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）

次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）

討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（岡崎正憲君） 以上をもって、本定例会 3 月会議に付議された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は、明日 3 月 16 日から 12 月 28 日までの 291 日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は、明日 3 月 16 日から 12 月 28 日までの 291 日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 0 時 1 0 分 閉会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年3月15日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員